

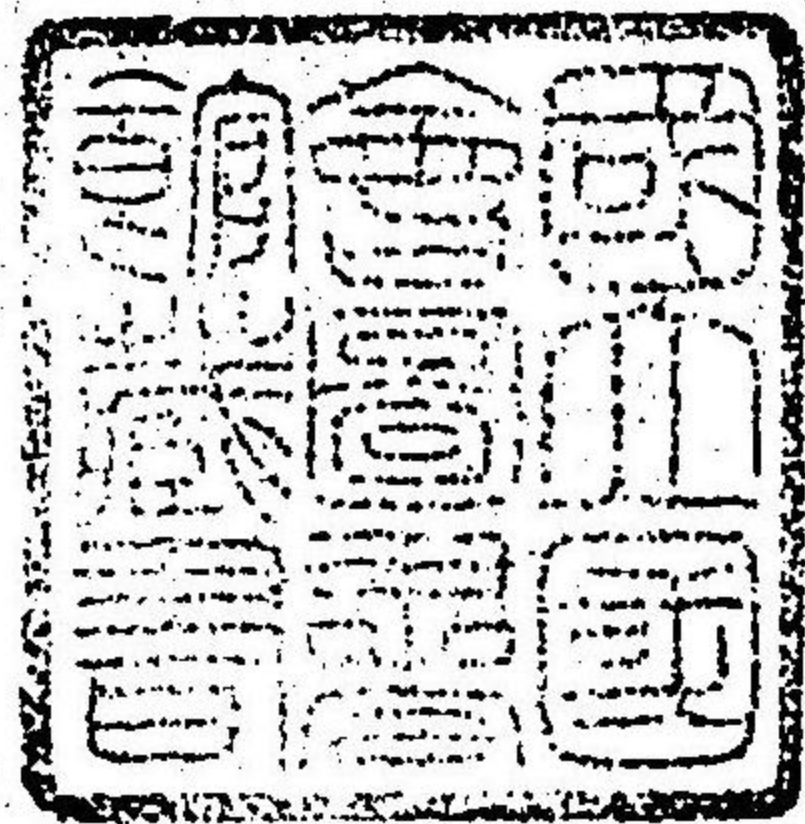
山川早水著



巴蜀

東京成文館

292.227Y292h



33159

序

是れ余か四川紀遊の書なり。四川一省。禹域に於て名區特絶と爲す。前修頗る記述あり。余も亦た擧に倣ひて此篇を作る。區區兎園册言ふに足らずと雖も。讀者或は之に頼りて。其一斑を窺はるゝを得ん歟。但た其れ此種の文字。往往枯單に失す。老手且つ然り。況や余輩をや。書成る題して巴蜀と曰ふ。

明治四十二年五月

山川早水

例言

- 一 記載事項は、極めて多方面に涉らんことを務めしむ、識見淺薄加ふるに滞在日数の短少を以てし、未だ志の十一だに償ふ能はず、讀者幸に備らざるを尤めざれ、
- 一 旅行中の記事を、日記體とせるものは、後遊者の程を按ずるに便にせんと欲したるに因る、
- 一 宜昌府より巴東縣に至る間は湖北省に屬すれども、峽江の記述上、除外するを得ず、且つ紀行の順序上、宜昌府を以て、其起點及び終點とせり、
- 一 地理及び史蹟の考證が、よりたるところには、煩冗の嫌あれども、務めて其引用書目を掲ぐ、
- 一 寫眞は余が手に收められたるものは、悉く之を挿入せり、讀者の看ることの多からんを欲したればなり、
- 一 挿畫の下なる、△は水流の方向を示す號なり、
- 一 篇末の詩は記事と關係あるものを録す、但し佳作と認めたるものは本文に涉らざるも、問之を收む、

一本文中の主要なる地名を卷末に列記し、原音を以て其稱呼を示せり、後遊者或は
以て便とする所有あらん、



巴蜀目次

入蜀

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

宜昌府に達す 大阪公司を訪ふ 東大江を望み西三峡に對す 荆門の戰	二五一〇
郊野の高塔 墳墓の形狀 蘇州の佳麗蘭州の美棺 東山寺 玉泉山 長板橋 峽江圖說 入峽の準備 入蜀の路	二五二〇
邦人の足跡 入峽の期節	二五三〇
舟中の自炊 禹の斷江 平善湖の香柑 蝦蟆塔 蜀江水路險名 黄牛神 黄牛峽に入る 空舂峽に入る	二五三〇
空舂峽の危機 牛肝馬肺峽に入る 絶壁の工事 獨漚の沈没 新灘を渡る 長江第一の名灘 灘上の大船 新灘發現の時代 歸州を過ぎる 歸州の史蹟	二五四〇
風原の故郷 風原と江山 歸州の唐碑 人鮮壘 洩灘を上る 石門灘の史蹟 牛口灘に入る 巴東縣 巴峽を上る 鐵棺峽に入る 楚蜀自然の交界 夫子大洞夫子小洞 巫山十二峯 神女廟 巫山と文學	二五五〇
巫山縣 細腰宮 漢時の鐵盆 盟唐峽に入る 黒石灘を上る 風箱峽に入る 孟良梯 長江の最狭峽 巴蜀の咽喉 漁者の歌 澆河堆 白帝城 白帝城の史蹟 永安宮址 孔明八陣の遺蹟 赤岬山	二五六〇
夔府 吳鹽販 知府の招待 妓船 雲陽縣 蜀中杜鵑の名所 杜鵑亭の詩 張桓侯廟 興隆灘を上る 下岩寺 萬縣に達す	二五七五

目次

萬縣より成都府に至る……………七六

萬縣知縣 知縣の贈物 護衛兵 内地旅行の便利 支那人の飢饉 萬縣城 萬縣の今昔 陸行準備 天生橋 分水嶺 艇艇より顛落す……………七六至八〇

梁山縣 踏傍の炭坑 蜀山春雨 元朝驛 大竹縣 野に饑饉あり 李渡河 新市鎮 德政碑 嘉陵江を渡る 順慶府 不致當 保寧府 大和鎮に宿す 趙家渡 成都本邦人の出迎 成都に達す……………八一至九一

成都滞在記……………九二

四川省……………九二

天府 成都盆地……………九二

成都城……………九三

成都城の沿革 古の城廓 今の城廓 四門より通ずる四路……………九三至九四

成都の市街……………九五

清潔なる市街 東大街 城内の三區 滿洲城 總督と將軍との尊卑 滿州兵の練兵 滿漢相婚せず 舊皇城 摩訶池 皇城内の現状 舊貢院 諸葛亮の宅址 煤山 成都市街の展望 交通機關 人力車 外商……………九五至一〇二

外國商品……………一〇三

獨逸品 獨逸商人の敏 本邦品 本邦製の時計と洋傘 本邦商人の不徳……………一〇三至一〇七

成都に於ける外國人……………一〇七

在成都西洋人の國別 西洋人の業務 宣教師の成功 宣教師の職業 成都の列國領事……………一〇八至一一一

省内に於ける外國人……………一一一

佛國宣教師の内地進入 内地宣教師の平生 四川人の西洋人に對する態度 南昌事件と四川……………一一一至一二二

成都に於ける日本人……………一二三

成都最初在留の日本人 在留日本人の業務 成都の將來と日本人 在留日本人業務の細別 官報書局の日本人 勤工局の日本人 製革公司の日本人 各學堂の日本人……………一二三至一二七

省内に於ける日本人……………一二七

成都重慶以外に在留せる日本人 重慶在留の日本人 四川全省に於ける日本人の總數 重慶日本領事館管内の日本人……………一二八至一二〇

成都本邦人の生活狀態……………一二〇

衣服 住居 食物 日本食料品 日本人の娛樂場 宴會の隆盛 疾病 郵便の不便 骨董の流行……………一二〇至一二六

省内本邦人の生活狀態……………一二七

成都の教育……………一二九

五十二歳の小學生 成都の學校數 成都の學生數 日本教育の勢力 英米教育の増勢……………一二九至一三一

省内地方の教育……………一三一

小學堂 中學堂 女子教育 四川學報 全川學務研究所……………一三一至一三三

蜀人の氣質

東坡と蜀人 風雅 革命思想

一三三

成都の新聞雑誌

成都日報 成都の雑誌

一三五

成都の漢書

學道街 志古堂 夜市 賽會 官報洋局 日本版の詩輯 高等學堂の藏書樓 碑帖 宋拓王羲之聖教序 藝苑雜考碑帖の一節

一三六

蜀中の古碑

蜀碑の數 夔府の隋碑

一四三

成都の骨董

成都に珍器なし 會府街の骨董舖 西魏佛 董其昌の肉筆

一四四

釋奠

支那本國の釋奠 庭燎の偉觀 寧平舞 景平舞 舞生 舞圖 祖上の大半 行禮の無遺作

一四八

西藏人と巴塘人

西藏隊商 巴塘 樂容堂堂 西蜀方言

一五二

成都軍巴塘を征す

一五五

巴塘人怒る 駐藏大臣を虐殺す 征討に向ふ 駐藏大臣の木像 牛皮船 戦利品を見る 巴塘人佛人を殺す 打箭爐 打箭爐の外國人

一五五至一五九

四川總督を訪ふ

一六〇

川漢鐵道

川漢鐵道の線路 銅元局 鐵道學堂 日本教習

一六一

城内史蹟

一六一至一六二

蜀漢皇城

西樓 楊雄宅址 楊慎宅址

一六四

武擔山

昭烈即位の處 昭烈の宮址 關明妃の墓 石鏡 關明の墓 太子墓 折石

一六五

卜肆

支機石

一六七

江濱廟

一六七

文翁石室

一六八

石牛

李冰時代の石刻

一六九

大慈寺 諸葛井

一六九

文珠院 碧鷄坊 聖帝行宮……………一七〇

城外史績……………一七一

萬里橋……………一七一

萬里橋の歴史 玄宗橋名を問ふ……………一七一

錦官城……………一七二

錦官 蜀江錦 蜀錦譜 現今の蜀錦……………一七二至一七三

錦江……………一七四

關羽衣冠墓……………一七四

漢昭烈廟 丞相祠堂……………一七四

錦官城外柏森森 蜀丞相祠堂記碑 昭烈廟 孔明廟 諸葛銅鼓 古柏行 琴亭 墓陵……………一七五至一七七

廻瀾塔……………一七八

望江樓……………一七九

園内の景致 吟詩樓 濯錦樓 薛濤井 送客の饒場……………一七九至一八〇

雙孝祠……………一八〇

旌表門 支那人の石刻技術……………一八一至一八二

青羊宮……………一八二

八角堂 老子の像 古銅羊……………一八三

花市……………一八四

成都の十二市 花市 花市の佛 樂會の光景……………一八四至一八五

神仙碑……………一八七

送仙橋 六方石柱……………一八八

草堂寺……………一八八

浣花溪 草堂寺の沿革 古梵安寺……………一八八至一九〇

少陵草堂……………一九〇

杜子美の宅址 少陵祠 禹碑 草堂八景の詩碑 薛濤の宅址 草堂人日……………一九〇至一九一

司馬相如の舊居 望鄉臺 駟馬橋……………一九二

女校書薛濤墓 宋濂墓……………一九三

成都府領史蹟……………一九三

郫縣方面……………一九三

漢將軍何武墓 郫筒井 郫筒酒 杜宇の墓 杜鵑 望帝の宮址 楊雄の墓 尚友閣……………一九三至一九七

新都縣方面……………一九七

昭覺寺 楊慎の故里 桂湖 彌牟鎮 八陣蹟 新都八陣の舊形 寶光寺 鹿偕宗行殿 無垢淨光塔 馬超墓 毘橋

殿君平の卜筮 講道臺 南軒院

二〇七至二一五

彭縣方面

二一一五

龍興寺 破塔 丹景山 丹景の牡丹 葛仙山 玉泉山 太平寺 龍領山 天彭山 二郎廟 内江 外江 崇橋 離堆 岷山江を導く 内外江考 離堆の意義 李冰の傳 楊妃池 青城山

自蜀赴秦驛程

二二一九

天廻鎮 新都縣 萬人墳 房公湖 漢州城 殿君平の舊居 姜子遊の故里 秦宓の故里 鹿頭關 龍鳳二公祠 血漿 鹿頭關の要害

四川の巨防 大壘山 龍洞 萬安驛 玄宗駐蹕の蹟 綿州 思賢堂 長卿山 李梁の關 送險亭 劍泉 文昌宮 文昌廟考

琅瑯驛 玄宗鈴を聴く處 雨淋鈴 白菱花 礎苑寺 武侯坡 劍州 劍閣 姜維祠 劍閣 一夫守險萬夫難趨 白楊

嶺 費微が墓 昭化縣 廣元縣 皇澤寺 則天武后の生地 石櫃閣 飛仙嶺 朝天峽 嘉陵の山水 龍洞背 神宜驛 七盤嶺 秦蜀の界

二二四三至二四六

蛾眉山游記

二五九

成都府より嘉定府に至る

二五九

成都を發す 古佛洞に入る 群佛 眉州 三蘇祠 祠の荒涼 中岩寺 中岩寺の勝景 鴨婆灘を下る 平羌峽 嘉定

府 英國砲臺

二五九至二六八

凌雲山に上る 層崖の大佛 東坡讀書樓 東坡の晋字 東坡樓の觀望 烏石山 郭璞の舊居 墨魚 東坡樓第一の眺

望 凌雲九頂 萬景樓 旅館の一夜

二七〇至二七八

嘉定府より蛾眉縣に至る

二八五

嘉定府を發す 白蠟樹 蠶樹 蠶蟲 蠶蟲運搬 蠶樹 蠶狗 蠶の分泌 白蠟 蠶の用途 古洞穴 雅河 古の燕渡 水 義皇廟上の乾坤 蘇稽 蛾眉縣城に至る 登山の準備 鈔票

二八五至二九三

蛾眉山

二九四

登山の兩路 清流 伏虎寺 蛾山一等の巨刹 羅漢像六百二十軀 奇字碑 解脫坡 雷音寺 天女池 純陽殿 五十

三步 竹羅柴門 大蛾寺 中峰寺 呼應庵址 觀音寺 龍昇閣 廣福寺 清音閣 共山第一の林泉 金龍寺 靈官樓

萬年寺 普賢騎象の銅像

二九四至三〇二

古額 李白聽琴の遺跡 舊記に見えたる萬年寺の寶物 觀心庵 邦人虎に遇ふ 觀心坡 息心所 雲谷幽深 初殿

上天梯 華嚴頂

三〇三至三〇六

蓮花石 奇石 洗象池 大乘寺 古鐘碑 白雲寺 七十二洞 接引殿 太子坪 沈香塔 天門寺

和尙塔 絕頂 絕頂の地勢 絕頂の寺院 金殿 金頂 銅碑 金頂の背面 登山者 佛光 銀色世界 佛光の種類

大雪山を望む 佛燈 下山の途に就く 蛾委 遇仙寺 觀音巖の瀑 猿群 仙峰寺 洪椿坪

太平 會佛寺 牛心寺 回龍山 石船子 龍門洞 聖積寺 普賢銅像 八卦鐘 古塔 蛾眉縣に歸る 蛾山十景 大

蛾 第二蛾 第三蛾 第四蛾

三二二至三二八

峨眉縣より成都府に至る……………三二九

夾江 夾江縣 彭山縣 涪治堡 小凌雲 成都に歸る……………三二九至三三一

巴蜀と雪村……………三四一

雪村の傳 賦に囚せらる 西蜀に貶せらる 大赦に遇ふ 東歸 母子奇遇 入寂 雪村の遊蹟 峨嵋集 雪村蜀中の吟咏……………三四一至三四四

峨嵋山歌 峨嵋集中最古の白眉 鄧夫も雪村を知る 蜀中の交遊 嘉陽觀水漲三十韻漢篇を去る 重慶に至る 再び映江に浮ぶ……………三四五至三五二

出蜀……………三五五

成都府より嘉定府に至る……………三五五

成都を去る 平羌峽 四川第一の製鹽地 自流井……………三五五至三五七

嘉定府より重慶府に至る……………三五九

再び凌雲に遊ぶ 木乃伊 嘉定の大佛 峽中に入る 沱魚寺灘 月坡 叙州府 四川雲南の要衝 英艦 金沙江 楊子江の本流 南溪縣 江安縣 納溪縣 合江縣 青果 江津縣 重慶府に達す……………三五九至三六五

重慶記……………三六六

重慶府の位置 重慶城 市街 字水 重慶の氣候 瀟瀟 在留外人 本邦人の狀況 重慶の將來 西洋國人 西洋人の病院 領事館及び居留地 江北廳 銅元局……………三六六至三七八

名勝 槍山 温湯峽 日本僧の遺墳 羅羅 苗族 苗族名稱の一斑 黑羅羅 技巧 白羅羅 既月 月峽の會 一撮毛……………三七九至三八六

重慶府より宜昌府に至る……………三八七

重慶を去る 紅船 唐家沱の險 鄧都縣 平都山 陸府 忠州 四賢堂 禹廟 忠州に於ける白樂天 白樂天と杜子美 石寶寨……………三八七至三九四

瘴癘 巫山峽の風雨 大船難破す 宋玉が故里 風原の廟 香溪を探る 王昭君の故里 兵燹峽を下る 三游洞に遊ぶ 宜昌府に達す……………三九六至四〇四

目次畢

巴蜀

山川早水著

明治三十八年三月十八日、神戸を發し、越て二十二日を以て、同行草野金松氏及び蜀省雙流縣人陳瑄氏等は心堯に上海に會し、翌夜改めて大坂公司(今の日清汽船會社)の輪船に投じ、順日漢口に達し、一泊の上、又其翌夜を以て、同公司の漢口宜昌間を上下する輪船に投じて宜昌に向へり、沿途の狀況に至りては、記すべきもの甚だ多けれども、本書の目的に非ざるを以て一切省略に従ふ、

入蜀

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

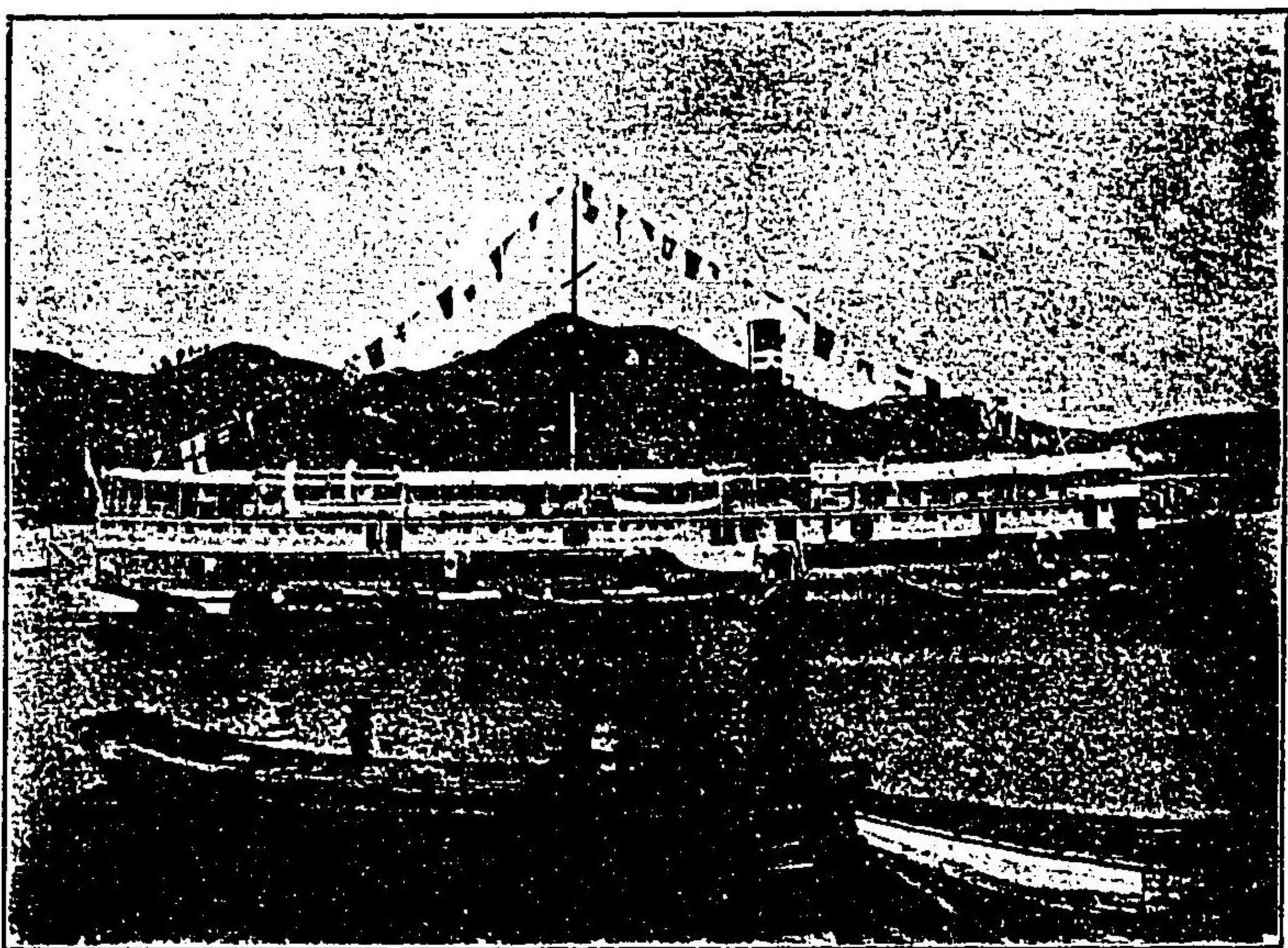
三月二日 汽船航路の終點なる湖北省宜昌府に達す、神戸拔錨以來、此に至つて日

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

上海を發す

宜昌府に
送す

第一圖



宜昌碼頭に於ける大阪商船大丸吉丸

を閲する十有三、

船の碼頭に停りて碇を投するや、支那のヤンク先を争ふて漕ぎ寄せ來り、無數の苦力、挑夫等相踏藉して、舷を攀ぢ上り、器噓喚船内に押し懸け、見るに任せ、觸るゝに任せ、行李皮靴の嫌なく、相奪ふて運び去らんとす、余曾て杜騙新書を讀み、斯る間に、擾に乗じて、錢物の類を騙奪せらるゝもの、往往之れ有るを、知れば、固く陳上に囑し、其盜に拉せらるゝを警しめ、混雜最中に、どあるジャンクに積み込み、やうやくにして陸揚を畢へ、客引を先だて、興隆店と名くる支那旅館に投せり、先づ一品の紛失も盜難も無く、上陸するを得しは嬉しかりしが、旅館に入り不快を感

せしは、其不潔なることなり、前日漢口に上陸し、日本旅館の所在を尋ぬるに先ち、假りの落付きに、名利棧と呼ぶ支那宿に就きしとき、人一倍に其陋穢を憤りしが、此度はこれにも過ぎたる不潔にて、言語に絶せる光景に、室内を見廻し、茫然たるもの之を久うせり、

漢口か上海かなりせば、日本旅館も有れば、西洋旅館も有りて、何れに就かんも、欲するがまゝなれども、此處宜昌の地、泣くも笑ふも、支那宿のみなれば、今更如何のなす術無し、名だたる宜昌を以てして此様なり、前途程遠し、風雨幾千里、水泊山宿、其酸更に甚しきものあるべきを思ひ、心を決して、駕を此に税しぬ然れども、余爰に一言なき能はず、凡そ邦人の支那旅行を試るもの、長城居庸を説くはあり、姑蘇金陵を記するはあり、古今を俯仰し、興亡を憑弔するはあり、據るに足らざる輸出入の數字を録し、自ら以て貿易の情勢を得たりとするはあり、しかも曾て旅館の不備に言及せざるものは何ぞや、豈に區區たる瑣事、遂に語るに値せずとして然るか、余旅館の旅行に於ける、其關係甚だ密、殊に將來邦人の支那漫遊上、豫め知らせて措かれざるものあり、且つ之に由りて、支那社會の研究上何等かの成績を收めらるべきを以て、こゝに興隆一店を捉へ、聊か其梗概を記さんと欲す、固より擧隅には過ぎざれども、之に

支那旅館
の不潔

湖北省宜昌府より四川省高縣に至る

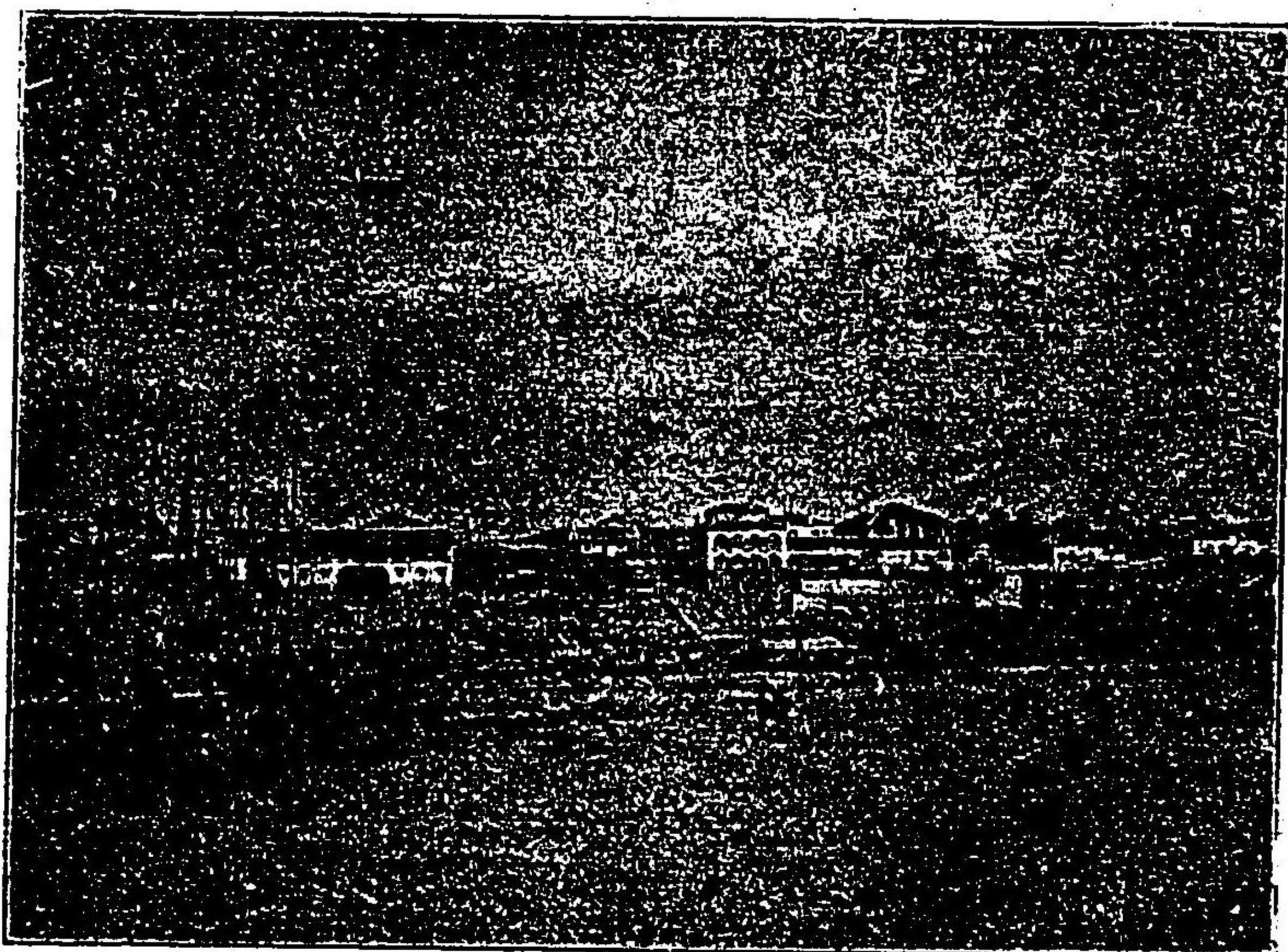
因りて略ほ全國を推知するを得ん、

此國にては俗に旅館を客店、或は客棧と稱す、旅館といへば反つて雅語として見らるゝなり、而して店字棧字に、名利、高陞、泰和の如き、飽くまで吉祥を意味する文字を加へて其號とはなす、興隆店も亦た其例なり、却説興隆店の概狀、家屋は木材と煉瓦とに成る純粹の支那建築にして、其規模頗る小ならず、内部は畫して十二三房とす、大房約ね十一二疊を敷くべく、小房も數疊を下らず、兩房の間、板壁を以て其の界とせり、床は板張なれども、土足のまゝにて出入すれば實は土間と擇ぶところなし、天井は名のみにて、僅に簀席の類を張れるに過ぎず、是れ尙ほ可なり、甚しきに至ては、何の設備も無く、直に瓦腹と對するところさへあり、その瓦も方五六寸、厚さ三四分、其價二三文を出でざる粗製にて、而かも屋上に亂排したるまでなれば、豈目には幾處の孔隙を存し、晝は日の見ゆ、夜は星を漏すとも形容すべく、降雨の際杯思ひ遣らるゝ程なり、房内には極めて粗造なる寢臺一兩個を置けり、房によりては一對の腰掛様のものに、長短廣狹不揃の板子數枚を掛け亘して、寢臺に代へたるもあり、余等の占めたる一室は、館中第一の大房といはるれども、入口半間の外、紅紙を貼れる方三尺餘の障子窓一個を開けるのみ、通氣にも充分ならず、無論明取りの間に合ふべ

くもあらず、寢房の片隅に卓子一脚有り、油燈のどゞりに垢塵の凝り付きて、木ども鐵ども見分け難し、これに附屬する椅子の不潔、言はずもがな、やがて見るだに穢はしき男共、飯櫃、家肉、汗物を盛りたる鉢皿を爪を浸して提げ來り、件の卓子に押し並べて立ち去れり、其無作法なる、牛馬に秣かふにも似たり、空腹の際なれば口には上はしは上ぼしものゝ、不快言はん方無し、宿料は一泊二百文といふ、白米一升七八錢の内地にては、此宿料決して廉どは言ひ難し、固より入浴等の設備あらざれば、旅中の勞を醫せんには、安坐と睡眠とに由るの外なし、これとても塗炭に座する思にては、十分には貪られざるなり、而して投宿より出發まで、寢具の始末、行李、萬端の整理、皆客の自ら理むるに任せ、館人等は一切之に關係することなし、要するに、支那旅館は、我等に取りては、僅に山野に露臥するを免るゝに止り、之に由りて其日の草臥を醫せんは、到底期せらるべきに非ず、大臣總督以下大官乃至紳商富豪等か旅次は、如何といふに、矢張り此猪欄同様のところを以て宿所に充つるなれ、たゞ彼等は室内に紅唐紙を張り詰め、裝飾を兼ね四面の陋觀を糊塗するまでのことなり、拳匪事件に當り、天子陝西に幸せしどきの如きも、恐くは別に駐驛の設備も出來ざりしなるべく、且つ當時は御饌すら充分に具するを得ざりしといへば、其苦想ひ見るべきなり、

大阪公司
支店を訪
ふ

第二圖



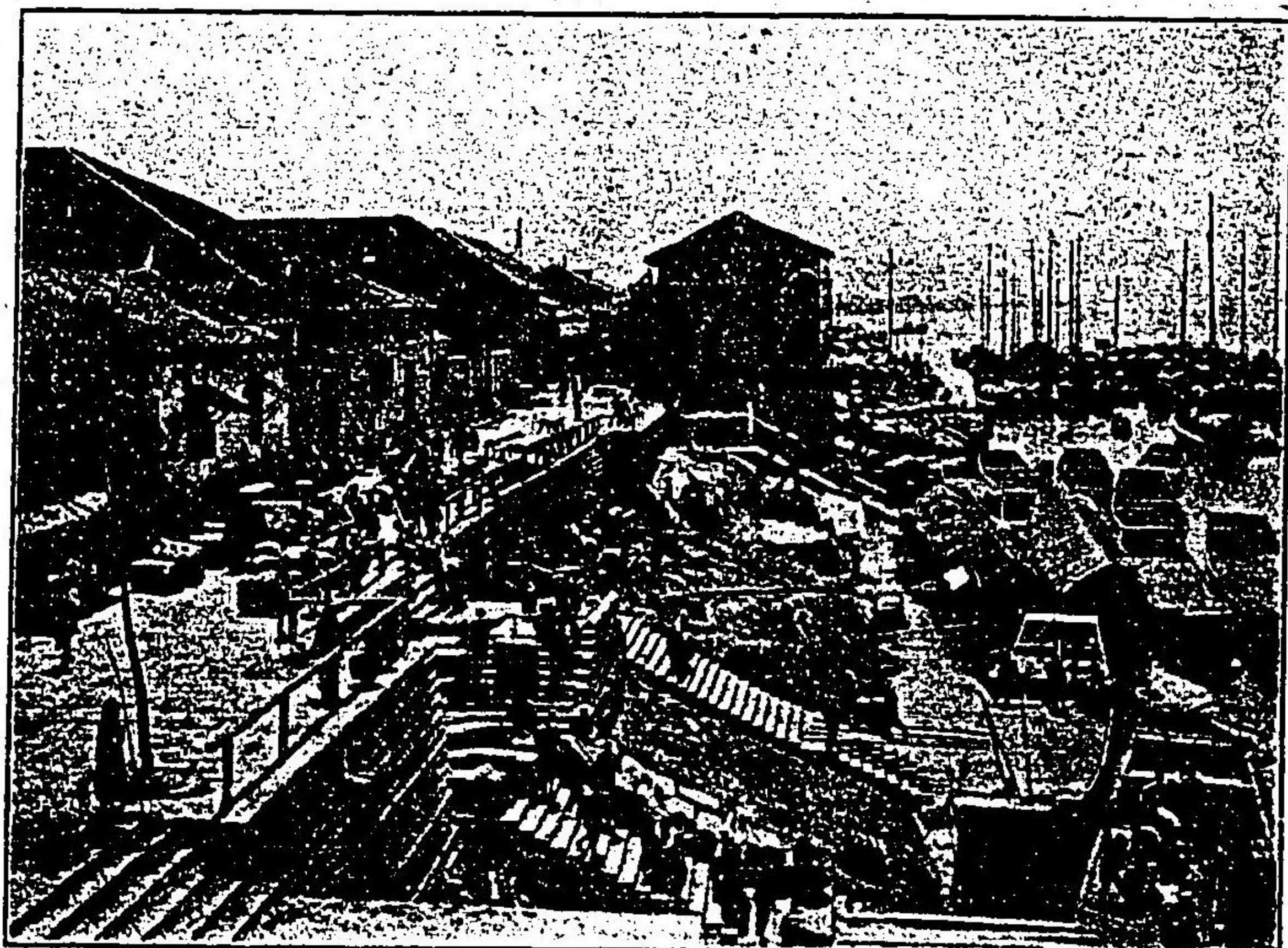
右の二層樓は大阪公司の右の三層樓は招商局 (→)

尙ほ本邦旅館と相違せる點を擧ぐれば、更に數千言を草せずして、之を盡し難ければ、餘は行先き先きにて附叙せんと欲す。世の支那内地旅行を試みんとするもの、遠征的準備あるに非ずんば、程に上りて後、非常の困難と不便とを招くことあらん。

上海、漢口の許多の同胞在留せるに引き代へ、當地には一大阪公司支店あるのみ。旅境豪壯を覺ゆると同時に、客心何と無く寂寥を催さずんばあらず、行李も略ほ整理に就きたれば、陳生を留めて之を護らしめ、草野氏を促し、去つて公司支店を訪ふ。公司は興隆店を距る三四町の東に在り、主任松原季九郎氏、副中川重治氏詰

幽谷を出
て、喬木
に遷る

第三圖



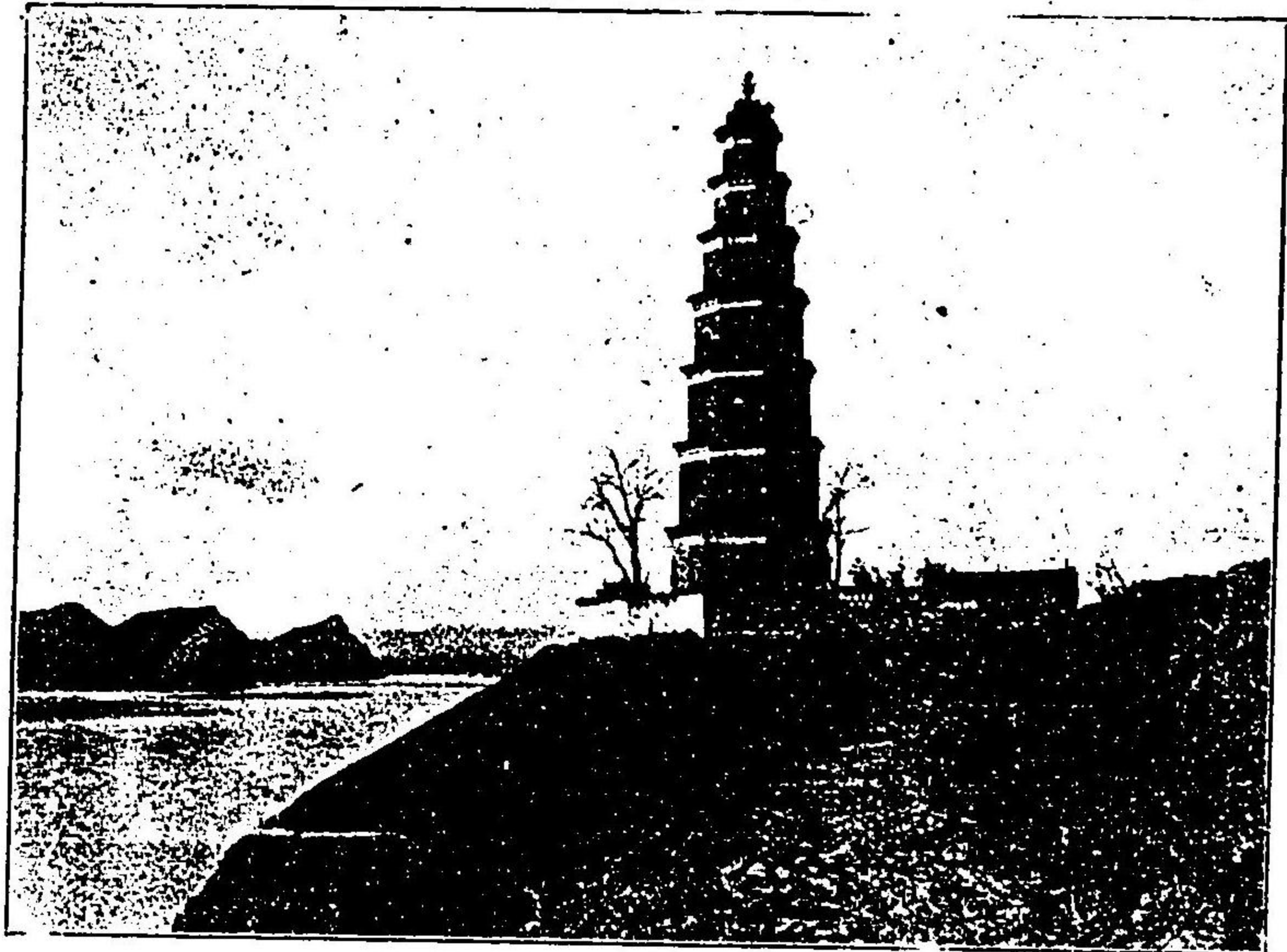
(↑) 宜昌碼頭の第一部

め居らる、迎接極めて殷勤なり、余厚顔とは思ひしかど、出發の日まで社内に宿せしめられずやと請ふ、兩氏快く肯はれ、早速樓上なる一室を宛行はる、陳生には氣の毒ながら、即刻使を遣はし、行李を取り寄せぬ。幽谷を出て、喬木に遷るとやいはむ、最早此地に來りては不潔を論ずるに遑あらしど覺悟しけるに、兩氏の厚意にて、坐ながら、楊子江頭の高樓に嘯傲するを得るに至りしは、此旅中特筆すべき爽快なりけり、夜卓を圍むて談ず、話頭百般、興を極めて寢に、就く。

三日 早起樓外を望む、面に當る荆門十二峯、隱約として曉霧の間に在り、今日は天氣も晴朗なればとて、中川氏に伴はれ、

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

第四圖



塔然天の東府昌立(←)

附近の名所見物に出懸く、徒歩より馬こそよけれど、主客三人轡を聯ねて、江畔の沙地を東し、先づ此地に有名なる天然塔へと志す、風暖に馬勇めば、鞍に懸けたる鈴の輪も、足搔につれて珠琅たり、往くと凡そ五清里餘にして塔下に達せり、塔は江の左岸に立てり、その昔し天然に湧出せりと傳へらる、磚皮にして木骨なり、古びは古びたれども、闕落の個所も無く、修繕の迹も見ねざるは、建築堅牢の故と覺わたり、登りて最上層に至る、真に下し窺ひて高鳥を指さんと欲す、余等の後に跟き登れる村童等の恣より脱して窺上に出で、相逐ふて周圍を嬉驅するを見、悚然として股栗せり、支那人の冒險に於

孩提に
至險を
目す

支那人
險を
知らず

東大江を
望み四三
峽に對す

けるや、殆んど警戒といふものなきは、蓋し此邊より養ひ來れるものなるべし、而して這は其教育の有無には拘はらざるに似たり、袁枚か遊黄山記を見るに、中に峰高且險下臨、無底之溪、余立其巔、垂趾二分在外の句あり、其險を險とせざる、比比皆然りとす、恐らく言はゞ、與し難きの無謀なり、止に無謀たるのみならず、一種の殘忍性なれども、觀察如何によりては、又一種の勇徳とも稱すべし、若し之を善導して、戰鬥等に應用せば、其効測る可けんや、現に彼等が幾んど渾球到處に跋扈し、迫害を憚らず、風土を懼れず、汲汲焉唯た利を羅するに務め、所謂虛にして出で、實にして還るの概あるもの、亦た此特性の發現の證左と謂ふべけれ、未だ知らず、余が見當るや否や、對岸荆門山を望む、盪盪相倚る、圭を列ぬる如し、轉じて東を望む、武昌や何處沙市や、那邊唯た見るものは、不盡の長江、天際に流るゝあるのみ、更に眼を西方に放てば、連山波濤の如く、奔走して朝するところを知らず、遙に思ふ天下三峽の奇、紆廻して其間に在るを、數日の後には、身其境に入り、又た首を回し、那邊や宜昌、何處や荆門と打眺めんこと、猶ほ今の東を望むが如けん、一念之に及ぶ、自ら客懷の驚くを禁する能はず、區區支那旅行、壯も不壯も言ふべき程には非ざれど、夢寐に來往せる、巴蜀の山河を跋渉するに臨んでは、亦聊か煙霞の痼を醫するに足らずとせず、塔北に一高丘

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

あり、蓋し虎牙山なり、水經注に江水又東歷荆門虎牙之間、荆門在南、上合下開、關徹山南有門、像虎牙在北、石壁色紅、間有白文、類牙形、並以物像受名、此二山楚之西塞也、水勢急峻、故郭景純江賦曰、虎牙桀豎以屹萃、荆門闕竦而盤薄、圓淵九廻以懸騰、溢流雷响而電激者也、ある是なり、

荆門の戦

此地の史蹟としては、後漢光武が將、吳漢、岑彭等と蜀主公孫述が將、江王、田戎、任滿、程汎と會戦せしこと最も著る、光武既に隴右を平ぐ、曰く、人自ら足らざるを苦む、既に隴を得て、復た蜀を望むと、乃ち大司馬吳漢等をして兵に將とし、征南大將軍岑彭に會し、蜀を攻めしむ、是より先き、建武元年公孫述蜀都に據り、立ちて帝を稱す、光武が兵來り侵すに及び、其翼江王、田戎、大司徒任滿、南郡の太守程汎等を遣はし、數萬人を率ゐて逆撃せしむ、諸將遂に巫山、夷陵、宜昌を抜き、進むと、荆門、虎牙に據り、江水を横りて、浮橋、關樓を起し、楫柱を立て、以て水道を絶ち、營を結び、山に跨り、以て陸路を塞ぎ、漢兵を拒ぐ、時に建武九年なり、越えて十一年、漢の將、征南大將軍岑彭、屢ば田戎を攻めて克たず、光武因て大司馬吳漢をして將軍劉隆等を率ゐる、荆州の兵凡て六萬人、騎五千匹を發し、岑彭と荆門に會せしむ、此役勝敗の決、水戰に在り、彭乃ち軍に主となり、募りて浮橋を攻む、偏將軍魯奇、募に應じて進む、時に東風狂急、魯奇が船流に逆

光武蜀を平ぐ

ひて上り、直に浮橋を衝く、楫柱、反把あり、奇か船其鈎するところと爲る、奇等勢に乗じ、殊死して戦ふ、遂に炬を飛して橋を焚く、風怒りて火盛なり、橋樓皆崩る、岑彭軍を擧げ、風に順つて並び進む、向ふところ前なし、蜀兵大に亂れ、溺死するもの數千人、任滿を斬り、程汎を生獲す、田戎走りて江州、今の夔府の附近、即ち蜀の咽喉の地を保つ、之を荆門の戦と爲す、荆門已に抜く、岑彭峽を遡り、長驅して、江關、今の夔府の對岸に入る、吳漢留りて夷陵を守りしが、其米數十萬石を收め、舟を整へて、繼ぎ進む、尋いで光武自ら將として、征す、吳漢、馮駿等専ら軍を總べ、大に公孫述と戦ふ、翌十二年、述漢兵の刺すところとなり、軍に殞す、其將延岑、城を以て降り、光武の志、是に於てか成る、其因蓋し荆門の一勝に在り、

郊野の高塔

天然塔は余等に取り、絶好の登臨臺に供せられしが、別に其用途を存するもの、如し、凡そ支那内地に入らば、府縣城を去る、二三清里乃至五六清里の處に、概ね一基の高塔の聳つを認むべし、其形は圓なるあり、多角なるあり、大小高低亦た一ならず、而して其材料は大抵石と磚瓦とを取れり、其用は想ふに、行旅をして市邑の在る所、もしくは己に市邑に近づきたるを知らしむるの目標なるべし、そが遊囃の爲めにするにあらざるは、遠く郊外に建てられたると、其多くが登攀すべから

北邙に登るが如し

墳墓の形状

ざるとにて知らるれ、天然塔の如きは、自ら兩用を兼ねるものと謂ふべし、塔北なる虎牙山と見たる山までは、二、三十分を出でざるべし、いざ一鞭と馬首を北して進む、行く行く小丘の間を過ぎる、滿地皆墳、其數幾百なるを知らず、不圖打見やればかなたの一山、亦た擧げて悉く墳なり、北邙山上列墳塋とは、文字の上にてこそ讀みたれ、之を事實に見たるは、今日を始めとなす、而して其墓兆に充つるに、務めて丘陵或は山上を以てするは、人馬の踐踏を避くると同時に、地と相均夷するを防ぐが爲めならんも、一には又た耕田を侵削せんことを厭ふに由るものと見たり、支那墳墓の尋常のものは、余が見たるだけにては、所謂墓にあらで、墳に屬するものなり、其埋葬の法式に至りては、未だ曾て見聞せざるが、墳狀及び廢墳の遺穴より察するに、先づ棺を地上に安じ、石室を以て之を圍み、然る後土を被らしめ、高く封して半球となすものゝ如し、支那人の棺を重んずる、吾人意想の外に在り、細民と雖も、一生一度の晴に、出來得る限りの美棺を作るを以て、無上の榮譽となせり、況んや富者に於ては、往往六七百圓を投じて惜まざるものあり、其葬式に當りては、數丁を雇ひ、露擔して之を送り、以て人に誇示するを常とす、本邦人の墓碑の高低を競ふと頗る相似たるもの

棺と相善し

蘇州の佳美棺

あり、されば邦人の碑石を見て、左程に忌嫌せざる如く、彼等は棺を以て不祥の器とせず、甚しきに至ては、死に先ちて一二個を買ひ、之を門前、戶外等に横へ置くものすらあり、國に従ひ俗も亦異なるものかな、棺の制長方形にして、長さ約六尺、高さ二尺内外、寬さ約二尺有餘、頭大に尾に至て漸く小なり、其材概ね杉を用う、其臭の佳なるを喜び、名けて香杉と曰ふ、而して製極めて堅牢を尙び、板厚さ往往五六寸を超ゆるものあり、普通は白木の儘なれど、奢れる者は、外面を蠟塗にし、龍虎花鳥等の描金を施せり、其露擔して以て人に銜示するも、亦た宜ならずや、塗棺には一ひ使用したる舊物を、販ぐもの、間之れ有りとして、流石の支那人もこれには頗る警戒し居れり、棺材の美なるもの、古來甘肅省蘭州を以て第一とす、諺に蘇州に遊び美人地なれば、甘肅に死すと云へり、(其成句を忘る)以て其如何に棺を重するかを知るに足らん、彼等が斯く心を棺に苦むる所以のもの、想ふに他人に對しては、情に於て其遺骸を壞爛せしむるに忍びず、自己を以て言へば、死後と雖も、父母の遺體は完存して傷くる勿るべしとの儒教主義に本きたるが如し、然れども今や徒に誇飾の具として認めらるゝのみ、

墓地を過ぎれば山脚なり、斜に通せる石徑を辿り、半腹の坦地に出づ、巨大なる樓廟

あり、登らんと欲すれば、馬上ながら、遠近を打ち眺む。宜昌城の全幅一眸の中に在り、日暮公に回る。

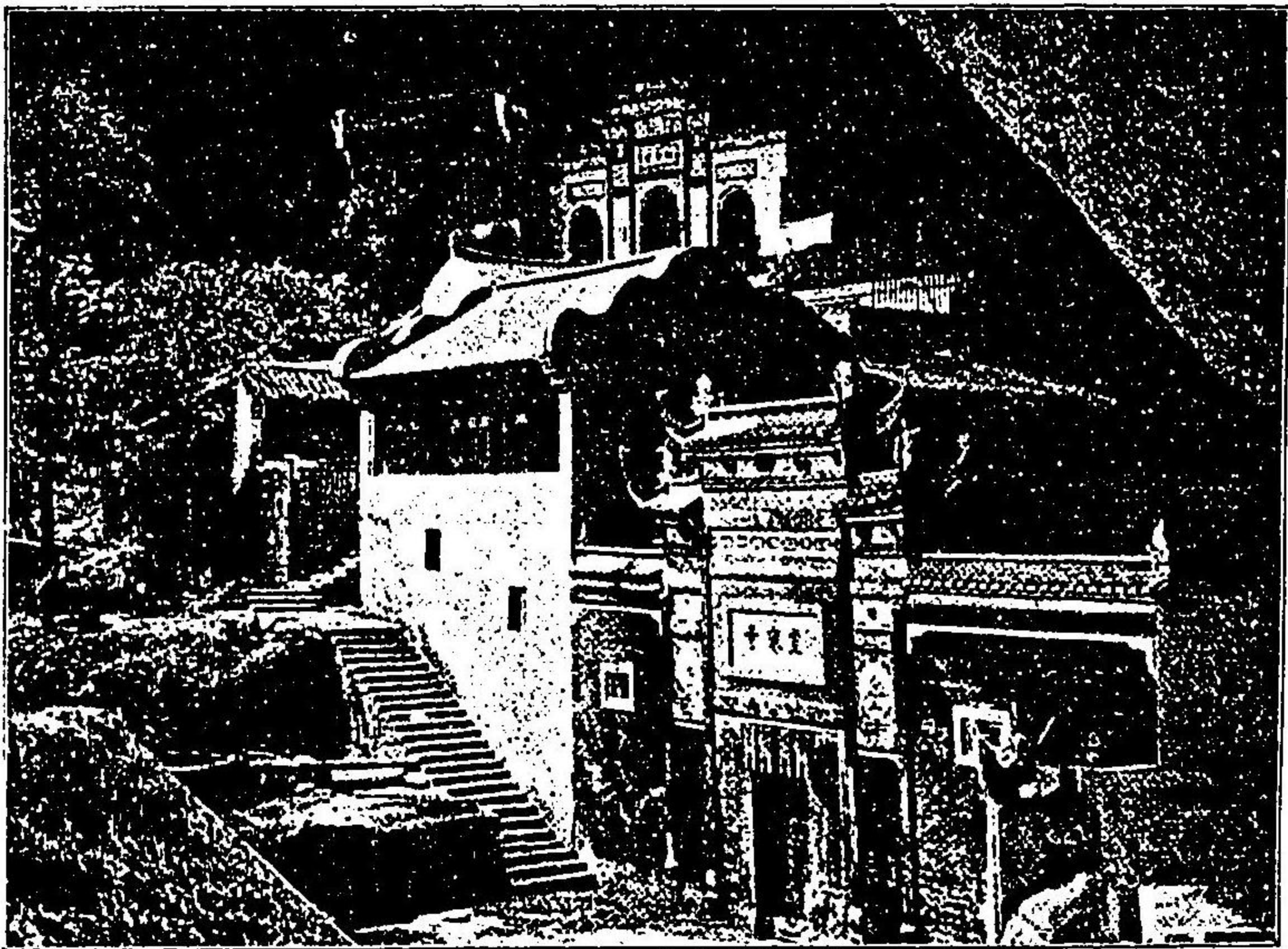
東山寺
玉泉山

長坂橋

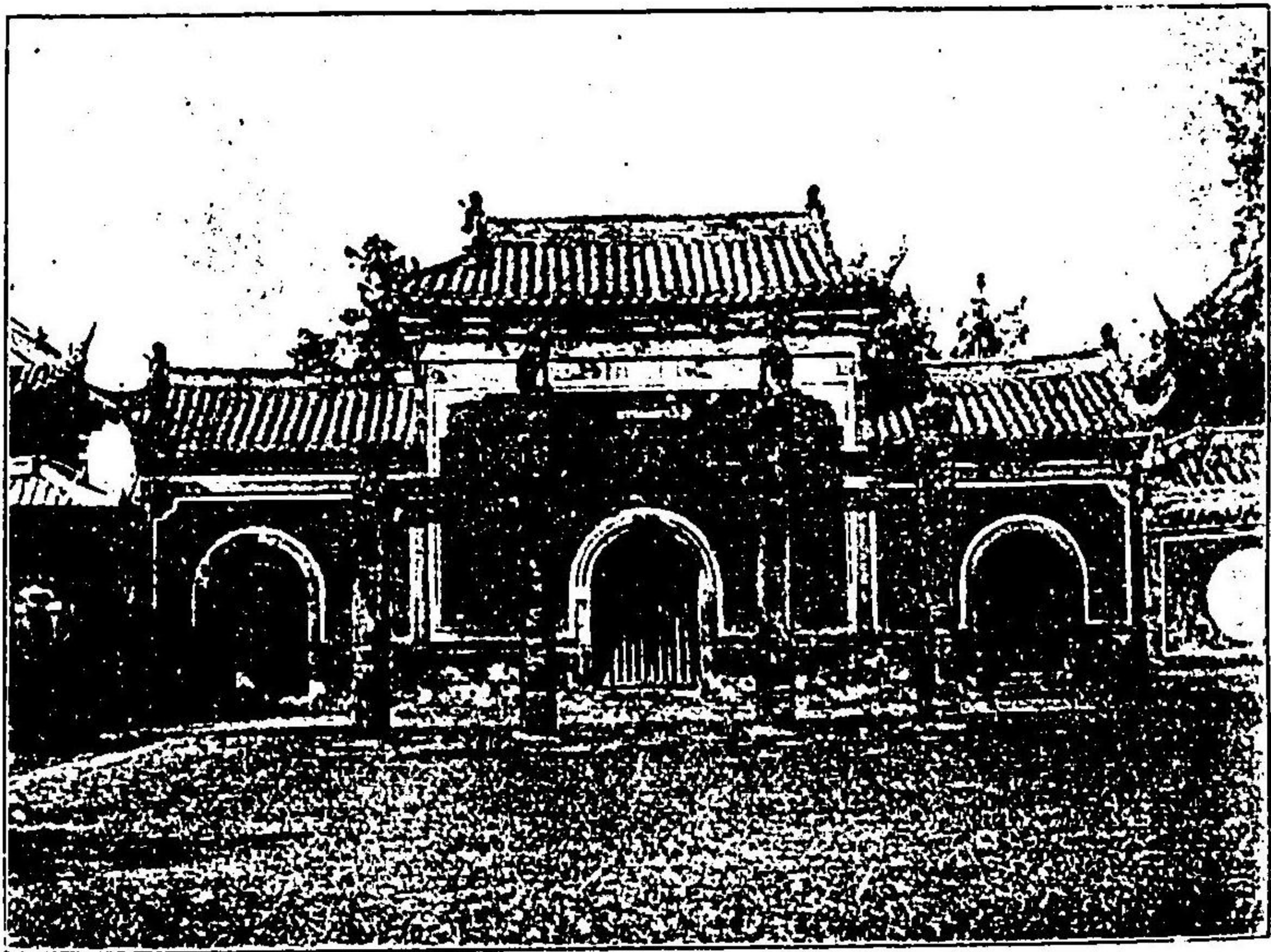
濁水を飲
む

尙ほ宜昌の附近には、城北に當り、東山寺といふ名刹あり、結構の壯を以て聞ゆ、若し少しく遠方に求めば、府を距る、三日程の北、當陽縣の玉泉山に關羽か廟あり、俗云ふ、關羽か故友の普靜といふ禪僧、此山の閑寂を喜び、廬を結びて居る、羽、吳王孫權に斬らるゝの後、其靈屢普靜の處に来り、郷人爲めに一廟を建て、之が祭を致すと、其廟即ち是なり、廟中羽か墳竝に其陣具若干を藏せりとぞ、縣中又た張飛か長坂橋なる横矛の遺跡を存す、荒烟寒草空しく一片の殘碑を留む、皆往き訪ふを果さざりき、

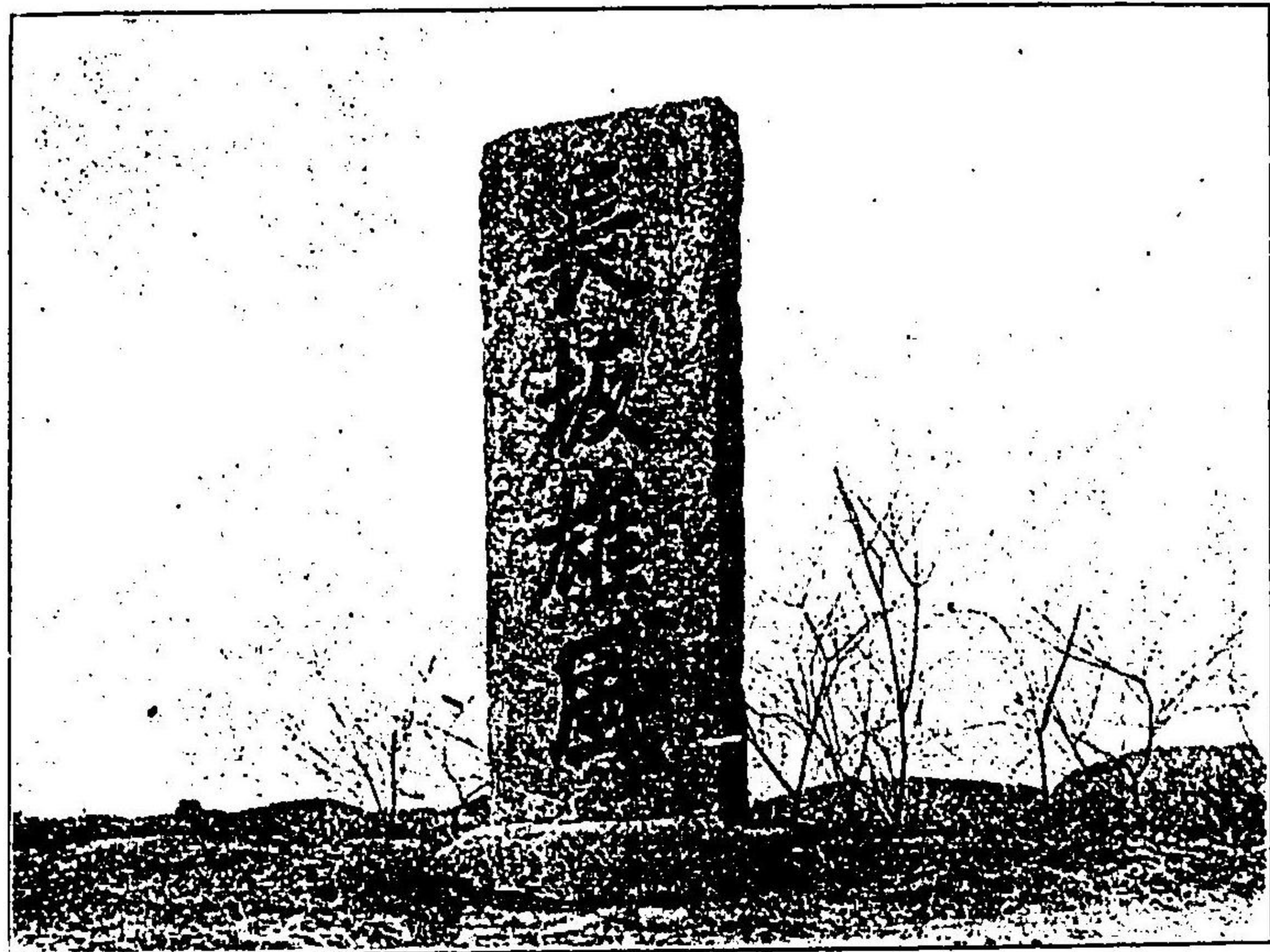
四白 陳生を伴ひ、城内を觀る、車馬こそ行き交はざれ、往來の雜沓、肩摩腰擦も管ならず、之に加ふるに汲水夫等の江水を滿擔して、霎時の隙無く馳せ行き、又人のそを避けんとて、前後左右に飛び跳るにぞ狭き道路の彌か上にも狭くぞ思はれける、
他所は知らず、長江沿岸にては、井水不良のため、多くは江水を以て飲用に充つ、上海、漢口等には、自來水(水道)の設備あれど、其餘の諸地皆直接に江に下り、濁水を汲み、之を大甕に貯へ、適量の明礬を投じて、其清澄を促かし、僅に飲料に供するなり、濁水さへおぞましきを、淨穢を論せざる支那人、其汲取場所に、何處彼處の用捨あり、



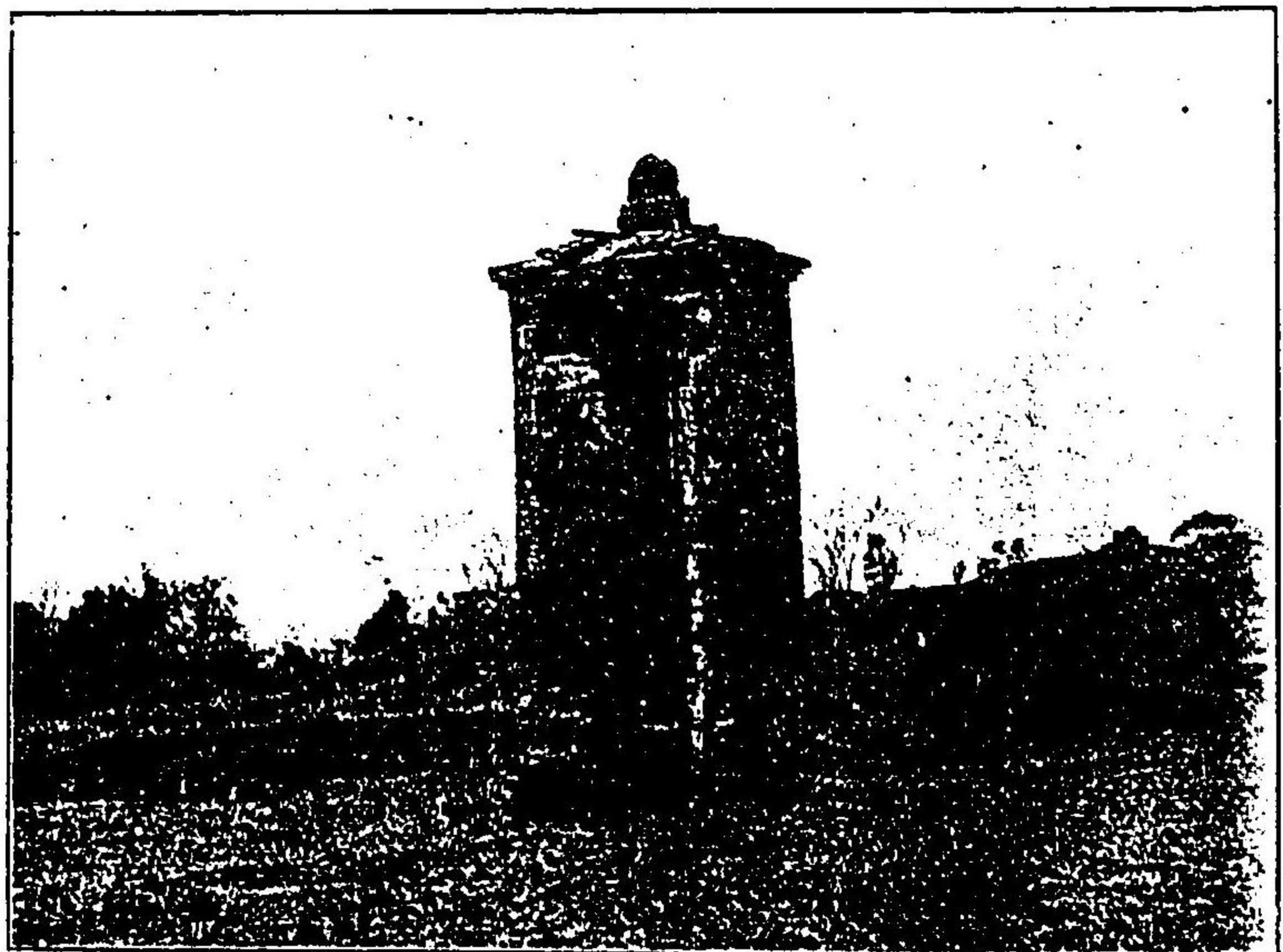
東山寺



玉泉山關帝廟



飛張長坂橋の遺蹟



長坂橋製鐵德橋牙處

ることなし、小村ならば、尙ほ忍ふべきも、城邑の如きは、沿岸隈無く、舟に封せられ、汚穢の浮流、下水の排注、楫櫂の潑泥等にて、更に一層の不潔を加へたれば、初來の外人は其水汲を見ては、其茶を飲み、其飯を喫するに堪わざるものあり、飲料水の不便實に此くの如し、

市街の繁盛、流石に四川湖北兩省の要衝たるに負かず、沙市、荊州の及ぶどころに非ざるなり、西洋雜貨店を窺ふに、商品は獨佛品其大部を占め、英米之に次ぐ、價格も其或種類のもの、遂に本邦よりも低廉なり、本邦品は福神漬、巻紙、洋傘、置時計の數色に過ぎず、余は商務に就きて、多くを論ずる資格を有せざれども、現に西洋製品が陳列の主要に居るに對しては、忸怩たらざらんと欲するも得可らず、書肆に赴きて、新譯書の多きには一齋を喫せり、而して其十の九までが、本邦諸科學書に屬せるには、更に驚きて且つ喜ぶを禁せざりき、是等の譯書は大抵東京留學生の筆に成り、上海にて出版せられたるものなり、縦令、开が濫譯誤譯なるにもせよ、各肆到處に之を認め、洋籍は殆ど雙影だに留めざるに至ては、安んぞ心に快からざるを得ん、雜貨店に懇盛せる余は書林に臨んで破顔せり、是れ之を之を東隅に失し、之を桑榆に收むるとや謂はん、舊漢籍は大に豫想と違ひ、普通の經史諸集の外、格別珍書と覺しきもの

東隅に失
して桑榆
に收む

峽江圖攷

無し、會々禁書金瓶梅の大本を發見せしが、極めて粗本の上に、其價三元と聞き、購はず、川行必讀峽行圖攷一部を買ふ、この書は光緒十五年江國璋の著にて、宜昌重慶間の峽程を圖説したるものなり、未だ完善とは稱し難きも、峽中上下には闕く可らざるものたり、其書他地にて求め難ければ、遊蜀の客は、必ず一本を購ふを忘るまじきなり。

陳生か友人范明德といふ人、小學校長として城内に在れば、見物旁た歩を枉けずやと誘はるゝまゝに、往いて之を其學堂に訪ふ、范氏大に喜び偏く校内を案内す、此時建築中に屬し、全般を観るを得ざりしが、何様宜昌城中の官立に係り、且つは萬事形式を費ふ支那人のことゝて、講堂寄宿舎より諸般の設備、小學校とは思はれざる程に行届けり、校の中央に禮堂といふ一棟あり、孔子の木主を安置せり、毎朝授業前に校長生徒を率ゐて、其前に跪拜するなりとぞ、こは小學校のみならず、此國の諸學堂大抵然りとなす、本邦の聖影及び勅語謄本を奉藏せるに比すべし、但し之を以て支那教育か眞に孔子の道に遵ひ居るとは謂ふ可らず、其實は表面上の虚禮に過ぎざるなり、校長一一説明を畢へたる後、改めて客廳に請す、早や準備成りたると見えやがて卓上は杯盤を以て塞がれぬ、見ず知らずの外人に對し、僅かの關係にて、直に杯

酒の縁を結ばんとする、飽くまでも交際に長せるにあらずや、

入峽の準備

五日 入峽の準備に着手す、松原氏を煩し、小舟の長さ五六間、幅七尺餘なるもの一隻を雇ふ、舟夫は老板、船頭一人、水夫六人とす、約すらく、天災其他萬已むを得ざる故障無き限り、出發日より、二週間以内に目的地の四川省萬縣に到着す、其船費共に五十兩、前半金は出發前に交付し、後半金は到着地に於て交付す、飲食薪炭の諸費は、一式客の自辨たるべしと、更に約して明日を以て發船することゝなし、一行部署を分ち、炊具米鹽其他諸種の食料品凡そ二十日分を調す、出發用意是に於てか整ふ、

入蜀の水陸

宜昌より蜀省成都に入るには、水陸の兩路有り、先づ水路より記せんに、宜昌より四川萬縣まで、八百六十八清里、舟に由り、萬縣より約十四日(一千三百七清里)の陸行にて成都に達すると、宜昌より萬縣を経て重慶まで約三十日(一千五百九十八清里)を以て遡航し、重慶より約十二日(二千清里)の陸行を取るとの二種あり、唯た重慶に向ふものは、専ら水路のみに従ふを例とせり、余等一行は即ち前者を擇びしなり、其舟にも大船に便乗すると、一隻を雇ひ切るとの二法あり、單身ならんには、便乗が便利なれど、同行者あらば、一隻を專賃するに如かず、其大船と名くるものは、十五萬斤乃至二十萬斤を積載する程なれば、船内寬濶、到底小舟の坐臥頗る

窮屈を感ずると同日の論には非ざれども、其船體の巨大なるだけ、従つて速力も遅く、又た操縦不便の爲め、時有りて難破沈没を免れず小舟なりとて常に安全とは言ひ難きも、大船に比すれば、比較的危険を洩うするを得るは、既往の事實の證明する所なり、其窮屈なる如きは、必ずしもただ苦痛となすに足らず、船費は飲食自辨にして、宜昌萬縣間、通常五十兩、宜昌重慶間百兩内外に在り、大船便乗の運賃は、竟に調査に及はずして已みき、但し其專雇に比して低廉なること、もとより論なし、

陸路を取るときは、程を宜昌の南に起し、凡そ十四日一千零八十三清里を以て萬縣に出で、萬縣より成都に、或は重慶に赴くものとす、水路に在りては、幸に順風に乘せば、凡一個月を以て能く重慶に至るも、一旦大水に逢ひ、峡中暴漲するに當ては、宜昌に於て減水を俟つか爲めに、一兩月を費すこと、往往之れ有り、斯る際にも普通旅客は、猶ほ峡江の常水に復するを待つと雖も、商人に在りては、悠悠として無用の地に滯留するを許さざるを以て、其目的地の成都たると、重慶たると、將た萬縣たるとを論せず、率ね陸路に従ふなり、

今傳崇矩か入蜀早程記に據り、其概略を述べん、宜昌萬縣間、普通十四日の行程な

入蜀の陸路

邦人の足跡

れども、實際は十六七日を要す、其道宜昌出發後數日の間は、旅店の壁無きもの、十に八九を占む、進んで四渡河、野三關、野山河、利川縣城、卡門、老土地等に至れば、稍留宿するに堪ゆると雖も、沿途荒涼、路狭く石滑して、力夫苦しむこと甚し、加ふるに人煙稀少、飲食不便、零物且つ購ひ易からず、處處の郷驛には、會ま茶店の如きものあるも、但だ人の來り慰ふを俟ちて、始めて火を起すに過ぎず、しかも萬山の中、晴雨時ならず、雨に逢はゞ具に酸苦を嘗めざるを得ず、殊に夏日に至ては、臭蟲南京蟲千百群を成し、旅店に就くもの、木板を架して床を作り、僅に其襲來を防ぐのみ、但だ天然楚山の絶佳なる處聊か旅情を慰するに足るありといふ、昨年友人秩父固太郎氏此路に由りて、成都に至れり、氏か言を聞くに、困難の狀、止に早程記云ふが如きの比に非ず、元來支那内地旅行は何處に往くとして、苦境ならざる無けんも、恐くは未だ此道中より甚しきはあらざるべしと、邦人にして、此地を通過したるものは、前に某人逸名後に秩父氏あるのみ、陸路の光景概ね此くの如し、人之之を憚る、故なきに非ず、然れども其危険を論すれば、陸路に存せずして、寧ろ水路に在り、水陸孰れを擇ふとも、其行決して容易の業に非ず、古今蜀道難を説く亦た謂なきにあらざるなり、

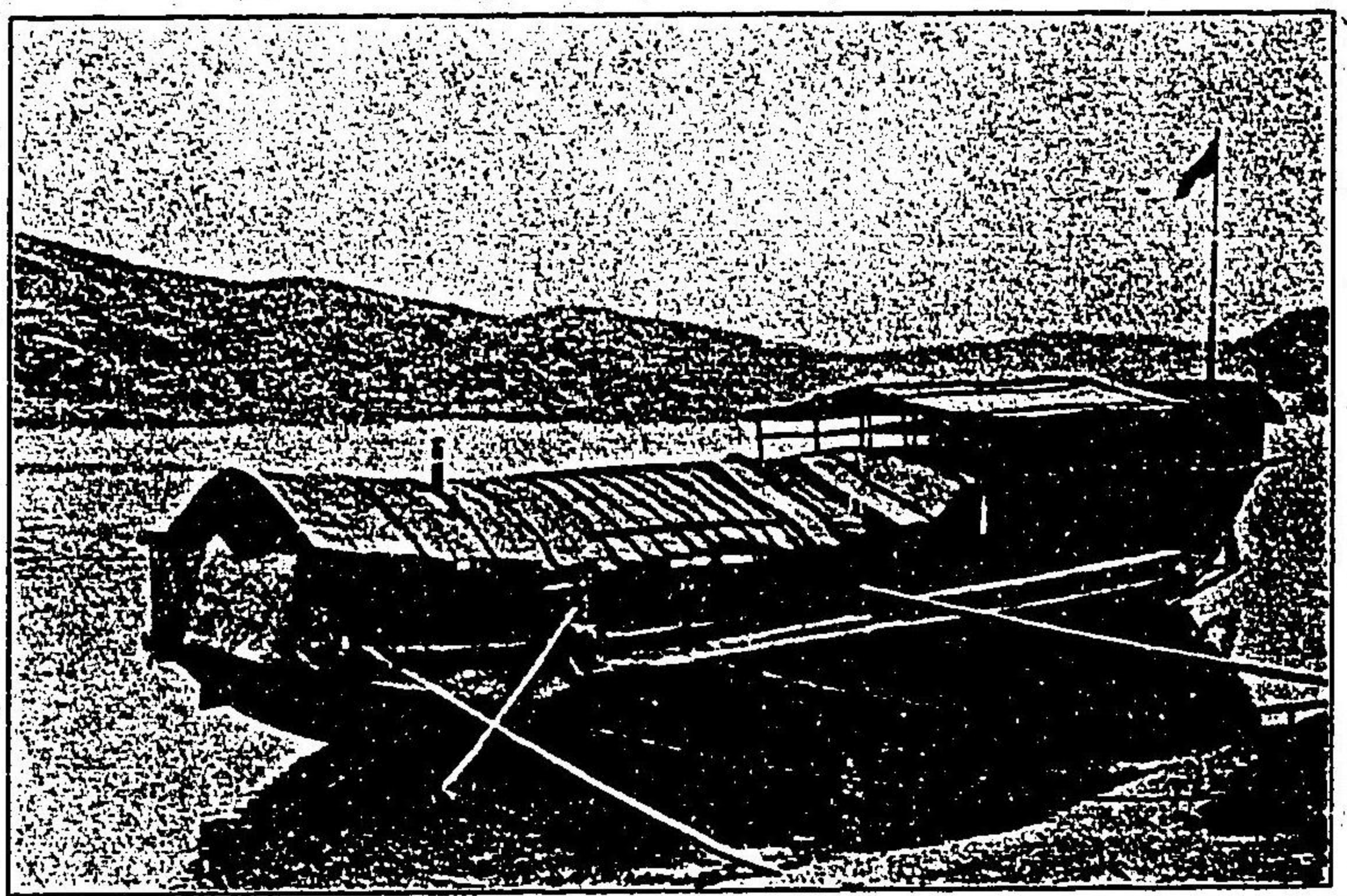
入峽の期

入峽の期節は、夏期の増水時を除く外、秋冬春皆宜し、盛夏の日に當りては止に湖江の困難なるのみならず、炎暑の爲め、各處の探檢亦た頗る便ならざるものあり、蜀は暖國なれば、極冬と雖も決して出遊に苦しむが如きことあらず、故に假りに半歳の預定を以てせば、冬時に宜昌を發し、蜀中に留ること兩三月、更に春を待ちて、北の方陝西に向ひ、それより東して河南に出でば、六七月若しくは七八月の交、再び海に浮ぶを得ん、然れども、若し峨眉に遊ばんと欲せば、其登山の期夏時に屬するを以て、勢晩春に於て宜昌を發せざる可らず。

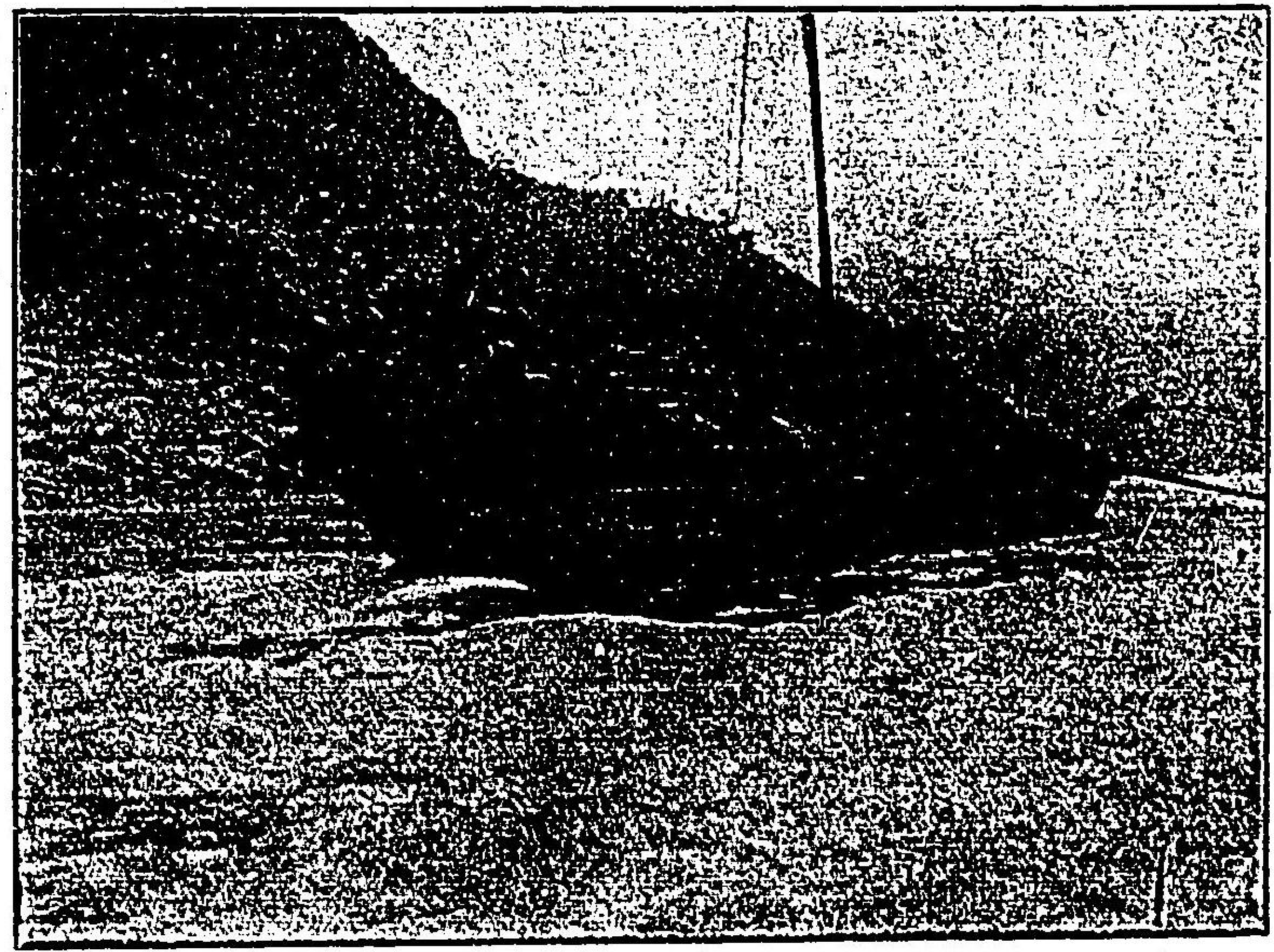


漢 駱 蓋 宮 瓦

文 曰 駱 湯 萬 年

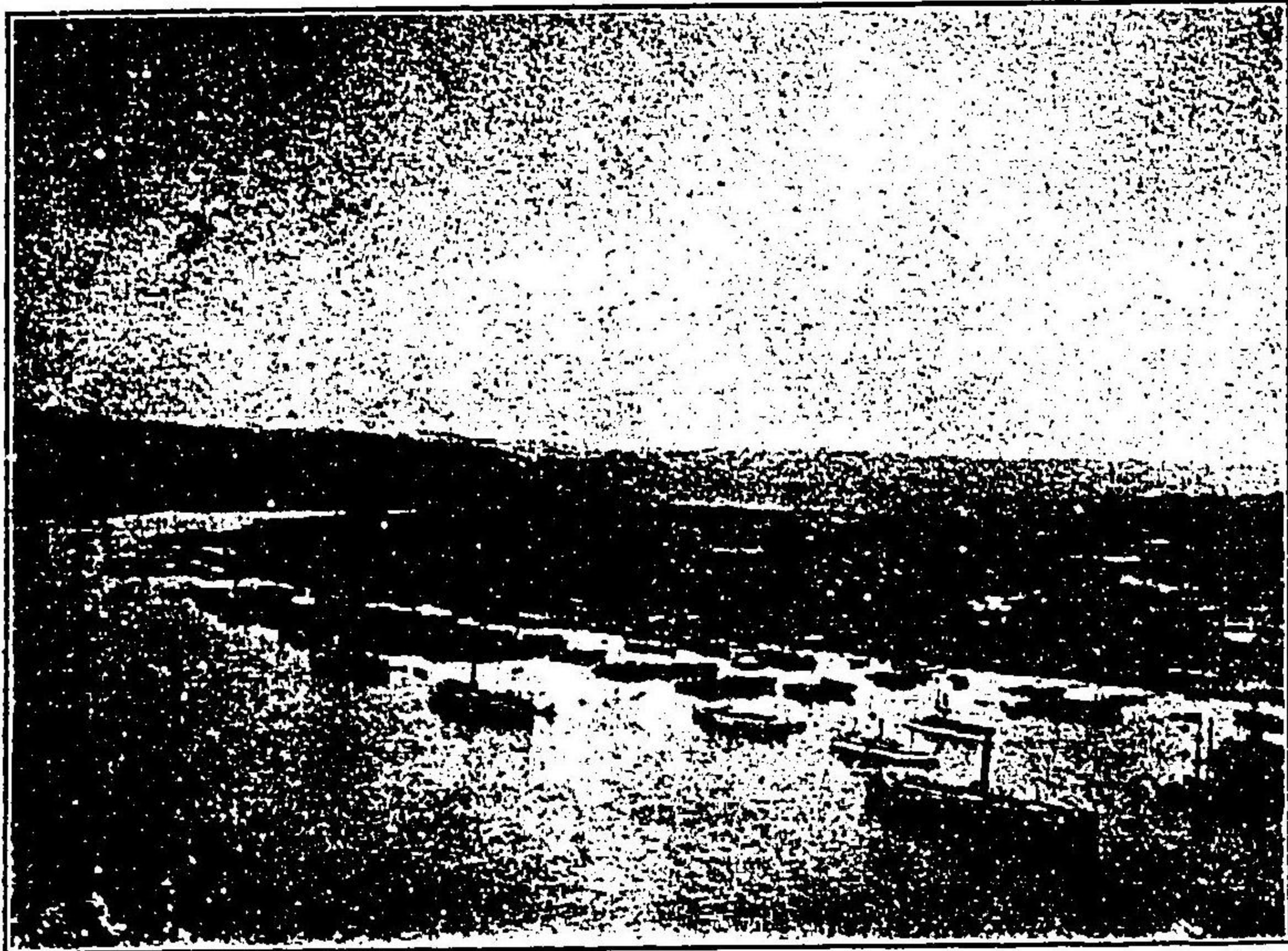


船 屋



船 景

第五圖
峽中に入る



湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

江中より宜昌又び峽口を望む

六日 午後二時半公司を辭して舟に上る、日章旗已に檣竿に翻翻たり、三時舟人爆竹して河を秣ひ、遂に纜を解く、柁一振、櫂數推舟、忽ち水の中央に在り、舳を轉して西に進む、府城を右にし、荆門山を左にし、六櫂齊しく水を撥す、往くこと凡そ半餉にして、江廻りて峽口に入る、後路を顧みれば、天然塔の剎端、僅に雲烟の間に見ゆ、峽口と云ふと雖も江幅廣裕殆ど我が隅田川に匹敵すべし、
薄暮江右紫陽に泊す、此日行程三清里、三人各分擔に従ひ炊事に着手す、水を汲み、炭を折り、火を熾する、狭くるしき舟中の作業、混雜譬へん方なし、米を洗ふに當りて、礫と心付きしは、澄水用の麩を携へ

舟中の自炊

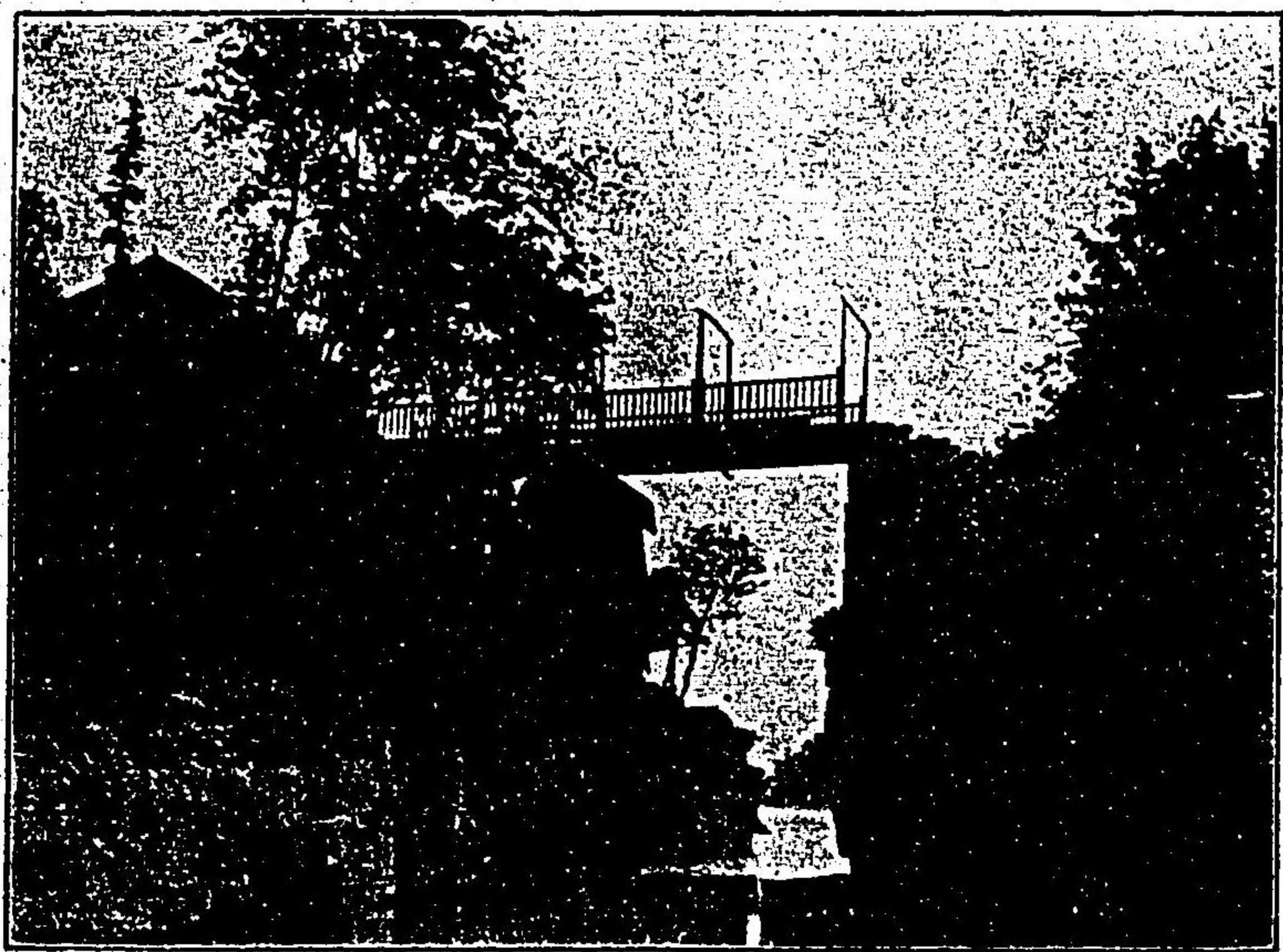
ざりしことなり、明礬のみは不足なく用意せしに、何とて鹽には想ひ到らざりしぞと、且つ悔い且つ憾みしが、今は及ばんやうなければ、有り合ふ二個の洗面盤を以て之に代用す、一回五六升の清水を得るに、二十餘分を要し、到底三人分の米を洗ふに足るべくもあらず、己むなく、洗ふだけは汲上のまゝなる濁水を用ひぬ、盆狀の平鍋に仕懸け、小さき瓦爐にて之を炊ぐ、火廻り悪しきため、水は引きながら、上面は尙ほありありと生米なり、形ばかりの膳立したる頃は、舟夫等は舳先に圍坐して、舌鼓の最中なり、彼等の濁水にて仕懸けし飯は如何にと、改め見るに、支那式のぼろぼろしたる炊方なれども、始めより濁水にて煮たるやうに見えざれば、何故色も付かず、沙も雜らざるかと問へば、泥は自ら釜底に沈み、飯には少しも妨なしと答へ、反て我等の手数を重ねて、其甲斐なきを笑ふものゝ如し、因て飯のみは明日より彼等と共同にすることゝし、即ち米囊を擧げて、打ち任せたり、夜參半寢に就く、孤蓬靜に江聲を聞て眠る。

七日 一酌夢醒むれば、已に檣柏子勇しく漕ぎ出て、昨夜の泊處は看れども見えず、南津關(江左)に至る、兩岸漸く窄迫して、江口を縮殺せんと欲するに似たり、因て此處を稱して一に峡門口と謂ふ、江左の小村を南津關となす、其上小山あり、西陵山と

三游洞

第六圖

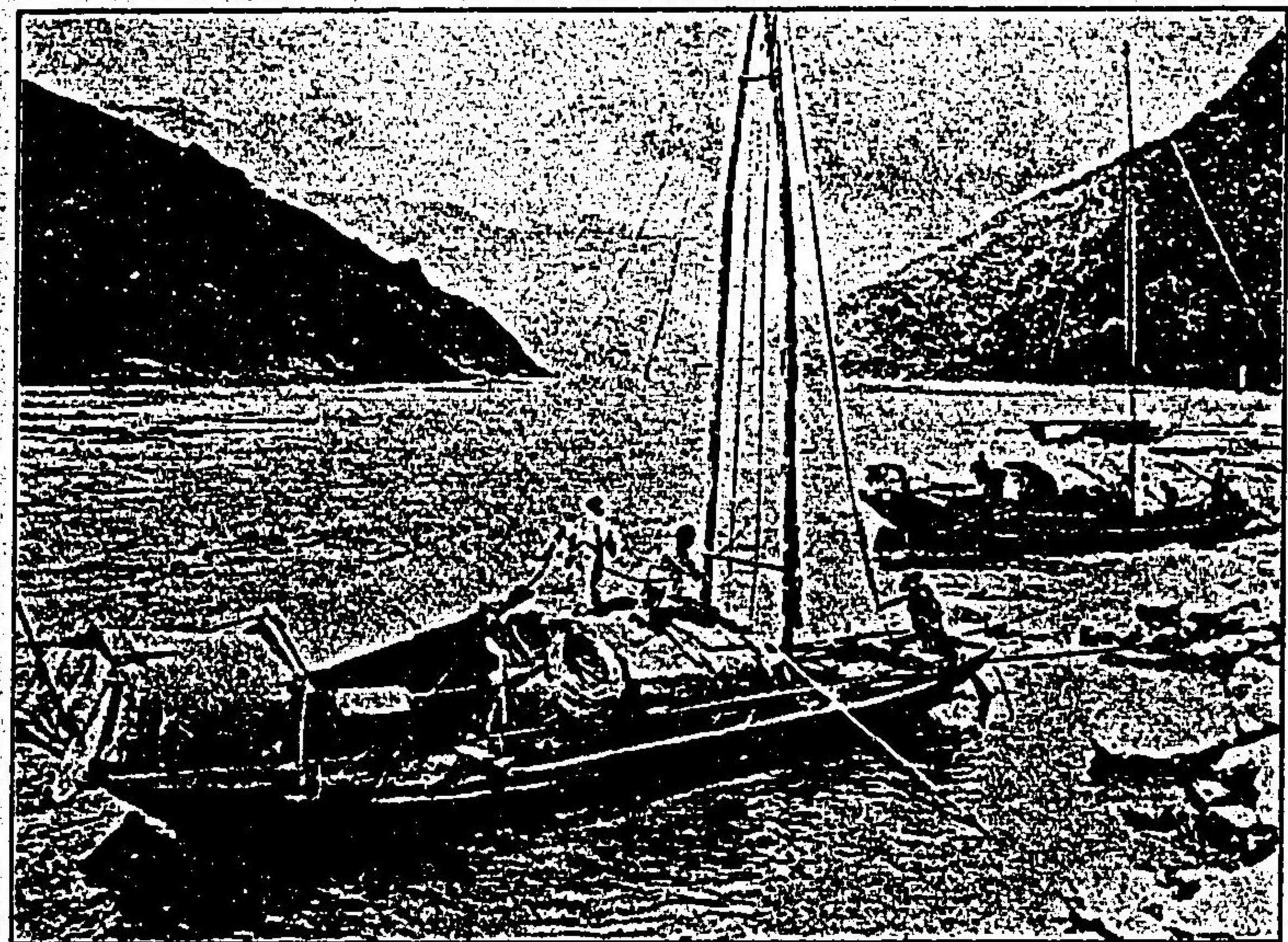
禹の斷江



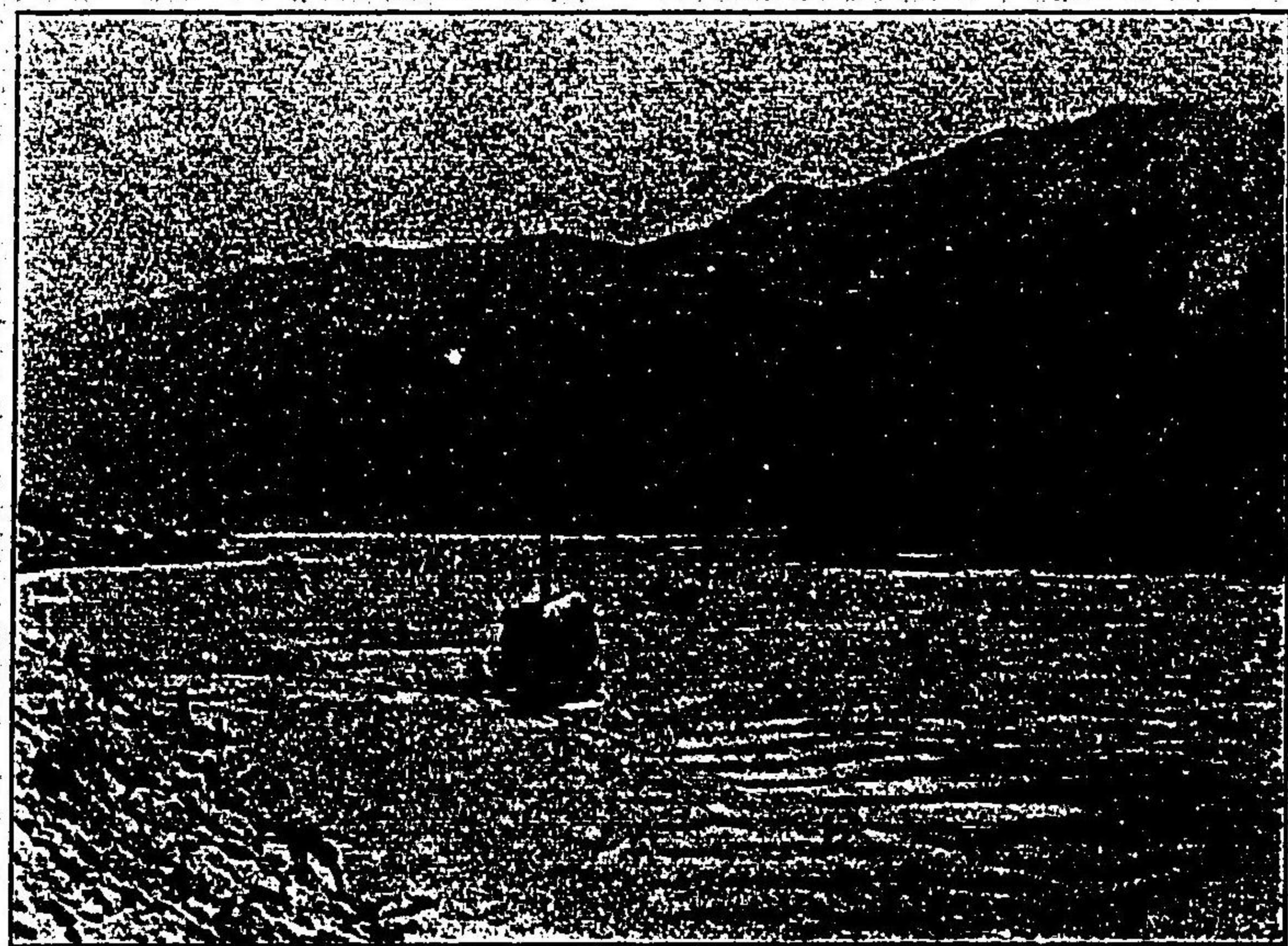
三游洞の入口外白の處大江なり

謂ふ、これより上游を黄牛峽、一名西陵峽と曰ふ、即ち三峽の一なり、進むて下牢溪に至る、江右に在り、溪又た三游洞と名く、其水清碧、大江と涇渭自ら別つべし、唐時白樂天、其弟行簡及び元稹と同しく遊びたる處、三游の名之に由て出づ、宜昌附近に於て、勝區第一と稱せられ、夏季の如き來りて一日の炎を此處に洗くるもの頗る多しと云ふ、溪の對岸、斷江山あり、荊州志に曰く、江水自西陵峽、而歷禹斷江、峽北有北谷村、兩山間有水清深、潭而不流、耆舊傳言、昔是大江、及禹治水、此江小不足瀉水、禹更開今峽口、水勢并衝、江遂絕于今、今謂之斷江也、蓋し此邊一帶を指して言へるなり。

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る



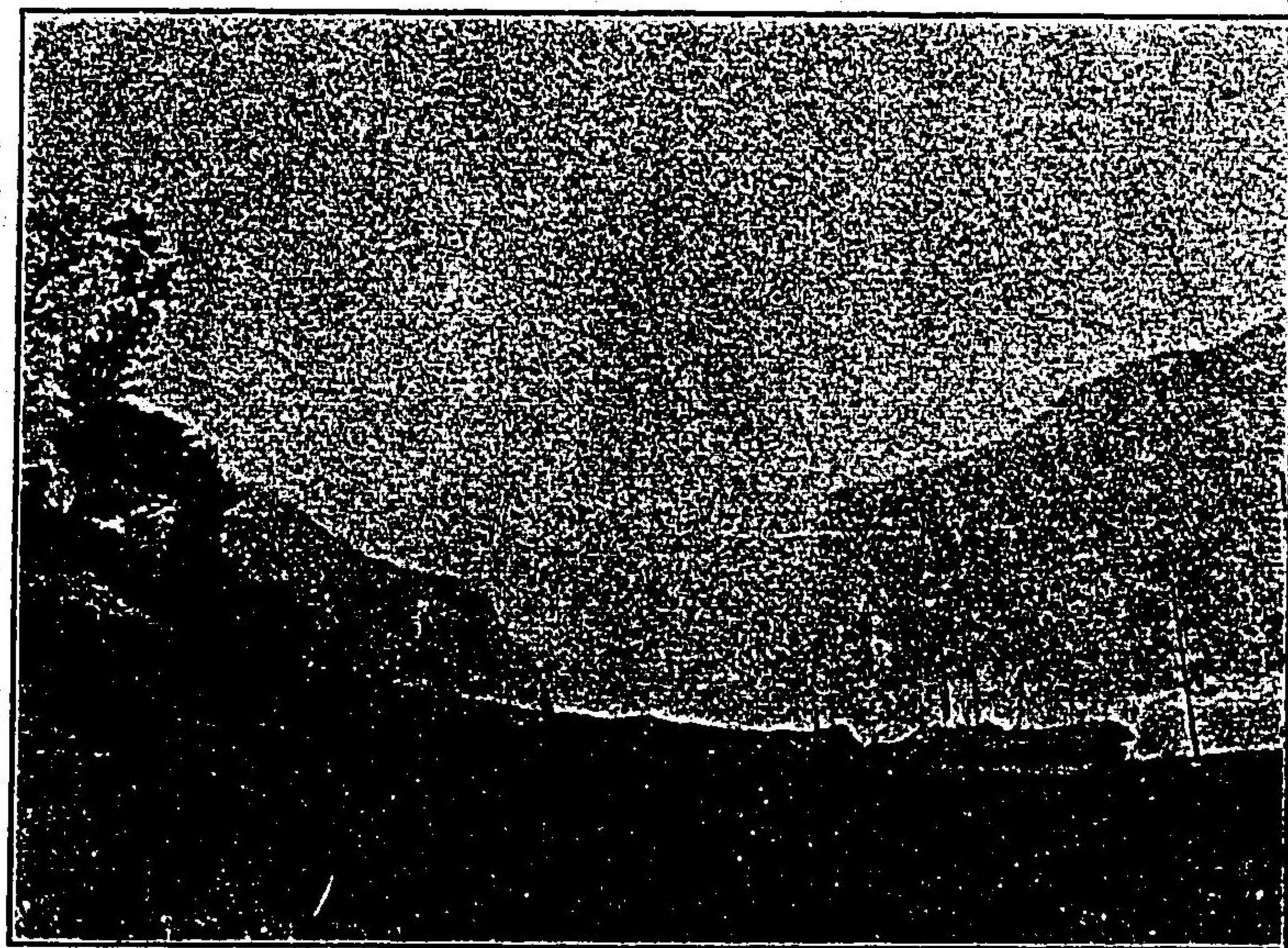
(丈百名一) 柴船拉の上船



船 拉

平善壩の
香柑

第七回



平善壩税關船 (←)

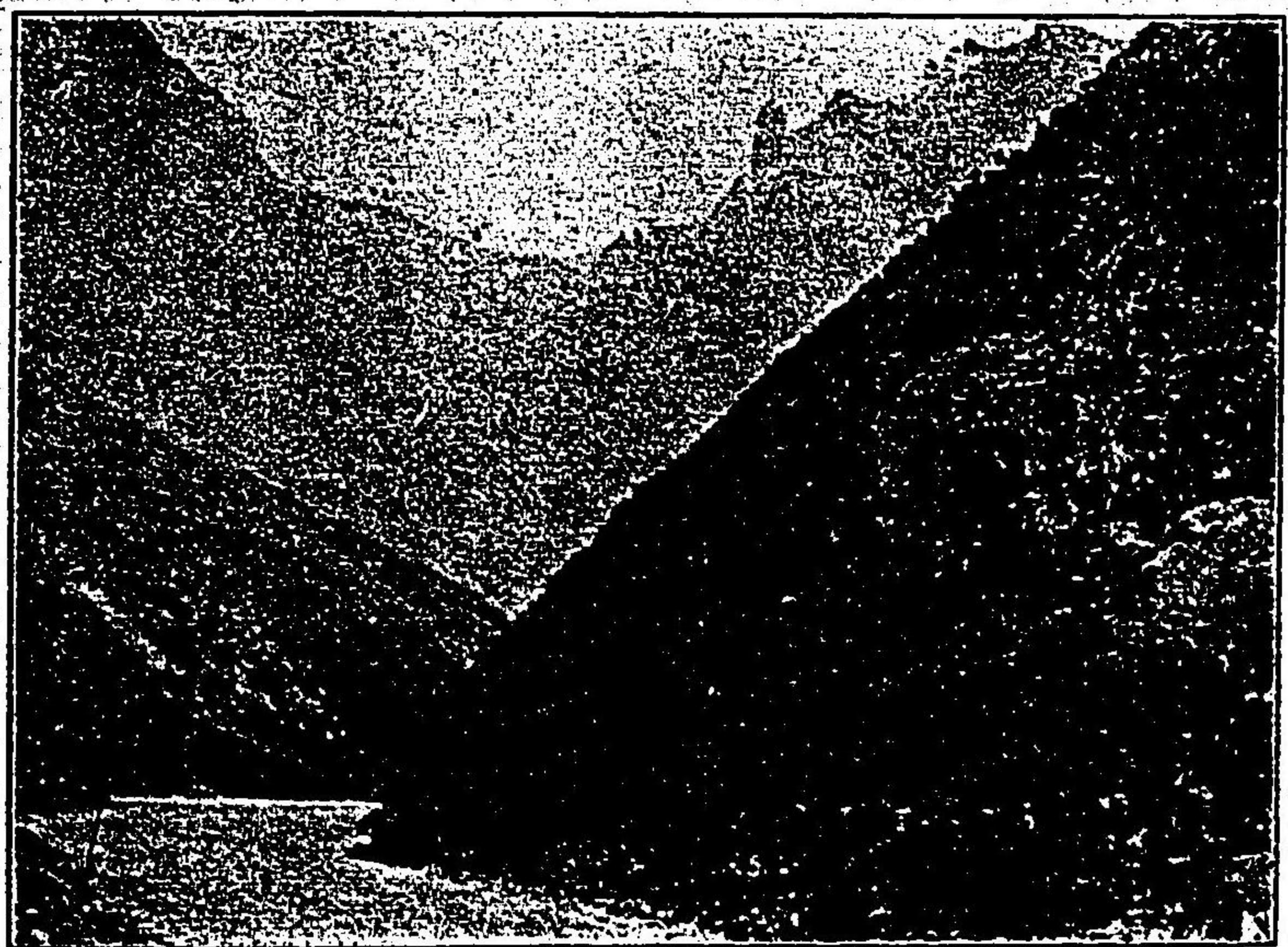
午時小平善壩(江右)を過ぐ、對岸税關船あり、英人一名稅務を司る、譏征極めて嚴なり、余の舟も形の如く、關前に寄せたるが、一行の尋常旅客なるが上に、外國人に係るを以て、應接鄭重に、唯だ宜昌知府より取りたる護照を徴せられたるのみにて通過せり、此種の英關、重慶府の下流、唐家沱にも一個所あり、上下兩關遙に相應じて、峽江の首尾を守れるなり、宜昌より此邊に亘り、地多く柑橘を産す、特に平善壩出すところのもの、絶品と稱せらる、現に宜昌出發に臨み、數十顆を購ひ來れり、其形稍や楕圓狀をなし、大き略ほ本邦の橙子の如し、皮薄くして瓢大、水分豊澤、味甘くして微しく酸、其中自ら一

の芳香を放つ俗乃ち之を香柑子と呼ぶ本邦無きところの珍果なり、小平善壩を去る七清里にして大平善壩(江右あり、これより上、峽更に窄狹を加ふ、石牌(江右)を過ぎる、山壁削立、牌を排するが如し、其前大石水に横はる、之を石牌珠といふ、牛三沱、黄額洞を経て扇子峽に至る、兩岸屏扇を對するが如し、蓋し之に因りて名く、左岸に蝦蟆塔といふ大石ありと云へど、舟を距る遠くして認む可らず、陸記十月九日記に曰く、登蝦蟆塔、水品所載第四泉是也、蝦蟆在山麓臨江、頭鼻吻頰絶類、而背施處尤逼真、造物之巧、有如此者、自背上深入得一洞穴、石色綠潤、泉冷冷有聲、自洞垂蝦蟆口鼻間成水簾入江、と若し、奇石家の見ば、其涎を垂る、徒に蝦蟆の口鼻泉を垂れて水簾を成すの比にあらざるべし、

余は深く峽中に入るに先ち、險水の名稱に就き附記するところあらんと欲す、楊升菴文集、蜀江水路險名の條に曰く、江自嘉州至荆州、嘉州は今の四川省嘉定府なり、詳に後に見ゆ、名灘險地、凡千百餘、舟人一一能言之、其灘之外、有洞、有磧、凡數十、皆見于字書、今載其略、洞疾流也、江中有達洞、構木洞、水流沙上曰磧、江中有和尚灘、水出尾下曰瀼、今地名七瀼、回流旋轉曰漩、今有南吃三漩、石積水淺曰積、今有上積、下積、水疾崔傾曰瀾、今有閭王瀾、燕子瀾、灘磧相湊曰湊、音子、今有石梳子、折危子、按ずるに

第八圖

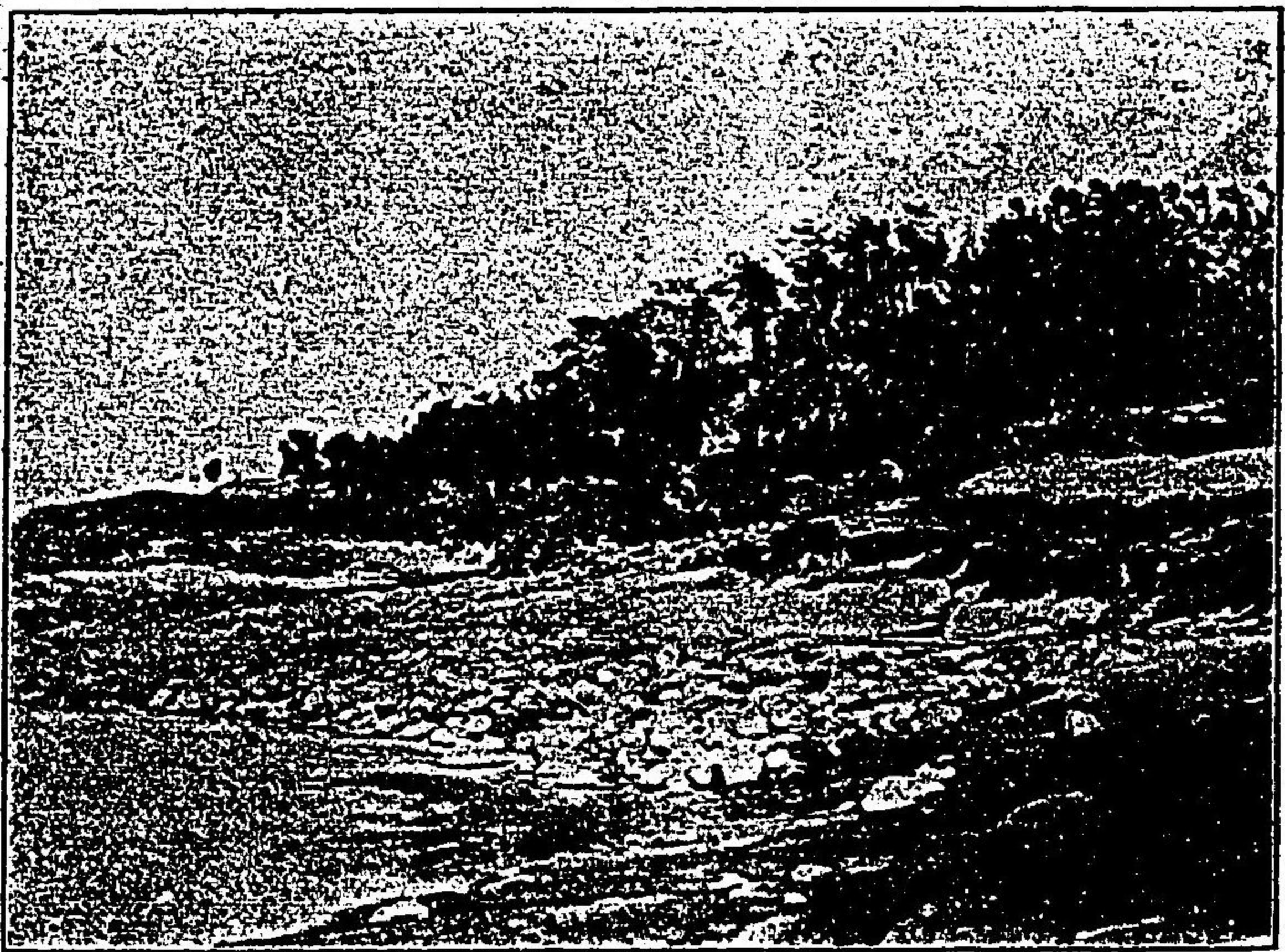
黃陵廟に泊す



天柱山を望む

楊慎轉注古音林音委とあり、今北京音
 桅危委並に音^{wei}なり、故に石桅子折危
 子を以て例とする歟、于京音^{wei}なり、林
 を以て于音となすは如何、余考を得る
 こと能はず、水如轉、殺曰漕、今有野猪漕、
 水漫不流曰沱、潭下急流曰灘、其名尤多、
 不盡書也、是れ實に一端のみ、然れど
 も、特に蜀江に於て、此くの如く水名を
 別てるを觀れば、以て其如何に風雅視
 せられたるかを知らんに足らん、
 天柱山江左に在り、挺然たる石山、眞に天
 を撐ふるかごとし、其下を南沱と曰ふ、小
 聚あり、泊す可し、南沱を去る十六清里、晚
 に黃陵廟に達す、泊す、此日行程七十五清
 里、

第九圖



黃陵廟 (←)

南沱を出づれば、江開きて山低く、黃陵廟
 に至り、眼界豁然たるを覺う、但た廟後の
 黃牛山雲表に屹立せり、此地黃陵と名く
 る古廟あり、地名の出づるこころなり、此
 夕同じく此に泊するもの、余か舟と併せ
 て五六隻のみ荒涼たる寒津、舳を接して
 磯に朝す、中に余か一隻、高く日章旗を掲
 ぐ、得も言はれぬ光景なり、岸上民家十數
 屋あり、三人打連れて坡に上る、上陸する
 を俗に上坡といふ、酒飯を賣る家あり、い
 ぶせけれど、立ち入りて飯を命ず、例のほ
 ろぼろ飯に、骨ながら切り碎ける、豕肉と
 白菜との骨董煮、鹽菜の油煮、洗れ箸を下
 すに足らざれど、舟中の自炊を憚り、強ひ
 て口に上ほせたり、食事の間、何處よりか

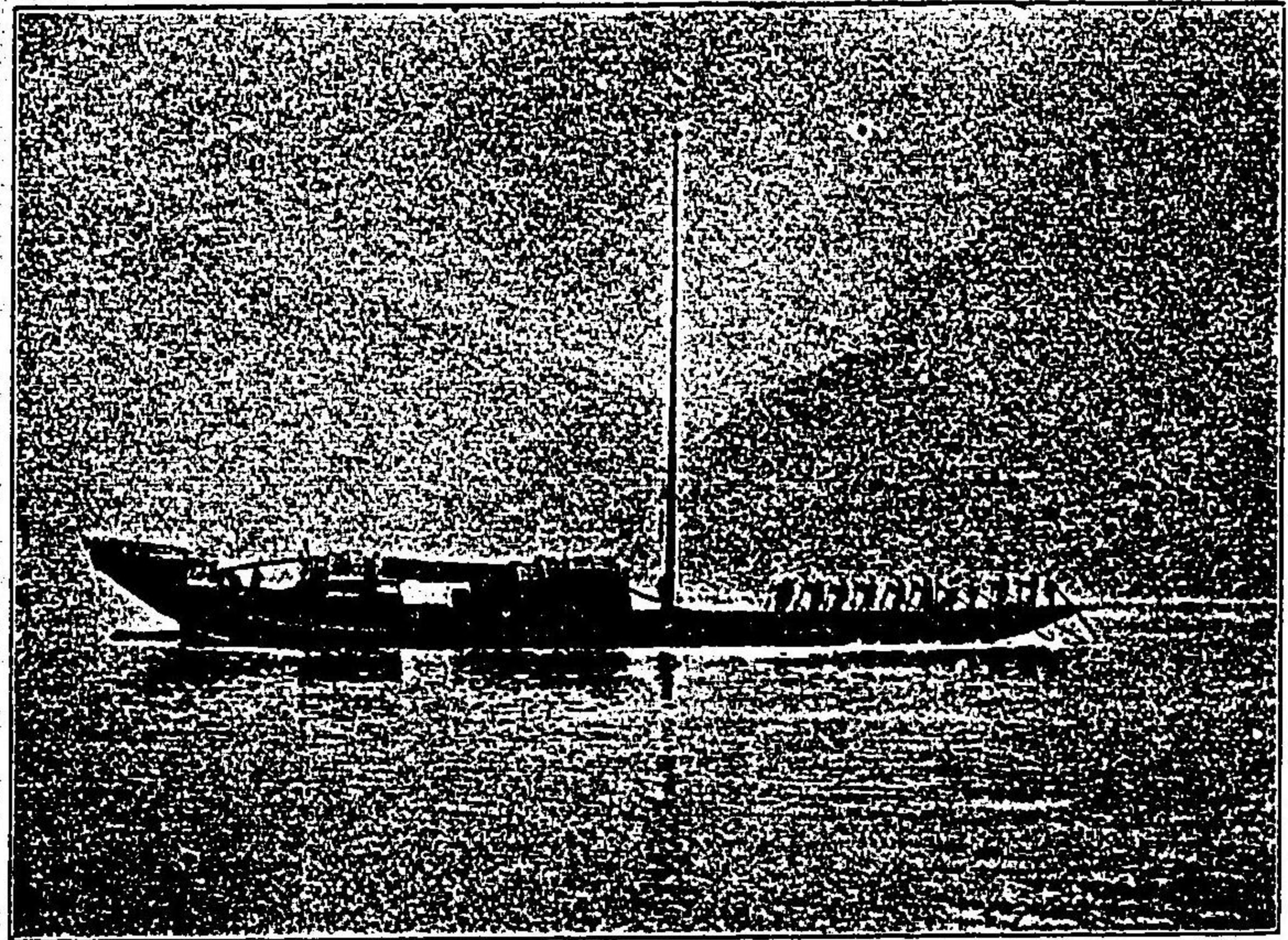
湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

集りけん、家數不相應の群集、犇めくばかりに身邊に立ち塞る、食畢るや、圍を突て驅け出し、磧に下りて一息せり、汀を見れば、はたはたと翻る日章旗、我待ち顔に閃くが如し、村の様子を探らんと、再ひ人家の方へ引き還せしが、又しても群れ来る土人の五月繩ければ、躡を回して舟に歸りぬ、後にて聞けば、右の飯店は私娼の窟宅にて、峽江沿岸に於ては、黃陵廟に限らず、苟くも一聚の人家あらば、其中若干軒は、必ず私窩ならざるは無しといふ、

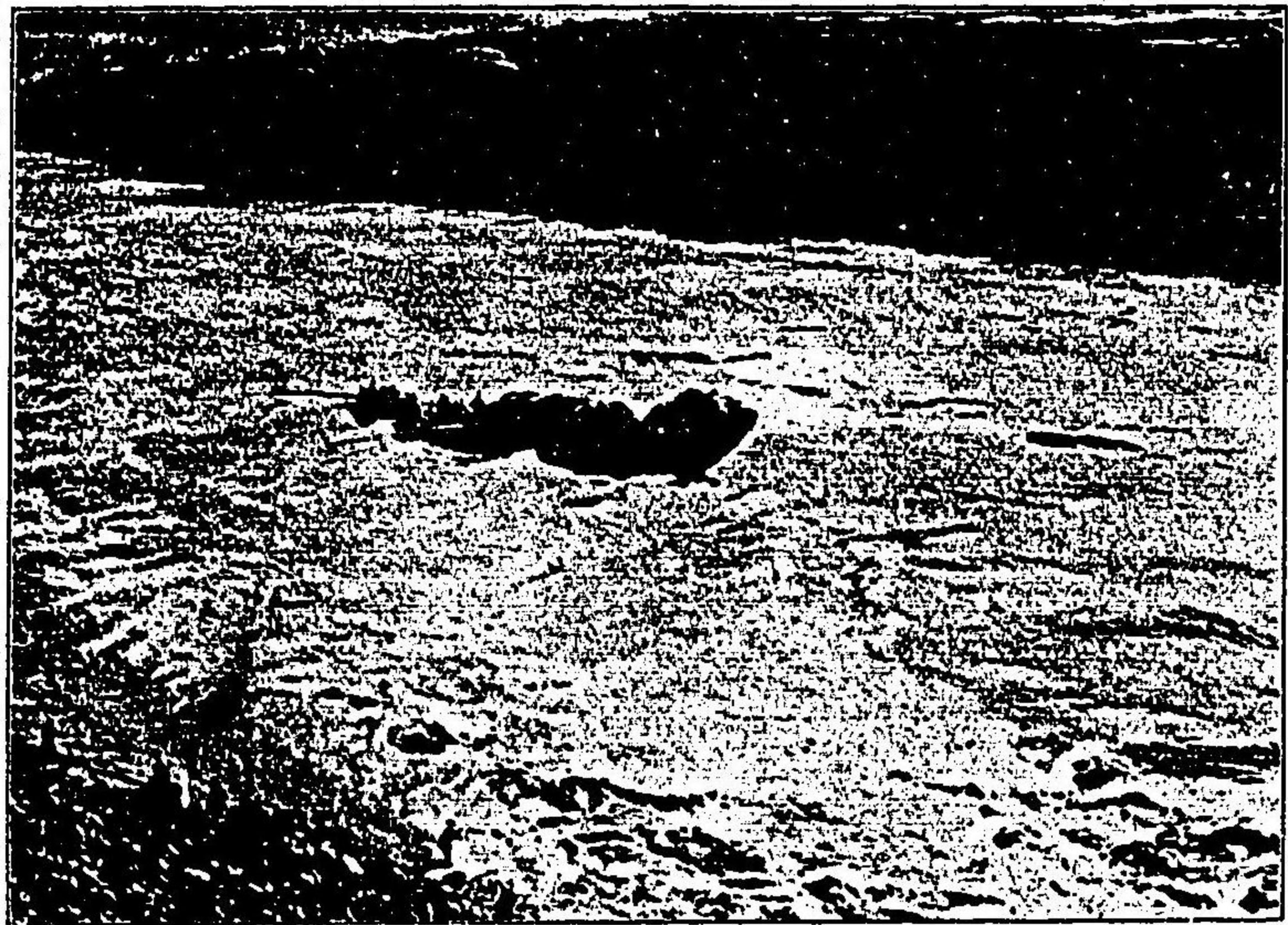
陸記九日記に、村人來賣茶菜者甚衆、其中有婦人、皆以青斑布帕首、頗白皙、語音亦頗正とあり、語音は聞分けられざるが、婦人の面色とて、さして白しとも覺ゆ、又頭に青斑布を纏へるも、見當らざりき、黃陵廟は、村後の山腹に在り、漢の武侯の建つるところといふ、范記八月戊辰記に曰く、廟背大峰峻壁之上有黃石如牛、一黒石如人牽之、云此其神也、陸記に曰く、傳云神佐夏禹、治水有功、故食於此、附會の説、言ふを待たず、兩記又曰ふ、廟門に二石馬あり、右馬其左耳を缺けりと、刻造の時代、今考ふ可らず、此物現に尙ほ存するなるべし、陸記に曰く、廟後叢木、似冬青而非、莫能名者、落葉有黒文、類符篆、葉葉不同、余其何種の木なるかを知らざれども、異に覺ゆれば、附載す、

八日 黃陵廟を發し、黃牛灘を上る、水經注にいふ、江水又東逕黃牛山下、有灘名黃牛

黃牛の神

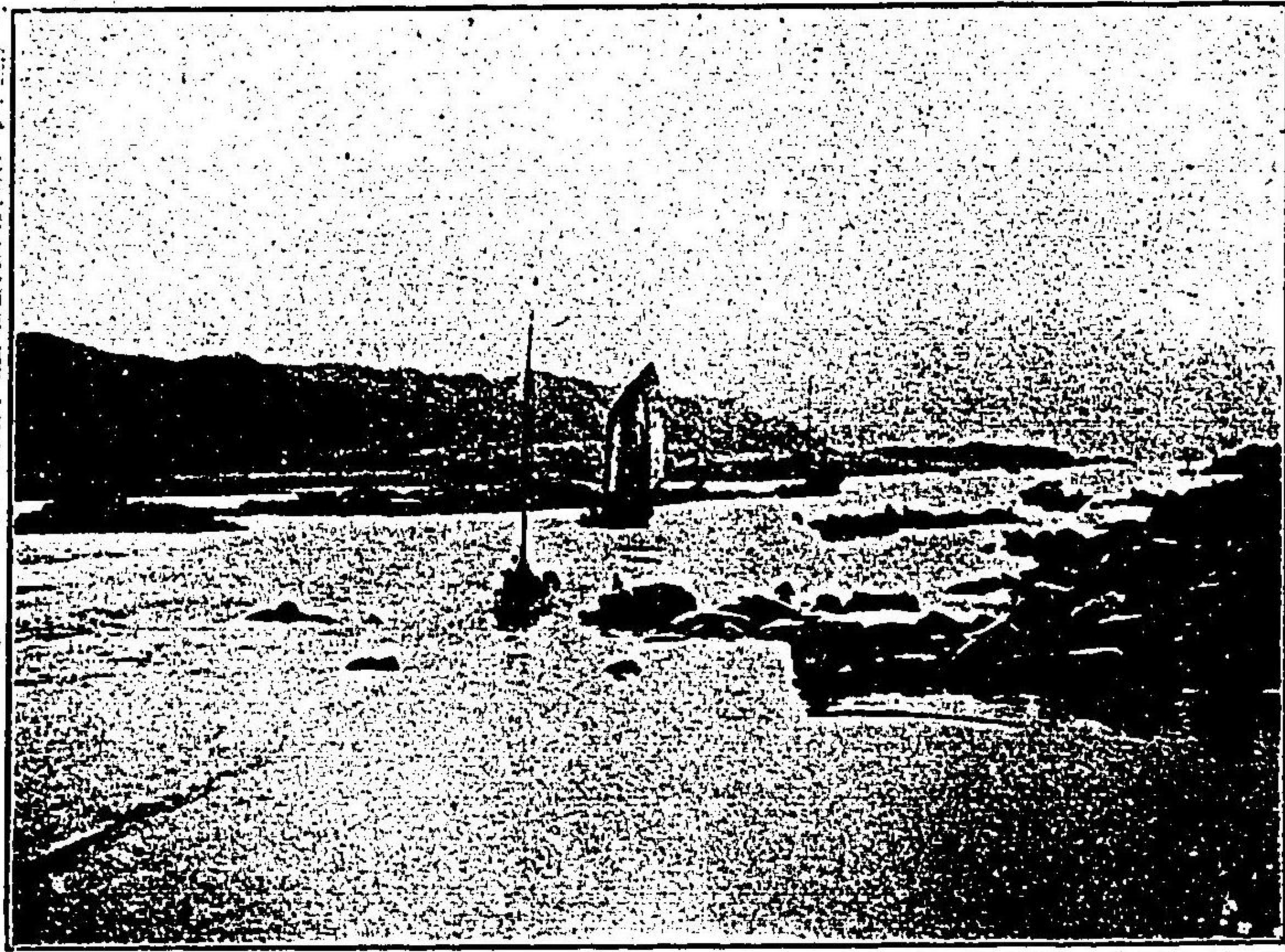


船 駛 の 水 平



船 駛 の 灘 險

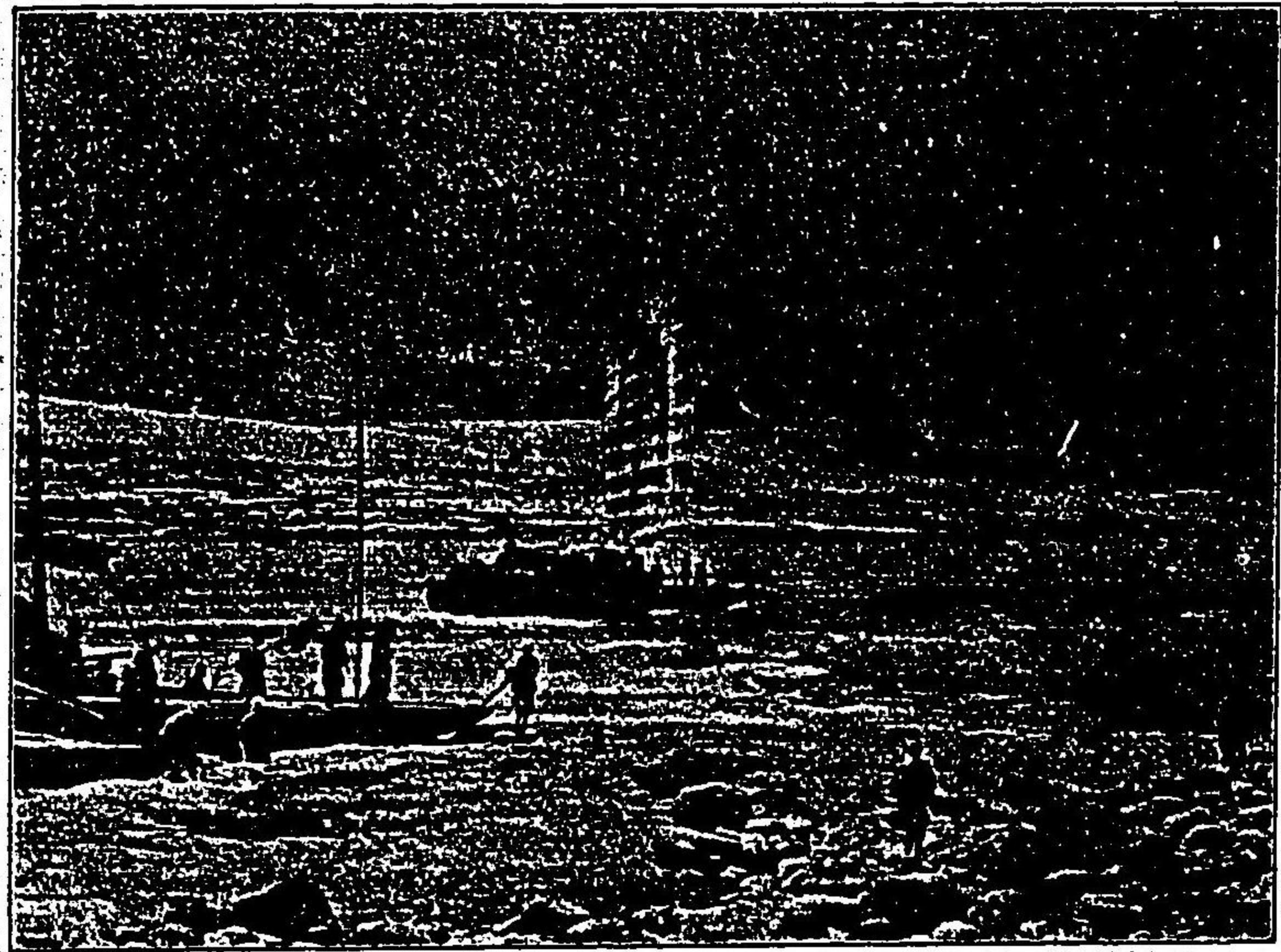
第十圖
黄牛峽に
入る



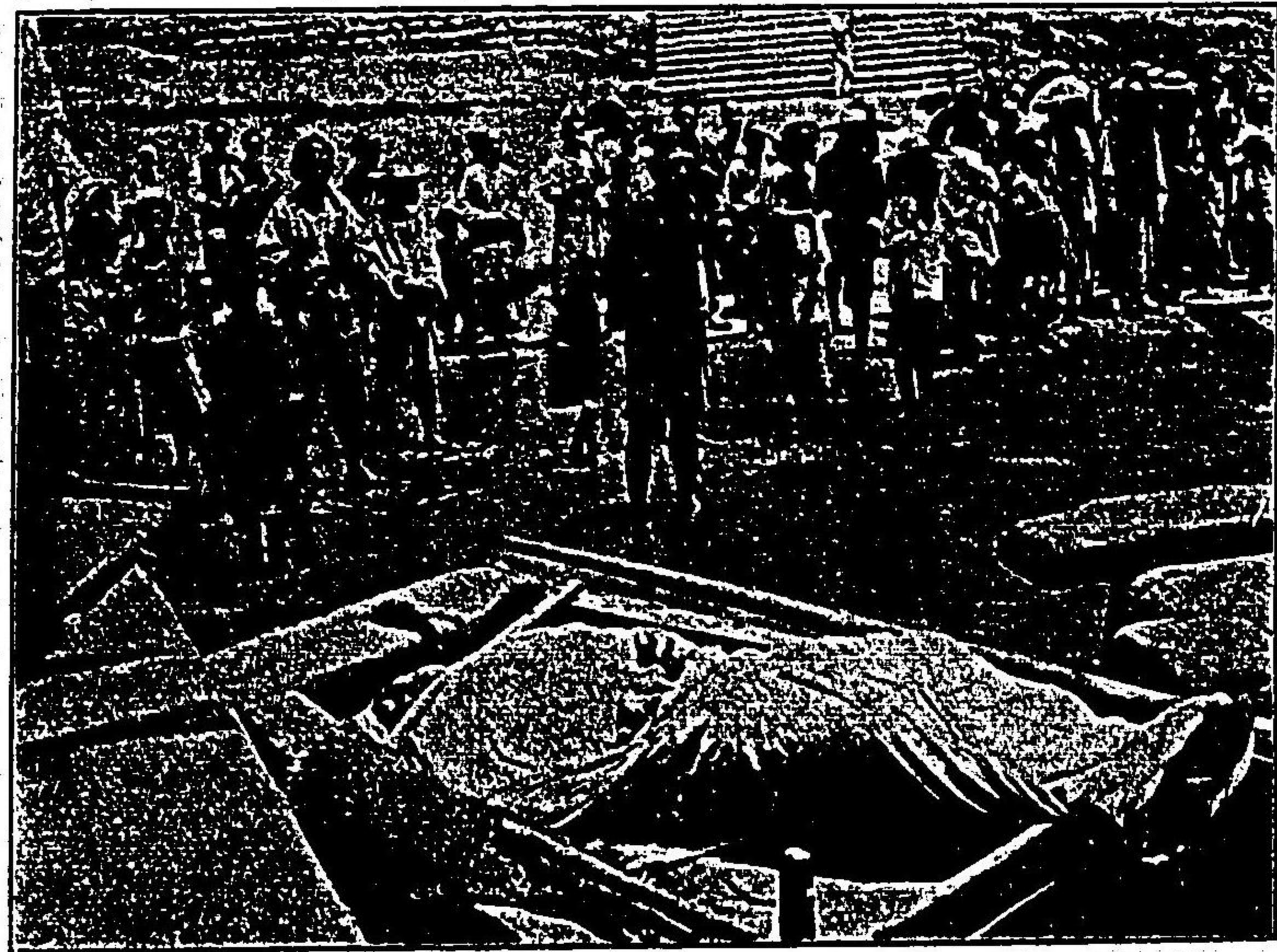
（↑） 黄 牛 峽

灘と、是なり、此邊を中央部とし、下、西陵山に至り、上、獺洞附近に至るの間を、黄牛峽となす、三峽の中、延亘の長き、能く之に過ぐるものなし、下、鹿角を経て、上、鹿角に至る、并に險灘なり、杜甫鹿角真走險の句あり、其上を虎頭灘となす、南北對峙して、水勢を阻截す、夏秋の時、最も險惡と稱せらる、上、鹿角より上る十七清里、山轉じ水廻り、遂に獺洞灘に入る、（獺或は塔に作り、或は達に作る）、黃陵廟を距る、是に至つて二十四清里、顧みれば、黄牛山猶ほ群峰拱立の表に在り、古語に曰く、朝發黃牛、暮宿黃牛、三朝三暮、黃牛如故と、水路の迂曲せるを知るべし、又上る二十八清里、黑岩子に至る、これより上を、湖北省の最西歸州の屬

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る



屋 住 の 夫 灘



死 水 の 人 逸 獨 中 峽 船 空

空船峽に
入る

第十一圖



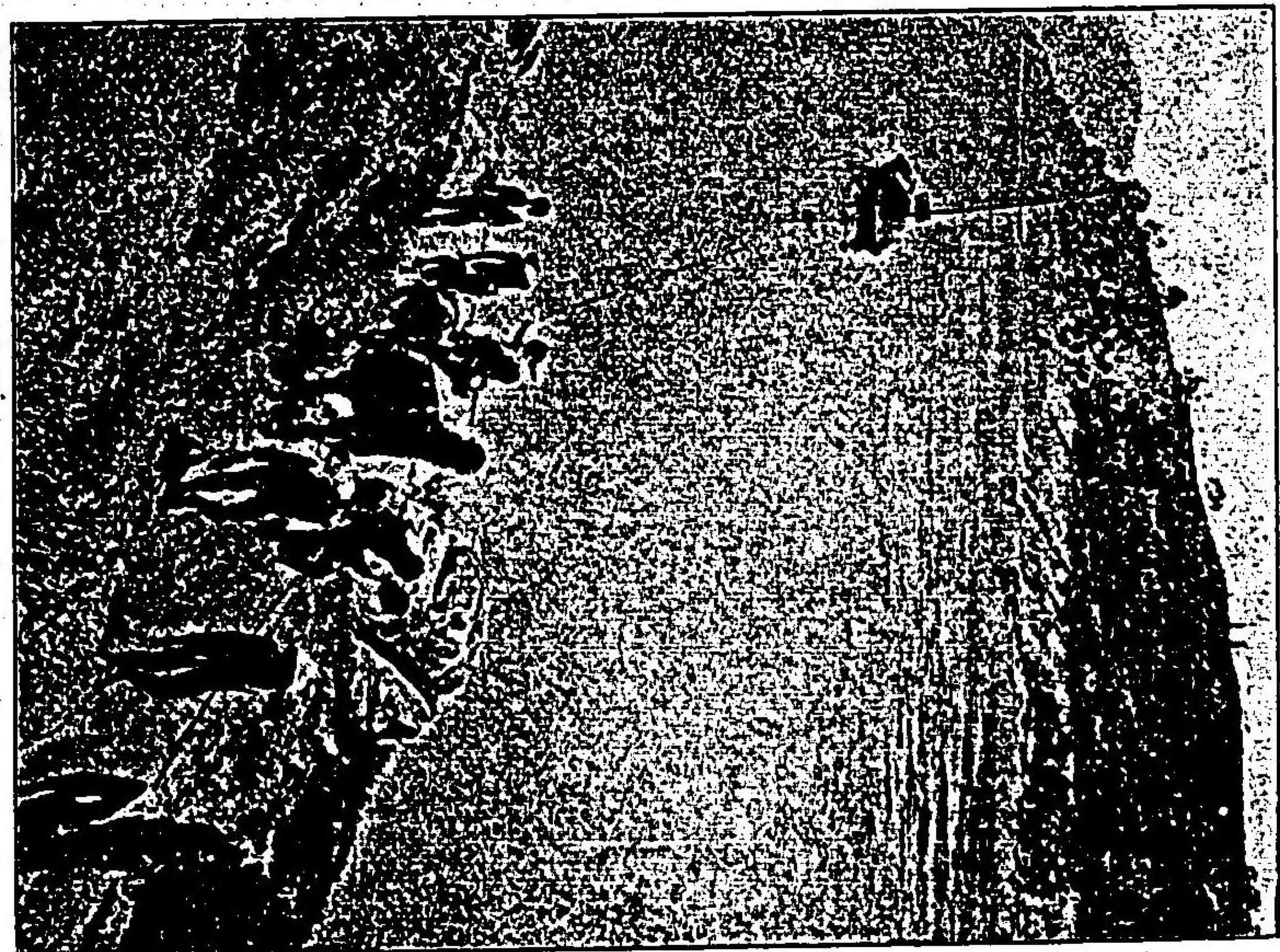
峽 牛 黄 (↑)

となす、尙進むこと五清里、小通嶺に至る、所謂空船峽と名くる處、即ち是なり、水經注に、江水自建平至東界峽、盛弘之謂之空船峽とあるもの、正に之を指す、古へ宜都建平二郡の境界なり、峽崖甚だ高峻、巨石其間に鯁し、水流傾瀉、勢絮團を轉するが如し、舟の下游より來るもの、此に至つて概ね、貨物を卸し、船體を軽くし、然る後ち各隻次を以て進むを例とす、因て名けて空船とは曰ふなり、左岸峭壁、直ちに水面より起る、右岸稍や斜平、烟戶十數家あり、老若相率ゐて磯に下り、舟に縋りて貨物を搬せんと請ふ、峽間最險の處は、僅に半町にも及ばざるを、折角舟底に積みたる大荷を動かすは、頗る又煩なれば、此儘にて漕

津寒の中



小舟を拉す



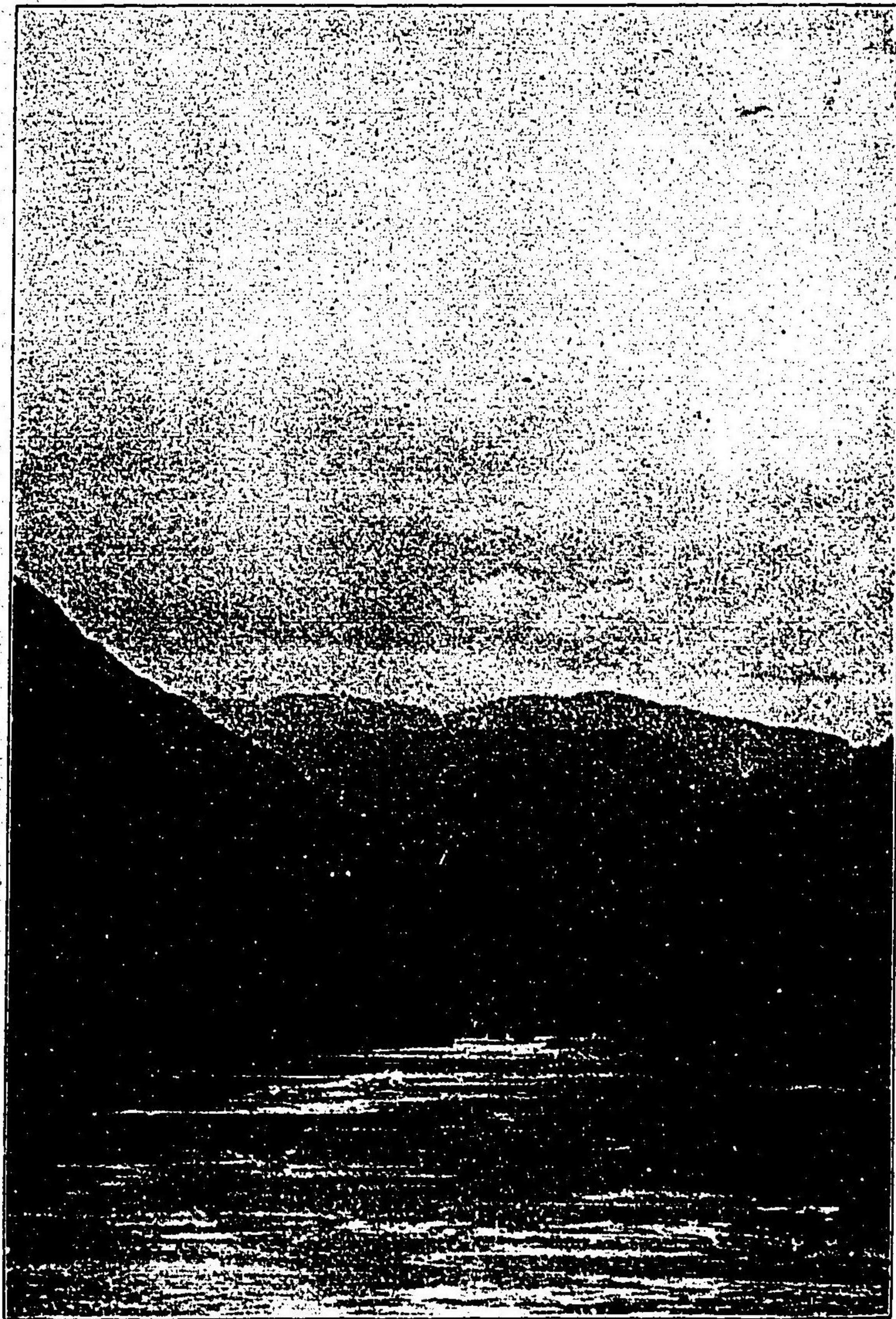
ぎ上げよと迫りしも、舟夫等首を掉りて背んせず、詮方なく、大行李四個引き出せば、岸なる苦力共、腰まで水に飛入り、荷物の浸さるゝなどに、頓着のあらばこそ、矢庭に擔きて持ち去りたり、これにてよしと、老板の一令に、舟夫六人、櫂を揃へて漕ぎ出す、又別に十數人の苦力をして、綱を以て檣にかけ、岸徑より之を曳かしむ、總勢凡そ二十餘人の力を併せ、此處を先途と廻れど、舟は唯だ右に左に揺らめきて、其都度暗礁と相撲つの音、水に響きて轟轟たり、斯くて半時も経たらん後、纔に峽の上游に乗り上げしに、張りに張りたる曳綱、どある崖の一角に觸れ、ブツリとばかりに切斷す、舟はたまらず、三四回轉廻し、急箭疾風の勢を以て、押し流され、あはや灘下に逆落しどならん一刹那、舳先の六人、押取り伸べたる長竿を突き出し、崖も透れど喰留さむ、其中一人、手早く綱を結び代へ、身を躍して怒濤に投じ、抜手を切りて岸下に泳ぎ付き、艇頭に掻き上り、切れたる綱に繋ぎ合せ、應の合圖に又曳き出さすれば、舟の五人も亦た向き直りて漕ぎ出し、目出度く難所を切り抜けたり、これ畢竟舟夫等の熟練なるに由れども、一には又た船體の小さく、操縦意の如くなるが爲めなり、峽を脱し、暫く舟を停めて休へる間に、運びし荷物を積み込み、帆を掛け、風に任せ、水上指して進み行く、廟河(江左)を過ぎれば、絶高の石壁、面に當りて屹立す、忽ち見るときは、江絶ね

牛肝馬肺
峽に入る

路窮りたるか如し、進むに従ひ、其壁愈高く、中僅に一綫の流を通せり、舟徐に其間に入る、杳然深遠、毒龍の宅するところか、疑はる、是ぞ名高き牛肝馬肺と名くる大峽なれ、後を見れば、壁已に其口を封じ、前を眺むれば、其出づるところを料る可らず、時に日己に暮に向ひ、水色黒濁、潭して動かざるが如し、右崖の間鐘乳墨墨として懸れり、形、牛馬の肝葉に似たりとて牛肝馬肺峽とは名けらる、會ま其上方に當りて、石を推すると覺しき響あり、仰ぎ望めば、一群の工夫、横さまに雌腹に蟻排し、槌を揮つて、路を鑿せるなり、繩を懸けて身を繫ぐにもあらねば、埒を設けて墜落するを支へんとするにもあらず、其身輕きこと、猿狖と雖ども、恐くは三舍を避けん、而して其勞銀はと問へば、最高四五百文を出でず、此低賃に甘んじ死と隣して懼るところなし、畏るべきは支那勞働者なり、

絶壁の工

明治三十五六年の交どか開く、獨逸砲艦上海より重慶に遡航するや、此峽に入り、突然沈没したることあり、當時重慶にて商業を營める本邦人石塚豊次郎氏現に成都製革公司支配人、亦た便乗せり、氏の語るに據れば、艦は三十分の間に、艦長及び諸員の若干を載せたるまゝ、全く汨沈し訖れり、乗組員の一部は逸早く卸されたる端艇に打乗り、漂流者の救助に移めしが、其恵に與るものは、専ら洋裝者に止り、支那人

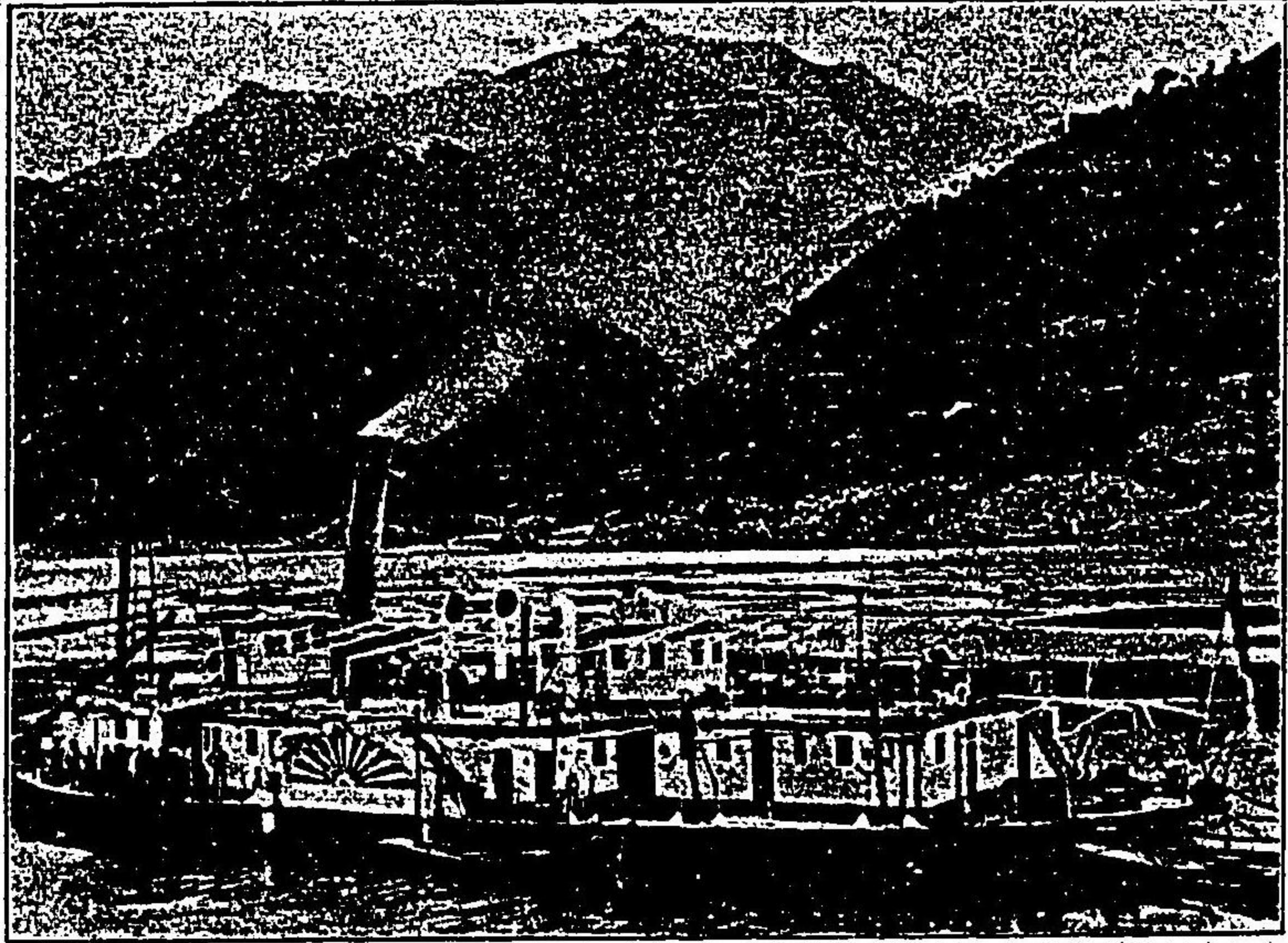


牛肝馬肺峽に入る

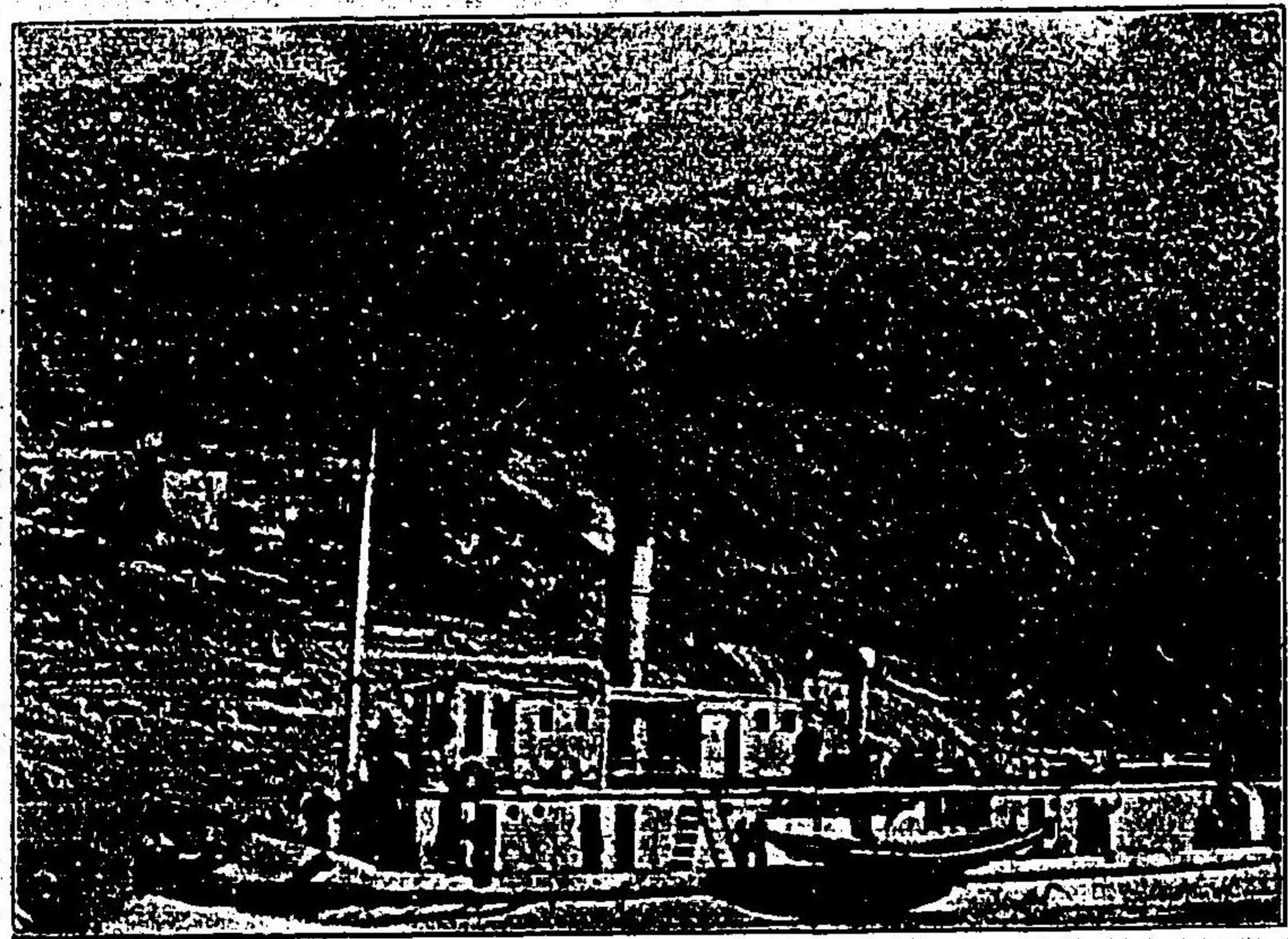
沈没の船

と見ては、死聲を揚げて助けを求むるも、毫も顧るところなし、其時氏も漂流の一人なりしが、生憎支那服を装ひ居りしたため、叫ぶと喚けど、綱一筋だに投げられず、折柄不圖案じ付き、英語にて日本人なりと連呼せしに、之を聞ける西洋人、直に艇を近づけ、難無く救ひ揚げ呉れ、危き命を拾ひたり、獨り憐れを留めしは、支那人にて、一人残らず見殺しにせられたりと云ふ、凡そ峽中にて、船舶の遭難するは、率ね險灘急瀬の處なるが十の八九に居るに、此艦の水深幾百尺を數ふる馬肺峽の中央にて沈没せしは、頗る訝しとて、其原因に就き、當時揣摩せられしところを聞くに、本と此艦長夫婦にて上海に來りしが、其妻情夫に奔りて己を棄てしに由り、憤恨遺方なく、上海拔錨の初死意已に決し、是に至りて、遂に艦を爆して借に沈みたるものゝ如し、果して然らば之が犠牲に供せられし乗組員並に艦體こそ、思ひも設けざる災禍と謂ふべけれ。

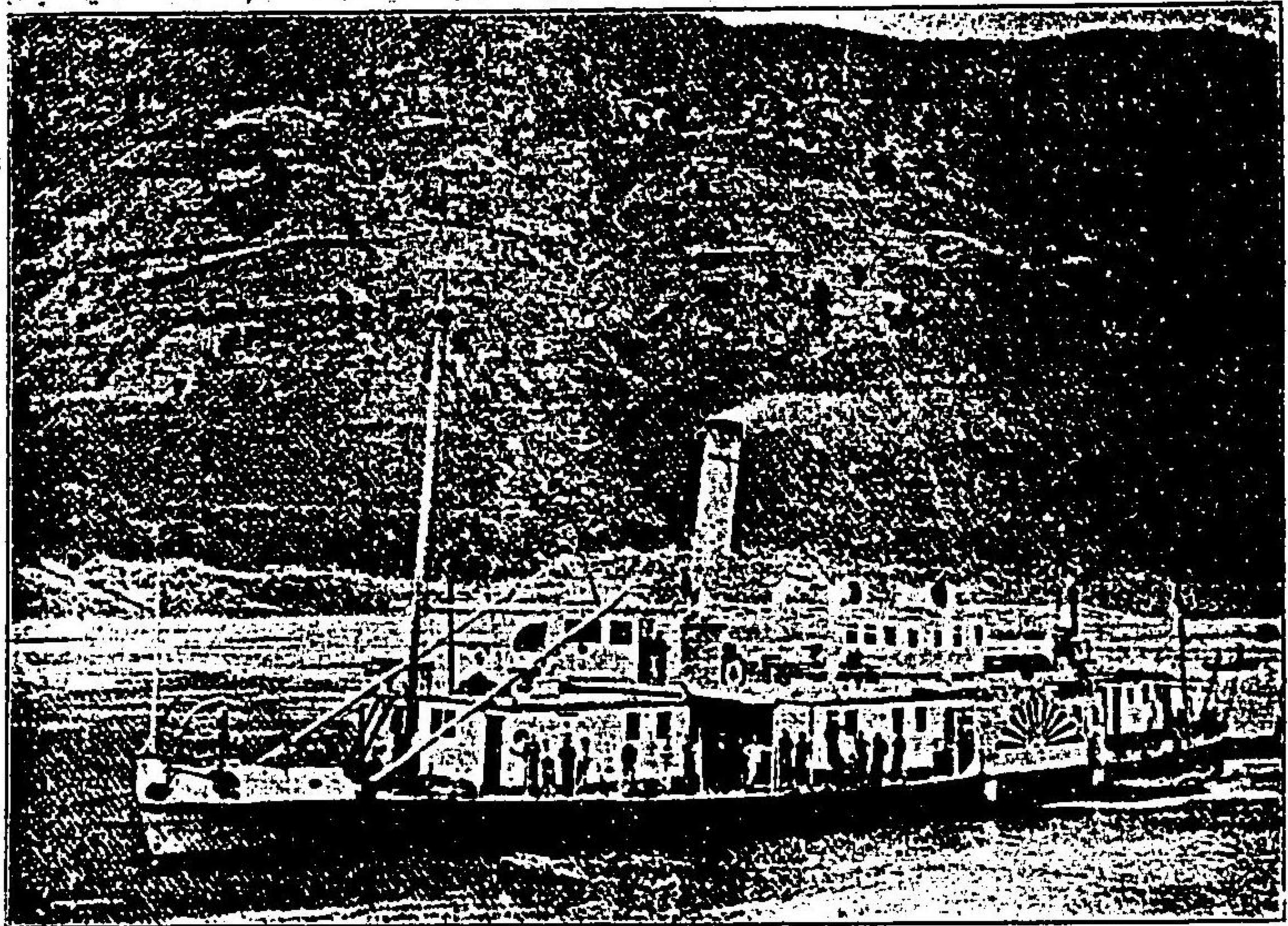
英佛獨の三國は在重慶及沿居留民の保護、並に一種の示威の爲めに、特別建造に係る小型の砲艦を以て、峽江を往來せり、前述沈没艦の如き、即ち是なり、其航行するや、平水の處に在りては、能く機關を用ゐるを得れども、一旦灘或は淺處に臨んでは、許多の拉夫を雇ひて、艦を曳かしむること、尋常のジャンクと異ならず、彼等



英艦キシンナ



佛艦キシンナ



英艦の通過

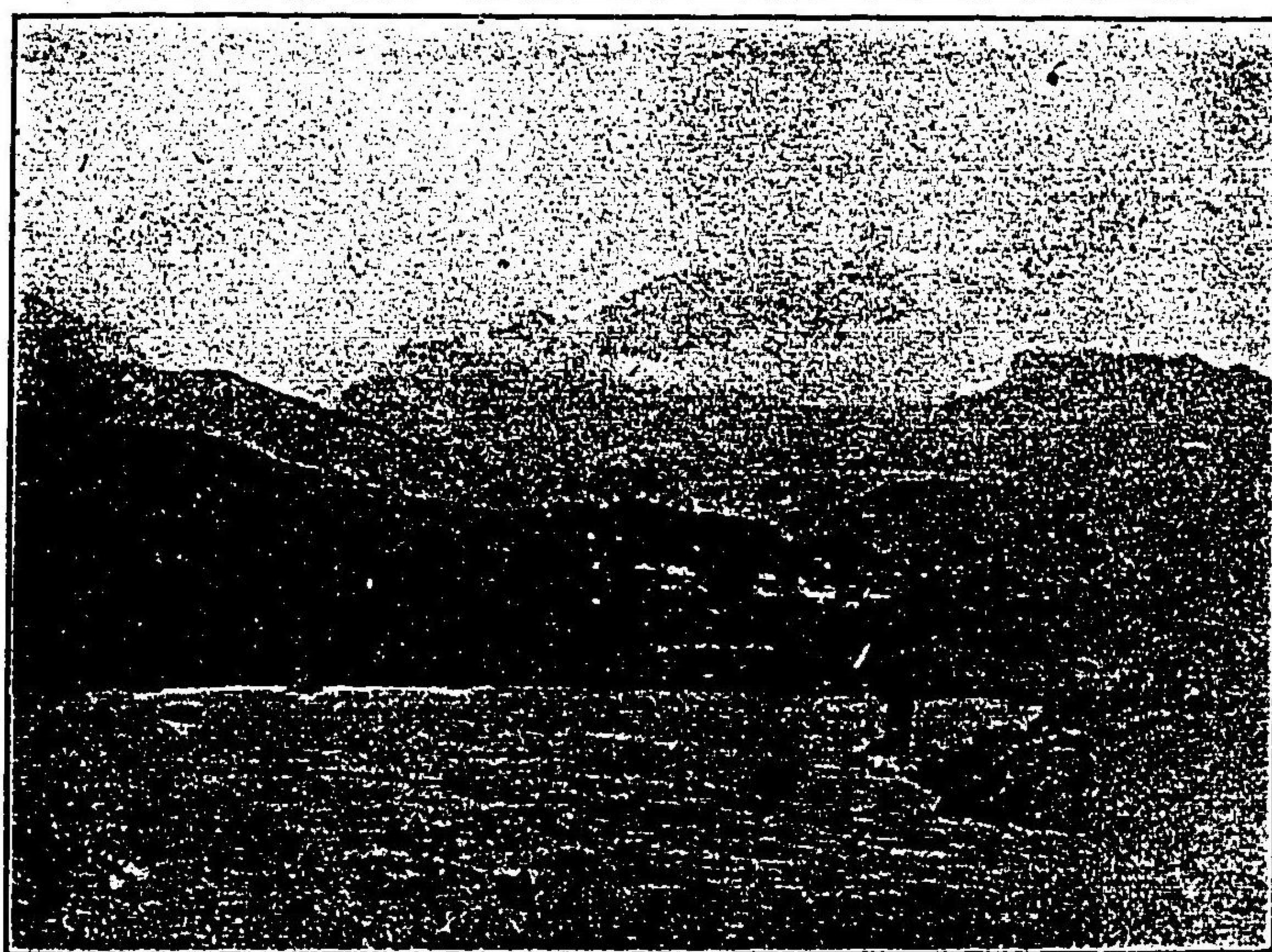
は即ち政治上の目的を以て、強ひて兵艦を此至險の境に送るものなれば、之を以て直ちに普通の商輪をも上下せしむるを得るとするは誤れり、他日鉅費を投じ、一大改修を行ふに非ずは、萬流船を通ずること能はじ、而して其改修工事に至ては、遂に之が實行を見るの口無けんなり、

水幾曲して、舟峽外に出づ、天地再び濶如たり、射紅磧、三灘、二灘等を過ぐ、皆險なり、己にして又一大惡灘に逢ふ、是れ峽中屈指の新灘と知られたり、此時恰も枯水期に屬し、怪石巨岩、争ふて江面に露出し、怒濤飛激、狂游騰湃、殆ど迫り視る可らず、此處も空舩峽と同じく、上舟は務めて其貨

新灘を渡

第十三圖

長江第一の灘

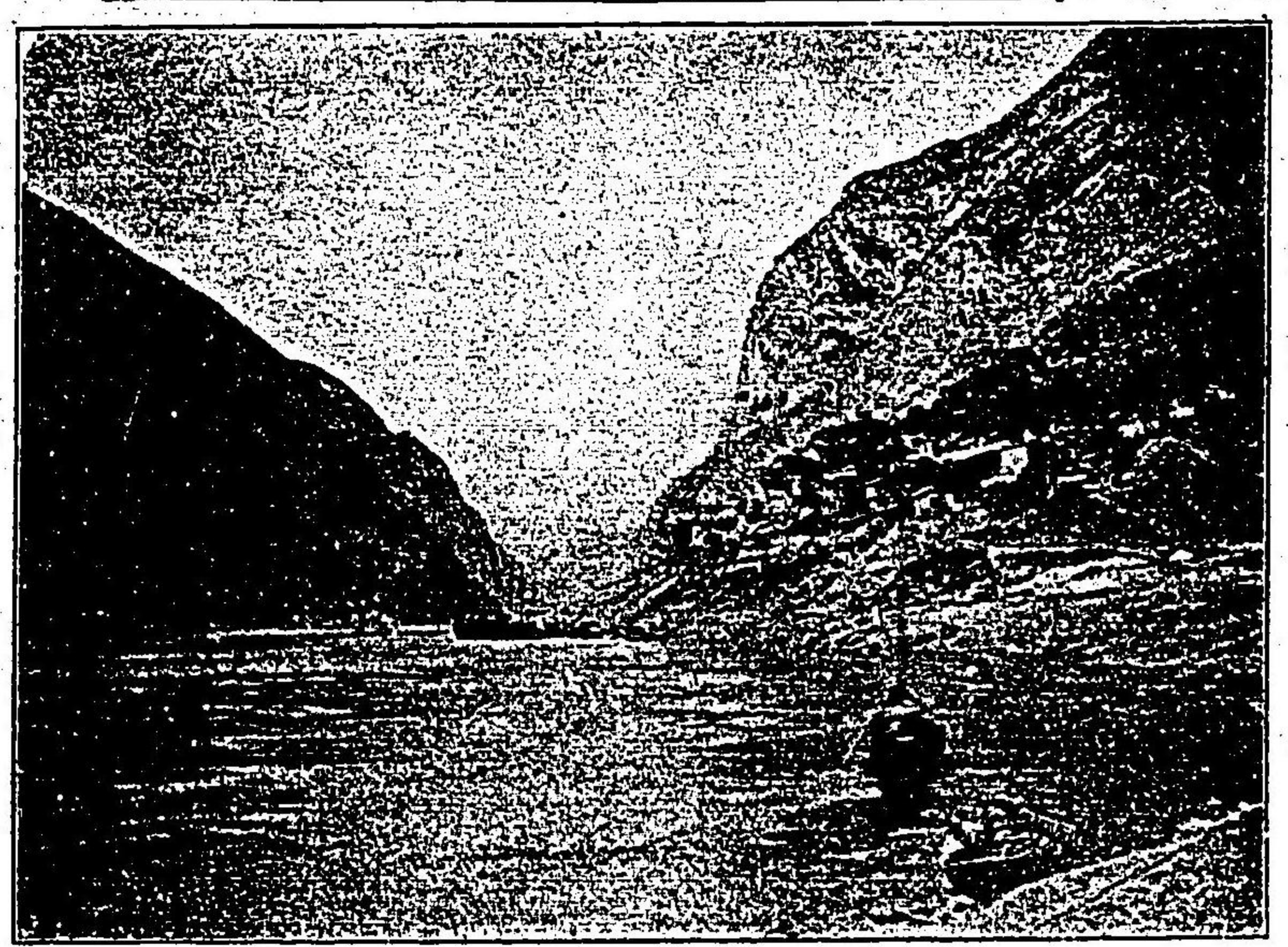


湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

北 灘 敷 (→)

物を陸上より運搬し、然る後、先着の船より順次灘を廻るなり、此貨物陸運を名けて、俗之を起撥と曰ふ、旅客も萬一を慮る者、亦舟を下りて陸行す、従前は苦力の運賃に一定の制裁なく、頗る暴求を逞うせしが、近來地方官に於て、其條規を設け、行李一擔、力錢四十文乃至五十文、陸行者の轎を雇ふものは、一乘錢百二十文としたるより、人大に之を便とするに至れり、坡上を見れば、數群の灘夫、船を曳くもの、行李を負ふて走るもの、或は相衝て叱し、或は石に躓きて仆れ、其混雜名狀に勝ゆ可らず、余が舟は僅に十人内外を容るゝに過ぎざる小形なれば、順序を論せず、岸に寄り沿ひ、灘夫、船夫合せて十二三人、余等一

大灘上の船



行も之に加はり、暫時にして灘外なる平處に曳き上げたり、後方に當ては、家をも欺く大船、滿帆に風を受け、陸より五六十人、旬旬はんばかりにして之を曳く、船にては、老板と覺しき一人の、咽啞叱咤の下知に従ひ、水手總立となりて、擡を押す、船には船に、船には船に、鼓譟の響、鑿鑿たり、しかも船は寸進尺退、岩に當るか、片重るか、時時横さまに打倒れんとし、何時乗り越ゆべしとも思はれず、若し曳綱の切れもせば、轉覆せんこと、眼前なり、曳夫等も將基倒しに突き、轉び顔も鼻も破碎やせんと、側目もふらず、視まもる中、辛くも一艘曳き上ぐれば、續いて上る幾艘、艘前に等しき難灘なり、實に長江第一の名灘と

新灘に泊す

覺たり、夜、新灘北岸に泊す、此日行程九十三、清里、深更に及び、雷雨俄に起り、山谷鳴動す、雨遂眼より漏り、衣金皆濡ふ、終宵眠を就さず、灘上一二町の處水を夾むて二村あり、其江右なるを新灘南岸と名く、人家二十餘戸に足らず、其對面なるを新灘北岸と名く、現に宜昌同知此に駐在し、人家百餘戸も有るべし、寒郷ながら、稍や市邑の觀を具ふるは、宜昌以來、此地に於て始めて之を見る、岸上に不秩序に構へられたる人家の、或は櫺櫺に圍まれ、或は奇巖に倚りたる、舟より見上げて、宛然一幅の好畫圖なり、陸記十三日記に、遊江濱廟、廟正臨龍門、其下石罅中有溫泉、淺而不涸、一村賴之とあれば、多量に盆出する溫泉あるに似たり、又同日記中有、婦人負酒賣、亦如負水狀、呼買之、長跪以獻、未嫁者、率為同心、鬚高二尺、挿銀釵、至六隻、後挿大象牙梳、如手大とあり、鄙に稀なる雅致と覺う、今此俗ありやなしや、日暮れば上陸せず、

新灘、古名は青灘といふ、峡中の大險、歸州城前の人鮮、其上流なる洑灘、嘉定重慶間の盆魚寺等あれども、新灘に較ぶれば、其猛比すべくもあらず、灘延長約十二、三町ばかり之を分つて上、中、下の三處とせり、下灘尤も畏るべし、村は中灘の北岸に在り、此灘蜀道現勢書に、明の時始めて現はると云ふは非なり、陸記十四日記に曰く、留驛中、

湖北宜昌より四川省高縣に至る

新灘發現の時代

晚以小舟渡江南、至江濱南廟、新修未修、有一碑、前進士曾華旦撰、言因山崩石墜、成此灘、害舟不可計、於是著令、自十月至二月、禁行舟、知歸州尙書都官員外郎趙誠、聞於朝、疏鑿之、用工八十日、而灘害始去、皇祐三年也、蓋江絕於天聖中、至是而復通、然灘害至今未能悉去、若乘十二月正月水落石盡出時、亦可併力盡鑿去、然灘上居民、皆利於敗舟賤賣板木、及滯留買賣、必搖祖此役、不則賂石工、以爲石不可去、然此灘之現れしは、遠く宋の仁宗の天聖中に在り、其開修も右の皇祐以後に在りては、曾て聞くところあらず、蓋し峽客の憂とするところは、反て居民の利とするところにして、茲に兩者の間、利害の衝突を免れざるを以て、今後と雖も、除險工事を起すが如きは、容易に行はれざるものと信ず、況んや許多の經費と日子とを要し、又現に川漢鐵路を計畫し、大に峽運の不便を補はんとするに於てをや、こは獨り新灘に就きて言ふのみならず、峽中到處の難所皆然り、

昭君の故里

九日 曉方の一睡、醒め來れば、己に八時を過ぐ、夜來の雨、跡無く霽れ渡り、孤帆一片、春風送るに任す、此處は何處ぞと問へば、黃魚三滾(江左なりといふ、峽圖を繕くに、當年孔明が兵書を藏せしと傳ふる兵書峽、漢の王昭君が故里古明妃村より出づる香溪は、いつしか及ばぬ後となり、遺恨言はん方無し、黃魚三滾の對岸を大寄老といふ

第十五圖

屈公祠

屈原の墓



歸州城下の黃魚三滾

大崎老一名は汨羅、地屈平の故郷なるを以て後人平か沈みし汨羅の名を借りて、此處に命せしなるべし、江是に至りて又開き、前路遙に歸州城を望む、進んで黃魚三滾を上れば、巨石兩岸より斗出し、勢江を束ねんと欲す、形に由り之を石門と名く、石門を過ぐ、右岸險水あり、屈原三泡と名く、其上、江を去る數町の高處に一宇の古廟を認む、之を屈公祠と名す、即ち太夫屈平を祀れるものなり、祠旁、平が墓有りて、碑に三閭太夫屈原墓と題すと聞く、江右の小邑、之を老歸州と名す、正に屈公祠と相對して在り、三滾より上る、約十清里にして、歸州城下(江左)に達す、城左に當りて、宋玉が宅址ありと云へど、舟中よりの

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

宋玉が故

歸州を過

遠望其何處たるを知る可らず、
歸州の城たる後に臥牛山を負ひ、前は有名なる人鮮豔に臨む、矮垣一匝、人家僅に數
百戸に満たず、而して多く聚りて城の下半部に在り、其上半部に至りては徒に草蕪
の荒涼に委せり、地勢急斜、城を擧げて傾くるが如く、名は州なれど實は蕭條たる塞
村に過ぎず、

歸州の史

歸州の地、爾く貧郷と雖も、史蹟の豊決して巫山瞿唐の下に出でず、地理志を按ずる
に州は古の歸子國なり、一に夔郷とも曰ふ、後に記する夔府と混する勿れ、古へ楚の
嫡嗣熊摯の居るところとなす、國語韋昭注に曰く熊摯有惡疾、楚人廢之、立其弟熊延
摯、自棄於夔、子孫有功、王命爲夔子、とありて、楚に附庸たりしが、春秋僖公二十六年に
至り、遂に其す滅どころと爲る、左傳に曰く夔子不祀、祝融與鬻熊、楚人讓之、對曰我先
王熊摯有疾、鬼神弗赦、而自竄于夔、吾是以失楚、又何祀焉、秋楚成得臣、鬬宜申、帥師滅夔、
以夔子歸、即ち是なり、想ふに熊摯、身中原に容れ難く、乃ち擇んで自ら窮山絶谷の
間に竄せしもの歟、宜都記に曰く、秭歸蓋楚子熊繹之始國と、左傳と合はず、故に水經
注趙繹疑ひて、全氏曰、按既曰熊繹之始國、則非熊摯附庸所居矣、自相參辰何也、今詳に
考ふ可らず、姑く遺して後考に讓る、陸記に曰く、隔江有楚王城、亦山谷間、然地比歸州

屈原の故

屈原と江

差平、或云楚始封於此と、兎も角、楚祖熊繹が始封にせよ、熊摯が竄地にせよ、今の歸州
城及び其附近の地が、楚史に於て、淺からざる關係あるは明なり、次に記すべきは屈
原との關係なり、歸州の地、舊と秭歸縣と稱す、水經又東過秭歸縣之南とある即ち是、
實に屈原か郷里に屬す、水經注袁山松が曰く、屈原有賢姊、聞原放逐、亦來歸、喻令自寬
全郷人冀其見從、因名曰秭歸、即離騷所謂女嬃、嬋媛以詈余也と、是れ秭歸の名の由り
て出づるところとなす、正韻に曰く、秭音姊と、廣韻に曰く、秭與姊同と、離騷に曰く女
嬃之嬋媛兮、申申其詈予と、王逸が注に曰く、女嬃、屈原姊也、嬋媛、猶索引也、申、重也と、袁
山松又曰く、父老傳言、原既流放、忽然暫歸、郷人喜悅、因名曰歸郷と、是に由りて察すれ
ば、屈原已に疏まるゝ後、時有てか、其郷に歸り、せめてもの其父老を見て、僅に憂を遺
りたるに似たり、抑も又原の郷人に於ける、德望を知るべきなり、袁山松又曰く、抑其山
秀水清、故出備異地、險流疾、故其性亦隘と、知言なるかな、其山鬼を作り、君思、我兮然疑
作、雷填填兮雨冥冥、猿啾啾兮夜鳴、風颯颯兮木蕭蕭、思公子兮徒離憂と、言へる、短絃
急彈の音、以て原か人と爲りを觀るに足る、原を敗るものは江山なり、原を成すもの
も亦た江山なり、

前に歸州を以て屈原か郷里とせしは、宜都記に従へり、袁山松曰く、縣秭歸縣即ち歸

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

屈原が田宅

州城東北數十里有屈原舊田宅、難畦堰廢漫猶保屈田之稱也、縣北一百六十里有屈原故宅、累石爲室基、名其地曰樂平里、宅之東北六十里有女嬃廟、搗衣石猶存、原か宅するところ、一處ならざるが如し、然れども、其生誕の地に至りては、今の歸州城若くは其附近を以て然りと爲す、誤まらざるに庶幾し。

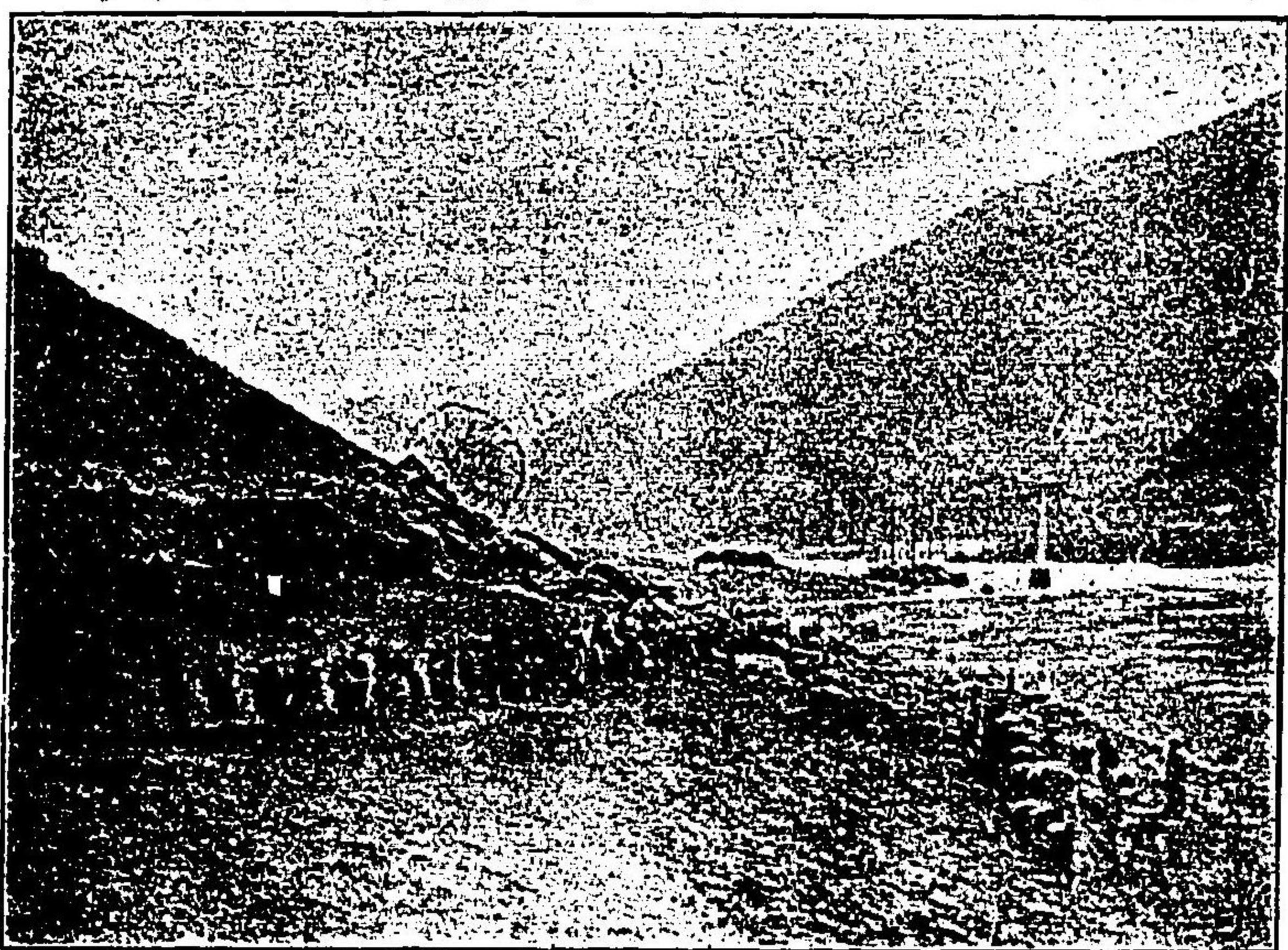
歸州の唐碑

陸記二十日記に曰く、早離歸州、出巫峯門、過天慶觀、少留觀、唐天寶元年碑、戴明皇夢老子事、巴東太守劉瑀所立、字畫頗清逸、碑側題當時郡官吏胥姓名、字亦佳、又有周顯德中荆南判官孫光憲爲知歸州高從讓所立碑、中略、觀下即叱灘也、其碑或は存せん、書して後客の討探に供す。

人鮮妻

進んで歸州の城下に至る、舟乃ち叱灘に入る、灘一に人鮮妻と呼ぶ、江幅狹促、狀態を横ふるが如し、梭雲峽雨日記、文に詩に筆を極めて、其險を説けるを以て、如何なる難所か、且つ危ふみ且つ樂しみ居しに、時恰も灘を成すの水候ならざりければ、聊か失望の心地せられたり、但た江面大石參差、僂隔相錯るの狀、人をして坐ろに其灘時の俛を想はしむるものあり、若し夫れ水肥へ石隠れんとするに當りてや、毒浪洶湧、舟簸し人顛すること、鮮を做すが如く然り、世因りて名くるに人鮮妻を以てすと云ふ。

第十六圖
洩灘を上る



湖北省宜四川昌府りよ省萬縣に至る

洩 灘 拉 船 (←)

人鮮妻を出づれば、江、左に折れ、山亦た忽ち峻峭、登子石、老佛言等を経て、洩灘に入る、此灘亦た歸峽有名の險處とす、北岸二大石あり、下なるを洩床と曰ひ、上なるを洩枕と曰ふ、水之に激して濺す、灘を生ずる所以なり、坡上板屋十數戸あり、居民率ね拉船(曳船)を業とす、余等も亦た十三四人を雇ひて曳かしめたり。

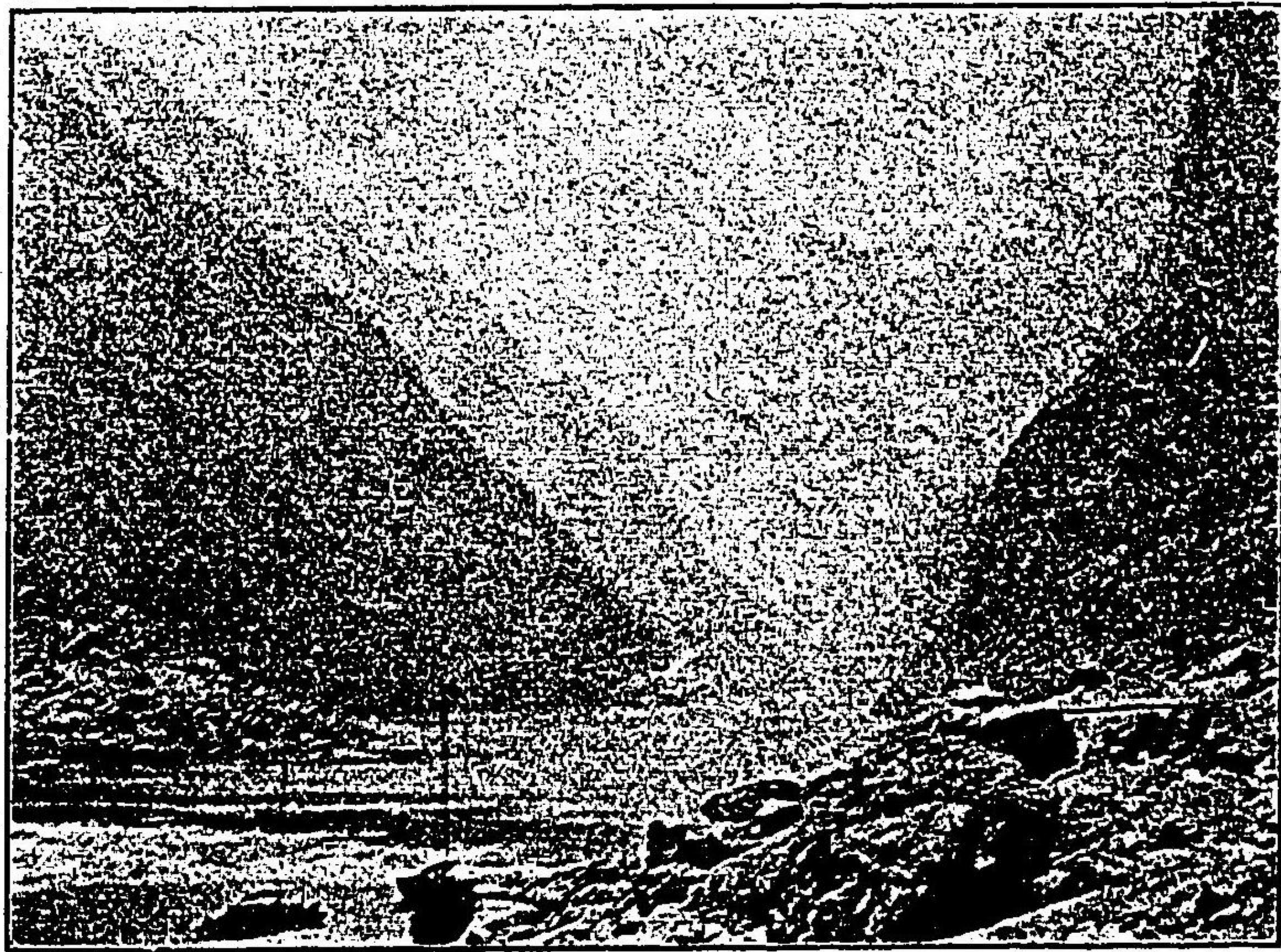
拉船に就きては、前夙に記する筈なりしが、寫眞の都合により、此處に於て略説すべし、凡そ峽を遡る者、船の大小を問はず、灘に臨めば、必ず之を曳かしむ、之に用ゐる索は、麻にも非ず、棕梠にも非ず、必ず竹製に限れるなり、是れ其韌性に富めると、索身に水を含まざると、

挑撥に便なるとの爲めなり、其制竹幹を細削し、之を網代に組み、其大き徑五六分より寸餘に至る、其材は重慶萬縣間なる忠州に産するもの、最上位に居るといふ、十餘萬斤を積める大船も、能く一條にて之を拉するといふに至ては、竹力の大亦驚くべきにあらずや

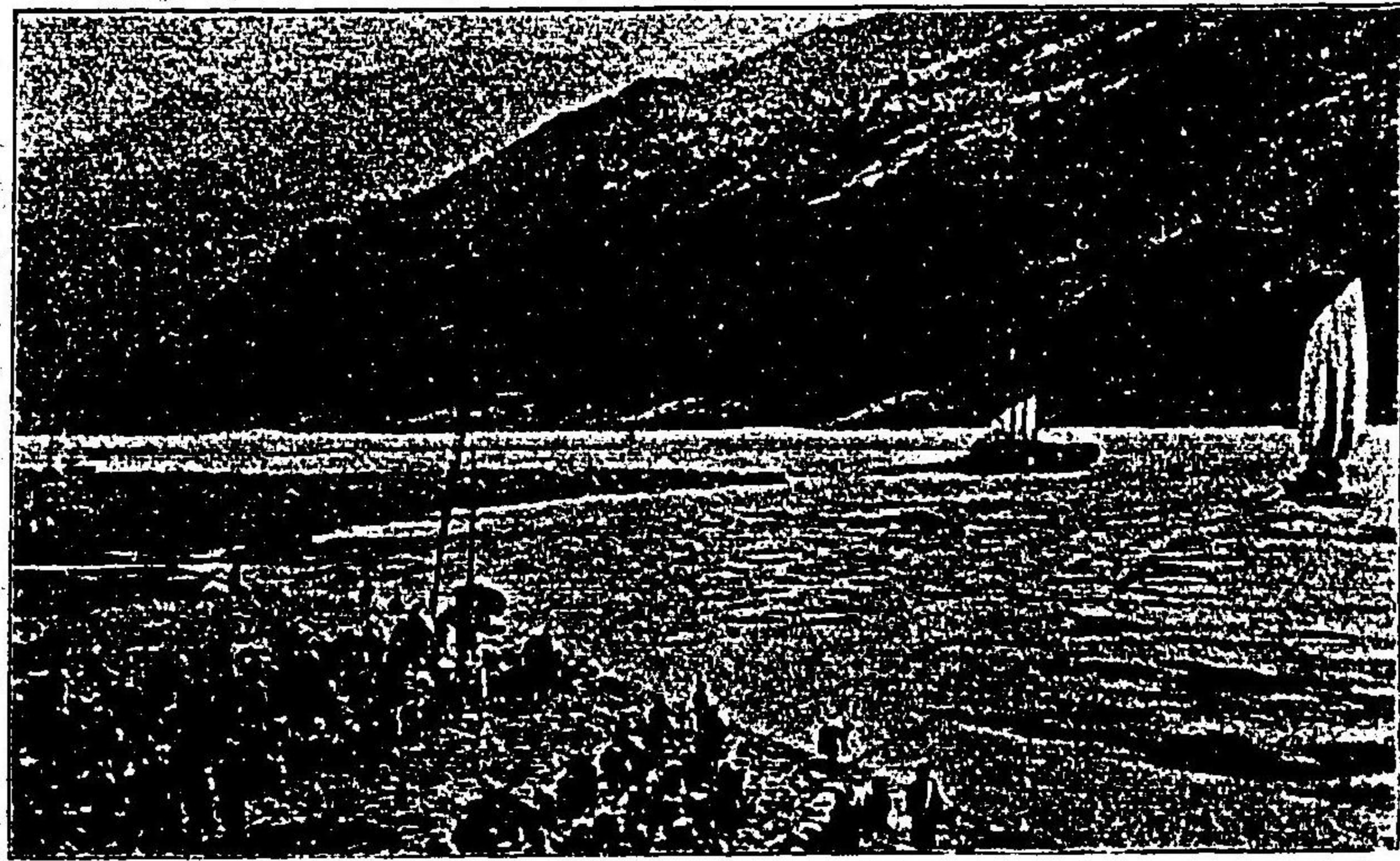
洩灘を去る十五清里にして、石門灘に入る、此灘、老歸州前の石門に對して、上石門の名あり、水經注、江水又東逕石門灘、一灘北岸有山、山上合下開、洞達東西、緣江步路所由とあるもの即ち是なり、史に稱す、章武二年、蜀帝劉備巫峽建平より營を連ねて夷陵の界夷陵は今の宜昌なり)に至る、吳將陸遜が敗るところとなり、夜遁れて峽を上り、途石門灘に至る、追ふ者甚急なり、備乃ち鎧を燒きて、隘を塞ぐ、敵將孫桓、遜が爲めに前驅し、奮つて夔道に上り、其要徑を截つ、備、山を踰へ、險を越へ、僅に免れて白帝城に入る、歎して曰く、吾れ昔し京に至る時、桓尙ほ小兒なり、今則ち孤に迫る、此に至ると、所謂石門灘、此處を指すなり、此役備が最後の戦にして、遂に白帝城に崩じき、石門灘を踰ゆれば、八斗灘となす、水勢南に趨り、時ありて大泡を作す、夏秋の二季、其險を極む、狗矢沱(江左を経て、牛口灘に入る、歸州巴東此灘を以て、交界とす、牛口より以上、山形又改り、峽幅更に迫窄を加ふ、之を歸州城附近に比するに、險夷日を同うし

石門灘の史蹟

牛口灘に入る



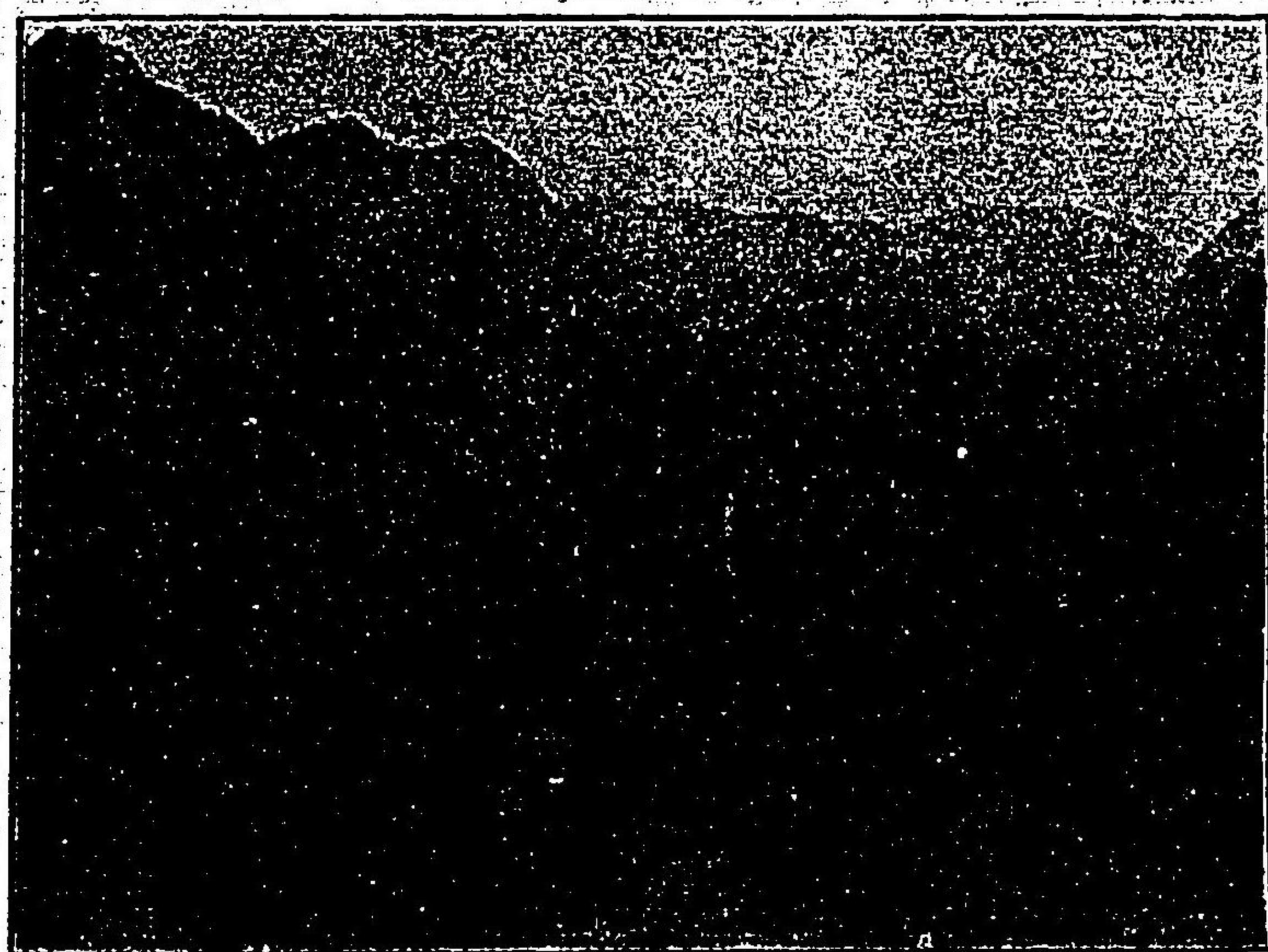
山中の足



洩灘の船拉

巴東縣に泊す

第十七圖

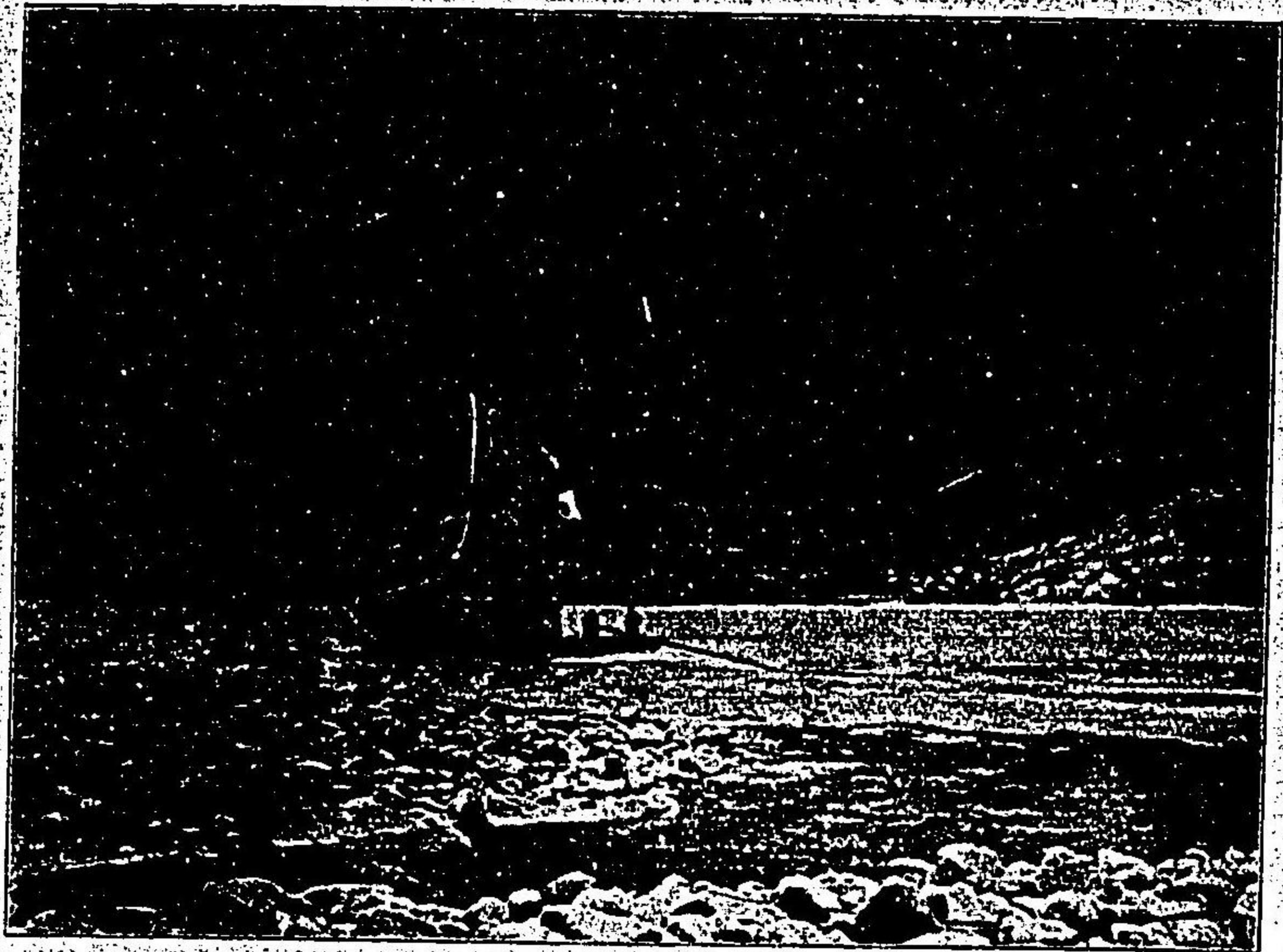


湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

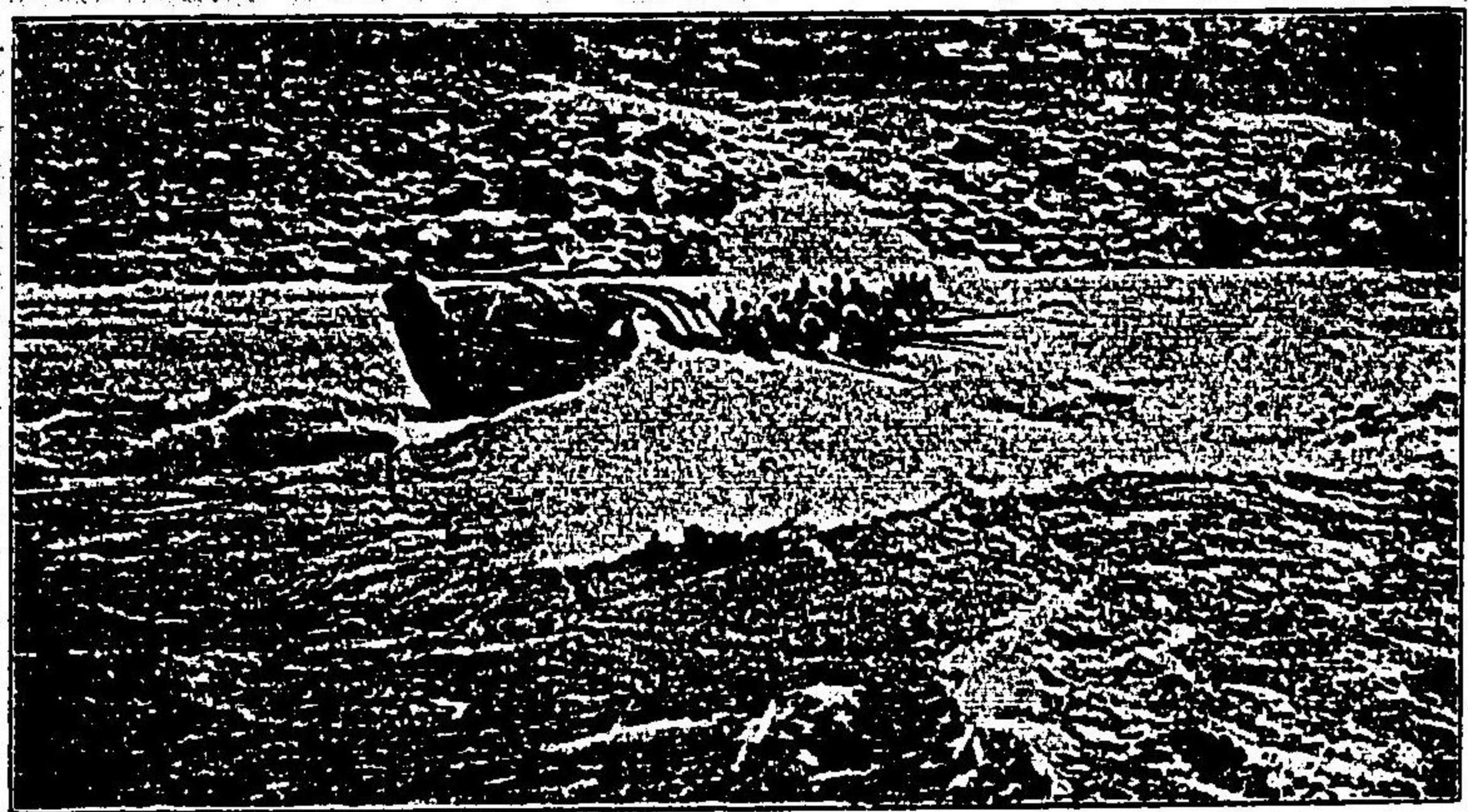
(↓) 牛口 灘 二 入

て語る可らず、此邊一帶の諸山、頗る石炭に富めりと稱せらる。前年曾て上海の某本邦人、單騎此地に來り、私に炭脈を探りたるに、會ま土人の覺知するところとなり、痛く其怒を沽ひ、山を越ね、險を越ね、僅に身を以て免るゝを得たりと、蓋し其人に取りては、牛口の險も、實に虎口の難と思はれたらん。牛口より上る二十九清里、巴東縣(江左)に達す、泊す、此日行程百三十七清里。

巴東の縣たる地、貧にして城壁無し、一聚の人家、擁して山麓の間に在るのみ、街路索寞、油薪の類、亦た求め易からず、願ふに峽江第一の寒縣なり、秋風亭、寇萊公祠堂、雙柏堂及び白雲亭、空しく其名を留め、其



峽江永師砲槍に於ける日本便乗

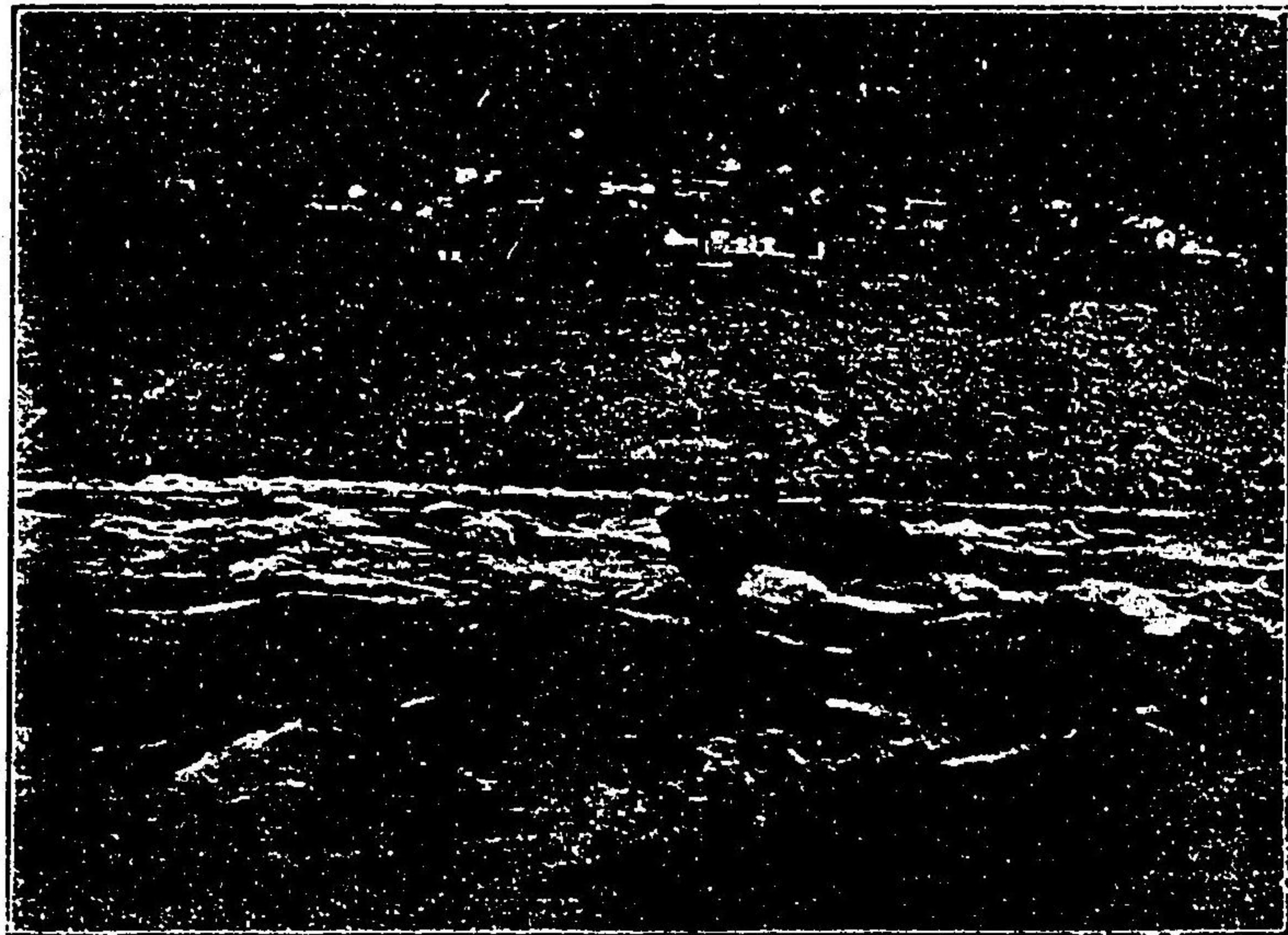


巴東縣下の灘灘

峽江砲槍に入る

第十八圖

峽江を上る



巴東

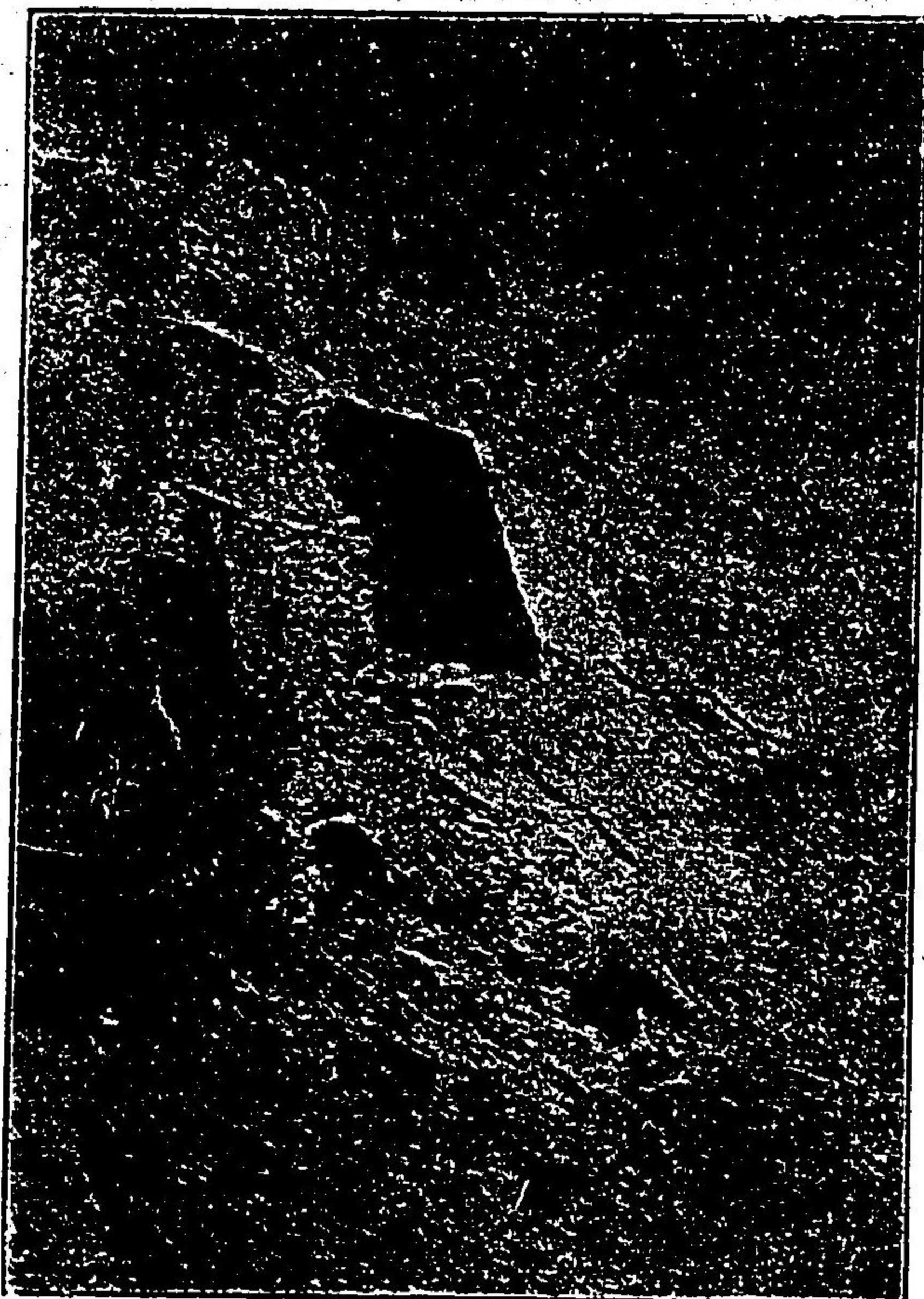
巴東縣 (←)

跡尋ぬるに由無し、
 十日 早朝風を挂く、眼を擧ぐれば、山風
 白雲を吹き、細雨霏霏として降る、巴峽の
 奇、真に畫けども成らざるなり、縣を距る
 八清里、一村あり、萬戸沱江左といふ、鹽關
 の設けありて、地方官出張せり、野狐三背
 (江右)を經、行くこと六清里、楠木園(江右)に
 至る、これより陸路施南府及び利川縣に
 至るべし、又進む十清里、小瀝瀝石、江右に
 在り、其石水中に特出す、形雙門の瀝瀝石
 に似たるを以て名く、然れども、其大、彼れ
 に及ばざる遠し、午時鐵棺峽に入る、北岸
 の甍腹に當り、稍や長方形をなせる黒巖、
 横さまに突出するを見る、其色鐵の如く、
 其狀棺に似たりとて鐵棺といふ、峽盡く

楚蜀自然
の交界

夫子大洞

第十九圖



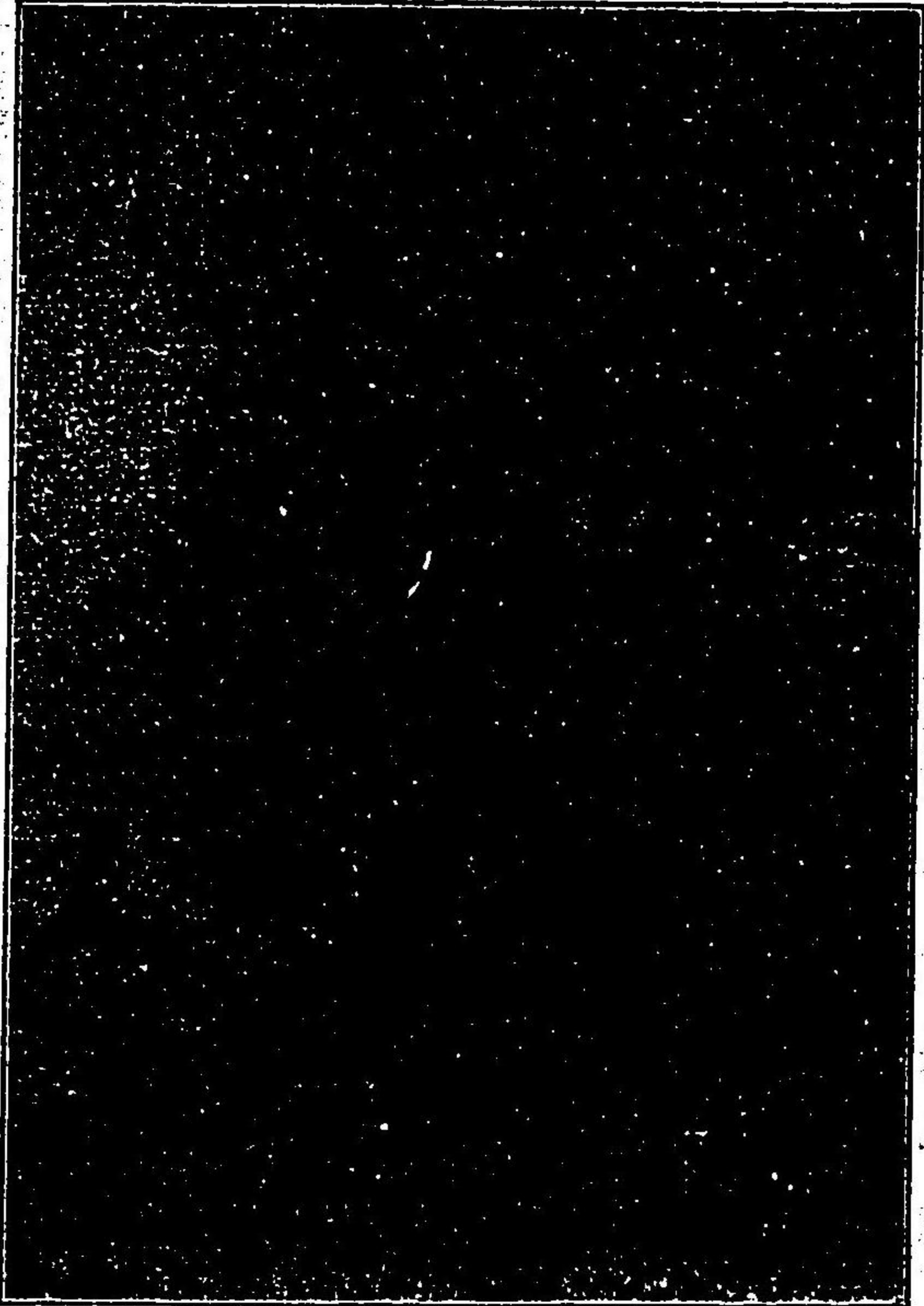
るところ又一村あり、之を培石江右となす、舟を停めて鹽菜を買ふ、對面、江を隔て、
一大山溝あり、呼んで布袋口と稱す、相距る數丈、楚蜀自然の交界をなせり、即ち下、巴

夫子大洞

東縣に屬し上、巫山縣に
屬す、俗曰ふ、其分界の處、
草蜀山に生ずるもの皆
蜀に向ひ、楚山に生ずる
もの皆楚に向ふと、山溝
吹くところの風、自ら然
らしむると見たり、楚
山の絶壁上、一個の方洞
あり、陸記二十二日記、有
夫子洞者、一竇在峭壁絶
高處、人迹所不可至とあ
るもの疑くは是なり、其大さ確測すべからざれども、約ね縦一丈餘、横七八尺餘を過
ぐるが如し、其深さに至つては、目測の及ぶところに非ず、又對岸培石下の方なる壁

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

上にも數個の小方洞あり、大さ各方三尺餘もあるが、覺へたり、其天成にあらざるは、何れも畫然方形をなせるを見ても知らるべく、而して其が太古穴居の遺蹟たる



夫子小洞

こと、亦た疑ふべくもわらざるなり、峽岸數百里、古穴奇洞、隨處に之れ有り、雖ども、未だ此洞の如きものを見ず、余の人類學に暗き、之れに就きて、多くを説くこと能はず、爰に圖及其所在を掲げ、以て斯道専門の學者に贈ると云ふ、

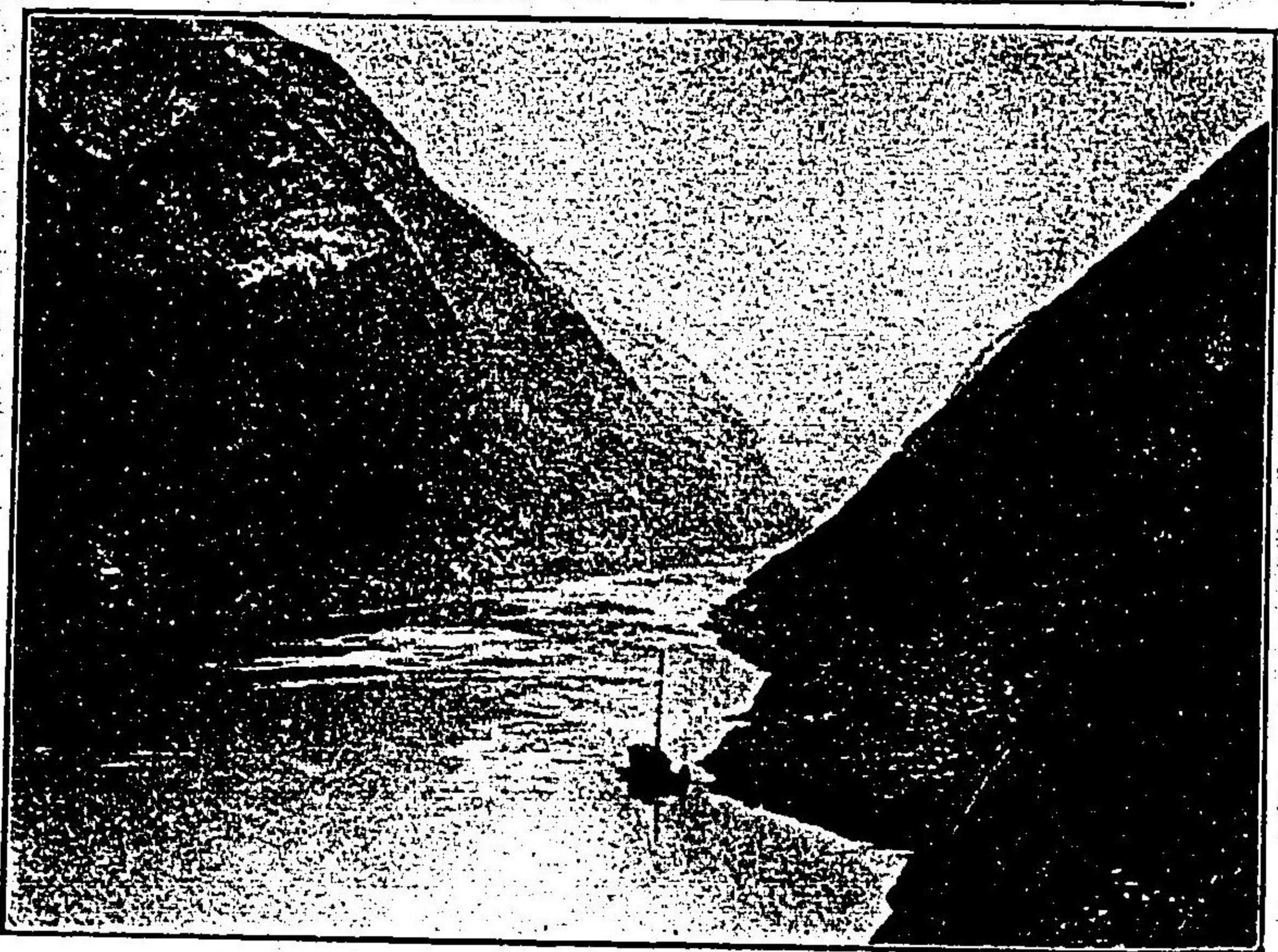
培石より上を巫山峽となす、北岸は即ち巫山山脈なり、山脚江中に蹶張し、江水委蛇として、山に従つて轉せり、黃草坡、杉木渡等の諸險を経、孔明碑江左に至れば、巫山十二峯の一角を認む、十二

夫子小洞

第二十圖

巫山十二

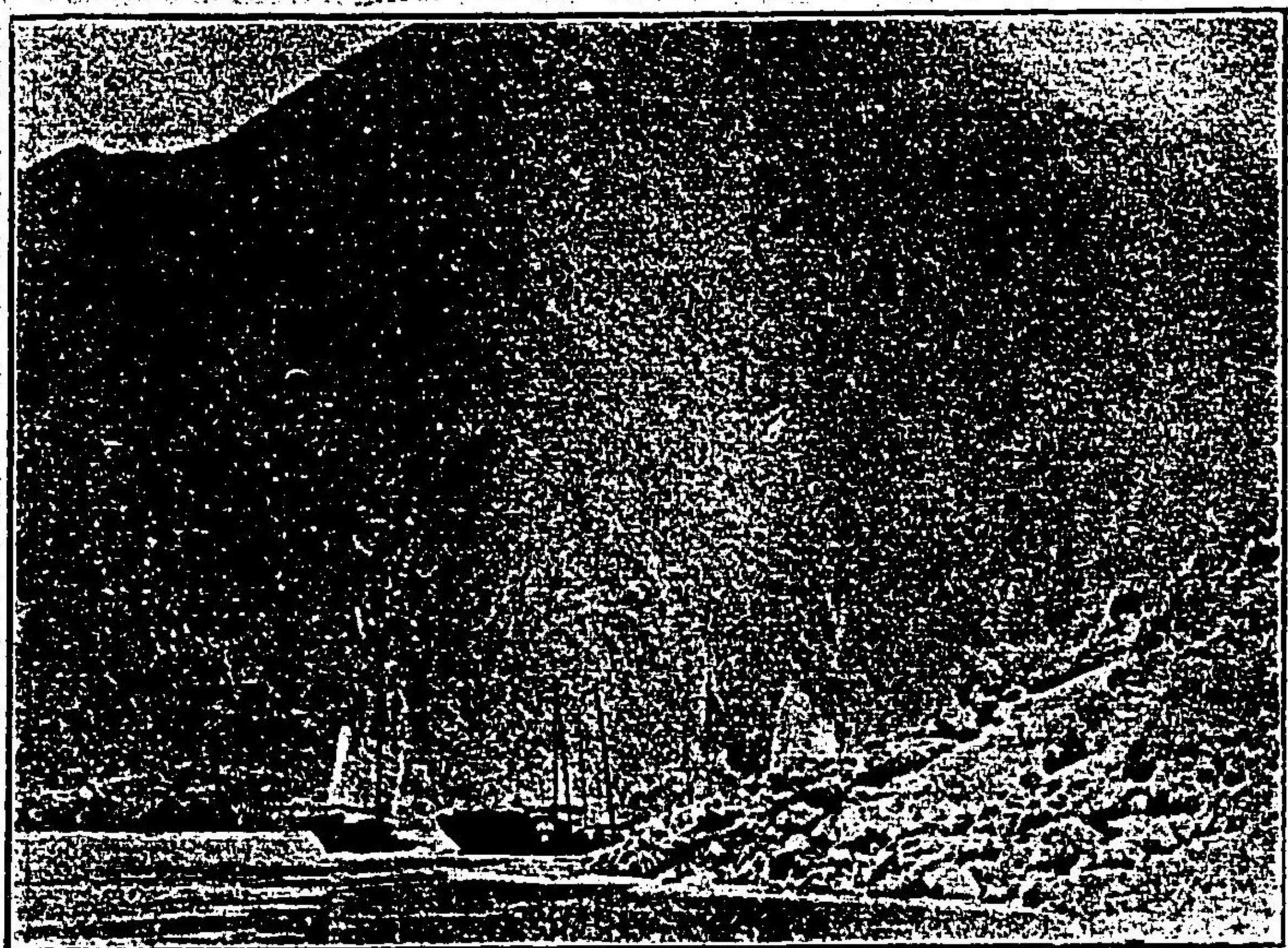
第二十一圖



湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

孔明碑 (↑)

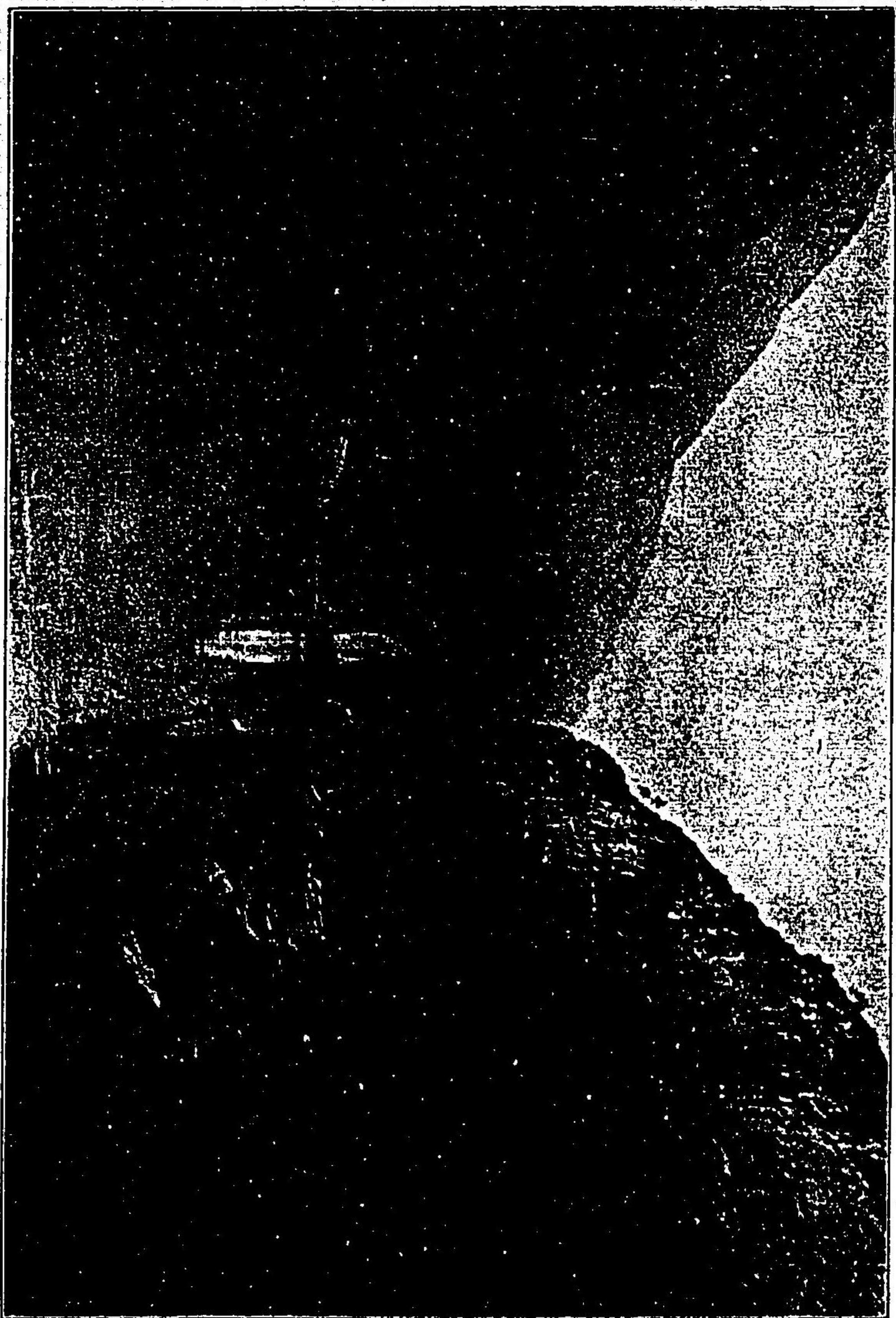
峯は望霞、翠屏朝雲、松栢、集仙、聚鶴、淨壇、上昇、起雲、栖鳳、登龍、聖泉、是れなり、皆排して北岸に在り、此中舟中見るところ、八九峯に過ぎず、層層疊立、圭を植うるが如く、屏を列ぬるが如し、白雲幾片、懸りて其頂に浮ぶ、玉女が春服の剪餘とも見たり、此日或は雨ふり、或は晴る、雨ふれば、屏顔一時に濡ひ、晴るれば、翠媚、倒に江水に懸す、天下名山の勝、余輩枯單の筆墨、能く寫すところにあらざるなり、
神女廟北岸にありといふ、余遂に其在るどころを得さりき、相傳ふ、廟は巫山の神女を祀れるなりと、水經注にいはゆる、宋玉所謂天帝之妻女、名曰瑤姬、未行而亡、封于巫山之陽、且爲行雲、暮爲行雨、朝朝暮暮、



巫 峽 (←)

陽臺之下、早旦視之、果如其言、故爲立廟、號朝雲焉、是なり、神女の事、固より宋玉一時襄王を諷する寓言のみ、塘城記に、瑤姬は西王母の女、雲華夫人と稱す、禹を助けて鬼神を驅り、石を斬り、波を疏す、功ありて紀せらる、今妙用真人に封すとあるも、是れ亦た荒唐の言なり、然りと雖も、請ふ姑く其妄たると痴たるとを論せざれ、巫山は此等の小説を藏せるが爲め、更に一段の崇靈を加ふるを覺ゆるなり、

尙特に記すべきは、巫山の文學に於る一事、是なり、峽中諸山、何れか儉儉にして秀爽ならざらん、乃ち諸家の韻詠、固より多からずとせす、獨り巫山に至りては、周秦而來、幾世幾代、韻人騷士が、或は詩賦に、或



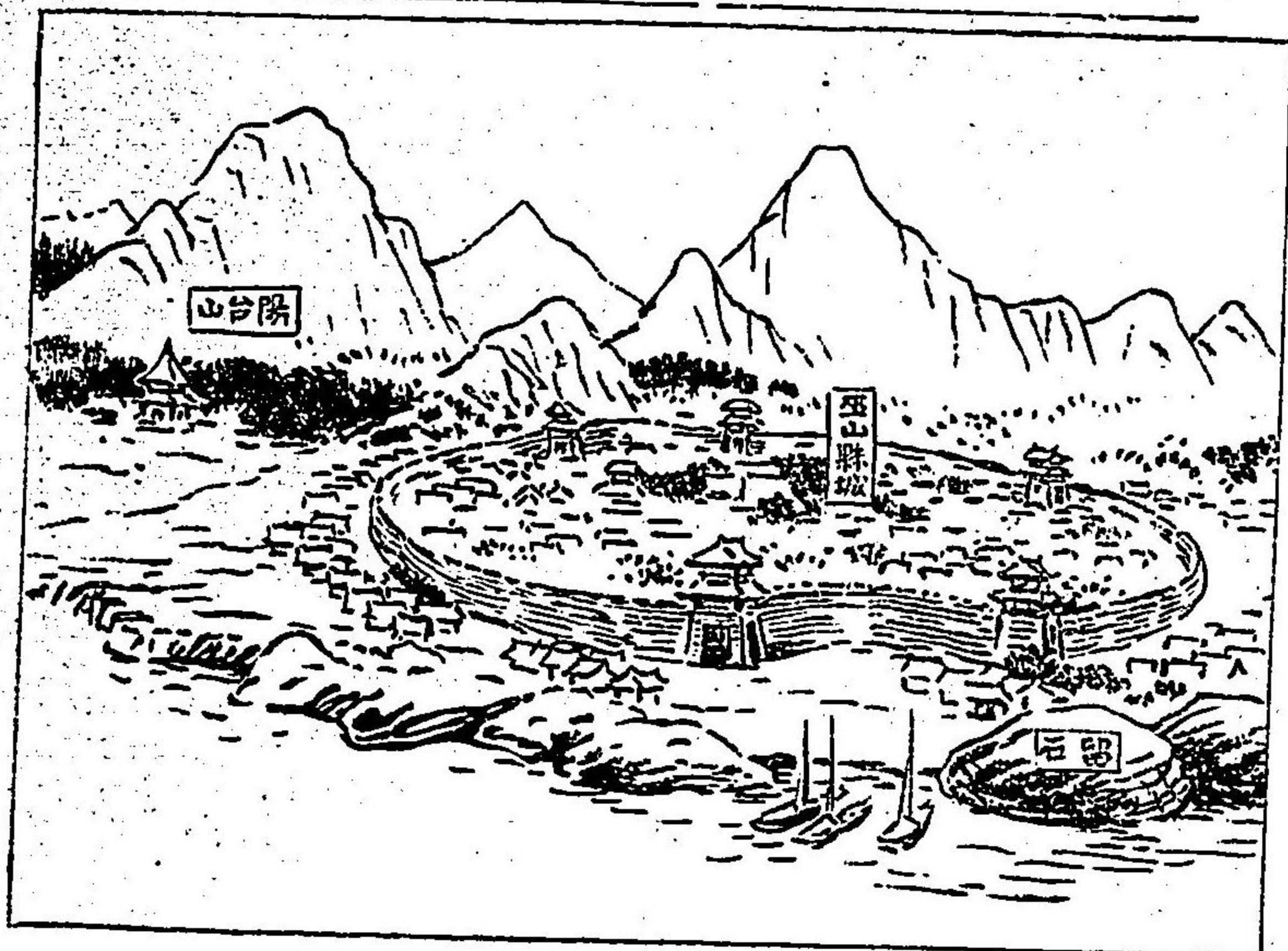
巫 山 峽

は歌謠に意を刻し、神を傾け、其妍彩を圖はすも百千篇、翰林の繁華、止に十二峯の鮮
媚相峙ち、嶒嶸相持するの比に非ず、之を如何んぞ詞界の一大資源と云可らざらん、
南岸に青石洞と名くる小村あり、泊すべし、これより上る二十九清里にして、空王沱
〔江左〕に至る、巫峽之に盡く、水經注に云ふ、其間首尾百六十里、謂之巫峽、因山爲名と即
ち此間を指す、

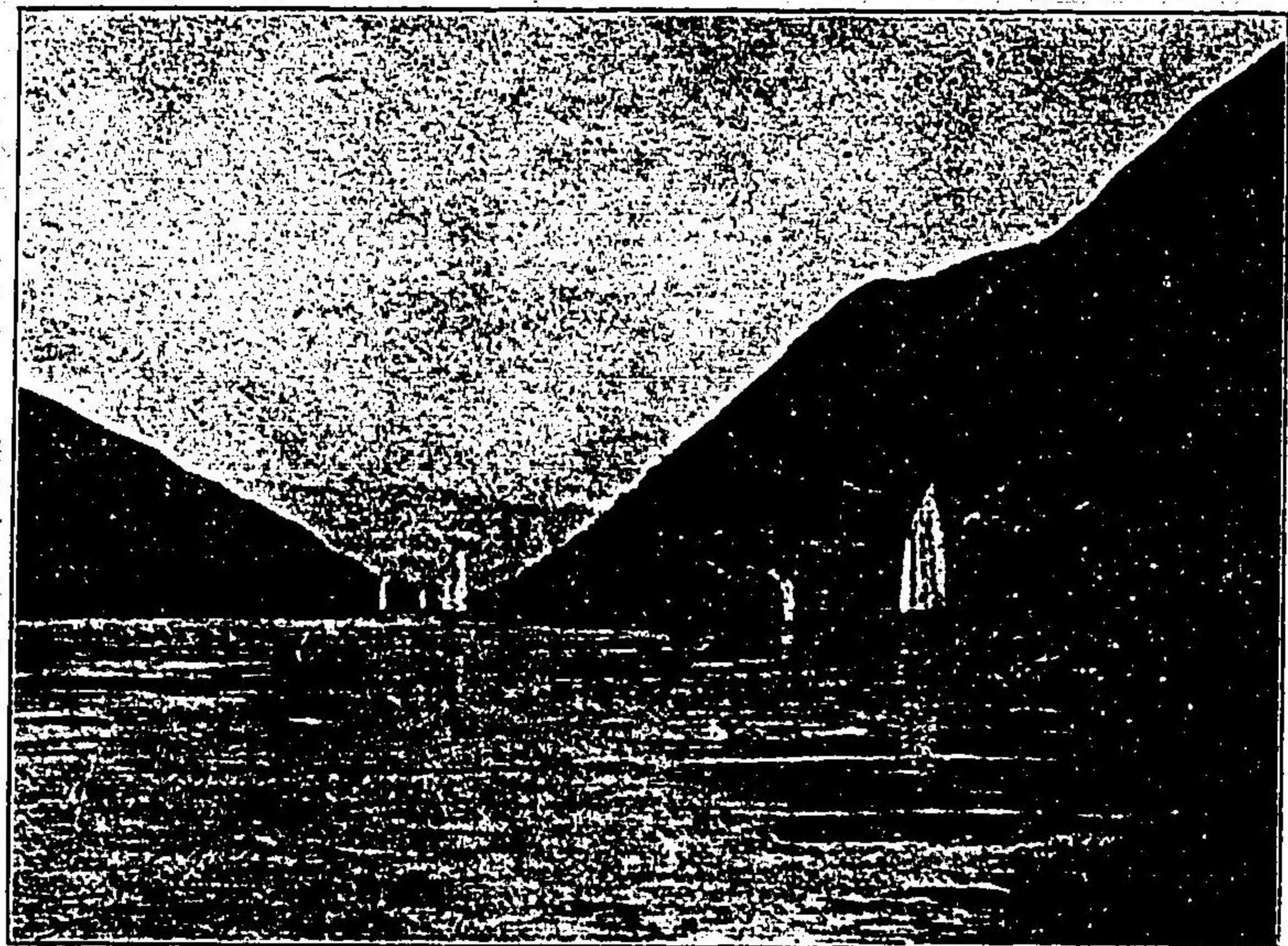
巫山縣に
泊す

薄暮巫山縣に泊す、此日行程百六十二清里、縣は江左に在り、其城、山を負ひ江に臨む、
戸數約ね三千餘、商務殷盛、土産亦た頗る豊と稱せらる、名に負ふ巫山縣のこと、て、
折柄の猛雨を冒して上陸し、泥濘をも厭はで、三町餘の阪路を攀ぢて城内に入る、此
地こそ彼の楚の襄王か故事を傳ふる處なり、豫ては文字にて知れるが、今や親しく
其境に臨めば、無量の感愴、自ら禁する能はず、雨も物かは、不潔も物かは、往手定めず、
足に任せて、行き行きて重ねて行き行く程に、日全く暮れ落ちたり、何の得るなくし
て引返すは遺憾ながら、何時まで徘徊して果つべきに非ず、其上雨はしきる、燈火は
携へざれば、己む無く舟にと回りぬ、實に井井氏の詠せられし如く、人生勿爲讀書子、
到處不堪感涙多とは、今こそ思ひ知られけれ、

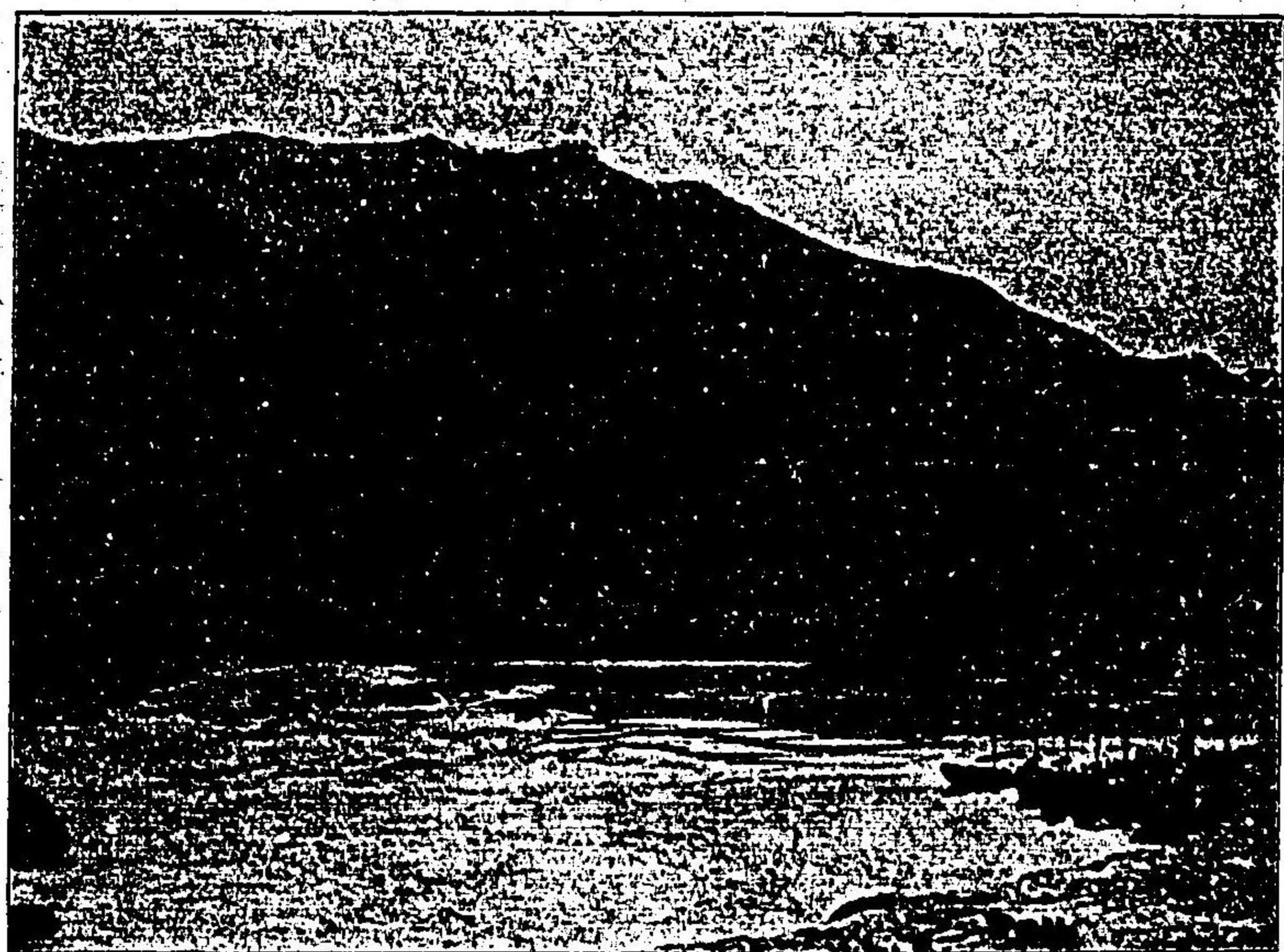
陸記二十四日記に曰く遊楚故離宮、俗謂之細腰宮、有一池、亦當時燕遊之地、今湮沒略



盡矣、三面皆荒山、南望江山奇麗、峽江圖
 に照すに、宮址は城西の陽台山下に在り、
 此の行余一人なりせば、舟を停むること
 更に一日、以て恣に遺跡を探るべきも、草
 野氏殊の外行程を貪らるゝに由り、神空
 しく往いて、身之に従ふことを得ず、又同
 日記に曰く、縣麻有故鐵盆、底銳似半壘狀、
 極堅厚、銘在其中、蓋漢永平中物也、缺處鐵
 山、色光黑如佳漆、字畫淳質、可愛玩、有石刻魯
 縣直作盆記、大略言、建中靖國元年、予弟叔向
 嗣直自陪陵尉攝縣事、予起戎州、來寓縣麻、
 此盆以種蓮、余洗滌、乃見字云と、凡そ此圖
 各處に傳ふる古器は、其時代の遠近を問
 はず、若し材料の金銀銅錫等に係れば、守
 者の賣るにや、盜の攘むにや、名は残れど



過帆相道小



泊舟

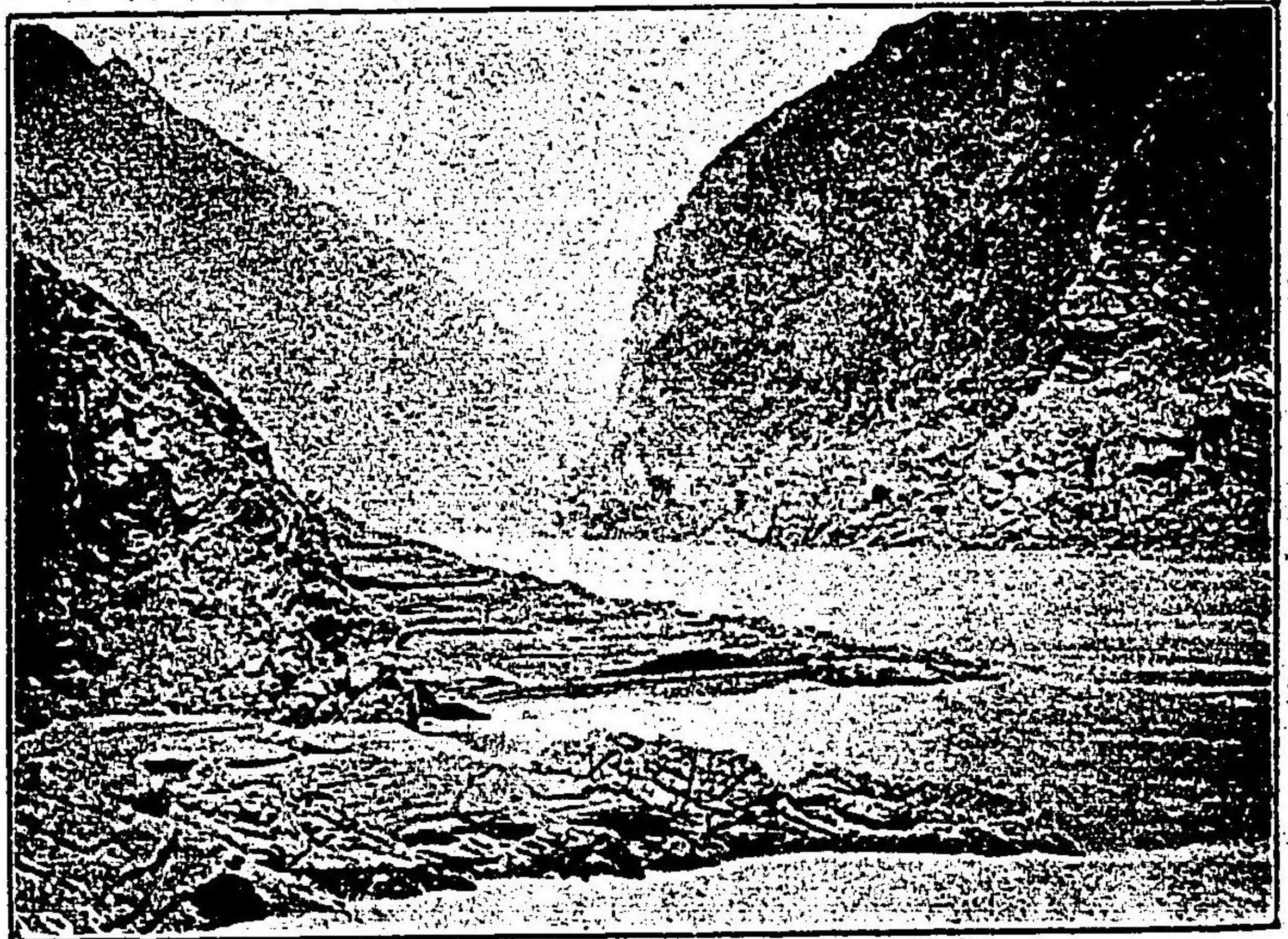
其物の存する甚だ罕なり、獨り石刻若くは鐵器の如き、所謂潰しの利かざる類に至
ては、壞廢埋沒せざる限り、之が故處を離れざるもの十の八九に居れば、右の鐵盆の
如き、尙ほ現存せるやも知るべからず、前刻上陸の時、徒に雨中を徘徊するの愚をな
さずして、直に縣署を訪ひたらんには、或は其有無を確しめ得られしものをと、後ど
なりて噬臍の悔をぞ貽しける、

望夫石、城後の山上に在り、其の形、人の如しといふ、夔州府志に曰ふ、昔有婦人、夫官於
蜀、登山望夫、因化爲石、故名と、我松浦佐用姫と好一對なり、城下の渚邊に巨石あり、留
石と名く、俗云ふ水其頂を淹すれば、瞿唐行き難しと、舟人之を以て瞿唐の水候を卜
すること、夔關の漣涌堆に於けるが如し、

十一日 早晨巫山縣を發す、陽台山を曉霞の間に望む、崑爾たる小岡なり、下馬灘を
上る、江左に在り、對面又一灘あり、之を將軍灘となす、又進む十五清里、龍寶灘に至る、
此灘夏秋の候尤も險惡、船一たび灘中に落ちば、艖舵應せず、遂に覆没を免れざるも
の頗る多しとぞ、錯開峽に入る、此峽古へ禹王の劈開するところに係ると傳ふ、峽を
出づれば、大灘あり、之を虎鬚灘となす、水勢湍急、舟人甚だ苦しむ、杜甫の詩に瞿唐漫
天虎鬚怒とあるもの、即ち是なり、油扎崎、曹家沱、軍營河、餓狗堆等を経て、大溪口(江右)

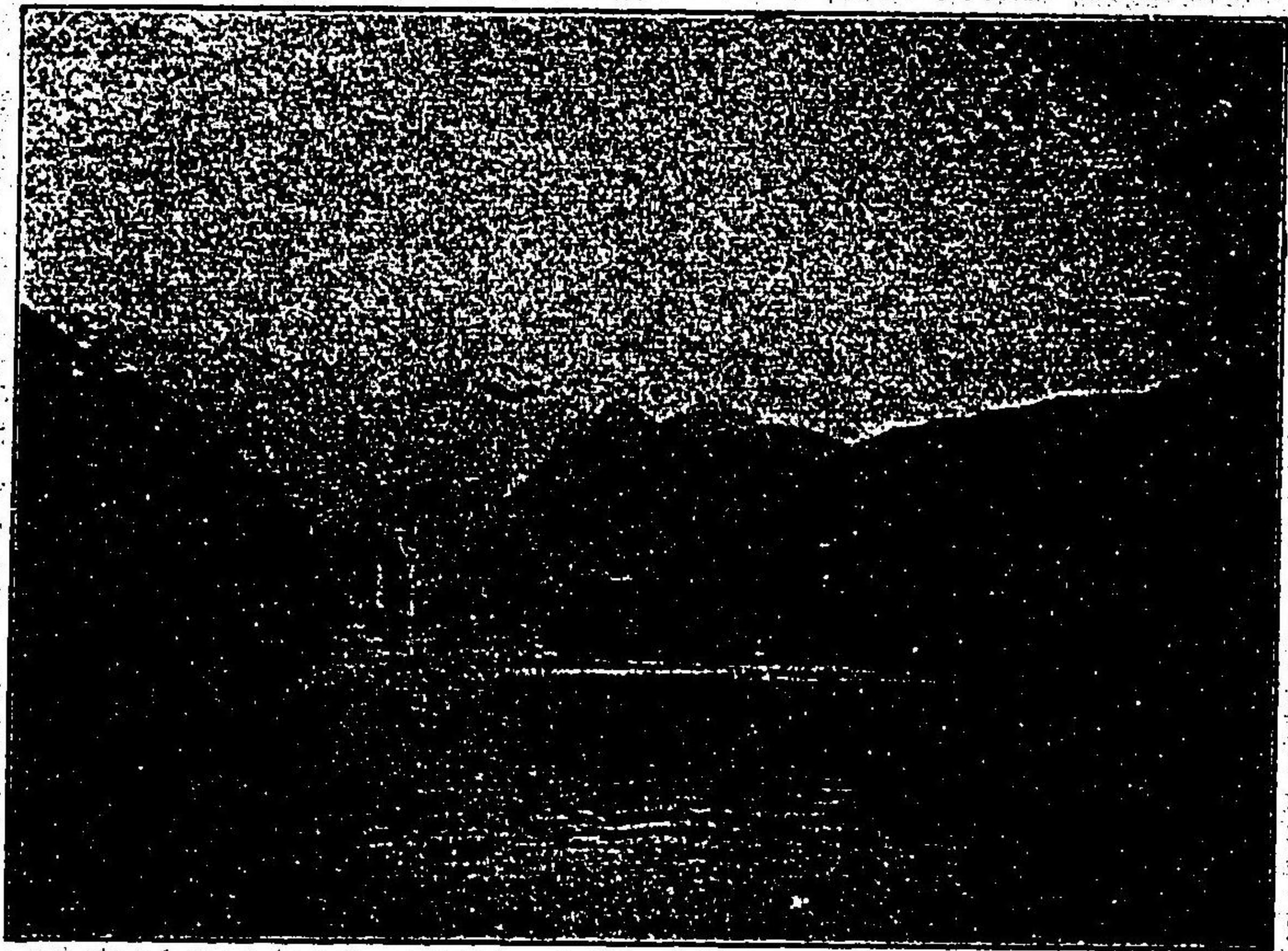
第二十四

瞿唐峡に入る

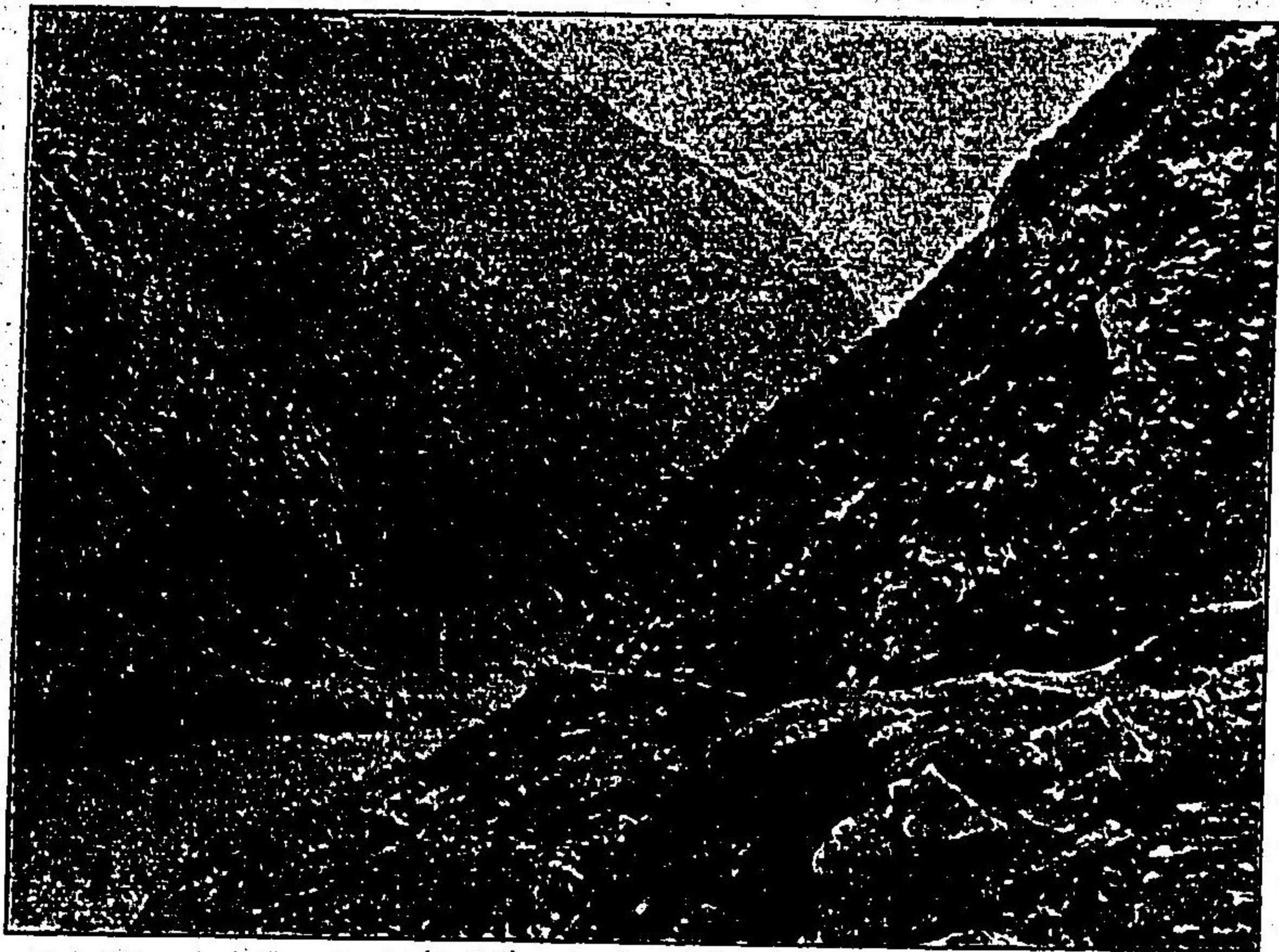


子 巖 虎 (←)

至る、場市あり、稍や見るべし、これよりして陸路湖北省施南府に通ずるの道あり、對岸の斜方石上刻して大溪場と曰ふ、又別に皇明康茂才進兵處等の字様あり、大溪口を去る二清里、峡門口となす、即ち瞿唐峡の門口なり、瞿唐峡はこれより濼瀆堆に至るの間を指して言ふ、延長凡そ二十五清里を計ふべし、其間風箱と名くる一峡あり、亦た瞿唐中の小稱に屬す、峡門口以上、兩岸漸く偪仄して、山勢亦た頗る峻峭なるを見る、峡門より八清里にして一大黒石、江右より斗出せり、これを小南黒石と名く、巫山奉節兩縣、之を以て交界となす、黒石の前を黒石灘と稱す、范記の黒石灘最號峻惡とあるもの是なり、



小 南 黒 石 灘

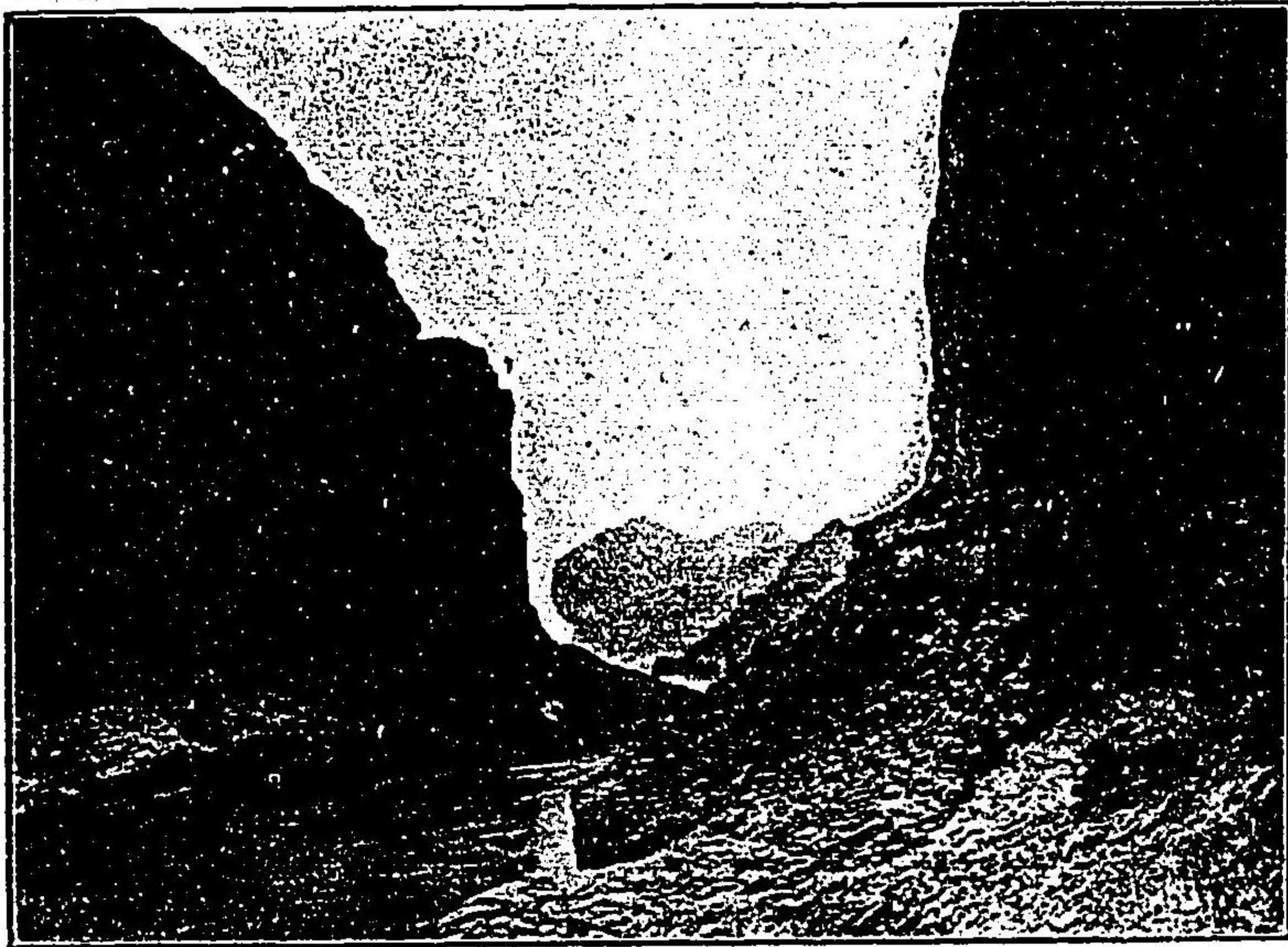


瞿 唐 峡 中

黒石灘を
上る

第二十五
圖

風箱峽に
入る



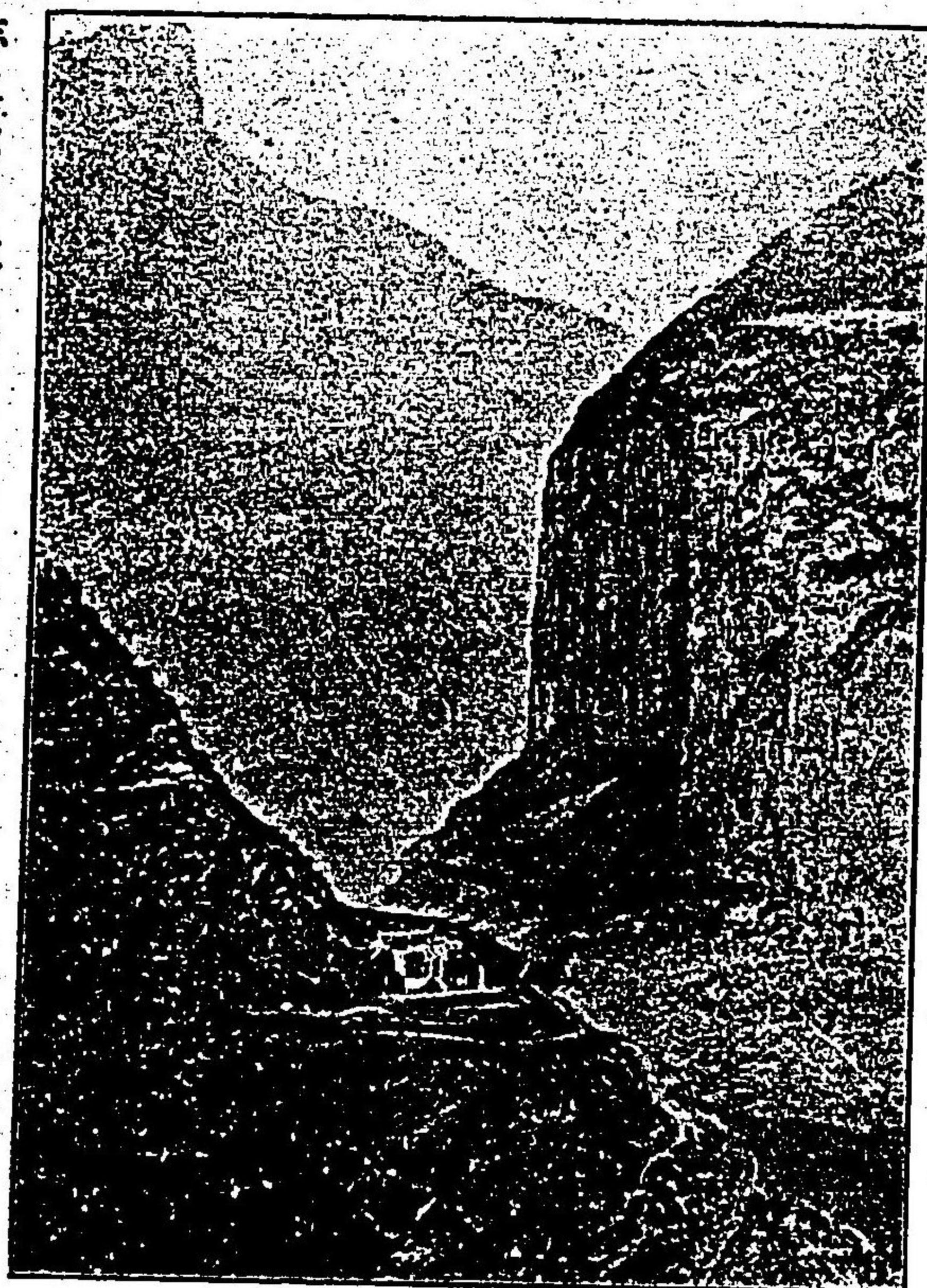
風箱峽の中 唐器 峽 (→)

此邊一帶の風景、江山映帶、崖樹離奇、自ら舟を進めて之を去るに忍ざらしむるものあり、風箱峽に入る、斷崖數百尺、鉅峯天に挿み、飛鳥も及ぶ可らず、舟宛然、壺底に在るが如し、試みに首を擧げて一喊す、其聲峽に罩め、久うして後ち始めて消す、北岸壁腹に當り、縦劈數條あり、仰ぎ見れば、木箱數個を其間に挾めり、俗呼んで風箱と曰ふ、即ち峽名の出づるところなり、壁間又禹鑿と名けて、當年夏禹疏江の斧痕を存するといへども、無數斧痕に似たるものあれば、何れか其是なるを認む可らず、北岸崖麓、一條の小逕を通ず、下、大溪口對岸なる白菜背より、上、峽外の浪溪口に至る、拉船夫の通路なり、名けて絳道と曰

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

ふ、往時峽中大石岸に縁りて矗立し、犬牙相參り、水直流する能はず、舟行極めて艱めるを、道光三年湖北省の某官、李本忠といふもの、資萬餘兩を捐て、一鑿除き去れり、緯

道の如きも之と同時に築成したるものなりといふ、



孟良梯

風箱峽を上り、倒吊和尚灘(江右)を経て孟良梯に至る、孟良梯峭壁に名くるの稱なり、江右に在り、壁間方四五寸とも覺しき小孔、幾個となく羅列するを認む、其孔相層遞して崖頂に至れり、夔州志に曰ふ、孟良關を過ぎる時、木を架し梯と爲すの跡なりと、對岸を白帝山と爲す、故の白帝城の在りし處なり、兩岸相距る、僅に數十間に過ぎず、勢殆んど盡を括するが

如し、楊子江口より成都に至る間の最狭峽に屬す、之を瞿唐口となし、號して夔門と曰ふ、三峽是に至りて盡く、北の方遙に劍閣の重關と對して、實に蜀の咽喉たり、水經注に曰く、自三峽七百里中、兩岸連山、略無開處、重巖疊障、隱天蔽日、自非停午夜分、不見曦月、至于夏水襄陵、沿沂阻絕、或王命急宣、有時朝發白帝、暮到江陵、其間千二百里、雖乘奔御風、不以疾也、春冬之時、則素湍綠潭、迴清倒影、絕巘多生怪柏、懸泉瀑布、飛漱其間、清榮峻茂、良多趣味、每至晴初霜旦、林寒澗肅、常有高猿長嘯、屬引凄異、空谷傳響、哀轉久絕、故漁者歌曰、巴東三峽巫峽長、猿鳴三聲淚沾裳、(此歌古詩源、女兒子と題し、巴東三峽猿鳴悲、夜鳴三聲、淚沾衣に作る)

瞿唐の口に當り、一大石江心より屹立せり、之を灩澦堆となす、寰宇記に曰く、灩澦堆周圍二十丈、冬水淺、屹立、露百餘丈、夏水漲、沒數十丈、其狀如馬、舟人不敢進と、余過ぎる時、小水に屬す、水を抜くこと、高さ數十尺に及べり、水之に激して白を噴き、拆して兩流す、舟夫柁を廻して之を避け、敢へて通り近くこと能はず、樂府滌預大如馬、瞿唐不可下、滌預大如象、瞿唐不可上、是なり、古詩源、晉詩中に收む、灩澦、益州記に猶預に作る、舟子途を取り、水脈を決せず、故に猶預するの謂なり、灩澦、滌預古音相近きものなる歟、其質、碎石を堆積するが如し、故に堆を以て名となす、今に於て舟客之を以て峽中の

水候を驗するなり、

白帝城

白帝城の
史蹟

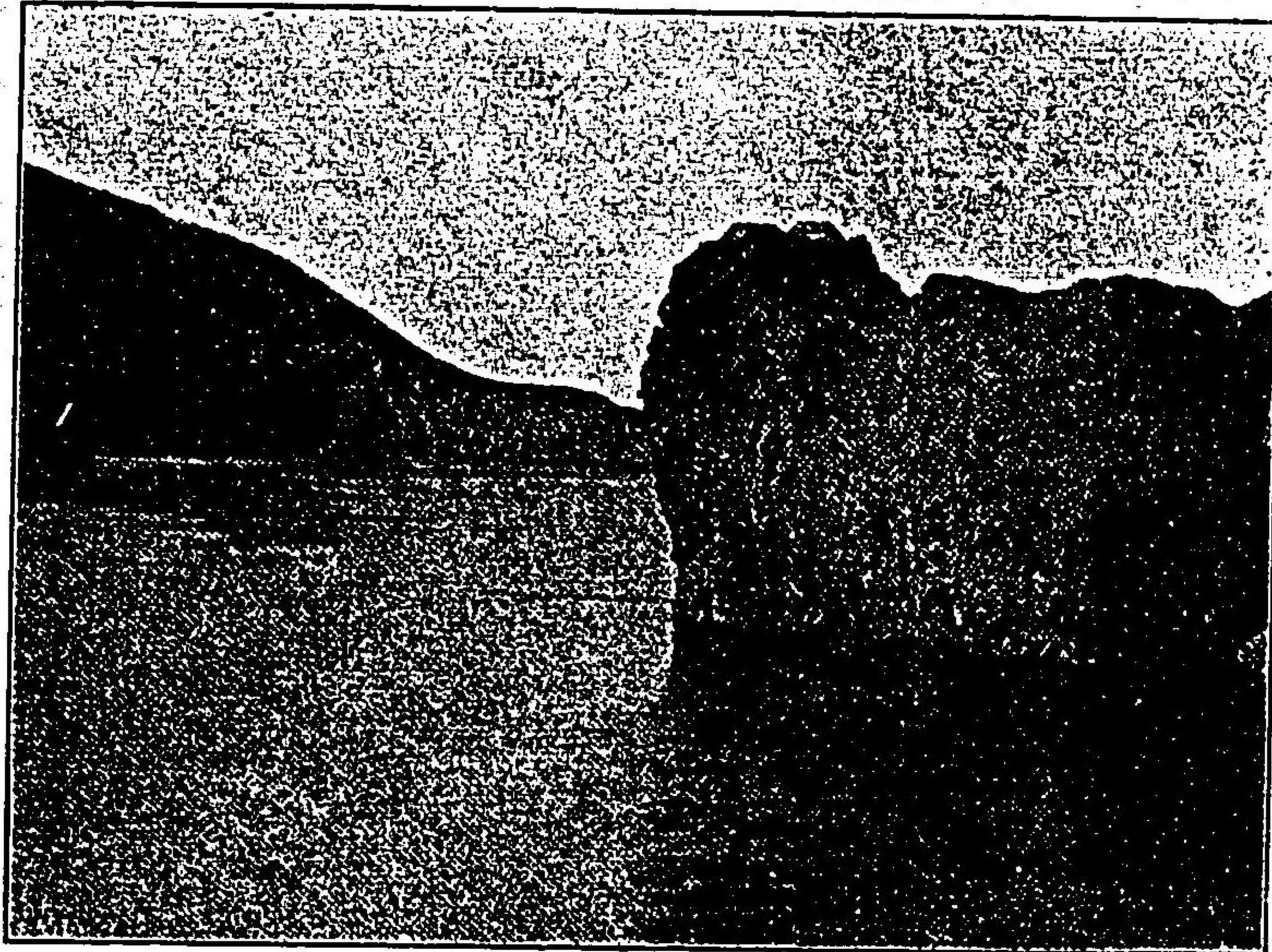
永安宮址

瀼瀼堆を去る一清里、瀼溪、右より至りて江に注ぐ、正に白帝城の故址と相降す、其の山は是れ白帝山、李詩朝辭白帝彩雲間、之を指す、陸記二十六日記に曰く、唐故夔州與白帝相連、杜詩云、白帝夔州各異城、蓋言難辨也、今獨り夔州城を存せり、白帝城に至りては廢して一片の荆榛となる、杜詩及び水經注を以て考ふるに、其位置今の夔城と瀼溪との間に在り、杜詩、寒衣處處催刀尺、白帝城高暮砧急と、杜甫の時、其城尙存せるを見るべし、知らず其圮する何れの代に在りや、城は公孫述の築くところなり、其制周廻二百八十步、北、馬嶺に據り、赤岬山に接す、其間平處、南北相去る八十五丈、東西七十丈と傳ふ、漢尺に照さば、自ら當時の廣袤を知るべし、

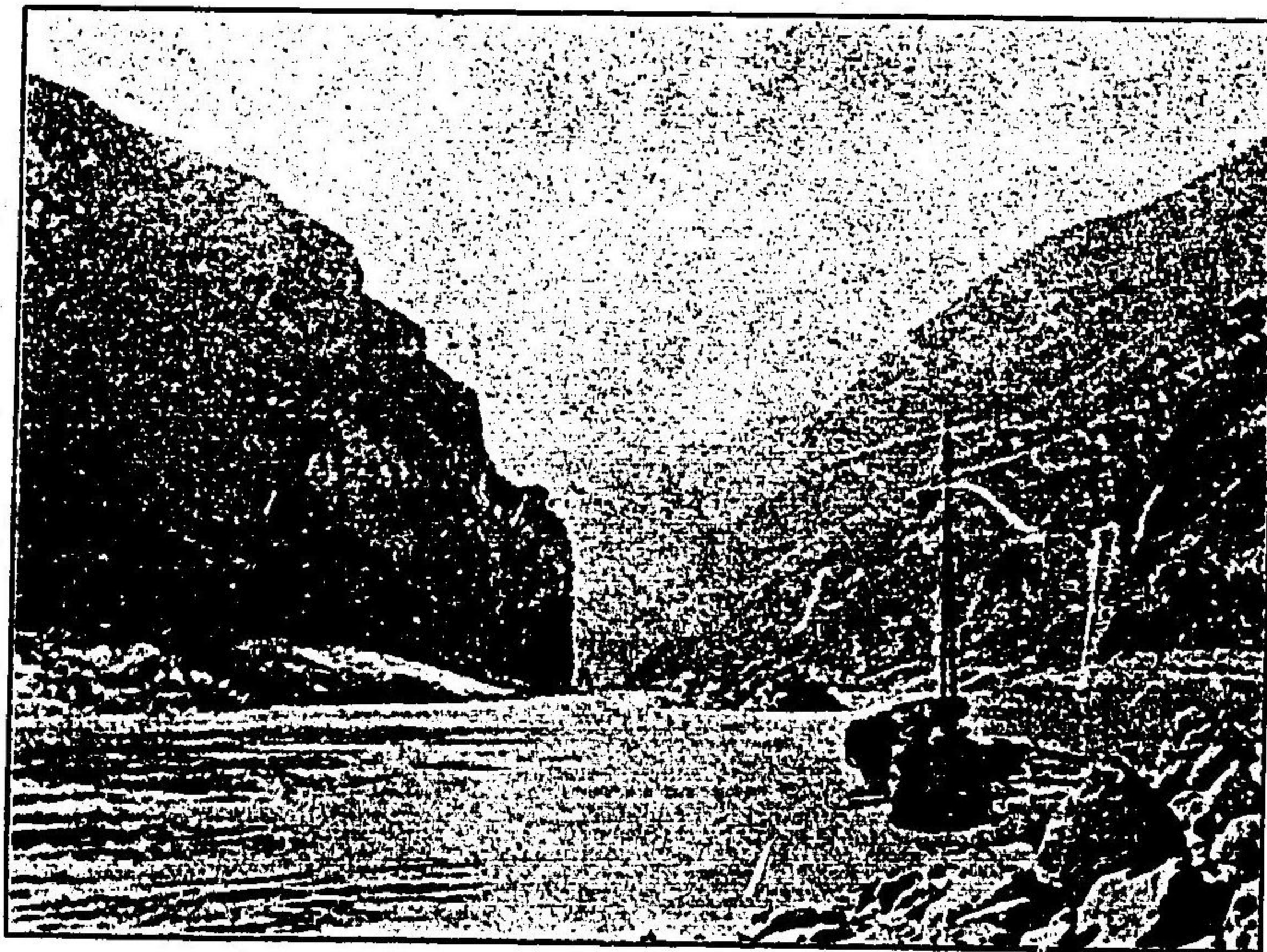
白帝城は蜀の永安宮の在るところなり、史を按するに、章武元年七月蜀主劉備、吳を伐たんか爲めに、大軍を引きて成都を發し、峽を下り、行く行く四十餘營を沿江の諸驛に備へ、遂に夷陵に陣し、吳と相拒ぐこと數月、其二年六月、吳將陸遜火攻を以て之を拔く、劉備支へず、身を以て夜遁る、遜之を追ひ、悉く其四十餘營を破る、備、石門灘に至る、遜が將孫桓追ふ甚だ急なり、九日記參看、備乃ち鎧甲を焼き、以て僅に隘を塞ぎ、絶險を度り、奔りて白帝城に入る、此時を以て、白帝を改め、永安宮となせり、帝先きに



蜀の中央部



堆瀆灘の時水小るた見りよ流下



堆瀆灘の時水大るた見りよ流上

孔明か諫を用ゐざるを耻ぢ、敢へて成都に回らず、停ること一年、其翌章武三年四月を以て、病むで宮に殞す、壽六十三、是れより先き二月、諸葛亮召に由りて永安に至れり、帝疾病なるに及び、託するに其孤を以てし、且つ太子劉禪に賜ふの遺詔を以てす、己に殞す、亮、喪を奉じて成都に回る、太子立つ、之を後主となす、改元して建興と曰ふ、後八月、先帝を成都城南の惠陵に葬り、(惠陵のこと後に見ゆ)、諡して昭烈皇帝と曰ふ、永安宮前後の史蹟略ほ此くの如し、江水湯湯たり、樹蒼蒼、興亡成敗電拂ふが如し、梟雄國を争ふ、彼も一時、

孔明八陣の遺蹟

永安宮の南一里、渚下に孔明か八陣の遺圖あり、水經注、江水又東逕諸葛亮圖壘南、石磧平曠、望兼川陸、是なり、江極て枯る、時、方に能く之を見ると云、其制、諸書記する所一ならず、水經注に曰く、東跨故壘、皆累細石爲之、自壘西去、聚石八行、行間相去二丈、因曰八陣、既成、自今行師、庶不覆敗、皆圖兵勢行藏之權、自後深識者、所不能了、今以水漂、歲月消損、高處可二三尺、下處磨滅殆盡と、荊州圖考に曰く、周廻四百八十丈、中有諸葛孔明八陣圖、聚細石爲之、各高五尺、廣十圍、歷然若布、縱橫相當、中間相去九尺、正中開南北巷、悉廣五尺、凡六十四聚、或爲人散亂、及爲夏水所沒、冬水退後、依然如故と、豈に見る時を同うせずして、形亦た漸く變するを致すの故か、圖經考に據れば、孔明か八陣、凡

て四處其新都に在るもの(後に見ゆ)當頭陣なり其沔陽に在るもの、下營法なり而して夔州の魚復浦(即ち白帝山下の江)に在るもの、方陣法なり其四は益州城東南隅棋盤市に在りしが、今其蹟無しと、魚復に在るもの、蓋し孔明先主に従ひ、吳を伐ち、江路を防守する時、營を作り、伍を布くの遺制なり、

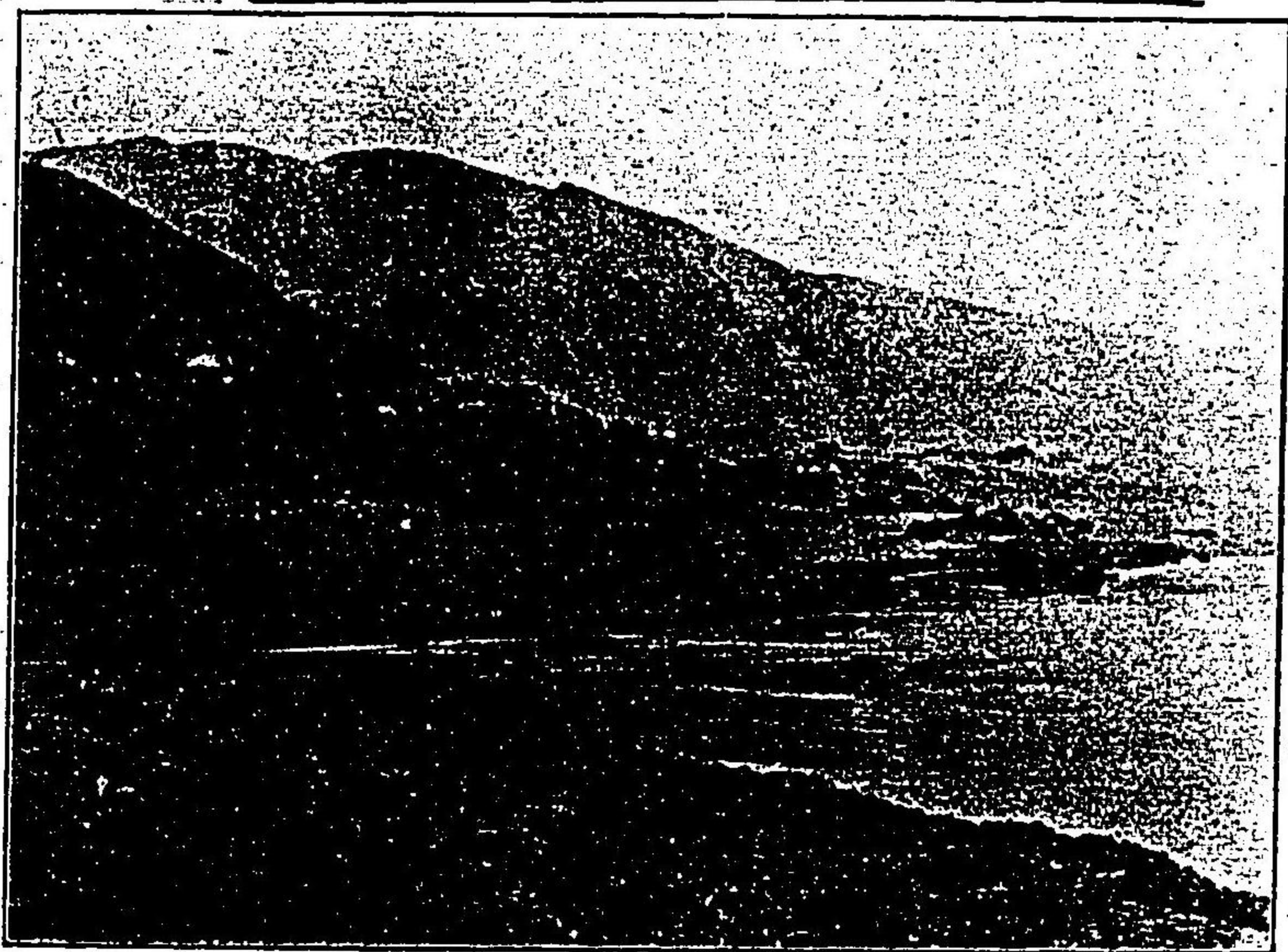
赤岬山

白帝城の北、江に沿ふて赤岬山あり、古へ公孫述此に城く、其城を赤岬城と曰ふ、今固より其蹟を存せず、水經注に曰く、因山據勢、周廻七里、一百四十步、東高二百丈、西北高千丈、南連基、白帝山、甚高大、不生樹木、其石悉赤と、諸蜀に據る者、皆夔門を以て、死活の繫るところとせざるはなし、夔門の蜀に於けるや、止に兵甲百萬の援けのみならず、且つ中原と隔つるに、三峽七百里を以てす、天下の險之に過ぐるものあらんや、而かも蹶を回さずして亡に就く、成敗の分、人に在り、天に在り、果して險の恃むべきに在らざるなり、

臥龍山

夔州城後に臥龍山と名くる一山あり、曾て孔明が屯營する處、因て臥龍と名く、祠あり、武侯祠と號す、後人其蹟によりて建つる所なり、夔州の古蹟概ね右述ふるが如し、若し遠く春秋時代に遡りて之を尋ねれば、尙ほ多あるべけんも、未だ之を窮むるに遑あらず、

夔府に泊す 第二十七圖



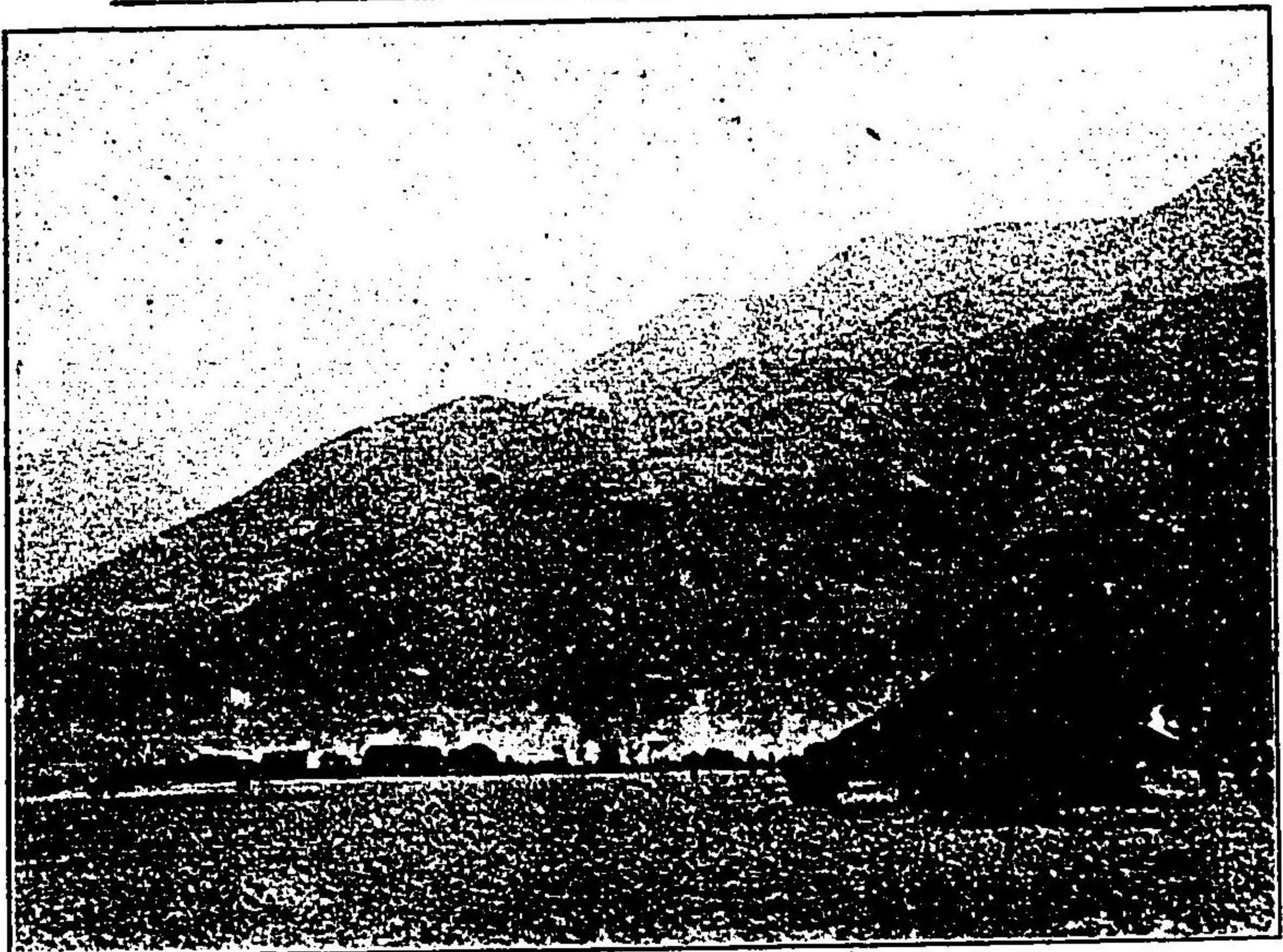
湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

府 夔 (↑)

瞿唐を出で、進むこと約五清里にして夔府城下に達す、泊す、此日行程百十六清里、宜昌より此に至る、計六百七十五清里となす、府城は江左に在り、圖中右方の遠景は其本城にして、餘は皆其附郭なり、境城廣潤、頗る他の山城の甚しく欹側せるに似ず、夔門の天險あるが上に、此好地勢を控ゆ、眞に兩川の鎖鑰とするに足る、官署の主たるもの知府衙門、知縣衙門、土稅、鹽稅、釐金、郵政、電報等の各局となす、人口大凡二十五萬、峽江有数の商業地なり、府城對岸の沙渚中、臭鹽積と名くる處あり、大減水の時に當り、江床露出するを待ち、土人板屋を構へて、假廠を建て、坑を堀り、水を取り、煎して鹽を收む、所謂井鹽是

臭鹽礦

第二十八圖



臭鹽礦の蒸煙 (←)

なり、官之か爲めに鹽局を設け、其釐税を徴するよりして觀れば、其産額の寡少なざるを知る、山溪自然の利源と謂ふべし、四川か古來天府と稱せらるゝは、區區たる臭鹽礦を見ても、其一斑を窺ふに足らん、圖中屋間颯るところの白氣は、蒸鹽の烟なり、

夔州の知府は陳生が舊師なりとて、陳生其訪問の爲めに上陸す、一時間餘にして知府特に屬吏をして、轎子二臺を携へて來り邀へしむ、乃ち草野氏と偕にその橋に乗りて城内に向ふ、生れて橋に坐するは此時を以て初となす、狹苦しき市街を、幾曲折し、やがて知府衙門に着き、本邦にて言はゞ、玄關とも覺しき處まで乗り付

知府の招待

け、此處にて始めて轎を下れば、知府以下諸員早くも出迎へ居れり、直に大客廳に請せらるれば、知府先づ一路の平安を賀し、諸員各其名を告げ、並に將來の交りを訂せんことを請ふ、少坐の後、知府が懇望に由り、目下城外に建築中の師範學堂を參觀す、(學堂は夔府圖中の左方なる大白壁の立つ處に在り、校長杜詩笠座に在り、其人年四十左右、軀幹矮小にして、言辭甚た慧、余に先ち、馬を驅りて學堂に回る、余至る頃諸員を率ゐて門外に候せり、斯くて堂内を歴觀し、校長得意の説明を承ると二時間にして、日暮衙門に歸る、歸れば已に客廳の卓上は肴核杯盤を以て堆し、主賓促席、爰に一大宴は開かれぬ、待遇の優、辭色の婉、巧に人を繰ること、果して聞く所の如し、十時を過ぎ、やうやく辭し回る、酒間談會ま白帝城に及びしが、知府余が覽古の癖あるを見て取り、余か固辭するにも拘はらず、強いて明日を以て城址に登りて、一杯を献せんと約せり、

知府、姓は方、名は旭、號を和齋といふ、某年の進士、湖南桐城の産、故吳汝綸と親戚なり、今茲年五十三、四、往年參考日本學校委員として東京に派遣せられたることありとて、略ぼ本邦の事情を知れり、此日陳生より余等か碇泊せると聞き、直に轎を送りて、招待したる如き、以て其抜目無きを見るべし、

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

知府優待の目的

十二日 陳生余等を促して、方氏を訪ひ、白帝の約に赴かんと迫る。故障生したれば一書を認め、陳生が再び往きて、方氏を訪ふに托し、約の踐む可らざるを謝す。陳生折返し、歸船すと言いて、出で行きしに、待てと暮せと歸り來らず。斯る間に、知府より又た迎ひの轎を送り越しぬ。無下にも拒まれず、再び府署に赴けり。迎接の禮、昨日の如し。知府曰く、時夕の約を以て、今早酒饌を具し、白帝城に送りたるが、貴書に接し、今しも白帝より拿し、回らせたり。願くは更に一日を緩うして、以つて教へらるゝと。ころあれど、話しの最中に、早くも杯盤は陳せられぬ。此日もこれか爲めに、半日を酒宴に費し、夜九時を過ぎて舟に回れり。別るゝに臨み、杜氏夔府唯一の隋龍山公墓誌拓本を贈らる。此日方氏又た特に萬縣知縣に打電し、數日内に、一行が同縣を通過すべき由を報せり。

余は此度始めて支那衙門を見たり。其職員の配置、其建築の如何は、姑く措て記せず。署に臨むで先づ驚かれたるは、粉板に官吏の受くる俸給は爾等人民の膏血なる旨を黒書せる大匾額を正門上に掲げること。是なり。其句は四字句にて、凡て三句もありしか。今其文と共に忘しせり。こは歴代の習しなるか、抑も又滿州政府が漢族を籠絡する手段なるか、兎に角此一事を見て、官權の振はざるを卜するに足らむ。

妓船

夔府には妓船といひて、毎夜一妓、胡弓を彈する男一人を従へ、漁舟を浮べ、流柱して江中を上下するもの、三四艘あり。土俗之を唱燈兒と名く、楊子江にて、唯た夔府のみ此俗あり。溇陽の昔も偲ばれ、哀にも又た風雅なり。未だ語言にすら通せざる余等の、彈詞など聴きても、解せらるべきに非ざれども、其趣なりとも見ばやと、今宵城より歸りて、試に之を呼べり。妓の年は十七八と見ねたり。花繡の上衣に、紅絹の裳を着、夜船の風露に、冷き憂世の生業とは、そが故びて色褪せたるにて知らる。やがて五更嘆郎、關帝廟會、漫板流水等十幾の曲目を書せる扇子を出し、此中にて命せられよといふ、面白さうのもの二三曲を奏せしむ。女、手に竹板を鼓して歌へば、男彈して之に和す。悽悽惻惻、巴峽の斷猿も之には過きじと思はれぬ。白帝城下、春夜の船、壁へん方なき風情なり。後の此地に泊せん人、一度は召して白樂天を氣取り給へかし。

乾道五年十二月、陸放翁夔州の通判に任せらる。其月六日を以て郷里を發し、翌六年十月二十七日任に到る。入蜀記は即ち其間の紀行なり。余宜昌出發以來、専ら此書を東道とせしが、是に於てか、此博識なる好伴侶と手を別つに至れり。

巫山

唐李白

巫山夾青天、巴水流若茲、巴水或可盡、青天無到時、三朝上黃牛、三暮行太遲、三朝又三暮、

蜀北省宜昌府より四川省萬縣に至る

不覺髮成絲

宿巫山下

昨日巫山下，猿聲夢裏長。桃花飛綠水，三月下瞿唐。雨色風吹去，南行拂楚王。高邱懷宋玉，訪古一雲裳。

巫山

唐孟郊

見盡數萬里，不開三聲猿。但飛蕭蕭雨，中有亭亭魂。千載楚襄夢，遺文宋玉言。至今晴明天，雲結深閨門。

巫山

唐皇甫冉

巫峽見巴東，迢迢出半空。雲藏神女廟，雨到楚王宮。朝莫泉聲落，寒暄樹色同。清猿不可聽，偏在九秋中。

巫山高

唐襄立本

君不見巫山高，高半天。起絕壁千層，畫相似。君不見巫山，匝匝翠屏開。湘江碧水繞山來，綠樹春嬌明月峽。紅花朝覆白雲臺，臺上朝雲無定所。此中窈窕神仙女，仙女盈盈仙骨飛。青谷出沒有光輝，欲莫高堂行雨送。今宵定入荆王夢，荆王夢裏愛穠華。枕席初開紅帳遮，可憐欲曉曉猿處。說到巫山是妾家。

巫峯

唐唐求

細腰宮盡舊城摧，神女歸山更不來。惟有楚江斜日裏，至今猶自上陽臺。

巫山

唐于潛

何山無朝雲，彼雲亦悠揚。何山無暮雨，彼雨亦蒼茫。宋玉侍才者，憑虛構高唐。自垂文賦名，荒淫歸楚襄。峩峩十二峯，永作妖鬼鄉。

巫山

宋蘇軾

瞿唐迤邐盡，巫峽崢嶸起。連峯稍可怪，石色變蒼翠。天工運神巧，漸欲作奇偉。扶輦勢方深，結構意未遂。旁觀不暇瞬，步步造幽邃。蒼崖忽相逼，絕壁凜可悸。仰觀八九頂，俊爽凌顛氣。晃蕩天宇高，崩騰江水沸。孤超兀不讓，直拔勇無畏。攀援見神宇，憩坐就石位。巉巖隔江波，一一問廟吏。遙觀神女石，綽約誠有以。俯首見斜巒，拖霞弄修帔。人心隨物變，遠覺含深意。野老笑吾旁，少年嘗屢至。去隨猿狖上，反以繩索試。石筍倚孤峯，突兀殊不類。世人喜神怪，論說驚幼稚。楚賦有虛傳，神仙安有是。次問掃壇竹，云此今尙爾。翠葉紛下垂，婆娑綠風尾。風來自偃仰，若爲神物使。絕頂有三碑，詰曲古篆字。老人那解讀，偶見不能記。窮探到峯背，採斫黃楊子。黃楊生石上，堅瘝紋如綺。貪心去不顧，澗谷千尋絕。山高虎狼絕，深入坦無忌。洪濤草樹密，葱蒨雲霞賦。石竇有洪泉，甘滑如流髓。終朝自盥漱，冷冽清心胃。浣衣挂樹梢。

磨斧就石鼻，徘徊雲日晚。歸意念城市，不到今年衰。老筋力憊，當時廢殘木。牙葉已如臂，忽聞老人說。終日爲歡唱，神仙固有之。難在忘勢利，貧賤爾何愛。棄去如脫屣，嗟爾若無還。絕糧應不死。

巫山

宋鄒登龍

巫山龍從巫峽曲，一十二峯淺凝綠。老猿化石懸巖崖，轟轟凌雲掃壇竹。九靈少女列仙從，佩玉鳴鸞乘彩鳳。飛魂走魄歸瑤宮，紫簫吹斷楚王夢。

初入巫峽

宋范成大

鑽火巴東岸，橫金峽口船。束江岸欲合，漱石水多漩。卓午三竿日，中間一罅天。偉哉神禹迹，疏鑿此山川。

初入峽瞿唐有感

唐白居易

上有萬仞山，下有千丈水。蒼蒼兩崖間，澗狹容一葦。瞿唐呀直瀉，灩澦屹中峙。未夜黑巖昏，無風白浪起。大石如刀劍，小石如牙齒。一步不可行，况千三百里。再窮竹筏筴，欲危楫師趾。一跌無完舟，吾生繫于此。常聞仗忠信，蠻貊可行矣。自古漂沉人，豈盡非君子。况吾時與命，蹇舛不足恃。常恐不才身，復作無名死。

入峽

宋陸游

曉入大溪口，是爲瞿唐門。長江徑蜀來，日夜東西奔。兩山對崔嵬，勢如塞乾坤。峭壁空仰視，欲上不可捫。禹功何巍巍，尙覩鑿鑿痕。天不生斯人，人皆化魚鼈。於時仲冬月，水各歸其源。灩澦屹中流，百尺呈孤根。

灩澦堆

唐張祜

不遠夔州路，層波灩澦連。下來千里峽，入去一條天。樹色秋帆上，灘聲夜枕前。何堪上危側，百丈萬山巔。

灩澦堆

宋蘇轍

江中石屏灩澦堆，鼉靈夏禹不能摧。深根百丈無敢近，落日紛紛鳧雁來。何人磊落不畏死，爲我赤脚登崔嵬。上有古碑刻奇篆，當使盡讀唐蒼苔。此碑若見必有怪，恐至絕頂遭風雷。

瞿唐峽

宋陸游

四月欲盡五月來，峽中水漲何雄哉。浪花高飛若路雪，灘石怒轉晴天雷。千艘萬舸不敢過，篙工拖師心膽破。人人陰拱待勢衰，誰敢輕行犯奇禍。一朝時去不自由，山腹空有沙痕留。君不見陸子歲暮來夔州，瞿唐峽水平如油。

瞿唐天下險

明周洪謨

兩崖壁立何險巖，巴東大江如一絲。杜宇神功渺何許，堯時餘燼誰復知。中流灩澦實挺特，

如牛如馬夏秋月，怒濤掀天萬壑雷。巨漩觸石千層雪，湯湯東去幾迴灣。虎頭狼尾如連環，赤甲下映人鮮豔。黃牛高抗鬼門關，憶昔英雄割據日，插木爲梯上絕壁。只今四海盡爲家，鎖江鐵柱存何益。

峽中歌(廣く三峽を指す)

唐 繁知一

巴東三峽巫峽長，猿鳴三聲淚沾裳。巴東三峽猿鳴哀，夜鳴三聲淚沾衣。

上白帝城

唐 杜甫

城峻隨天壁，樓高望女牆。江流思夏后，風至憶襄王。老去聞悲角，人扶報夕陽。公孫初恃險，躍馬意何長。

白帝城

唐 宋 肇

江雨霏霏白帝城，秋草未枯春草生。古來戰壘如雲橫，萬里瞿唐斷人行。至今三峽路崢嶸，時清不見更屯兵。荒涼廢堞沒春耕，但見牛羊日西平。

早發白帝城

唐 李白

朝辭白帝彩雲間，千里江陵一日還。兩岸猿聲啼不住，輕舟已過萬重山。

白帝城

宋 陳 謙

漢家郡國奄方輿，天覆尊臨北斗居。躍馬建旌何草草，縮蛙緣井共區區。千年雲雨忘遺堞，

萬里山河鎮臥盧。悽惻渭營星雨急，永安宮址最先墟。

永安宮

唐 杜甫

蜀主窺吳幸三峽，崩年亦在永安宮。翠華想像空山裏，玉殿虛無野寺中。古廟杉松巢水鶴，歲時伏獵走村翁。武侯祠屋常鄰近，一體君臣祭祀同。

永安宮

宋 蘇 軾

千古陵谷變，故宮安得存。徘徊問耆老，惟有永安門。

八陣圖碑

晉 桓 溫

訪古識其真，尋源愛往跡。悉君遺事節，聊下南山石。

八陣圖碑

唐 杜甫

功蓋三分國，名成八陣圖。江流石不轉，遺恨失吞吳。

八陣圖碑

宋 王十朋

一家天下裂三都，忠憤填胸出陣圖。千載相知惟白水，此心元不爲哀吳。

臥龍山

我輩逢山眼即青，臥龍頂上喜同登。圖留沙磧懷諸葛，詩詠江濱憶小陵。巫峽飛雲天一握，瞿唐魚化浪三層。籃輿又向人間去，回首林泉媿老僧。

武侯廟

遺廟丹青古，空山草木長。猶聞辭後主，不復臥南陽。

唐杜甫

江月亭

江山今古幾英雄，割據非香總是空。惟有江流不轉石，千秋長在月明中。

宋王十朋

武侯廟古柏行

唐杜甫

孔明廟前有古柏，柯如青銅根如石。霜皮溜雨四十圍，黛色參天二千尺。君臣已與時際會，樹木猶爲人愛惜。雲來氣接巫峽長，月出寒通雪山白。憶昨路邊錦亭東，先主武侯同閭宮。崔嵬枝幹郊原古，窈窕丹雘戶牖空。落落盤踞雖得地，冥冥孤高多烈風。扶持自是神明力，正直原因造化功。大厦如傾要梁棟，萬牛回首邱山重。不露文章世已驚，未辭翦伐誰能送。若心豈免容螻蟻，香葉終經宿鸞鳳。志士幽人莫怨嗟，古來材大難爲用。

東屯夜月

抱疾漂萍老，防邊舊穀屯。春農親異俗，歲月在衡門。青女霜楓重，黃牛峽水噴。泥留虎鬪跡，月挂客愁村。喬木澄稀影，輕雲倚細根。數驚聞雀噪，暫睡想猿蹲。日轉東方白，風來北斗昏。天寒不成寐，無夢寄歸魂。

不離西閣

江柳非時發，江花冷色顛。地偏應有瘴，臘近已含春。失學從愚子，無家任老身。不知江閣意，肯別定留人。西閣從人別，人今亦故亭。江雲飄素練，石壁斷空青。滄海先迎日，銀河倒列星。平生耽勝事，吁駭始初經。

西閣夜

恍惚寒江暮，逶迤白霧昏。山虛風落石，樓靜月侵門。擊柝可憐子，無衣何處村。時危關百慮，盜賊爾猶存。

東屯高齋

宋王十朋

東屯別是一山川，水秀山青似左原。我待還家築茅屋，作詩招取少陵魂。



石版碑題字
文曰天降辟邪

湖北省宜昌府より四川省萬縣に至る

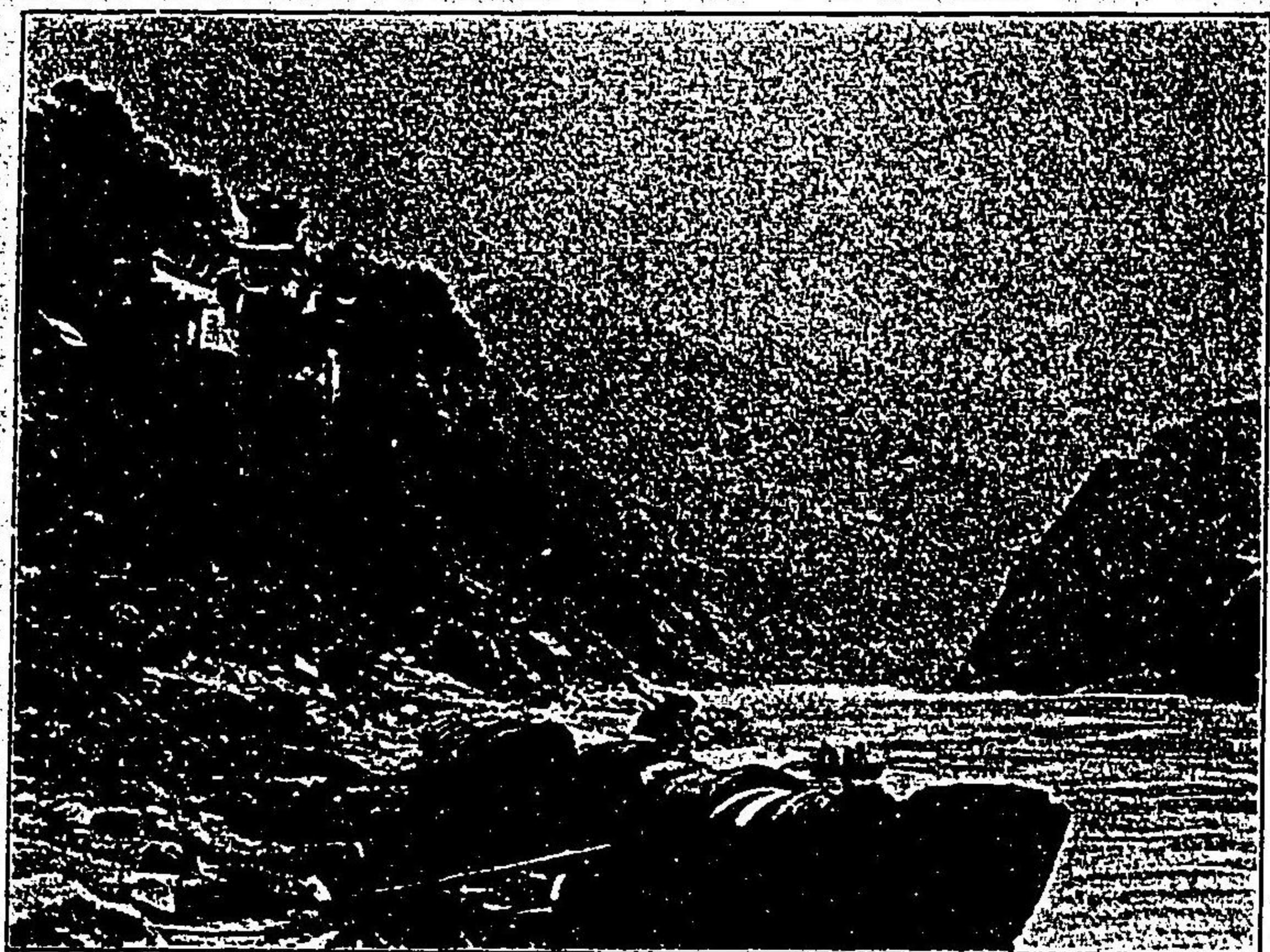
十三日 實は昨日開船すべき筈なりしが、知府が再度の招きに阻せられ、滞留すること二泊に及べり、今日は一刻も緩うすべからずとて、朝まだきに纜を解く、夔より上游、江廣く山低く、巫峽三峽の奇はあらざれども、一里に竹村、二里に李畝の眺、險後の夷、濃後の淡、左右顧望、又一段の光景なり、夜廟、基子(江右)に泊す、此地はさゝやかなる半邊街なり、此日行程百二十六清里

十四日 舟中觀るところ、略は昨日の如し、午時雲陽縣に泊す、縣城は北岸に在り、勢頗る急峻、人家多く高崖の頭に在り、城廓の雄大夔州の上に居るに似たり、郵政局、學校、鹽關等の設あり、亦た峽江の壯縣に屬す、縣古へ雲安と號す、杜子美、夔州に移るに先ちて居る處なり、此地蜀中杜鵑の名所を以て聞ゆ、春關なるに及んで、善く啼いて住らすと云ふ、唐時杜鵑亭、城中に在り、子美杜鵑行、西川有杜鵑、東川無杜鵑、滄萬無杜鵑、雲安有杜鵑の句あり、是に由れば、東蜀地方に在りては、獨り雲陽のみ杜鵑あるもの歟、子美又た杜鵑亭詠、子規の篇あり、其詩に云く、峽裏雲安縣、江樓蜀瓦齊、兩邊山水合、終日子規啼、濺濺春風見、蕭蕭夜色凄、客愁那聽此、故作傍人低、縣を去る、西北三十清里、馬嶺山あり、鹽山下より出づ、鹽場の設置ありて、雲安天産の尤なるものと稱せらる、城の對岸新立の巨廟あり、張桓侯廟となす、結構壯麗、碧瓦交も輝く、廟下の石

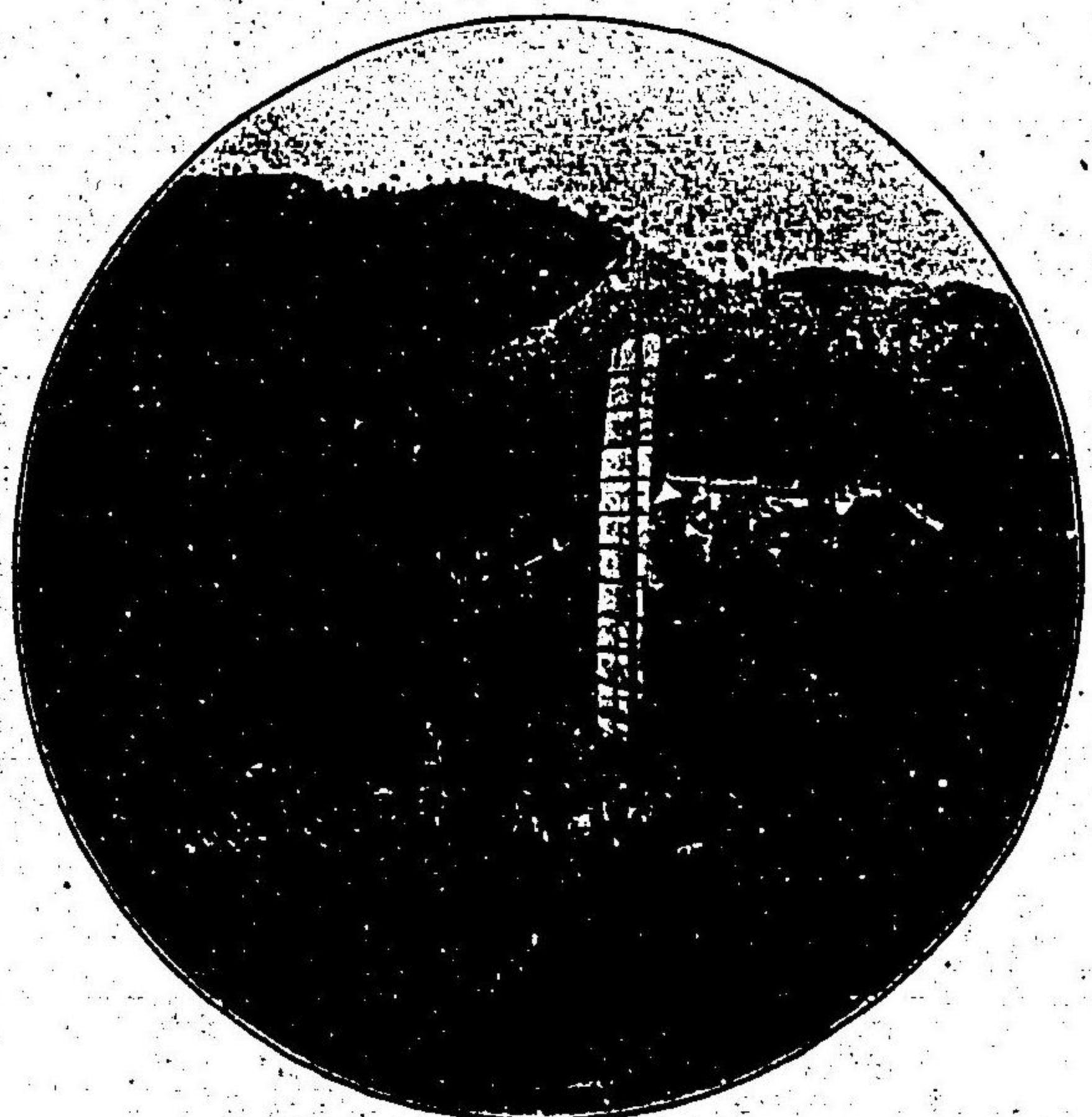
雲陽縣に泊す

蜀中杜鵑の名所

張桓侯廟

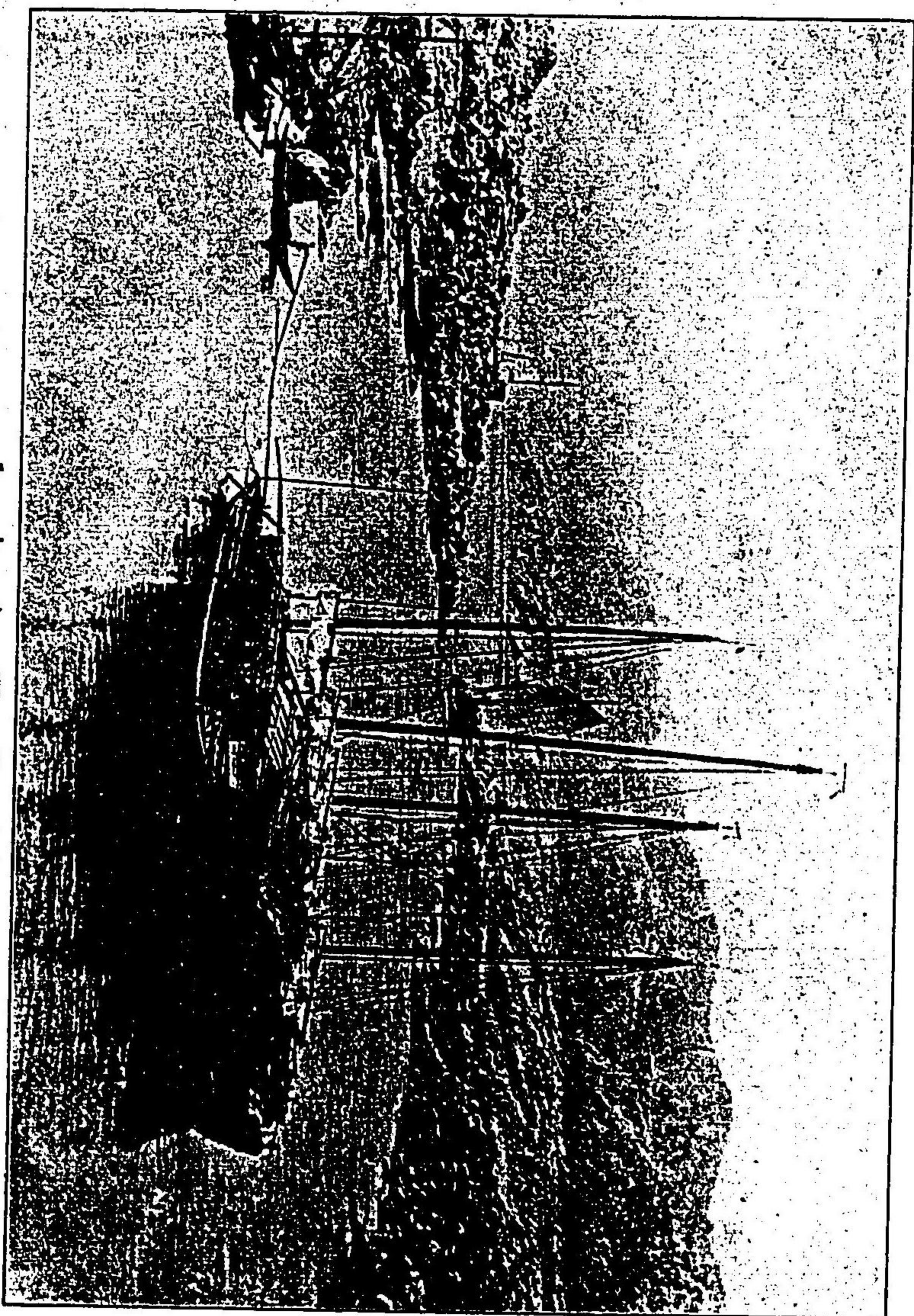


張桓侯廟



奇帆と古廟

興隆港の上る



興隆灘を
上る

下岩寺

萬縣に達
す

壁に龍吟の二大字を刻す、劉又丹の書する所なり、明の汪安宅か詩に曰く、桓侯忠義
鐵心肝、雲怕孤高雪怕寒、惟有五峯祠下水、年年猶濯漢纓冠、此日行程三十清里、

十五日 雲陽より上る三清里にして、二郎灘あり、灘小なれど水甚だ險なり、二郎灘
を去る三十清里、興隆灘に入る、此灘近年現出するもの、新灘以來の難所なり、上流
に在りては、嘉定城下の盆魚子灘、獨り其險を比すべし、増水時に於ては、初めて見て、
漕路を知ること能はず、舟人水幅を目計し、方に舟を進むるなり、又上る八清里、下岩
寺北岸に在り、其勝を探るに遑あらず、范記甲寅記に曰く、石壁下忽嵌空爲大石屋、即
石壁鑿爲像設、前有瑞光閣、上石巖如簷覆之、水簷落岩下、排溜閣前、此景甚奇、然此水乃
山頂田間灌溉之餘、旱則涸矣、岩刻字尤多、坡谷皆有之、坡書殊不類、非其親蹟、寺屋尤弊
壞、昔有剽道者、削之、劉死鑿岩壁以藏骨、入有石室、處可辨也、唐宋以來諸家の題詠頗
る多し、亦た峽江の名梵なり、夜盤陀に泊す、江右、此日行程四十七清里、

十六日 今日萬縣に到着すべしとて、朝來舟中行李の整頓にて、甚だ多忙を極む、
沿岸の景色杯目を留むるの暇なし、晚に萬縣に到る、夜舟の上陸は、貨物紛失の恐れ
もあり、且つ久しく舟中の生活に親み、今更見棄つるに忍びざる心地せられ、今宵一
夜尙ほ舟中に宿しぬ、此日行程七十九清里、

萬縣より成都府に至る

萬縣知縣

十七日 上陸して、城内の高陞樓に投ず、舟中の輕便生活を棄て、今日より又た複雑なる陸上生活に移るなり、知縣衙門を訪ふ、知縣を王貴之と曰ふ、年五十七八、短身結顔の男にて、敏慧の氣自ら眉宇の間に溢れたり、先きに夔州知府、萬縣知縣を謂つて、極めて排外思想の強き一老吏といひ居りしを以て、余等に對する態度如何あらんと思ひけるに、豈圖らんや、迎接の初めより、一切西洋式にて、應接所の裝飾、椅子、卓子、器皿、烟酒に至るまで、皆洋風ならざるはなし、言語應對の如きも、他くまで殷勤にして、排外の氣振杯いさゝかも見ぬざるは、知府か經言なるか、知縣か食へざるところか、兎も角此男一筋繩にかゝらぬ代物と知られたり、去るに臨み、應接所の旁なる一室を見れば、日本製東西偉人の石版肖像數枚を掲げらる、我豊太閤のも有りしやに記憶す、特に廊下の正面に當り、自己の擦筆像を掲ぐ、古今の英雄を尙友する意味を示すこと、言はでも知れたり、別に要事有りての訪問に非らざれば、一通りの談話を畢へて客棧に歸りぬ、

知縣の贈物

歸棧後間も無く、知縣より、警護並に雜役として、兵數名を送り越し、尋いで、牛脂製の蠟燭、火腿、乾羊、鷄卵、大柑子等凡そ五六種を、一擔贈り來れり、餘りに大規模の遺物に

護衛兵

て薄氣味悪かりしが、受けざるも反て無禮と思ひ、其儘悉め納む、

旅行に際しては、内外人を問はず、其請求に従ひ、管轄衙門は、幾員の兵にても派遣すべし、殊に外人に對しては、時として、請求を待たずして八九名を送り來たすことあり、然れども、旅客は酒錢として、一名の兵に就き、一日大抵三百文ばかりを支給するを要するを以て、員數の多きは厭はざれど、酒錢の嵩むに堪わざれば、一人乃至二人を雇ふに止むるなり、而して沿道各縣にて交替す、旅客は此時其名刺を與ふれば、兵は之を携へて出發地たる所屬縣に歸り、恙なく次縣に送り届けたることを證するなり、是等の兵は、名は官兵なれども、寸時も旅主の旁を離れずして、一切の用命に服するものなれば、實は純然たる從僕に異ならず、旅中の便利之れに過ぎたるは無し、

内地旅行の便利

支那人の餽遺

支那人の餽遺は頗る大仕懸にて、五六種より八九種のもの、朱塗の臺に盛り、人に擔はしめ、目錄を添へて送り來るが、一般の習しなり、我は先づ其目錄を見、多くの場合に於て、其内の一種を受け、餘は敢て悉く取らざるを禮とす、故に氣勢よく擔ひ込むときは、堂堂たる進物の如しと雖ども、實際は甚だ輕少なるものに過ぎず、成都に來りて、始めて之を知れり、

萬縣より成都府に至る

夜舟夫を呼び、約の如く船費の後半金を拂ふ、舟夫等更に酒錢を追ふ、しかも彼より其額を定めて強請せり、面悪き奴共とは思ひしが、遣らで済むにも非ざれば、一同七名に對し、三元を與へたり、彼等は外國人とし見れば、相場を知らずとし、飽くまでも貪婪を逞うせんと欲するを以て、常に支那人間の振合を見、其致すところとならざることを肝要なり。

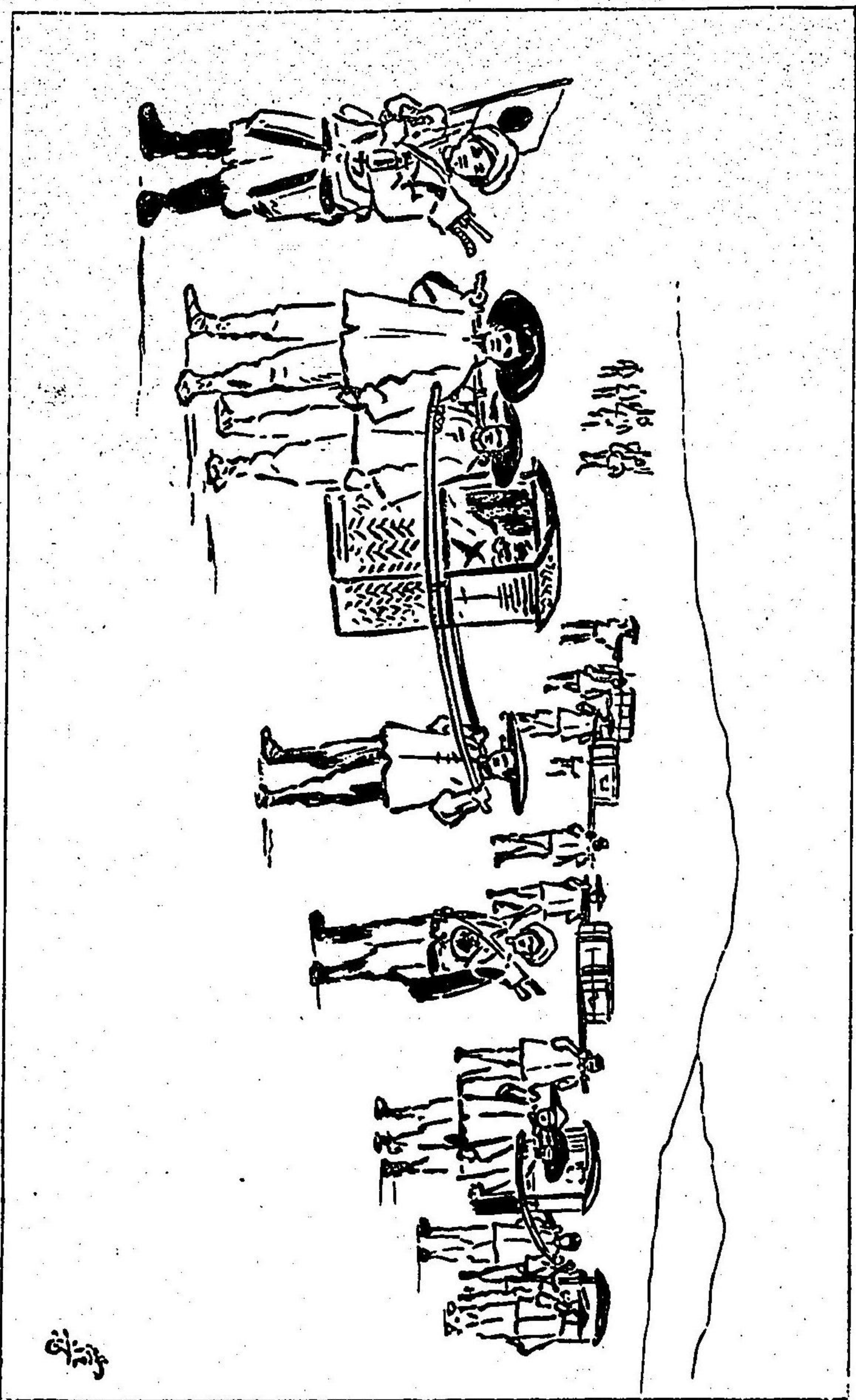
萬縣城

昔萬縣の今

萬縣は江の北岸に在り、地勢高峻、城郭廣大、灣濶くして水深く、實に四川有數の巨津となす、將來川漢鐵道の經過點に屬し、近く開港場となすの議ありと聞く、人口凡十七八萬を有し、商務の殷盛能く宜昌重慶等と鼎峙するに足れり、范記に、蜀諺曰、益梓利、夔最下、忠、涪、恭、萬、尤卑とあれば、往古に於ては一個の寒邑に過ぎざりしと見ゆるが、今や長江沿岸中に在りても、屈指の大都を以て目せらるゝに至れり、縣中西山、岑公洞、李太白讀書臺、天仙橋、流盃渠等の數處、最も勝景を以て聞ゆ。

陸行準備

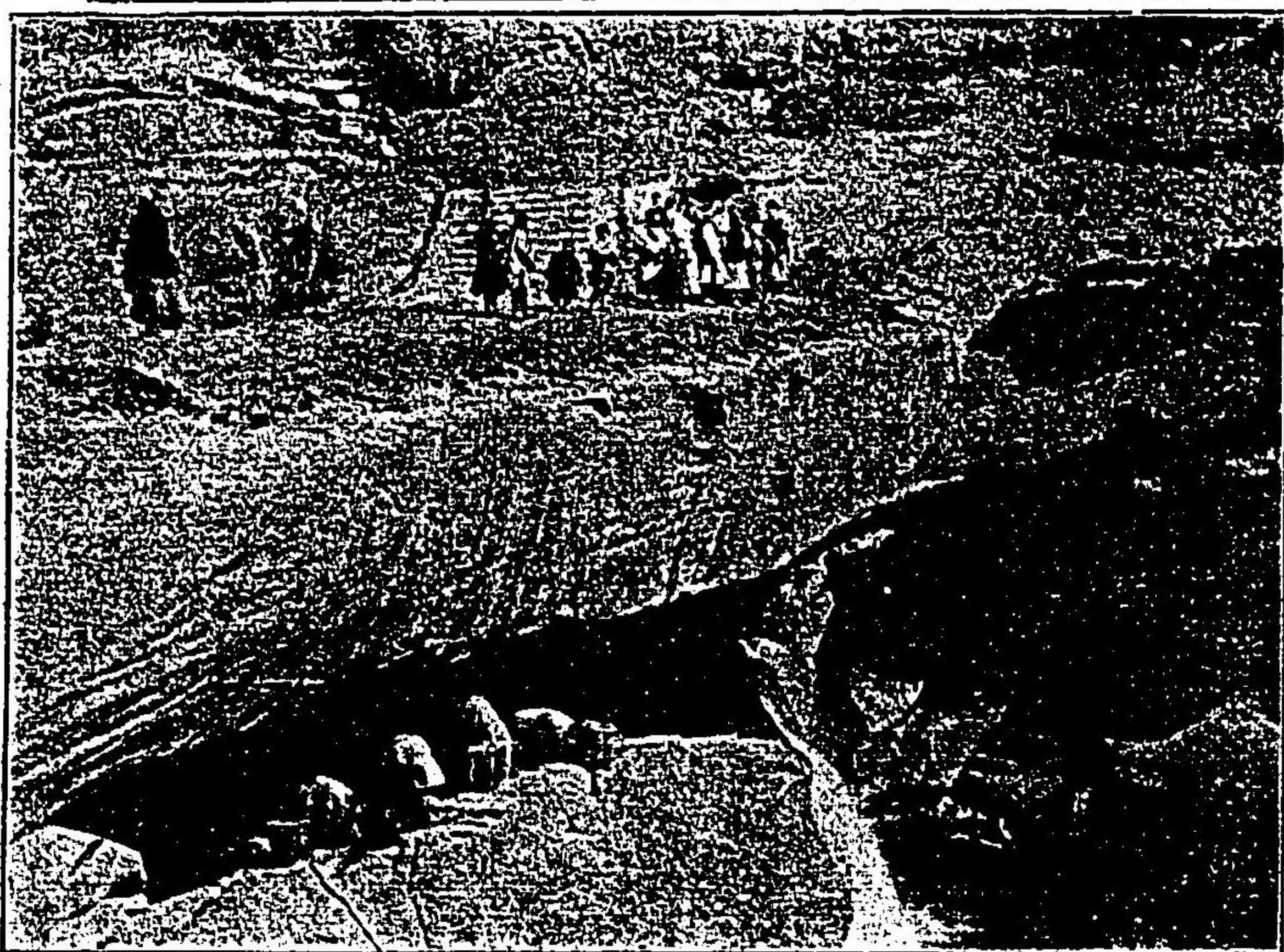
十八日 陸行準備を整ふ、雇ふところ、新橋三臺、橋夫各三人、搬貨夫十三人、夫頭搬貨夫の取締一人、兵二人、總計二十五人、其貨橋夫搬貨夫通して一日一人三百文とし、出發の日其前半金を拂ひ、餘は成都到着の日を待ちて拂ふと約すること、水路の時の如し。



陸行準備の概略

天生橋

第二十九圖



萬縣より成都府に至る

天生橋一名天名仙橋

苦力賃銀に關するすべての約束は、一切此夫頭と取結ぶものにして、旅中行李の監督、其他の責任も一切夫頭の照料するところなり、

十九日 早旦客棧を發す、一行共に二十八人外に同行者として同宿巫山候補知縣劉某が其女を携へて、成都に向ふあり、萬里遠征頗る寂寞ならず、天生橋、芋溪に在り、巨石溪上に架し、自然の橋梁たり、路其旁に出でしむ、氣付かて過ぎりしは、遺憾なりき、縣城西門を出で、行く六清里、三河地に至る、路分れて兩枝となる、右、開縣に通じ、左、梁山を経て、成都に通ず、又進む四清里、西溪舖に至る、小市一條、夫、裝を卸して飯す、萬縣より西に向ふもの、例必ず

分水嶺に宿す

崖より顛落す

此驛に少憩するといふ、夜、分水嶺に宿す、此日行程九十清里、分水嶺、人家百餘戸の小村なり、客店の宿すべきもの、村中僅に二戸あるのみ、余等の宿せしところは、其の中にての上等なりしが、物置にも劣りたる室内には、一脚の卓子外、何等の設備なければ、腰掛、板子、敷藁の類を集め來り、怪しげなる寢台を作れり、宜昌府萬縣邊の客棧は、むさしといふ條、之に比せば、金屋玉樓にも譬ふべし、若し夫れ夏期に臨んでは、添暑に加ふるに蚊軍臭蟲交も襲はん、其苦如何ぞや、夜半圓に上らんとて、何氣なく立ち上りしに、枕元なる床の片端を履みたる爲め、放し投げに地上に顛落し、同時に折角からくりたる寢台は、縦横狼籍に破壊せられたり、此物音に二君驚き覺め、言語同斷の體たらくを見、且つ弔し且つ笑ひ、相俱に其改造を助け呉れらる、再び床に上りはしたれど、惴惴焉として、竟に曉に至れり、元來余等が一日の草臥を旅館に醫せんと思へばこそ、種種の不平も起るなれ、一夜の雨露を避くる迄と覺悟せば、幕天席地に勝ること數等なり、

二十日 未明に客棧を發す、一步野外に出づれば、眼界清新、夜來の鬱結、殆めて消散するを覺う、普通の旅行の旅館に入りて、或は飲み、或は浴し、以て其日の勞を除くと相反せり、行く四十四清里にして、响鼓嶺を踰ゆ、人家數戸あり、之を萬縣梁山縣の交

梁山縣に宿す

坑路の炭

界とす、嶺を去る四十三清里、梁山縣に達す、宿す、此日行程八十七清里、夜知縣衙門を訪ふ、知縣名を嵩瑞といふ、滿人なり、此地は洋裝者の通過稀なりと見ゆ、衙門に至るや、さしむに廣き門内の空庭は、忽ちにして見物人の黒山を築けり、巡捕も縣吏も取て之れを追はんども、せず辭して客棧に歸れば、暫くにして知縣答訪に來れり、其轎八丁を以て昇き、前警後衛、十數人、威儀の盛、宛然神輿の渡御の如し、尋いて肉類、果物、牛、燭、土産の漆器等を朱塗の大釣臺に滿載して、贈り越せり、悉く之を受く、萬縣の兵、遠り、梁山の兵、之に替る、梁山、蜀の中原に在り、縣壯に地富み、産物亦た甚だ豊、竹、細篋、木、盆、紙、雨傘等製出頗る多し、城中李姓作るどころの烟斗、水烟具精巧を以て稱せらる、

二十一日 早朝城を發す、菜花野に布き、一望野を展ふるが如し、青龍街を経て、行くこと五十清里にして、一山に逢ふ、之を佛耳岩と名く、石磴山麓より起り、紆曲して頂上に至る、登る數十級にして、磴旁に炭坑あり、坑門取而不盡の四大字を掲げたり、老幼男女、炭を負ひて坑を出づるもの、幾十人なるを知らず、蓋し此坑居民の共有に屬するもの歟、

佛耳岩上兩路あり、右を舊路とし、左を新路とす、舊路急にして、險、今殆ど廢道となる、

萬縣より成都府に至る

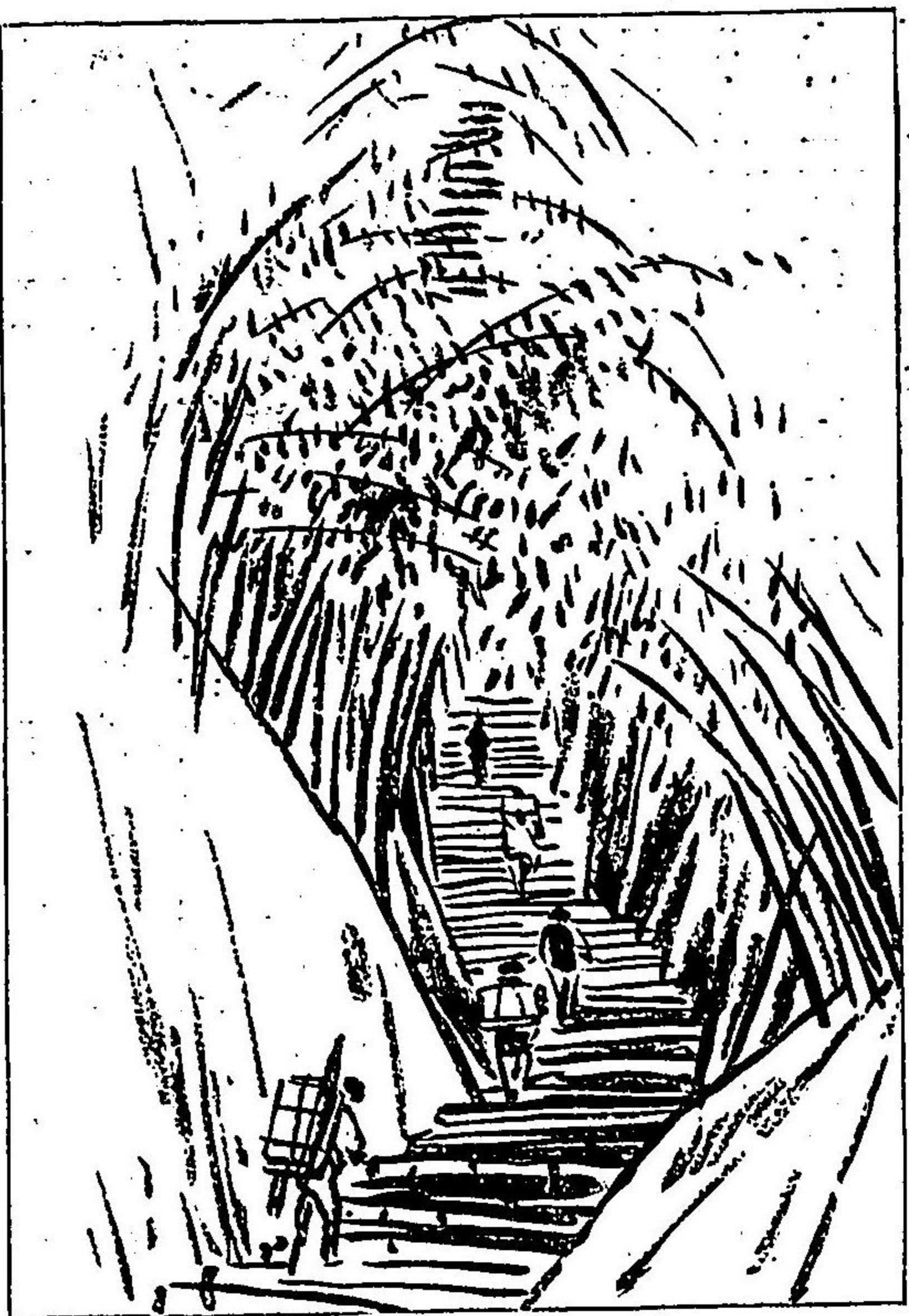
蜀道難

橋新路も險からざるには非ざれども、一路石磴叢竹道を夾み、綠陰縫無く、鳥語溪聲相續きて断えず、頂上乾隆中建つるところの大碑あり、大さ蜀丞相祠堂記碑に譲ら

第三十圖

佛耳岩の
展望

離群索行



佛耳山

す、李白か蜀道難全篇を勸せり、首を回らして、東を望めば梁山の平時、萬頃歴然たり、旅境是に至りて爽言ふ可らず、又一碑あり、重ねて石磴を修するの由を記せり、此に據るに、此道即ち光緒二十二年の改修に係るなり、碑前茶店一間、梁山を發する時は、一行

同じく列中に在しが、途中何時とはなしに、離群索行となれり、余か輻光づ佛耳岩に差掛りし時は、各輪離れて數清里を隔つるに至れり、因て山頂に在て待合すること一

蜀山春雨

元壩驛に
宿す

大竹縣に
宿す

野に餓
あり

時餘、衆皆會するに及むで、始めて下路に就く、下路亦た急陡、磴狹くして且つ傾く、天會たま微雨、夫脚流滑して仆れんとするもの、幾回なるを知らず、路深溪に臨めり、誤つて一步を失すれば、萬一一生なきなり、溪を隔て、群山に對す、小屋數戸、處處に點綴す、時に或は烟一縷を揚ぐ、又山岫杏花の歴亂たるを見る、霏雨之に濺ぎ、花色殊に嬌然たり、蜀山春雨の奇、天地自然の妙文章なり、沿途の人家、多く抄紙を以て業となす、其材皆山中の竹を用う、每家瓮池一二泓を有す、竹を糜して此中に貯へ、藥水を和して、其質を微にし、然る後ち、靡を以て之を抄すること、一に本邦の製の如し、下ること約ね十清里にして、山麓に出づ、夜元壩驛に宿す、驛人家數百戸、客店僅に一戸、其陋分水嶺より甚しきこと、更に數層、此日行程八十六清里、

二十二日 朝來小雨、驛を去る二十清里、石橋舖に至る、之を梁山大竹兩縣の交界となす、夜大竹縣に達す、客棧源盛官店に宿す、知縣曹鐘彝を訪ふ、他適に由りて見ず、知縣贈るに酒饌及ひ蠟燭乾肉等を以てす、兵を替ふ、此日行程九十七清里、

二十三日 早晨縣を出づ、餓人途に横るを見る、己に死せるものあり、將に死せんとし、行人を認め手を揚げて乞はんと欲するものあり、此くの如きもの凡そ三四、孟子の謂はゆる、野に餓孁あるもの、余始めて之を見たり、大竹より二十六清里、九盤山を

萬縣より成都府に至る

李渡河に宿す

登る、山麓より頂上に至る、路悉く石磴に屬す、攀づる凡そ二千二百級にして、頂に達す、山上人家二十餘戸あり、之を過ぎれば、下路となす、頂を去る十二清里、楊柳壩に至る、之を大竹、渠兩縣の交界となす、又進む八清里、捲洞壩に至りて少憩す、夜李渡河に達し、客棧松柏官店に宿す、兵を替ふ、此日行程七十八清里、街市、河の東岸に在り、人家數百戸、

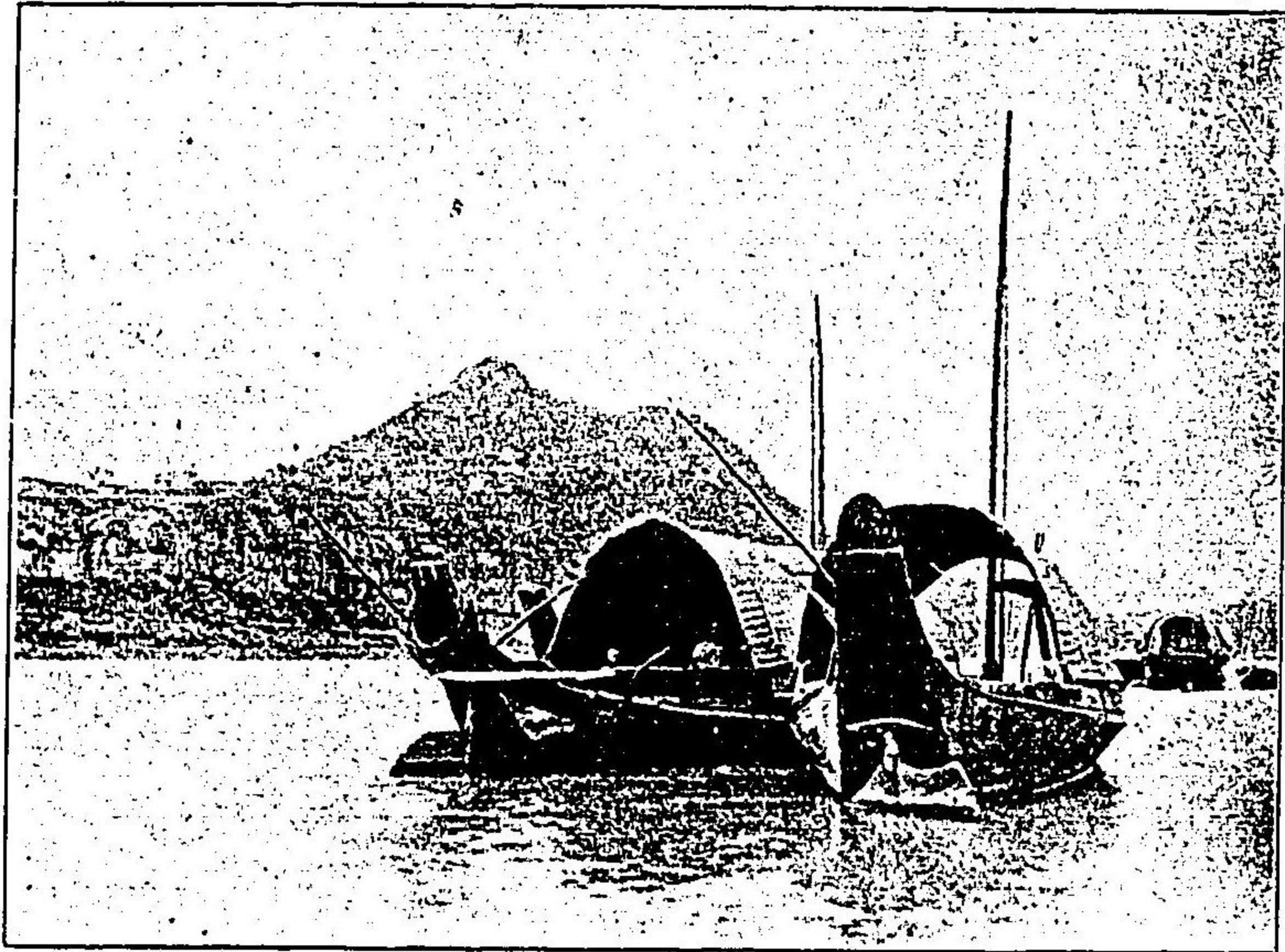
新市鎮に宿す

二十四日 晨に李渡河を發し、一川に逢ふ、之を渠河となす、橋なし、舟に上り、流に従ひて下る十清里、五龍橋に至りて岸に登る、行く三十清里、吳家場を経て、夜新市鎮に宿す、此日行程八十五清里、

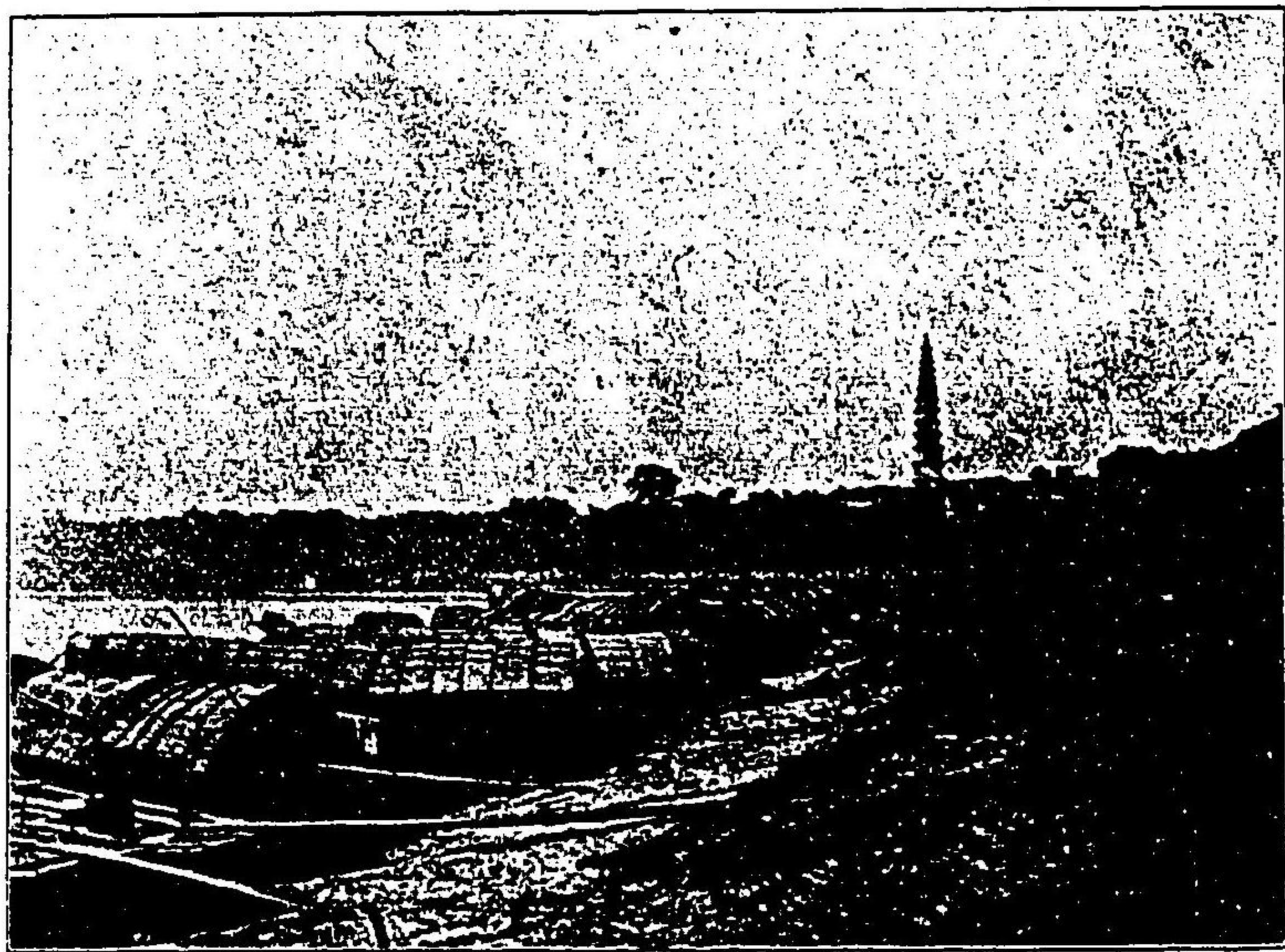
德政碑

跳躍壩に宿す

二十五日 新市鎮を去る五清里、界牌に至る、渠縣蓬州交界の地なり、界牌より六清里、杜家崖を踰ゆ、崖腹數碑を建つ、皆前知州の遺徳を慕ひ、其地の紳商等の設立するところに係る、名けて德政碑といふ、中に今の夔州知府方旭に係るものあり、甘棠遺民の四大字を刻せり、此種の碑實は前任者が治民に賂ふて自ら建つるものなりと聞く、果して然るや否や、行く七十清里、興隆場に至る、之を蓬州の南界、南充縣の東界となす、興隆場を去る二十五清里、跳躍壩に至りて宿す、此日行程百六清里、
二十六日 跳躍壩を去る六十五清里、石子嶺を踰ゆ、又進む十二清里、望城坡を踰ゆ、



嘉陵江上の船

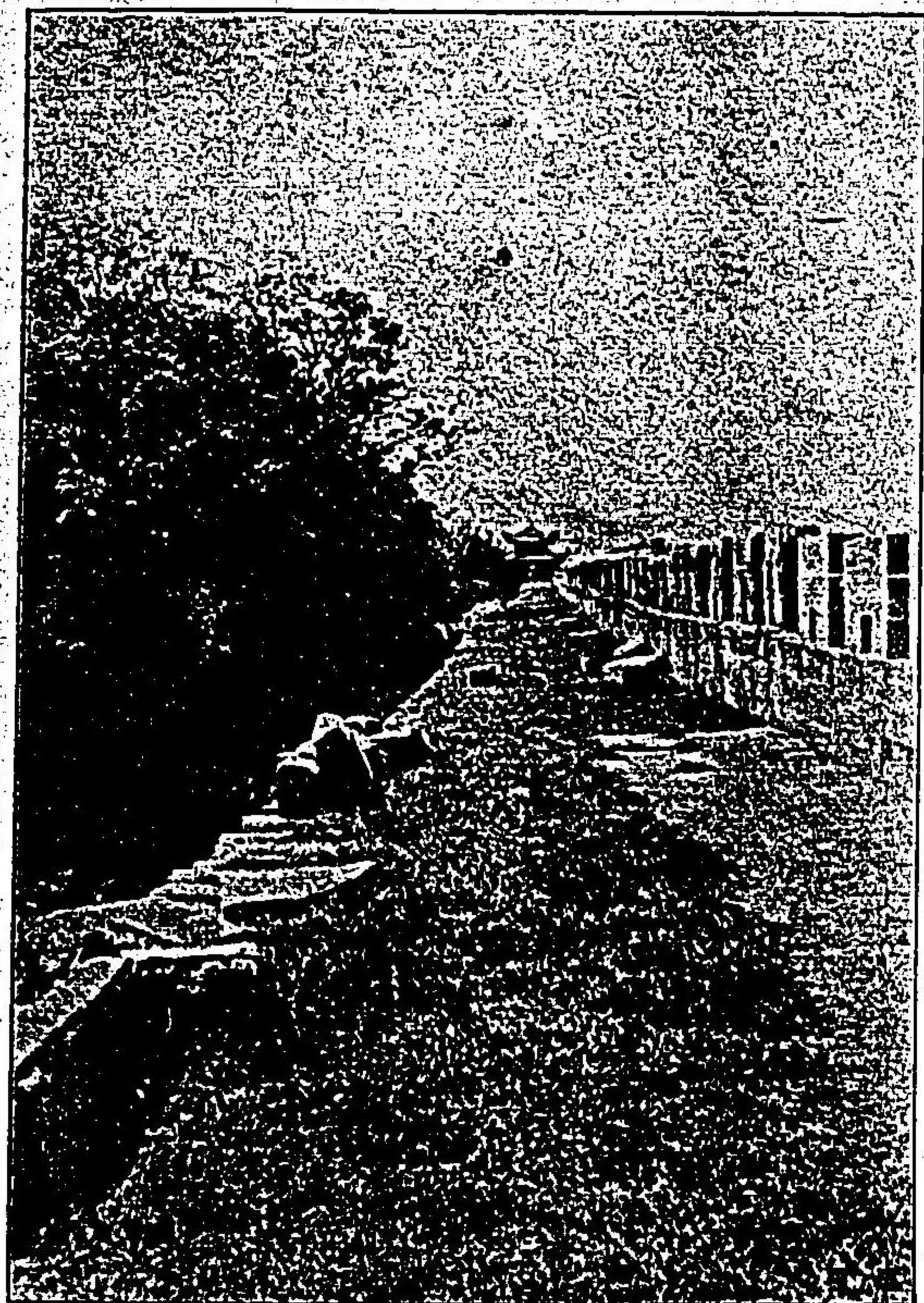


嘉陵江岸の浮圖

嘉陵江を渡る

第三十一圖

順慶府に宿す



山大にして路紆す、頂上より西を望む、順慶府城遙に一目の中に在り、山麓より平野を行くこと八清里、左右榮畝、橋其間に立つ、僅に其頭を出すのみ、地味の膏沃想ふべし、

順慶府城壁

り、遂に楊子江に入る、沿江最大の都市、即ち順慶府と爲す、順慶府、江の西岸に在り、一條の城壁、水に臨んで連る、江廣くして橋無し、去來二に舟渡に由る、午後三時府城に

萬縣より成都府に至る

一品官店の清潔

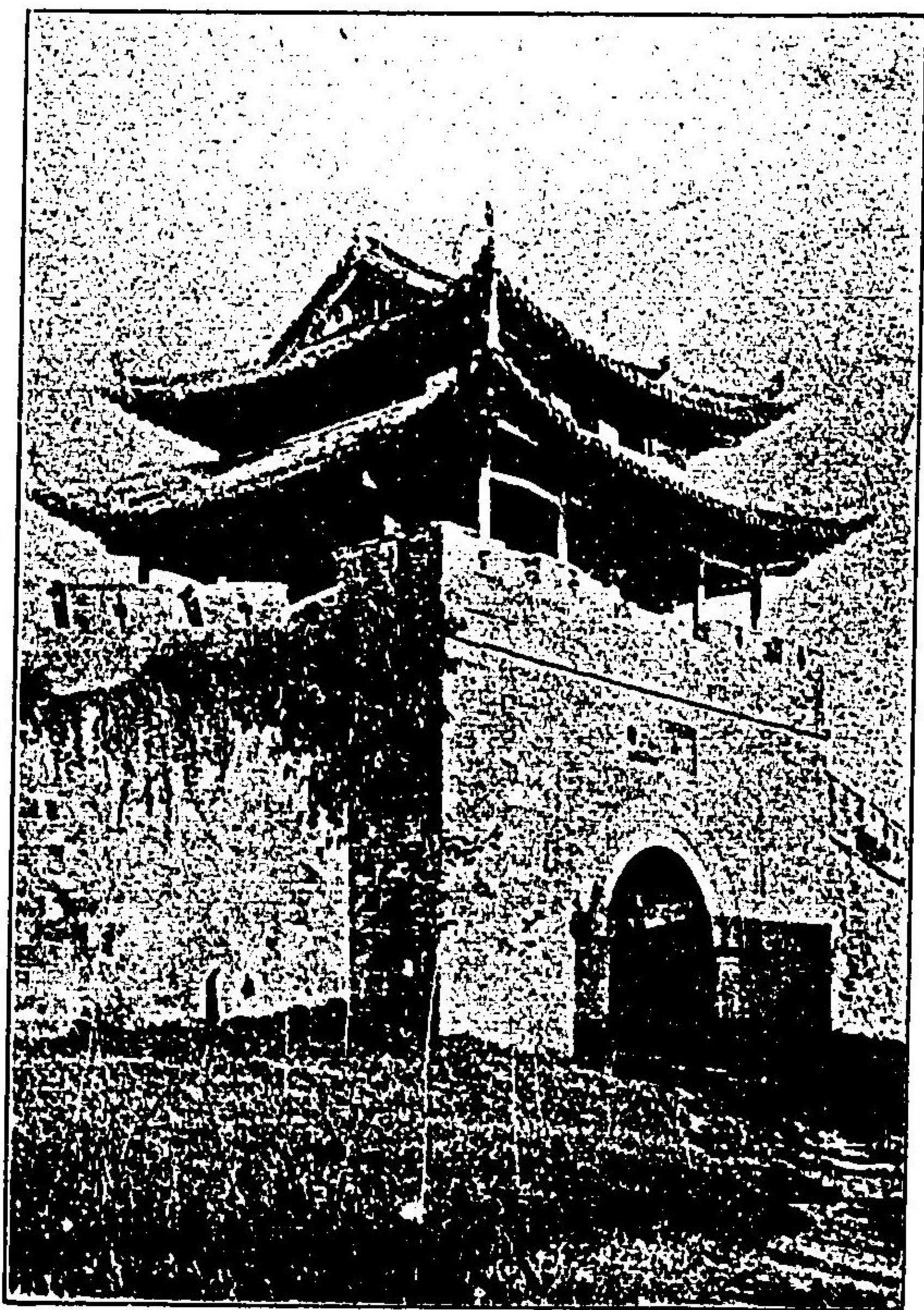
巴蜀

八六

入り、客棧一品官店に投ず、此棧極めて清潔、寢臺卓椅皆新造に係る、飲食亦た復た美前未だ見ざるの佳館なり、宜昌此方、具に道途の困苦を嘗めたりしが、是に至りて、心身暢快頓に積勞を拂ふを覺ゆぬ、此日行程九十清里、

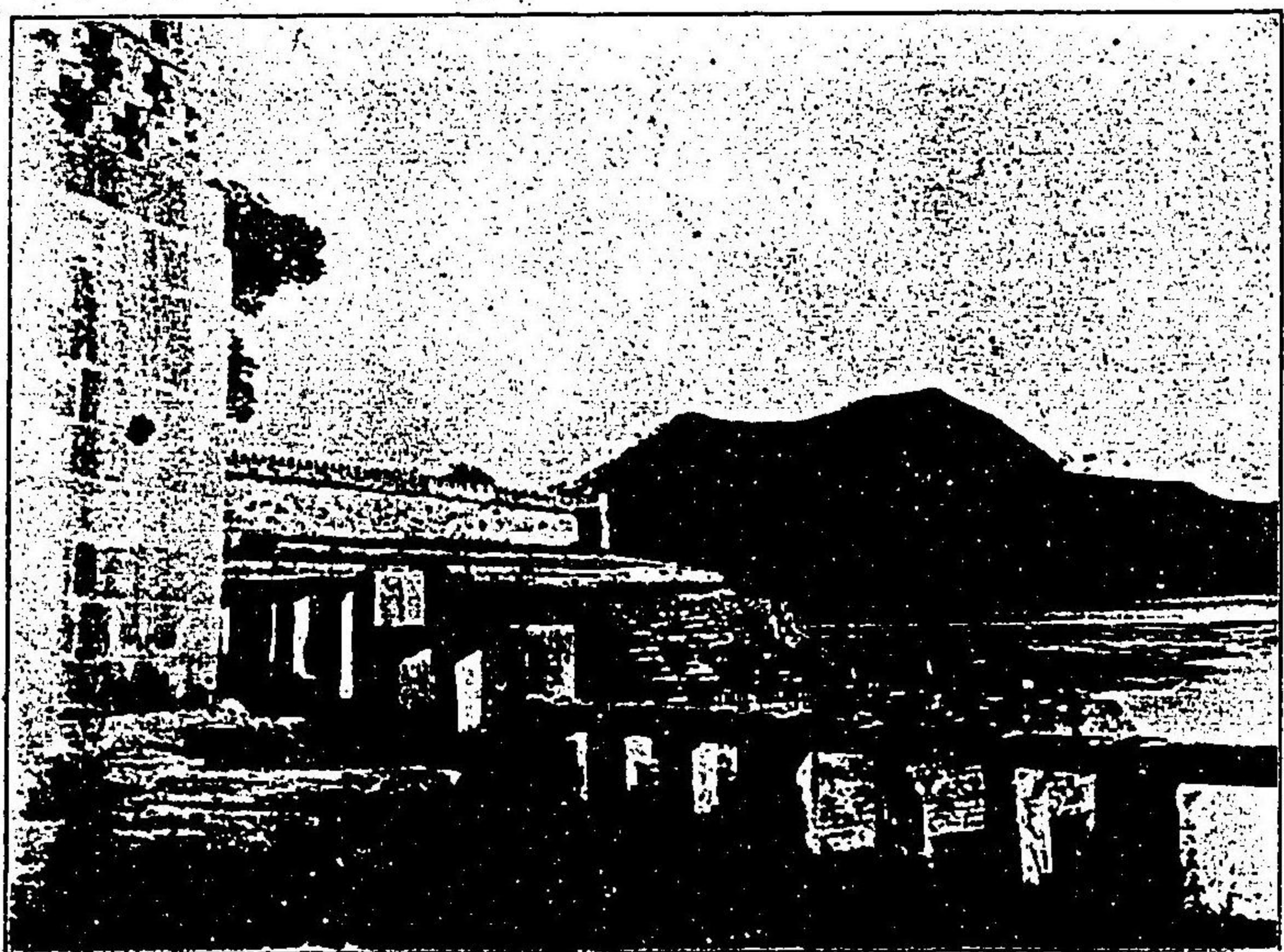
順慶府は嘉陵江沿岸、最大の都會たること前に言ふが如し、人口約二十萬も有るべしと思はる、街區繁盛、甚だ商務の殷なるを見る、機房軒を連ねて有り、尤も多く、絲綢花綾を出す、晚に知府衙門を訪ふ、刺を通じ、轎を門前に停めて待つこと少時、閤人出て來り、辭するに不敢當の一語を以てし、面見を謝絶す、余其何の意たるを解せず、悌然として立ち歸れり、

其後聞くところによれば、訪客に對し、不敢當の一言を以て、面會を謝するは、一種の謙禮にて、敢へて貴下の訪問を承るを蒙るに當らず、却て恐縮の次第といふ意なりとぞ、されば、訪問者に於ては、先づ表面上は立腹すべき理由無く、寧ろ先方の謙意を多とすべき譯なり、而して其實は是れ體のよき門前拂に外ならず、友人相互の訪問、又は特に要用ありての會見以外、一片の形式訪問に在りては、主客共に内心面見を喜ばざるを以て、受訪者は此不敢當を以て、客に擬し、客も亦た預め擬せらるゝを期するなり、支那人交際の婉、概ね此くの如し、余も成都府在住の間、常



保寧城門

保寧府
第三十二圖



夔縣より成都府に至る

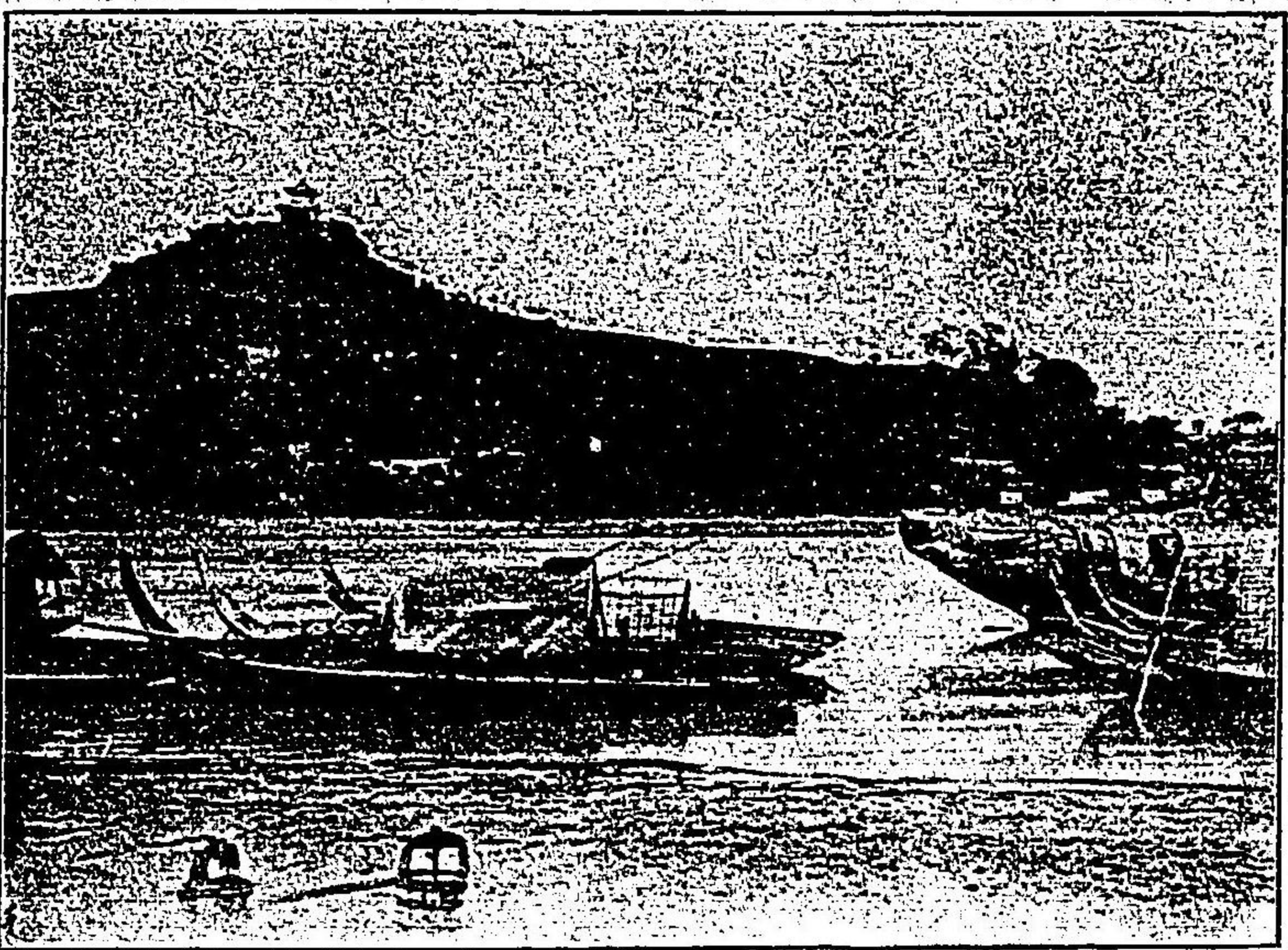
保寧城

に官人の來訪を受けしが、幾度か此便法を行ひたりき。

順慶府城を左にし嘉陵江を沿ひ、保寧府(四川北邊の一府、其北直に陝西省漢中府に接す)に入り、東河の右より注ぐを見、更に江を上れば、一府城其北岸に在り、之を保寧城とす。嘉陵沿江三府(保寧、順慶及び重慶)の一なり、即ち漢時巴西の地と爲す。西北劍州を経て、劍門山に至り、蜀の棧道に上り、昭化縣を過ぎ、半固關を踰ゆれば、陝西に入るを得べし。

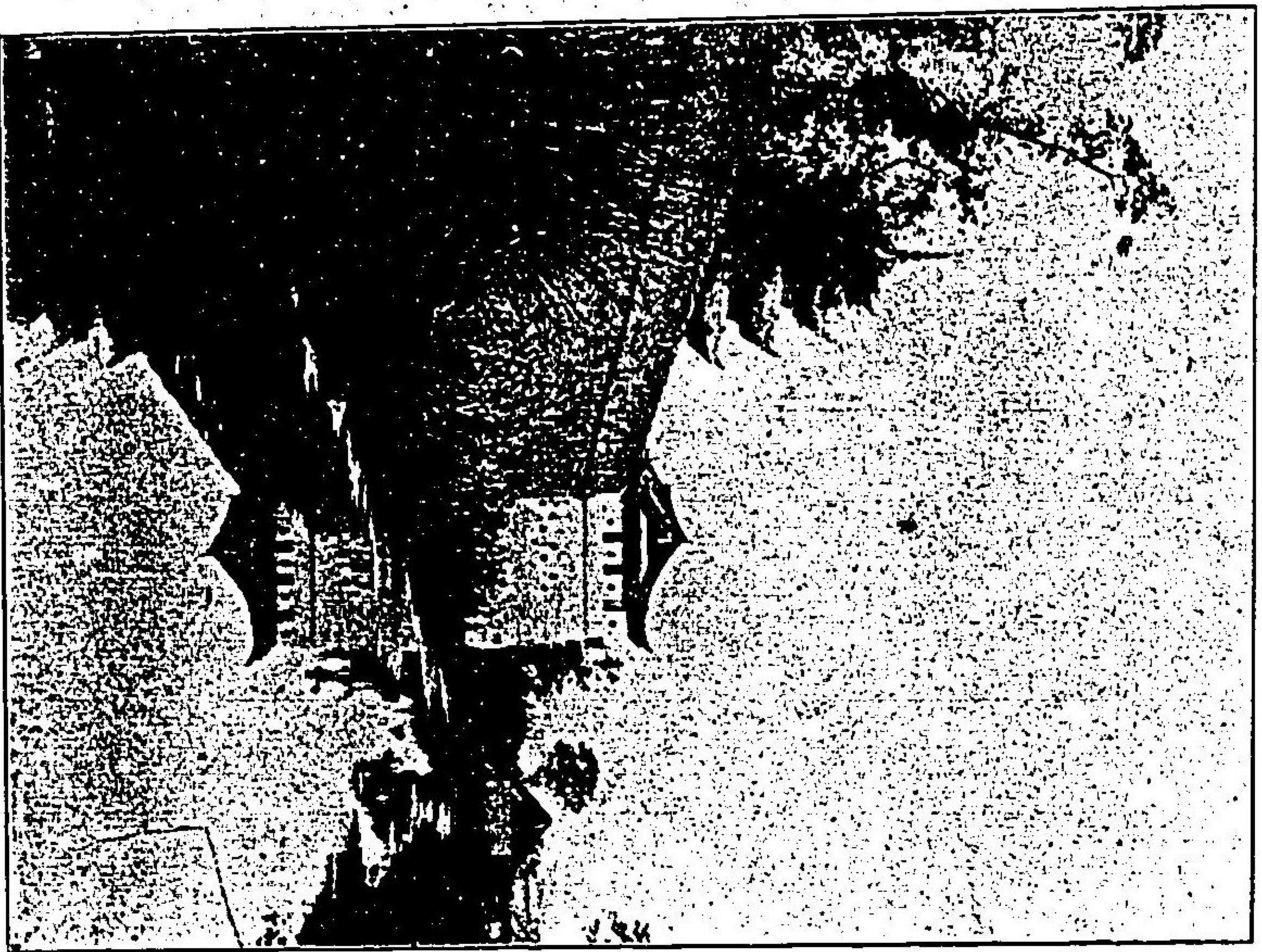
余か此行成都に至るに急なるを以て、遂に府に遊ぶに迫あらず、幸、府城及其對岸なる錦屏山等の寫眞を得たれば、

第三十三圖



保 寧 城

讀者と、共に之に由りて、其地を想像するのみにて甘心せんと欲す、
 二十七日 雨に阻せられて發せず、
 二十八日 順慶府を發す棧を去るに臨み銀若干を兩替し、取り敢へず卓上に置き、不圖室外に出で、歸り見れば、其中小塊一個を闕げり、正しく混雜に乘じ、苦力に盗まれたるなり、苦力等に用心すべきは、夙に承知しながら、してやられたるは異、
 竟余の迂濶なりしなり、
 客棧を去り、附郭南充縣を出で、往く十七清里燕子坎に至る、又往く八十三清里李壩舖に至る、之を南充蓬溪兩縣の交界となす、經過せし數驛皆留留するに堪はず、李壩舖に着きし時、夜に入りしが、亦宿を



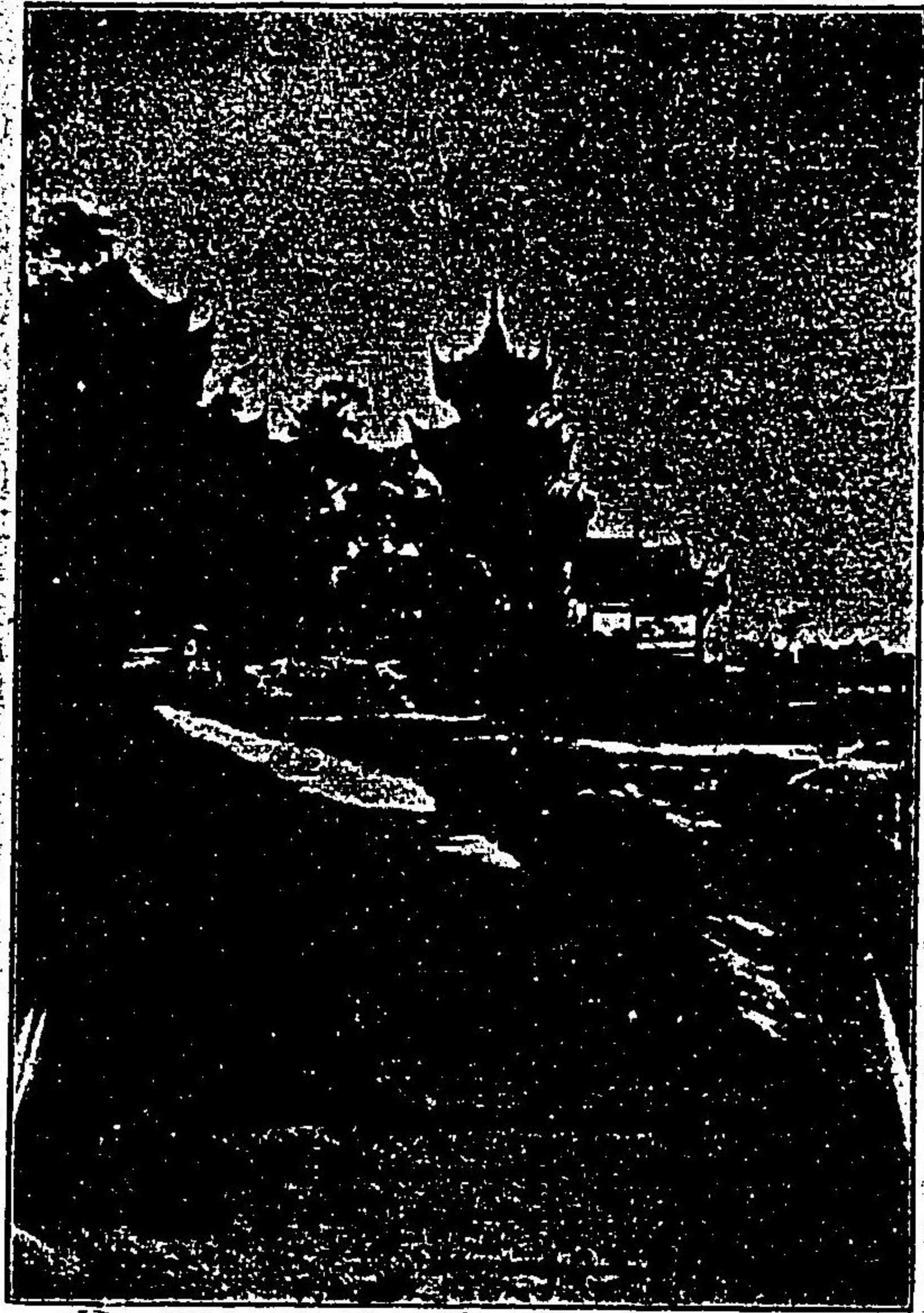
保 寧 城 深



保 寧 城 壁

國三十四
回つ橋より落
る十一

倍江を渡
る



得ざりし爲め、次なる蓬溪縣に向へり、燈火の用意なく、一行離散し、相呼應するを得ざるに至れり、李塲舖より凡そ三十清里を行き、九時を過ぎし頃始て縣に着し、城下

なかりしは、何よりの幸なりけり、

二十八日 蓬溪縣を發す、三十八清里にして蓬溪射洪兩縣の交界たる界牌に至る、

縣無より成都府に至る

太 和 録
の某館に入れり、此日行程百二十清里、道程の難澁、今日を以て尤も甚しとなす、前に記すことを忘れたるか今日は、夫蹟きて、橋地に落ちたること五六回、出發以來より通算するときは、實に十
一回の多きに達せり、他の二氏も八九回以上なるが如し、皆些の怪我も

太和鎮に宿す

家舗、哨樓口を経て、涪江を渡る、江の西岸を太和鎮と爲す、舟車輻輳、街肆繁密、萬縣成都間、有名の市場なり、而して淫風の盛なること、蜀中に在りても著名の地と聞う、遂に宿す、此日行程百二十清里、

牛場に宿す

三十日 太和鎮を去六十五清里、景福院に至る、大市なり、往く九十三清里、白樹極に至る、之を中江三臺兩縣の交界となす、又往く廿清里、牛場に宿す、此日行程百十三清里、三十一日 牛場を去る七十清里、興隆場となす、尙ほ中江縣に屬す、地麩を出すを以て名あり、場を去る五清里、界牌に至る、金堂中江兩縣の交界なり、界牌を去る十五清里、一山を踰ゆ、山王廟山上に在り、廟を去る二十清里、馬尾河を渡る、西岸大市あり、趙家渡といふ、此河嚴冬水枯るゝに當りては、大木橋を架し、以て舟渡に代ふるといふ、街市は往年土匪蜂起に際して、兵火を被りしといへども、商業繁盛、烟戶稠密、現に蜀中の壯邑に居る、地多く蔗糖を産す、宿す、此日行程百十清里、

趙家渡に宿す

成都本邦人よりの出迎

四月一日 又一水を渡る、四十八清里にして、新店子に至る、此地一に泰興場と名く、成都を去る四十七清里、是より先き、草野氏書を在成都友人和田喜八郎氏に送り、略ぼ其行程を報せり、和田氏三日前特に人を派して來り迎へしむ、此に至りて其人と會せり、各刺を交して先づ成都に回らしめ、一行之に隨ぎて發す、往く四十二里、成都

成都に達す

北門外駟馬橋を過きり、往く五清里、成都城北門に入る、此日行程九十五清里、萬縣を發して日を閱する十四、行程共に一千百五十七清里、夜、本邦人諸氏、慰勞の宴を開かる、



北魏正光
文曰、大魏正光二年歲次辛丑四月廿日
戊戌幽州范陽郡涿縣人
鮮于高頭舖記前作涿縣吐
蕃議和將軍國使令

成都滞在記

四川省

四川省は支那帝國中其西南部に位し、北、青海、甘肅、陝西に接し、東、湖南及び湖北に接し、南、貴州、雲南に接し、西、西藏に接す、面積凡五十六萬六千方千米、人口凡そ六千七百餘萬、蓋し十八省中第一の大省なり、氣候中和、地味膏腴、加ふるに巨水省中に普く、禾穀豐足、地下の産するところ、亦た大に富み、古來號して天府と曰ふ、而して省を環りて高山峻嶺、北の鳳嶺、劍閣、東の赤甲、巫山、實に天下の絶險と稱す、之を外にしては攻むるに難く、之を内にしては守るに易し、公孫氏、劉氏相踵いて帝を此國に稱するもの、寔に所以なきに非ず、今の英獨佛諸強、亦た復た朶頤措かざる、吾實に其由る所を知るなり、

天府

人或は四川を以て、閩省皆山嶮、鹹糾紛會て坦土なしとするものあり、余も亦た初は爾か思へり、一び巴峽を上り省内に入るに及んでは、沃野千里、一望田畦、甚た向きの想像するところと爽へり、四圍の諸山、相屬して長く、相層して厚きを以て、直に國を蔽ふて皆山となすは、則ち未だ皮想の見たるを免れず、而して全省の首府たる成都は此平原の略ぼ中央部リヒトフアーヘンが所謂成都盆地に位せり、四川總督此に駐

成都盆地

在し、以て一省を統轄す、其治に屬する者、十一府、同知一府、直隸九州、五十七土司、

成都城

蓋、濛、栢、漢、魚、鳧、諸王の蜀に主たる時、其何處に都したるかは、遺として今考ふ可らず、魚鳧の後ちを杜宇と爲す、杜宇の後を開明と爲す、開明の後を愼規と爲す、秦の惠王に至り、愼規王を亡し、其子通を蜀を封するに及び、其二十七年、張若、張儀の二人をして成都城を築かしむ、之を其創基と爲す、後ち少城を其西に築く、左太冲、蜀都賦、亞以少城、接乎其西といふものは是なり、漢の元鼎三年に至り、十八門を立つ、隋の陽秀、少城に附し、別に西南二隅を増築す、唐の乾符二年、西川節度使高駢、雞城を増築す、後唐天成二年、孟知祥、羅城外に於て、羊馬城を増築す、孟昶の時に及び、城上盡く芙蓉を稱う、之れより芙蓉城の名あり、明の洪武中、太祖の第十一子、猷王、蜀に封せられ、又た雞城を建て、甃するに琉璃を以てし、上京に比擬せしが、張獻忠の亂に燬かれたり、之を其沿革の大略と爲す、

古の城郭

成都城の沿革

今の城郭

今存するもの、外城一郭なり、周廻本邦里數約三里にして、蜀城の中央、故の蜀漢皇城の遺廓あり、其西一城あり、即ち古の少城と爲す、今滿州城と名け、滿州人之に居る、其面積凡そ全城の六分の一を占む、滿州將軍此中に駐在し、以て城民を統ぶ、外城粗ぼ

成都城

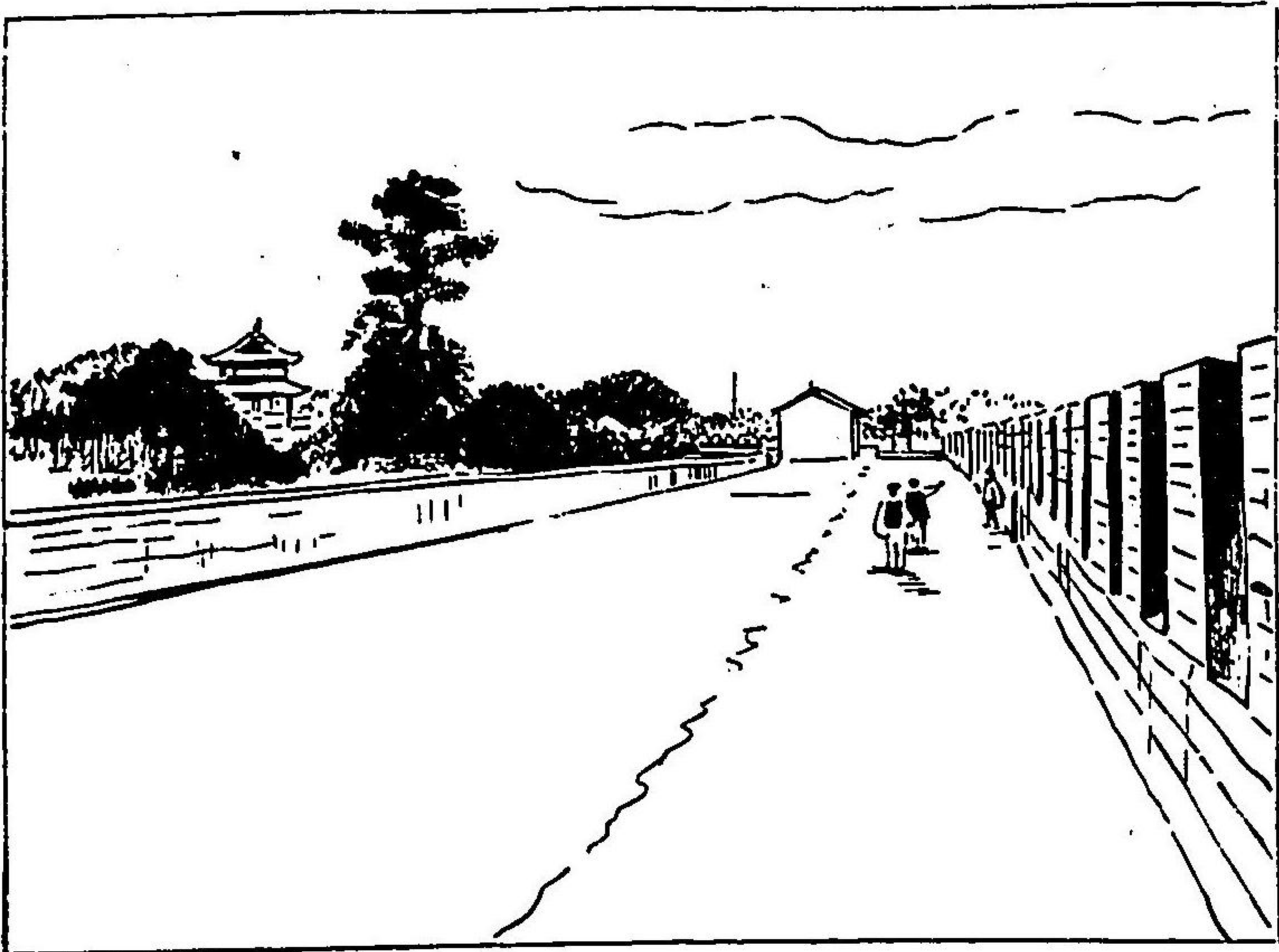
錦江

四角形を成す、之に東南西北の四門を開けり、北東南の三方、繞すに河水を以てす、其南方の一河は、李白か地轉錦江成渭水の句に見ゆる錦江なり、此二水、城の東南角に會して岷江となるなり、而して河と城壁との間に、陸地を夾み、人家若くは田畑あるは、本邦城濠の制と頗る同じからず、西方一帯にも、水流あれども、狭小なる溝渠に過ぎず、而してこれ等の諸水は主として飲料水汲取り、漕運及び一部の灌漑に供せられ、城の保衛は一に高大なる城壁に繫れるなり、而して市街の全部の、此城壁に圍まれたるは、言ふまでも無し、

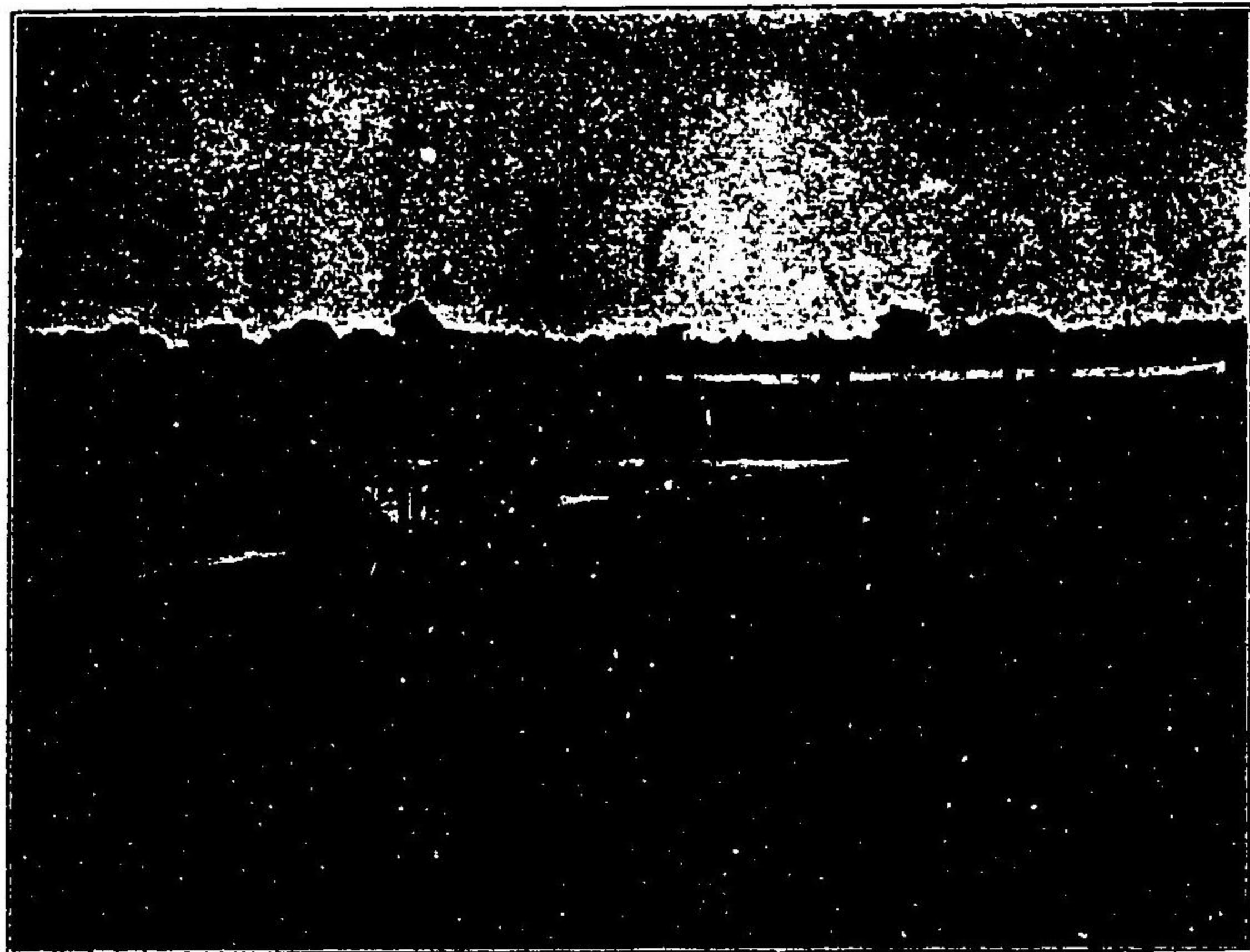
重慶府、永川縣、榮昌縣、隆昌縣、內江縣、資州、資陽縣、簡州諸地より來る者は、東門より入り、嘉定府、青神縣、眉州、彭山縣、新津縣、雙流縣諸地及び雅州、打箭爐方面より來る者は、南門より入り、郫縣、崇寧縣、灌縣諸地より來る者は、西門より入り、新都縣、新繁縣、漢州、萬縣及び陝西方面より來る者は、北門より入り、四門皆蓋金關を置き、入貨を査す、而して各門日出を以て開き、日没を以て閉づ、特に票牌を持するものに非ざれば、此間に於て擅に開かしむることを得ず、

城内分つて、成都、華陽の兩縣と爲す、成都府之を統ぶ、而して滿州城一廓、自ら別區に屬し、滿州將軍の統轄に屬すること、前に述ぶるが如し、

四門より
路通する四



成都城壁の上より南大門を望む
城壁高き二丈九尺四寸、址寬五丈五尺、周圍二十里八分、東西相距
(る據に圖道街城省川四伯紹吳)分六里、清七、距相北南分三里、清九



成都武備學堂練兵場

成都の市街

清潔なる市街

東大街

城内の三

城壁に圍まれたる市街は、地域に限りあるを以て、勢狹隘ならざるを得ず、西清の大城、蜀漢の故都たる成都も、此數に漏るゝこと能はず、然れども、城内第一の稱ある東大街の如き、優に八九間幅もあるべく、其他の各街にも、之に劣らざる處ありて、上海の城内の、到る處二轆並で行かれざることは、同日の論に非ず、流石に大都たる面目を備へたり、且つ其街の清潔なる、比較的、余從來經過したる諸城中、未だ成都の如きものあるを見ず、右の東大街に至りては、延長數町に過ぎざれども、肆店宏敞、高軒綺牕、檐頭懸くることろの招牌、長短参差、金碧目を眩せんばかりなり、試に蜀都賦中の語を假りを之を状せば、金鋪交映、玉題相輝、比屋連甍、既麗且崇といふも、支那の市街としては、過稱に非らざるに似たり、之を北京に比するに、其大固より及ぶべきにあらず、されども、其潔、遠く其上に在りといふ、全城畫して三處と爲す、東を華陽縣となす、折れて南門一帯に至る、總督衙門、按察使司署、布政使司署、提學使司、機器銀圓總局等、(砲兵工廠と造幣局とを兼ねたるもの、此内に在り、中央を成都府となす、提督衙門、鹽茶道署及び故の蜀漢皇城等、此内に在り、西、別に一廓、環らすに牆壁を以てせり、之を滿州城と爲す、即ち滿州旗人の屯する處、滿州將軍府、此内に在り、

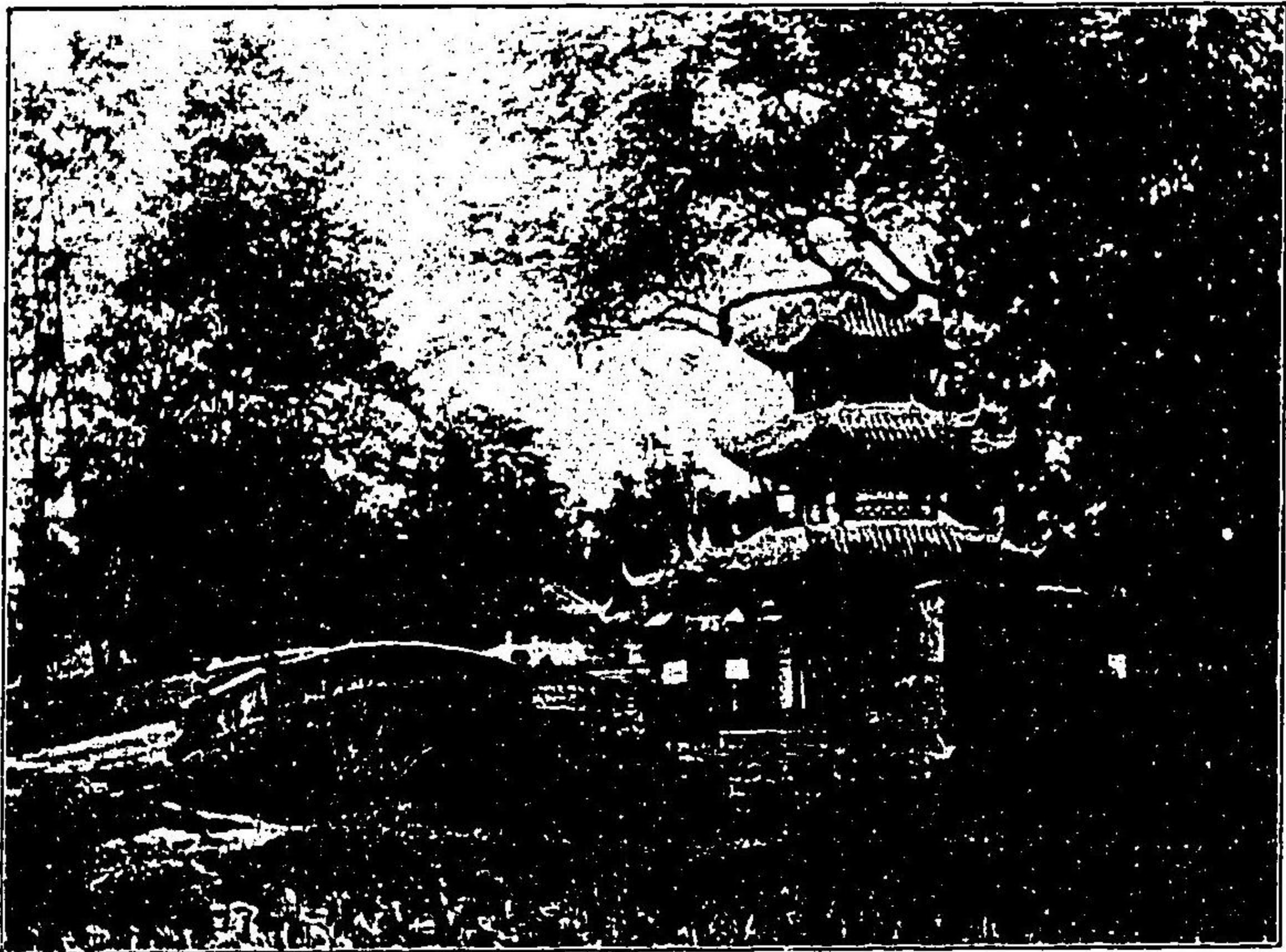
滿州城

總督と將
軍との
早

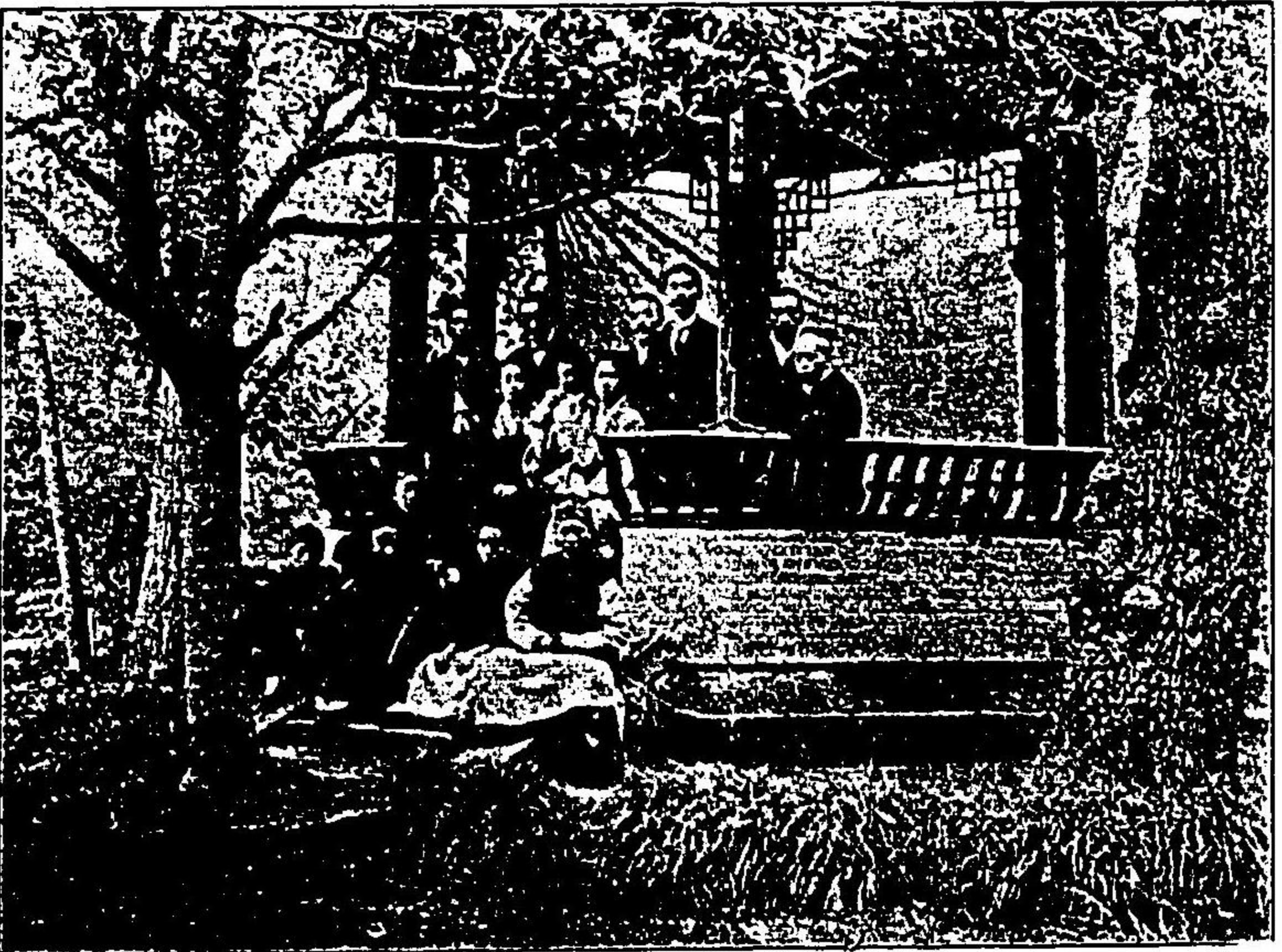
滿州兵の
練兵

滿州城は全國に數個所あり、是れ清一統後漢族鎮撫の爲め、各要處に駐屯せしめたるものにて、一種の屯田兵に近し、之が長官を滿州將軍と號し、皆滿人を以て之に任ず、總督は地方最高の官なれども、滿州將軍と同じく名を署するに當りては將軍首に居り、總督之に次ぐ、其公席に坐する時、亦た同じ、其意飽くまで漢族を抑せんと欲するに外ならず、然れども事實に於ては、虚嚇に過ぎずして、漢族の蜂起に臨み、未だ曾てこれ等の滿兵か、之を鎮撫したるを聞かず、余成都に在りて、屢ば其城に趣き見るに、彼等は其一隅なる西較場較場は練兵場なり、華陽縣の東北隅に漢兵の練兵場、東較場あり、に於て、新舊混合の練兵をなし、或は將軍衙門に隣せる空地に於て、半弓の練習をなせり、勿論練兵したりとて、せざりしとて物の役には立つべくもあらねど、矢張時時戈戟を揮はざれば、氣が濟まぬもの見たり、城中又處處に商業を營めるものあれども、飲食店或は規模極めて小なる雜貨店に過ぎず、其他は本邦の士族屋敷に似たる胡同内に住し、悠悠閑閑、日の永きに苦めるが如し、

城の各門には層樓を構へ、半ば破れたる門扇は、日出を以て開かれ、夜三更を以て閉さる、衛兵の詰處らしきもの、門内に在りて、突棒挿又袖搦様の嚴しき武具を立



滿州城内の關帝廟



明治三十三年七月長節同廟内に會する日本人總員三十名内二名



成都の市街

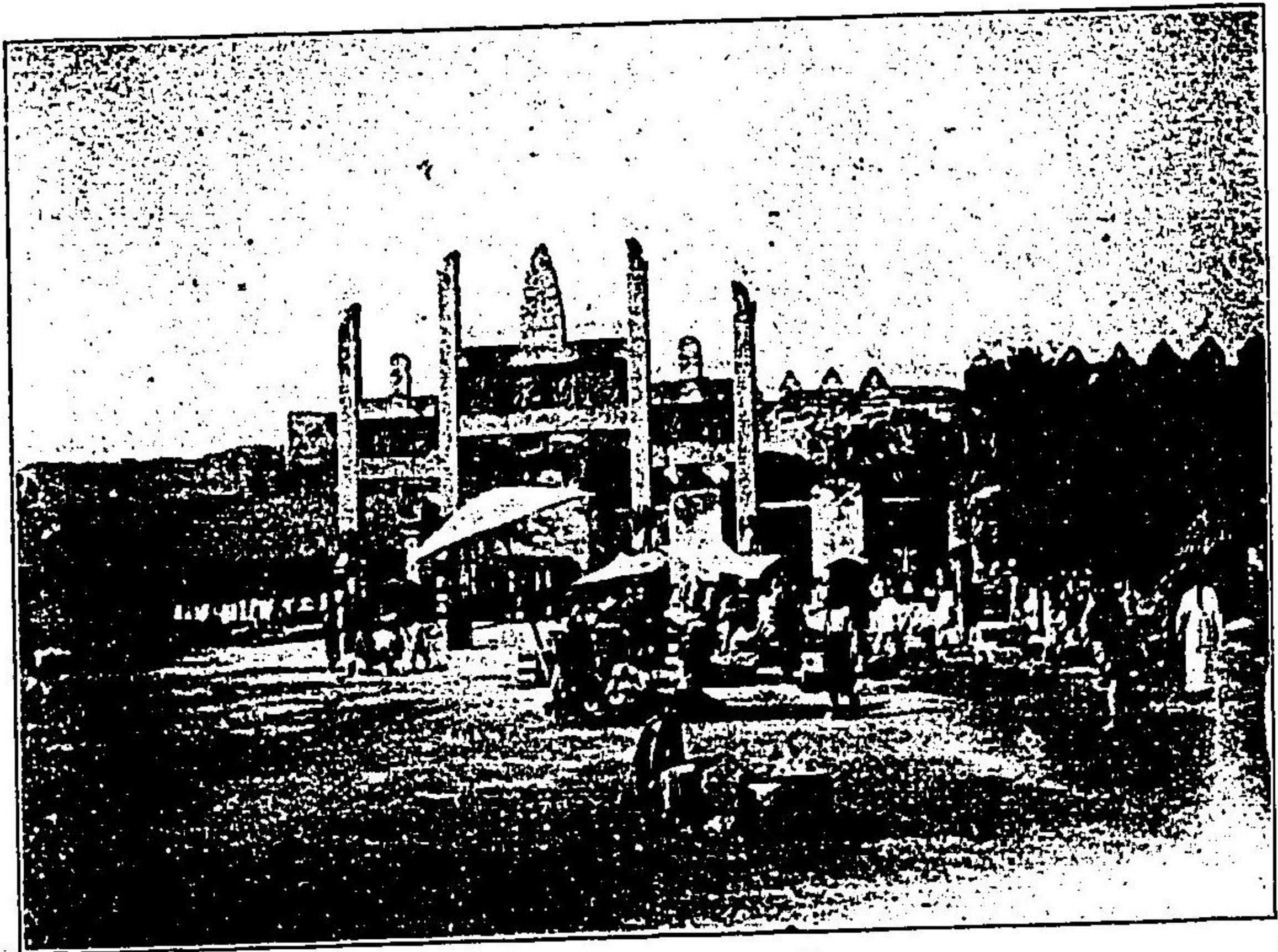
西較場及び其牧

て並べたるはよけれど、詰所は閑として人影なし、余が館は満州城と堀一重なりしが、夜半時ならず、城中にて打鳴す砲聲に、夢を砲ること常なり、初は何等かの警報と思ひしが、これといふ意味もなかりしとは、後にて知られぬ、満漢兩族斯く一壁を隔て、住すれども、此壁や竟に長に滿漢を隔つる障壁にして、彼等は決して相互に婚姻關係を結ばざるなり、而して此は漢人より他を賤視せる結果たるは言ふを俟たず

満州城に就ては、尙ほ其設定當時の形勢、人員、兵器、扶持手當、服務規律、將軍の權限等に關し、詳述し、然る後ち、成都舊

舊皇城

第三十六圖



舊皇城の南門

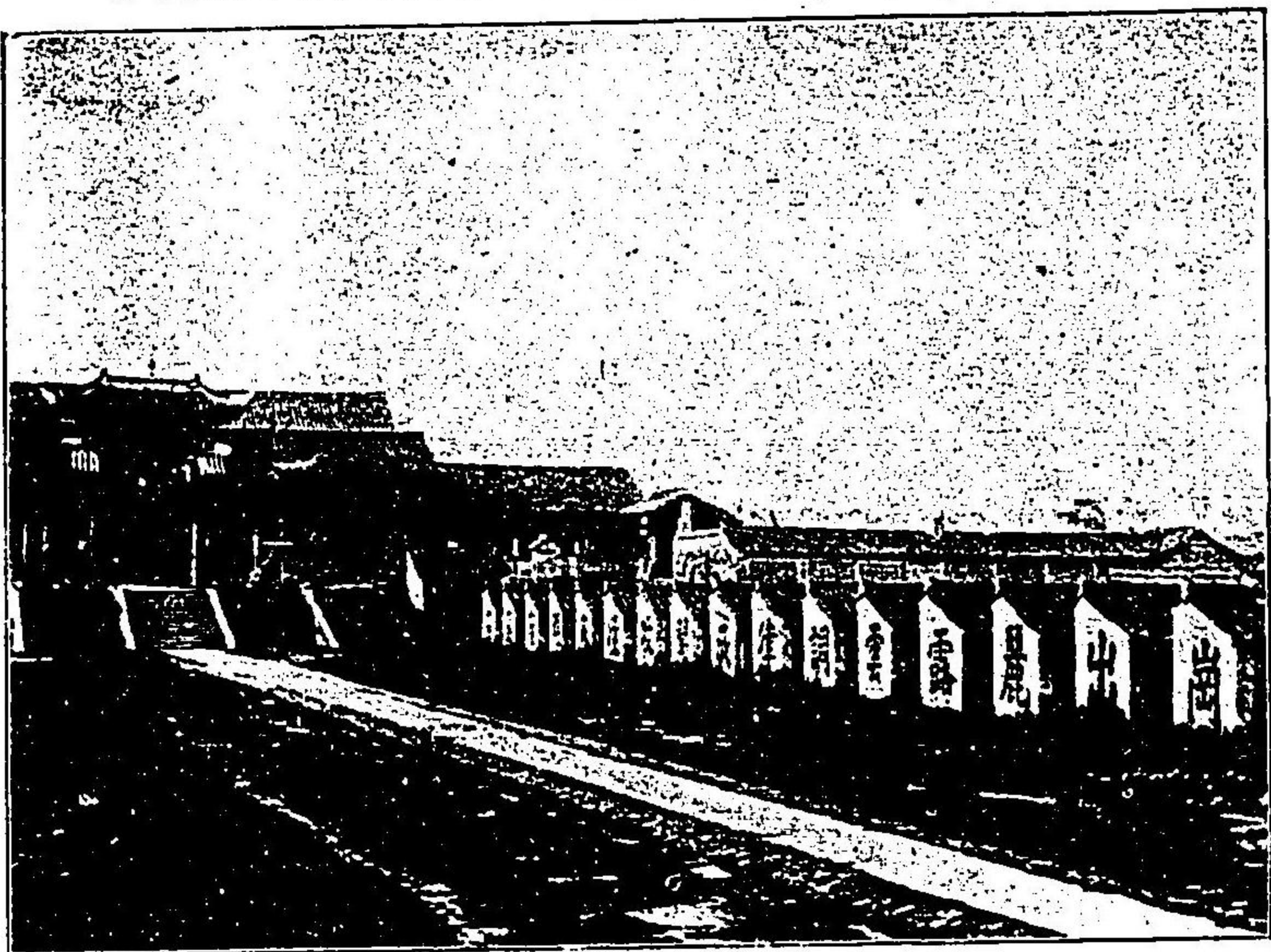
蒲州城に説及せざれば、讀者をして、明瞭なる輪廓を認めしむる能はずと雖も、其資料を集むるに迫あらざるを以て、これ等の諸項は、總て闕如せり、蜀漢の皇城は、成都府の中央より、稍や西に偏して在り、然れども、成都全城より見れば、殆ど其中央に位す、當時の制、余之を考ふること能はず、左太冲蜀都賦には、多少の記述あるも、賦中の文字なれば、之を以て考據とするに足らず、今の遺城として存するものを見るに、環らずに高壁を以てす、形南北に亘りて、長方形を成す、南東西北の四門を開く、南門(即ち正門)を龍門といひ、東を東華門、西を西華門、北を後子門といふ、龍門外大華表あり、中央に爲國

摩訶池

第三十七圖

皇城内の現状

貢院

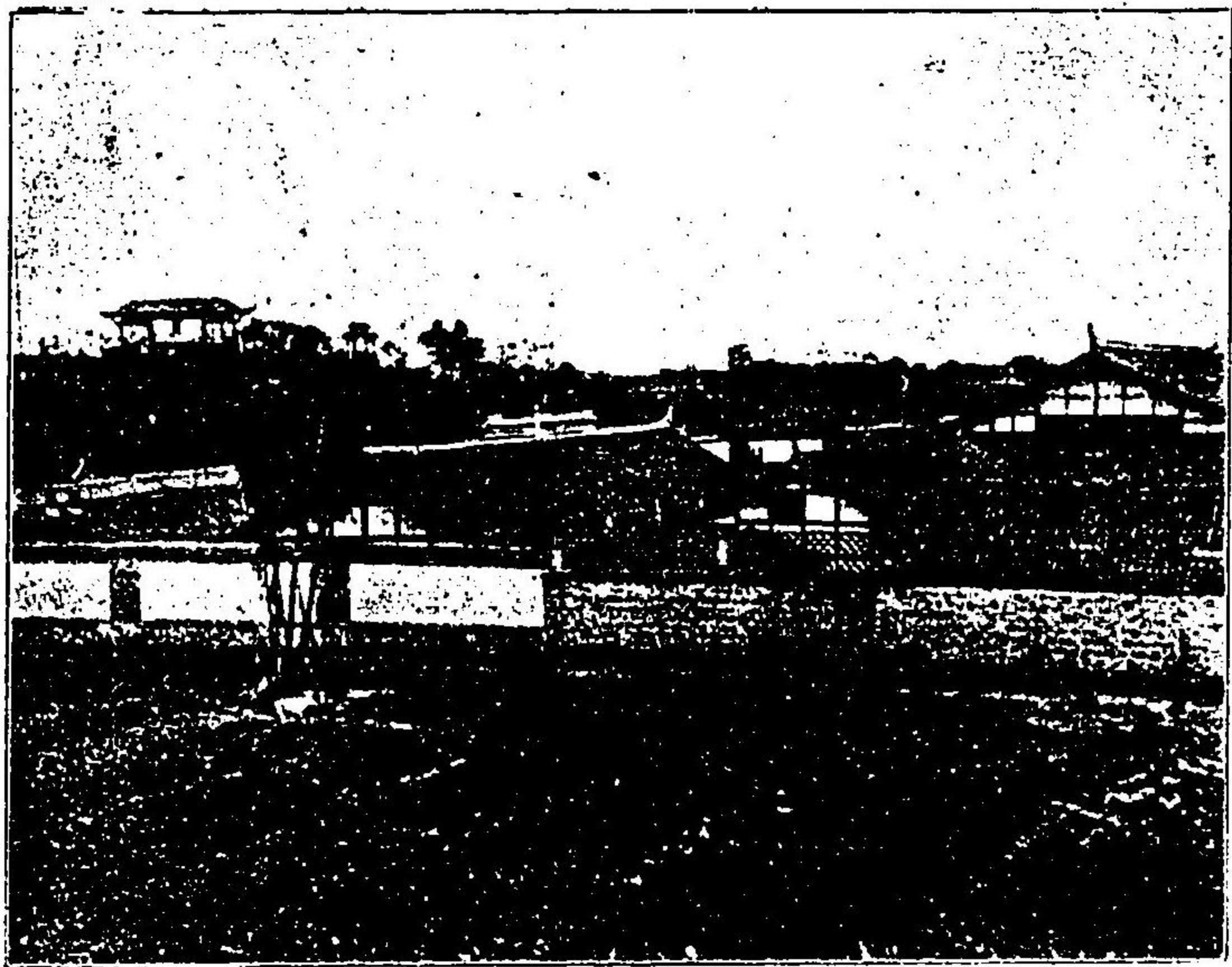


舊皇城内の貢院

求賢と題し、左に會昌、右に建福と題す、四圍の牆壁は、今日左したる要なきにや、外城の時時修理せらるゝに似て、草生じ磚崩るゝに任せり、城外に小濠を環せり、俗之を御河といふ、摩訶池是なり、其水城内に通じ、又城外の街間を曲流して、東門外なる大碼頭の上游に排出せり、蜀漢當時に在りては、城中常に舟を浮べたりしといふ、城内、現に有るところの建築物は、寶川局、軍裝總局、成都豐預分儲倉、勸工局、華陽常豐倉及ひ貢院等となす、漢時の故殿に至りては、一存するもの無し、貢院は明時の藩邸にて、科擧廢止前まで、鄉試の塲屋に充てられたり、建築の大、皇城第一となす、

成都の市街

第三十八
諸葛亮の
宅址



勸工局及煤山

今改めて東文、西文の兩學堂と爲せり、南門を入れれば、院前に至るべし、圖中の千字文中の語を記せる數棟の長屋は、受験人の宿舍なりしといふ、南門外の大華表に爲國求賢の題字あるを見れば、蓋し試場の爲めに建てられ、劉備時代の舊物には非ざるなり、

勸工局は省立に屬し、諸種の工藝品を製するどころなり、其總辦を沈秉堃といひ、大阪第五回博覽會をも見物して歸りたる男にて、成都大官中頗る機敏の聞わある人物なり、現時の建物は皆此局を起すに當りて創設せしものに屬す、

勸工局所在地は、諸葛亮の宅址と聞く、今は工場、の騒しさに、歴史も舊蹟も抹殺せ

煤山

られ居れども、屋後の見上ぐる如き高壁下に立ち、其苦蒸したる邊に、女蘿の懸れるを見ては、坐に懷古に堪わざるものあり、圖中、左方の高處を煤山といふ、傳ふらく、劉備、石炭を儲へ積み、土を上に被らせて山となじたるものと、今尙丘狀を成せるが、果して其中に炭有るや否やを知らず、一亭其上に在り、局員遊息の處となす、

成都市街の展望

煤山は、さして高からざれども、成都全地が、概して平地なる爲め、山上より略ぼ全市を展望するを得べし、夏日の如き、千屋萬家の間に、綠樹蒼蒼幾叢となく、點在せる、眺め飽かざる光景なり、余は屢ば寫真機を携へ行き、之か連景を取らんと試みしが、遂に目的を達せざりき、若し成都に於て、劉備孔明寺の碑念碑にても建てんには、蓋し其絶好の地點なり、

蜀漢の遺瓦

城郭の壁上とか、門上とかに、劉備時代の古瓦を存する處ありて、官殿に之を保管し、人の取り去るを禁せりと聞きしが、聞き放しにて打ち過ぎたり、其禁止の意が古物保存に在らば、有り難けれども、名所舊蹟廢滅に委して顧みざる風俗のことなれば、豈に此區區たる一遺瓦に就き、愛惜する所あらんや、余は其必ず其場所を壞らんことを憚る故なりと思ふなり、

余は筆を回して、再び成都市街に就き略記すべし、

交通機關

人力車

外商

街條は滿州城、成都、華陽兩縣の北半部を除くの外は概ね不秩序にして、小街又は某巷と名くる枝街に入れば、尤も複雑を極めれば、狭き場處とは言ふもの、地理に熟せざる間は、往往踏み迷ふことあり、全體より見て、井然たらざるは、甚だ我が東京に似たりと謂ふべし、交通機關は唯だ轎子一種あるのみにて、我人力車の如く、帳場轎子と辻轎子とあり、然れども、一般に粗製にして且つ小形なれば、官吏又は中流以上の輩は大抵各自に専用のもを有せり、但し單に轎子のみを有し、轎夫は外出の都度、外より雇ひ來るなり、余か成都に至る一二年前には、人力車も行はれたるが、會ま騎馬の一官人之と衝突し、落馬の末、死亡せし爲め、爾來禁止せられたりといふ、在留外人間には、間ま騎馬のものあれども、尙ほ別に一轎を備へ居れり、店舗は或種類に在りては、一街に集れるものあり、書肆、古着、古物、刺繡、毛皮、陶器、帽冠、支那靴、織物、金物、獸肉の如き、是なり、外國商品は、總べて四五軒あり、英人デビットの經營せる教科書並に博物標本店、廣學會支店、本店は上海に在り、規模尤も大にして、佛人雜貨商信義昌之に次ぐ、外に英人雜貨鶴齡洋行及び二三のものあれども、皆言ふに足らず、成都は非開港地にして、公然外商の營業するを得ざるを以て、前記の諸店は、皆支那人の名義を借れり、

北門に近き某街に、勸工局製品の販賣部あり、場内は可なりに整頓したれども、其規模の製造元たる勸工局に稱はで、甚だ小に失するは、之が開創の日、尙未た久しからざるが爲めなるべし、

外國商品

成都に於ける外國商品は主として獨、佛、米、英及日本等より輸入せらる、而して其運搬は皆上海より宜昌まで汽船に由り、宜昌より例の三峽を上り、重慶に至り、更に水路を以て成都に至るなり、宜昌以上は舟路極めて危険なれば、上海に於ける各保險公司は、皆肯へて物品保險を約せざるものとす、其商品の主たるものは、毛布、大小時計、靴、玻璃類、莫大小類、金屬器具、玩具、罐詰、酒烟、菓子、藥品、西洋食器、陶器、洋傘、洋紙、文具等にして、其餘零物列舉に遑あらず、價格は銷路の廣からさると、運搬費の巨大なるが爲め、本邦に比し、平均三四割の貴きを見るは、止むを得ざるなり、商品中尤も聲價を博せるは、獨乙品を以て巨擘と爲す、然る所以を考ふるに、第一品質堅牢、第二價格低廉、第三巧に支那人の嗜好習慣に投せるに由る、而して其物は則ち獨乙獨特の瀬戸引器具即ち洗面盤、藥罐、手提割盒を大宗とす、試に手提割盒に就き、獨乙が機敏の一端を擧げんに、元來支那には携帶用の數段に重ねたる竹製支那人は竹器の製造

獨逸商人の敏

獨逸品

外國商品

に長せりの割盒ありて、家居旅行共に闕ぐ可らざる一要器に數へらる、彼等は其竹器なるが爲め、久用に堪はず、且つ食品中にも汁氣を帶ぶものを容るゝに適せざるを知ると雖も、未だ之に代ふべきものを發見せざりしなり、獨乙は即ち此要求と此缺陷とに乘じ、例の瀬戸引を以て、同式のものを持給せり、價格は支那舊來の竹製とは比較す可らざれども、算盤高き支那人は其功用に照し、一組一兩以上なるを尙ほ以て廉なりとし、力能く之を購ふに堪ゆるものは、必ず一組乃至二三組を備ふることゝなれり、其竹製に愈る點は、第一は堅牢、第二は盛る所の食品に乾濕を擇ぶを要せず、第三火に翳すを得、第四好看、好看は體裁の善きことなり、支那人は見懸によらず、體裁を喜ぶなり、如何んぞ彼等の喝采を博せざるべき、果して彼等は舊を棄て、新を取ることを、水の卑きに就くが如く、今や獨乙輸出品中の主要を占め、又外國商品中の要品と推さるゝに至れり、更に一例を舉げんに、矢張り右の瀬戸引にて、物は即ち藥罐なり、支那にては湯沸としては、殆ど錫銅の二種に限られ、鐵瓶は用ゐず、多く銅罐錫罐を用う、而して全く實用の一方面にて、本邦の鐵瓶を以て骨董視するが如きことなし、其蓋は墜落するを防ぐが爲め、必ず紐を以て把手に繋げり、獨乙は又之をも模造せり、而して蓋紐は麻索に代ふるに、金屬の小鎖を以てせり、この品は

前の割盒に比せば、鎖路劣れりと雖も、尙ほ支那人間には少からざる賞讃を博せり、尙ほ他に獨乙が注意の行届ける例を言は、ランプのホヤに製造所の名號を記するに、英字と漢字とを以てせることなり、漢字を寫せるは尋常のことなるが、自國の文字の商界に普通せざるを知り、英字を以て之に代へたるに至りては、其敏稱すべきに非ずや、之を要するに、獨乙品は、需要には廣狭多少の別あれども、既往に於て支那人より收めたる愛着心と信用とは、將來に及ぼして、無限の勢力を大陸に敷けるものと謂ふべきなり、是れ一に獨乙が眞面目なる研究の結果に外ならず、歩を進めて考ふれば、善く詳に身を需要者の側に置き、敢へて懸空ならざるに由らすんばあらず、而して是等の研究は獨乙人に由りて遂げられたる言を俟たざるが、彼等は改めて視察杯に入り込む様子も見わざれば、主として在留の官商間に於て油斷なく注意を拂ひ居るものと覺ねらるなり、本邦人の多くが物物しく視察とか研究とかに出懸け、上海、漢口、北京、天津と紳士旅行の素通りしたりとて、何の功か之れ有らん、上海、天津等に居留する本邦商人は、數字の上にては數百數千を以て計へんも、其中の少數を除けば、大抵共喰商人に屬し、其身は支那目扱の場所に立ちながら、其支那商業とは風馬牛相及ばざる觀なれば、各種報告の表に見ゆる居留民數に照し、我對

共喰商人

外國商品

一〇五

無盡蔵の
利源

清貿易を驗せんとするは、蓋し大迂、余は商業に於て門外漢なり、然れども、旅行及び在留の間、これは必ず當らん、これは必ず向かんと思ひたるもの十數目にして止らず、若し其向の人にして、仔細に觀察したらんには、無盡蔵の利源を發見せん、而して我の彼と隔つる、一革の水のみ、其大陸沿岸第一の大埠たる上海に到るは、長崎より三十六時間に過ぎず、西洋諸本國中、交通の便、孰れか我上に出づるものあらん、加ふるに文字相同じく、言語相通じ易く、人相近き易きを以て、之を彼の西人が、疑府となり、怨府となれる間を潜りに潜り、抜けに抜け、以て勢力を扶植する苦心に比較せば、其難易同日の論に非ず、然り而して、發展の之に伴はざる、抑も何の所以ぞ、余は資本の缺乏を以て専ら之が辨解の辭となすを許さず、余を以て觀れば、我國官民を通じて、之を思ふの精ならず、之を行ふの實ならざるに由るとなすものなり、

余は成都に於ける獨乙商品に就き一言せんとして、遂に筆路多岐、頗る節外、枝を生したる嫌を招き、其説も蠶測に過ぎざれども、當時思ふところ、實に此くの如し、

本邦品

本邦品は従前曾て諸種の雜貨、成都に輸入せられしが、價格割合に低廉なりし爲め、一時は随分捌けたるども、品質の脆弱は、直に彼等の排斥するところとなれり、然れども、勿論全然跡を削られしに非ず、名古屋製置時計、大阪洋傘の如きは、相當に勢力

本邦製の
時計と洋
傘

を保ち居れり、これも品質堅牢の爲めにはあらで、耐久力を驗せらるゝ場合少なきに由る、其故何となれば、時計は主として裝飾に、洋傘は多く日傘に用ゐらるゝを以て、物質の精粗は未だ深く彼等の問ふところに至らざればなり、若し晴雨共に洋傘を携へ、時辰器として時計を備へ付くるに至らば、此兩品の前途は、果して能く今日の聲價を維ぐや否やを知らず、今本邦商人が、支那向として、特に粗質品を擇べる一實例を擧げん、西洋商人中にも、往往之れ有り、四川の某縣なる一學堂が、東京より購入したる博物標本に、明に支那行不良品と書せる附箋を發見せり、幸に其荷物が日本教習によりて開かれ、右の附箋は、毫も支那人の目に觸れざりしを以て、無事に済みしが、萬一支那人の手に落ちたらんには、由敷大事なり、以外の地に在りては、或は支那人に發見せられたることなきを保す可らず、此件は曾て在留人の某氏が日本新聞に掲げたるどころなれども、余は再びこゝに附記して、後來を戒めんと欲するなり、

本邦商人
の不徳

之を要するに、成都に於ける日本商品は、當初に一頓挫を招きてより、今に至るまで回復する能はざる状態に在りと謂ふべし

成都に於ける外國人

成都に於ける外國人

在成都西
洋人の園
別

西洋人の
業務

外國人は省内諸處に散在せるが、其中群居せるは、成都及び重慶なりとす。余は成都滞在の間、容易に成都居留外人の戸口を調査するを得べかりしに、其容易なる爲め反て等閑に失し了りたるは、今に於て甚だ遺憾とするところなり。余は三十九年六月を以て成都を去れり、今試に當時の臆計を述べんに、國別は日本、英國、獨乙、佛蘭西、米國の五國にして、日本を除き、男女合せて百人餘も有りたらんかと思はる。内尤も多きは佛國にて、米、英、獨、次を以て下るなり。獨の如きは、僅に領事外一二人と聞けり、其職業を言へば、英佛獨の領事各一人の外、英は學堂教習一人、其他は皆な商人に属す。佛も學堂教習若干あり、他は大抵宣教師に係れるが如し。獨は機器局技師二名のみ、米にも學堂教習若干あり、他は亦た醫業を兼ねたる宣教師なり。領事若くは支那政府より招聘せられたる教習の如き、或る年限を以て在留するものゝ外は、殆ど永久移住の覺悟らしく、妻子を携へ、廣大なる家屋を有し、彼輩か銳意着實に企てたる或種の計畫は、着着其歩を進め居るが如く見ゆたり。日本人等の指を屈して歸期を數ふるとは、尙に其撰を異にせり。

西洋人中尤も地盤の固り居りしもの二人有り、一はキルボーンと曰ひ、カナダの産にて宣教師を本業として醫を兼ねたり、年齢は五十左右、人品亦卑しからず、成都に

宣教師の
成功

住する實に二十年の久しきに亘り、今や巍然たる病院と廣大なる教會とを有し、院内あらゆる建築、庭園の布置、悉く故國の風に從へり、他の一をカンライトと曰ふ、米人に屬す、同じく醫師兼宣教師にして、成都に居ること十二年に及べりと云ふ、余が在留中其經營せる三層建の大病院は、殆んど落成に近けり、此土木たるや、一朝夕の業にあらず、前數年以來、徐徐に米本國よりの幸便に任せ、木材、玻璃及び玻璃を嵌入せる窓障子、其他支那にて得られざる各種の材料を取寄せ、其材悉く鳩りたるを待ち始めて工を起せりとは、彼が余に親しく語るところなり。元來成都には測候所杯の設け無く、從つて標準時の號報も有らず、各自簡略なる日時計を用ひ、居れり、カンライト茲に見るところありけん、新築の病院には、高さ二丈内外の時計臺を附設せり、其鳴響にては到底城内四隅に達せしむることは不能なるべけれど、成都に於ける時間は、大底此時計を標準とするに至るべきや必せり、蓋し勢力扶植の一捷法と謂ふべし、若し成都城内の外人の成功者を數ふれば、余は即ち先づ指をこの二人に屈せんと欲す、佛人も城内幾處に教會を有し、且つ其宣教師も概ね辨髮寬服を着け、務めて内地人に同化せんとすれども、其勢力遂に前二人の後塵をも拜するに足らず。

宣教師の兼業

右の宣教師が成功せるは、其原因、其本業の布教には存せずして、反て其兼業の醫術に在り、これ獨り此二人のみに限らず、支那内地各處に散在せる宣教師皆然り、普く全國に求めば其成功の二人者の上に出でたる、尙多あるべしを信す故に、支那向宣教師としては、醫術の素養は今日に於て必須の條件となり居れり、然れども、此術たる支那人上下の階級を通じて擬せらるゝに非ずして、全然中流以下に向つての外、應用するを得ず、中流以上は、依然舊來の儒醫と稱する漢法醫にかゝり、敢て診を洋醫に請はんとせず、下流に於ても、實は洋醫を喜ばざれど、其功驗の顯著にして且つ療費の廉なる爲め、不知不識之に歸依し、彼等が之に拂ふ些少の代價と、此政略の奏功とは、年と興に積んでキルポーン、カンライトの如き、大病院となりて現出するに至れるなり、而して此壯大なる建築物は、やがて布教上の資本となり、宣教師本來の目的は、漸を以て成就するものとす、それにつけても、彼等宣教師等が種種の不便を忍び、不測の危難を負担し、深く内地に進入し、全然移住的態度を取れるは、曠稱に値せずばあらず、

成都の列國領事

宣教師に隨ぎて注意すべきは、成都に駐在せる列國領事なり、元來成都は開港地に非らざれば、當然領事の駐在するを許さるゝにも拘はらず、重慶なる英佛獨各領事

列國の高壓手段

は副領事又は書記生を其重慶本館に留守せしめ、身は常に成都城内に駐在せり、勿論名義を旅行中の滞在に托すれど、事實は成都を本館とし、重慶を分館とし、一時に兩館を設置せる觀あり、四川總督屢ば其不法を責め、或時の如きは北京政府に稟申し、政府より直接公使に抗議を申込みたることありしが、解決に至らざりし由なり、余が滯在中、曾つて佛國領事の交渉ありしに、領事は一應其本館所在地たる重慶に立ち寄りしまでにて、直に任に成都に就ける如き、以て列國の態度を察するを得べし、我が政府が敢て此事に出でざる、固より正路に違ふものなりと雖も、氣脈を四川幹の官憲に通ずると、四川諸般の事情を調査すると、列國領事の云爲如何を觀察するとの點に於て、少からざる不便あるを覺悟せざるべからず、

省内に於ける外國人

成都以外の各地に分布せる西洋人は、重慶に在る官吏、商人、宣教師等を除けば、他は皆宣教師といふも不可無し、而して是等の宣教師は、率ね英米佛の三國人に限られ、其多くは家族を携ふる男子に屬し、其れ其れの要處に割據せり、就中佛人の如きは、明治三十九年二三月の頃は、其在成都者を通じ、百二十餘人の巨數に及び、其冒險なる者に至ては、遠く教席を大雪山下の裏塘、更に之より遠りたる金沙江東の巴塘に

佛國宣教師の内地進入

省内に於ける外國人

内地宣教師の平生

翻せるものすらあり、吾人は彼等が其何處に在るを問はず、單に宣教師として閑日を費し居るものとは信する能はず、其日本人輩に比し、諸種の科學思想を蓄へ、勤勉にして且つ觀察の深刻なるや、本業の傍、必ず何等かの研究をなし居るものゝ如し、止に四川一省のみならず、支那全國に通じ、然か思度するを得ん、支那研究上何れの部分にも、余輩日本人の想像に餘るの困難ある西洋人が、各般の事情に通曉せざること遠く日本人の上に在るもの、其根本調査の一半は正しく宣教師に由りてなされたるを疑はず、

四川人の西洋人に對する態度

次に記すべきは、四川人と外國人との調和なり、四川は人も知る如く、支那西邊の一省に屬し交通極めて不便にして、地勢別天地をなせるを以て、外人との接觸も甚だ少く、従つて外人の太だ畏懼すべきものたるを知らざれば、外人に對し殺害或は生命上の危險を加へたること、未だ曾て聞かざる所なり、尤も余が滯在中前記の巴塘に於て、佛國宣教師蠻子の爲めに虐殺せられし事件ありたれども、此の如きは未だ以て川人の志向と爲すに足らざるなり、彼の南昌事件の際には、成都の人心少しく動搖の兆見わしが、街頭に掲示せられたる總督諭告の効にや、或は人心温順の爲にや、何等の具體的反響を現せずして濟めり、將來は知る可らず、今日に於ては、蜀人と

南昌事件と四川

外人とは、先づ調和の狀態に在りと謂ふべし、今左に明治三十九年十二月の調査に係る全省在留外國人數を掲げん（日本人を除く）

國別	男	女	小兒	合計
英人	一〇二	一〇〇	六〇	二六二
佛人	一八五	三一	—	二一六
米人	三三	四〇	二〇	九三
獨人	八	二	—	一〇
其他	二二	四二	—	六四
合計	三五〇	二一五	八〇	六四五

成都在留者も此内に在りと知るべし、

成都に於ける日本人

本邦人の在留者として成都に来れるは、光緒二十八年（明治卅六年）十一月、四川武備學堂設立せられたるに由り、其教習に聘せられし本邦武官松浦寬威、皆川季孝、宮崎喜代松、田村田の四氏を以て最先と爲す、其れより余が退去の日迄、在留者は尙ほ教習の一團たりしなり、此内石塚豊次郎氏の率ある製革公司の一小團は、普通の學校

成都在留の日本人

成都に於ける日本人

在留日本
人の業務

教習と稍や其類を異にすれども、其性質たる、諸種の工技を授くるものなれば、同じく教習を以て之を目するを得べし、商業に至りては、未だ今日まで何の計畫も無かりき、成都の日本人は、上述の如く、有期契約の上にある教習のみなるを以て、現在のところ未だ一個の根底的定着を見ず、唯だ或期間内、其萍跡を托せるに過ぎず、想ふに將來縦令川漢鐵道開通するに至り、若しくは成都を以て開港場とするの日を迎ふるとも、既往の事實に徴すれば、恐くは本邦商人の發展を見る可からざらん、而して教習聘用も相手が相手なり、これに加ふるに他の一方に獨米等の妨害あれば、今後益す下火となり、遂には全く西洋人と入れ代り、成都の地には、邦人の影を留めざるに至らんも亦た知る可らざるなり、

成都の將
來に日本
人

乍去成都人の本邦人に對すると、西人に對するとの態度を見るに、西洋人に對しては一種の疑念を挿めるが如し、本邦教習との合同契約には、單に招聘條項に止るに反し、西洋人には、外に或る制限を附加せりと聞けり、余は親しく其契約書を見ざる爲め、其制限に關する詳細の點は知らざるが、要は旅行等に際し、山岳を測量すべからざること、礦坑所在地に出入すべからざること、に外ならざるとか、余輩の知れる範圍にては、此制限を加へられしは、一英國教習のみなれども、其他の西洋教習に對

在留日本
人の業務の
細別

しても、必ず同様なるべしと思はる、餘程西洋人は薄氣味悪きものと見ねたり、在留本邦人は明治三十六年六月末の調査にては、最初の一行たる松浦氏の一隊共に男子四名なりしが、余が出發當時即ち三十九年五月末の調査にては、合計二十七名(内女三名、小兒一名)なりき、余も此内の一人なり、其間去來出入ありたりしが、余が出發當時を以て、最も多數となす、其後の員數は詳にせざれども、其更に増加したる由は歸客によりて之を知れり、

官報書局
の日本人

成都在留の本邦人は、概言すれば、其職皆教習なり、之を細別すれば、學堂教習と工藝教習とするを得べし、余は此區別に従ひ、述ぶるところあらん、工藝方面は製革公司に於ける石塚氏の一團と、官報書局に於ける今村辰三氏との兩種あり、先づ今村氏の方より記せんに、其任所たる官報書局は、各省とも一所づつ、設立せられたる印刷局にして、書籍出版と印刷局とを兼ねたるものなり、今村氏及び外三氏は、其印刷局部面に屬する活版、鑄字、石版銅版等の技師として、三十八年二月を以て招聘せられたり、余が出發時には、殘留者は僅に今村一氏となり、餘は其以前に於て悉く歸國の途に就きぬ、石塚氏は四川に於ける故參者の一人にして、初め重慶に於て商業を營み居りしが、成都に勸工局の設立せらるゝに及び、其幹事とし

成都に於ける日本人

勸工局の日本人

て招かれ、本邦より呼び寄せたる製革司二名、時給師一名、金工二名、外四名を伴ひ、三十七年十二月を以て成都に來れり。此勸工局は他省にも設立せられ、その省内唯一の公立工藝品製作所なり。斯くて石塚氏は約一年、本邦各技手と支那人側の職工とを董し居りしが、技手等故ありて漸く局を去り、殘留者は石塚氏と製革司小西織之助氏との二名に減せしが、勸工局總辦沈秉堃氏と石塚氏との間に、別に製革公司を起すの議整ひ、三十八年末、遂に其の成立を見、工場を成都東門外に開くと同時に、沈氏其總辦を兼ね、石塚氏支配人に、小西氏技師長に任じ、全然勸工局との關係を断てり。當初は石塚氏指揮の下に、小西氏一人にて、職工の教育、製革其他の工務に當り居りしが、石塚氏諸種の器械買入の爲に歸國したる序に、靴工、靴工、飭職等の各技手三名を携へ、余が出發前一月を以て、成都に回れり。當時の談によれば、將來は毛布工、莫大小工をも増聘する預定なりとのことなり。知らず現在狀況果して如何、製革公司は資本金十萬兩約十四萬圓より成る官立會社にて、其營業主目は、四川軍隊所用の皮革具及び一般需用の革具の製造となす。將來毛布工、莫大小工を増聘せんとするものも其目的は主として軍隊用に供するに在り、其材料の一部は、本邦若しくは西洋品に仰ぐも、主材たる牛皮、或は羚羊皮は悉く土産を用う。羚羊は省内西部の山中に

製革公司の日本人

製革公司の内容

各學堂の日本人

産し、其毛皮は敷物とすべく、其革は尤も製靴に適せり。公司設立當時の總督錫良も沈總辦も今は俱に雲南に轉任し、後任者幸に前任者の遺業を是認し居れるや否や、余は日本人發展の上より見て、甚だ懸念に堪わざるなり。

學堂側の邦人招聘は明治三十六年に於ける、武備學堂の松浦氏一行を以て其最先とすること、前に述ぶるが如し、爾來、諸種の學堂設立せらるゝに従ひ、陸續邦人の聘用を見るに至り、三十九年に及んでは、二人の女教員さへ入り來れり。試に余が出發前一月即ち三十九年五月の調査に由る各學堂本邦教習數を掲ぐれば、左の如し

高等學堂	三名	成都府中學堂	一名
客籍學堂	二名	東文學堂	二名
嘉定中學堂	一名	中央師範學堂	二名
鐵道學堂	三名	淑行女塾	二名 (女子)

合計 十六名 (内帝國大學出身四名、東京高等師範學校出身六名)

省内に於ける日本人

其後時時出入ありしが、現在に於ては、三十名に近しとぞ。

省内に於ける日本人

成都重慶
以外に在
留せる日
本人

九年五月現在數左の如し、

彭縣中學堂	一	名	家族女一名	順慶府師範學堂	一	名
彭山縣中學堂	一	名	資州家庭教師		一	名
瀘州師範學堂	一	名	瀘州女學堂		一	名 (女子)
長壽縣中學堂	一	名	夔府中學堂		二	名
永川縣中學堂	一	名	眉州中學堂		一	名

合計十二名 (内帝國大學出身一名其他不詳)

飛殿在留
の日本人

三十九年五月に於ける重慶在留者は、領事館員及び自己設立に係る學堂教習一名の外、悉く商業家に屬す、當時の口數左の如し、

	男	女	小兒	合計
領事館	三			三
有隣公司	二			二
日森洋行	二			二
大阪公司	一			一
某學堂	一			一

四川全省
に於ける
日本人の
總數

太和洋行	二			二
瑞和洋行	一			一
某燐寸公司	一			一
其他	四	二		五
合計	一七	三		二〇

成都重慶及び各地方を通算すれば、共に五十九名内女八名、小兒一名となす、明治三十九年十二月末の日本領事館調査に據れば、共に八十名内女九名に上れり、然れども之を同年月調査の西人に比較する時は、僅に第三位に居るなり、既往十年間の發展として見る時は、區區八十の少數は、未だ以て快とするに足らず、況や此内十數名を除くの餘は、大抵一時の鴻爪を留むるものに過ぎざるをや、之を洵し、之を汰して考ふれば、西清に於ける本邦人の根柢的發展は頗る寂寞の感無くんばならず、雖も其直接支那人を以て對手となせる、上海天津等の多數の商人が共喰的なるを、甚だ其科を異にする、吾人聊か人意を強うするを得べし、在重慶邦人の事業は、後筆出蜀篇中に於て記述せんと欲す、

附記重慶大日本帝國領事館管内日本人總員左の如し(明治三十九年十二月末調)

管内に於ける日本人

査

所在	男	女	小兒	合計
四川省	七一	九	一	八〇
陝西省	一六	一	一	一六
甘肅省	一	一	一	二
雲南省	八	一	一	八
貴州省	四	一	一	四
合計	一〇〇	一〇	一	一一〇

成都本邦人の生活状態

衣服は重慶にては、職業上支那装をなせるものあるに反し、成都にては婦人の外皆に洋服を用う、然れども、城内一戸の洋服裁縫師一人の西洋洗濯司(以前本邦人の洗濯屋城内に開業し居たるが、故ありて歸國せり)なくシャツ、カラーの如きは重慶に送れば、洗濯のみは事足れども、往復一ヶ月以上を費するを以て、當座の間に合ふべくもあらず、時ありてか幸便に托し、本邦或は上海邊よりシャツ等の類を取り寄するを得れども、忘れたる時分にあらずば現品到着せず、若し郵便を以て本國に申し

衣服

住居

送れば現物の来るは、早くとも往復六十日の後に在り、小包郵便物なりせば、本邦發送の日より三ヶ月餘の久しきを経ることあり、此くの如くなるを以て、平居室内に在りては、多く和服を着し、務めて洋服類を汚さざるやうにせり、想ふに是れ支那内地居住者は、何人も感ずる不便なるべし、

住居は、教習は家族携帶者の外、皆學堂内に住せり、建築は洋風もあり、支那式もあれども、二室乃至五室、且つ卓椅の類をも供せらるゝを以て、住の一事は左程不自由を覺ゆることなし、若し城内に一戸を構へんとせば、少くとも、一ヶ月三十兩の家賃、百兩以上の押租(敷金)を納るゝに非ずんば、中流以上に居ること能はず、物價の低廉なるに反し、借家賃の高きこと驚くばかりなり、是れ畢竟城内の宅地に限りありて、既成の家屋以外に、容易に増建す可らざるに由るならん、漫遊家一時の滞在に當りては、矢張客棧に投するの外無し、食費油炭費を合せて一ヶ月十圓内外にて足れり、食物は、學堂居住者には、堂内より饌を具するを例とす、三食にして毎食三四菜を備へ、毎月四五兩とす、勿論純粹の支那料理にして、到底これのみには堪わざるを以て、各自に簡單の日本料理、又は西洋料理を作り居れり、其材料は、海鮮以外、大抵調するを得るなり、但た日本醬油、日本味噌、鰹節の如き、城内にて求められざる品のみ、重慶

食物

日本食料品

なる大和洋行に仰げり、されど現品到着迄には月餘を要し、時によりては、品切となることあれば、一瓶の醤油にても、疎には用ゐざるなり、酒も大和洋行に注文すれば、丹醜を招くことを得、洋酒類は日本麥酒を初め、葡萄酒、シヤシペン、シエリウイスキ、等、皆城内洋貨店に在り、余が滞在當時は、日本麥酒一瓶、實に一圓の高價なりき、大約上海の二倍、本國の四倍に當れり、其他罐詰類、西洋菓子杯、尋常のもの、一として調はざる無し、其價は、運搬の不便に照せば、實は決して高しとは言ふ可らず、衣食住の三者中尤も便利なるは食物なり、

各街に散在せる同胞、近きものは毎日、遠きものは一週一回或は二三回相往來し、相も變らざる話頭に故郷の遠きを忘る、余が入城以前には、特に市内に一家を借り、日本俱樂部の設置ありしが、故有りて解散し、其後復た再興せざりき、

祝賀、同胞送迎或は時時の會宴は、城内なる駱公祠、丁公祠、西來寺、瀟州城内關帝廟、南門外望江樓にて催せり、此諸地は成都にての公園又は準公園とも稱すべきところにして、支那人等も多く之を以て宴場に充つ、此中余等の尤も用ゐる居たりしは駱公祠にて、望江樓を措きては、亭榭園池の趣、此右に出づるものなし、

同胞の會宴は、在留中こよなき快事にして、各自得意の隱藝、新輸入の俗謡、此時を以

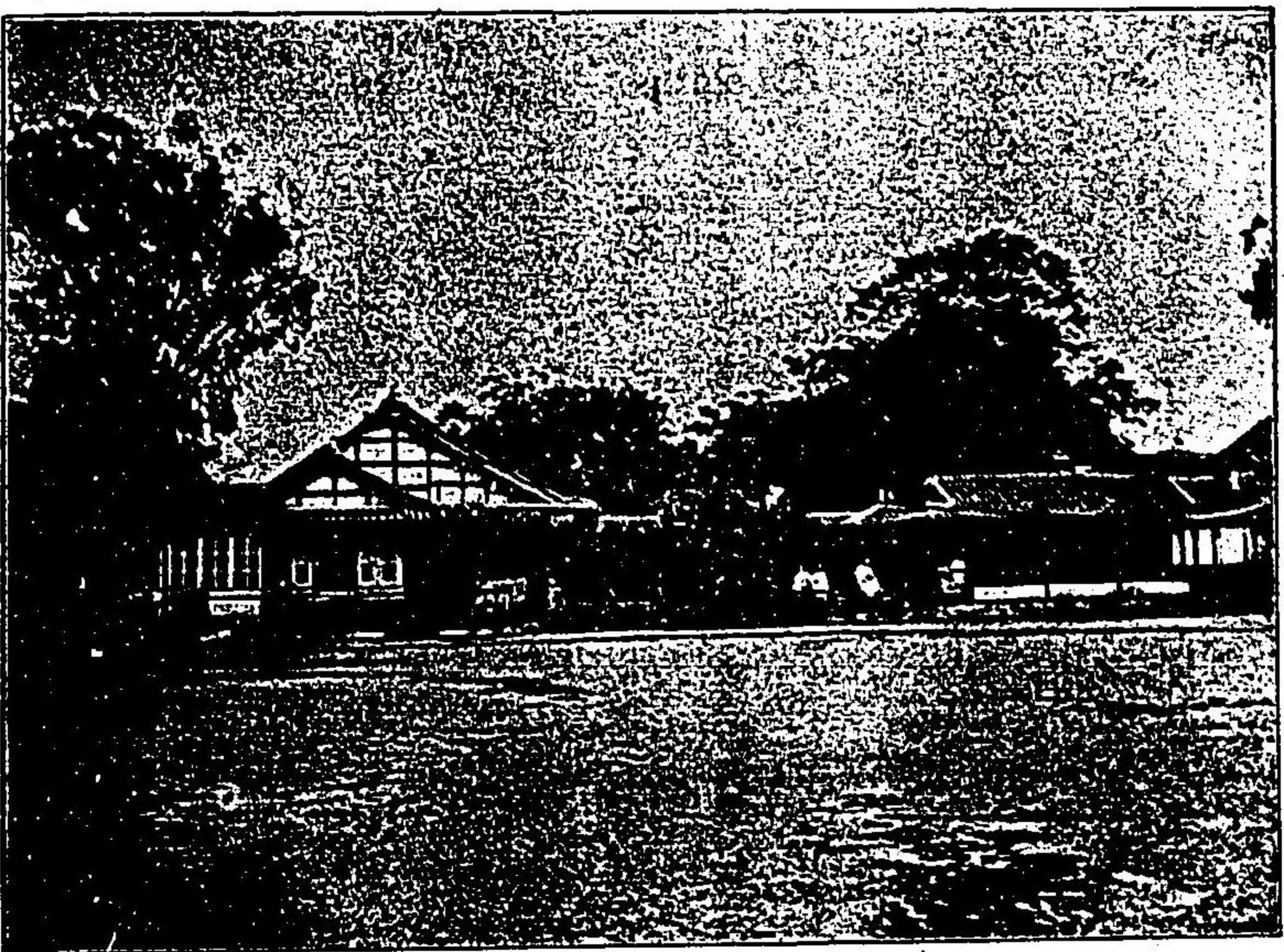
日本人の娯楽場

會宴の隆

第三十九圖

疾病

流行病



成都本邦人の生活状態

研究の祠

て餘蘊なく、擺け出さるゝなり、歡迎の際は、新來の者例必ず一藝を演じ、以て參班の儀と定めあるが如き、無邪氣なる掟と覺わたり、

在留中、最も恐るべきは疾病なり、幸に成都は、雲南貴州邊の如き、毒烈なる瘴癘の氣なく、又た上海の如き、其地特有の風土病なる者もなければ、肺患の多き土地なるを以て、動もすれば、其の侵すところとなることあり、縱令他病に罹るとも、醫藥の乏しき、決して完全の治療を施すを得ず、支那舊來の儒醫、菜食人種に適應せず、カンライト、及びキルボーンの二洋醫あり、雖ども、洋藥に慣れざる體質にこそ、華陀扁鵲に當れ、余輩は未だ安んじて生

命を托する能はず、重慶に赴けば、比較的完全に近き病院あれども、水路にして五日を超え、陸行なれば十日以上を要すべし、此長途の間に、病軀を運ばんこと、容易の業にあらず、無事息災の日は、醫者も薬も、心に在らざるが、一旦體氣和に違ふや、笑談場は忽ち變じて死の第一門となるべし、現に一邦人、着城後、未だ一月ならずして、内疾に侵かされ、件の宣教師病院に入院せしも、全快に至らず、臥蓐半歳、遂に其職を棄て、藥餌を擁して歸國せしものあり、又某人の如きは、治療手後れとなり、病勢大に募るに及びて、始めて歸國し、間もなく歿せしものあり、斯る遠僻の地なれば、大概の病は自療する積りにて、平素藥局方、一通の藥品、一枝の驗温器位は携帶し、常に病を、其未だ發せざるに防々の心懸なくんば、竟に救ふ可らざるに至らん、

次に成都に在りて不便を感ずるは、本國どの郵便なり、余が在留間、東京に送りたる信書中、最も早く到着せしは二十八日間、東京より發せしは、三十日間を以て第一と爲す、遅きは並に三十五日乃至五十日を過ぐるなしとせず、小包に至りては、更に之より甚しとなす、其郵程は本邦より湖北沙市日本郵便局まで、日本郵便に由り、沙市より、支那郵便に轉じ、重慶總局を経、成都に送らるゝものどす、重慶には本會て日本郵局の設置ありしが、居留民過少なりし爲め撤廢せり、沙市以西、支那郵便に歸すれ

郵便の不

ば、郵便物は馬背若くは挑夫に由りて傳送せらる、其多日を要する、怪むに足らざるなり、随分途中保管の方法も不完全なるべきに、絶わて不着、紛失せし等のことありしを聞かざるは、聊か感心に値せり、郵便は直接投局の後は、安心なるが、使に持たせて局に送れば、途中に於て、やゝもすれば行方しれずとならざるも限られざる恐あるを以て、余は封書、端書に論なく、一切發送番號を付し、送信簿を添へ、直接本局に致さしめ、其領收スタンプを捺せしむることとせり、

本邦より送る小包は、沙市日本郵便局までは、何の仔細もなければ、沙市よりは支那郵便に屬し、別に料金を納めざる可らず、然るに本邦發送局の往往支那郵政に通せざる、差出人をして沙市までの料金を拂はしむるを以て、沙市局にて受付け、好意を以て、大阪商船に托して、宜昌なる大阪公司に送り、公司は又た好意を以て、之を重慶大阪公司に送り、重慶より飛脚に委して成都に送り、始めて受取人の手に落つるなり、故に沙市重慶間は、全く無賃送達となす、沙市局より大阪商船に托し、呉るゝは、唯だ其好意に過ぎざれば、退送せられたりとして、沙市に對しては、苦情を言ふべきに非ず、差出人は當初發送局に問合せ、其証言を聞き、差出したるものなれば、退送を受けたる場合には、宜しく發送局に向ひ、其責任を問ふべきなり、本邦差出の小包には、

小包郵便

斯くの如き面倒あるを以て、余等は豫め沙市よりの小包料金として、十元ばかりを沙市局長に送り、特に轉送方を依頼し置きたり、大阪商船、大阪公司を煩すの厄、こゝに於てか免る、而して郵便物の受取人に達するや、一個につき、成都入城釐金税若干（三十錢と記臆す）を徴せらるゝなり、又其容積の極度も、日本は清國より大なるを以て、一個として送りたるものも、時ありてか、沙市に於て兩個に分包せざるを得ず、受取人は豫め清國規則を差出人に通知しおかすんば、沙市局に對し、重ね重ねの手數をかくるに至るべし、斯る繁雜なる取扱を経て、在留人はやうやく故郷の送品に接するなり、厄介至極といふべし、普通通信書は日清兩國の連絡あるに、何ぞ獨り小包に於て右様の缺陷を遺せる。

支那郵便規則は大清郵政章程と名け、清國各郵便局に於て發賣せり、一部の定價百五十文となす、内地旅行者在留者は、宜しく一本を本國の家族及び關係者に送り置き置くべし。

骨董の流

余が到着後數月の頃よりして、邦人間に流行せしは、骨董蒐集なり、初の程は、友人相誘ひて出懸け居たりしが、言語も通じ、支那人の氣合も略ぼ了するに及んでは、一堂内に同居せるものすら、そと隠れて拔擢の功名を博せんとするに至り、圖らずも向

ふにて行會ひ、互に他處よりの序に一寸素見しに來りしやう言ひ繕ふことあり、客籍學堂本土氏の如きは、花瓶、香爐、陶器類、積んで最大支那靴一杯となれり、其餘各人多少の獲物あらざるもの無く、一時は品評會を開くの議まで起りし程なりき、其品の善惡、價の高下は姑く措き、邦人の娛樂として、興味あるものと覺えぬ。

省内本邦人の生活狀態

成都重慶の本邦人は、故國に比すれば不便ながら、常に多人數一團をなすを以て、喫煙和樂の歡を取るを得るに反し、各地方に索居せるものは、其家族を帶するか、同僚にてもなき限り、全く塊然たる獨處なり、交通機關不自由なれば、彼此來往意の如くならず、僅に書信を交換して其消息を報するのみ、其同胞と會するは、旅次の訪問を受くる位が關の山なり、余が在留中は地方の邦人は悉く教習にて、従つて尊敬も受け、又住めば、都の譬あれば、本人に取りては、左程の寂寥も感せざるべけんが、旁人より見るときは、雨夜風晨、さこそ故郷の懐かしからめと思はるゝなり、尤も心に關するは健康にて、一旦病床に就きたる以上は、衣食住すべて心の欲する所と伴はず、土地次第にては、覺束なき宣教師醫者を請するに、四五日程の遠路を駈け付くることあり、現に順慶府師範學堂に教習たりし某氏の如きは、一と夏赤痢に罹りしが、手當

日本教習
の客死

巴蜀

二二八

不行届の爲め、遂に敢へなく室内にて落命せり、當時同胞としては一人も府内に居らざりければ、訃報の重慶に達するや、在留邦人出張して之を化灰せり、斯る例は稀かなれども、群を離れて孤客となれるからは、いざといふ場合に臨めば、何彼にかけ、一方ならざる不便と困難とに遭遇せざる可らず。



漢洲補碑之殘字

汝帖題曰蔡邕書

成都の教育

成都の教育は、明治三十六年中に於ける本邦教習の招聘を以て、舊新の界線となすべし、其れより以前、西洋宣教師の家塾らしきものありしかも知らざれど、是等は未だ以て教育沿革史中に参ゆるに足らざるなり、其最初に聘せられたるは、武官松浦寛威外三氏にして、此四氏は武備學堂に在りて、軍事教育の端緒を開けり、次は其年十二月高等學堂に聘せられたる池永太六、和田喜八郎、東文學堂服部操の三氏にして、普通教育は、此三氏の初めて輸入するところ、新學堂も當時は右の三所に過ぎざりしなり、乃ち四川の新教育は、本邦人に由りて移植せられたりと謂ふも過言にあらず、其招聘の任に當りたるものは、當時視察の爲めに來朝せる、成都人高等學堂總理胡峻氏と爲す、合同契約は、武備に屬するものは、參謀本部を経由し、其餘は皆個人間の私結に係る、爾來の招聘は悉く此例に従ふ。

五十二歳
の小學生

明治三十八年十一月(光緒三十一年)成都武備學堂練兵場にて舉行せし運動會の際、城内公私立各學堂悉く集合せり、其數三十七校、學生合計二千八百二十一名を算せり、一校の學生、四百名を最多とし、十名を最少とす、學生年齢に至りては、區區にしてこれが標準を認めがたく、十六歳にして高等學堂に在るものあれば、五十二歳にし

成都の教育

二二九

て高等小學に在るもあり、本邦杯にて、孫の有るべき老夫が、小學生徒たらんには、直に新聞種となれども、支那人間にては、自他共に異むところなし、縦令其目的が那邊に存するにせよ、彼等が往往其年と相忘れて、學に趨くものあるは、吾人大に其志を壯とせざるを得ず、

成都の學校數の學生數

余が出發時には、右三十七校の外に、鐵道學堂、中央師範學堂、淑行女塾其他二三の新學堂設立せられたれば、學生總數優に三千名を超え居たりと覺ゆ、學堂の種類は、高等學堂一所、中學堂四所、小學堂十所、小學程度の公私立學堂共に六所、中央師範學堂(高等師範)一所、師範傳習所三所、普通工藝に屬する學堂三所、機器局工藝學堂一所、日本遊學豫備學堂一所、東文學堂一所、英法英佛文學堂一所、測繪(測量製圖)學堂一所、警務學堂一所、軍事に屬するもの、武備學堂外二所、軍醫學堂一所、鐵道學堂一所、淑行女塾一所、體育學堂一所、滿州八旗小學堂一所、華美學堂二所、教員は支那人及び外國人なり、外國人中にては、日本人其主要部を占め、數もまた遙に西洋人の上在りき、且一時日本教習の勢力昂漲せる際は、各堂より兼務を請ひ來り、甚しきは日本教習關係の名を以て、學生吸集の一策となせしことあり、西洋教習は、當時余の知れる範圍にては、英人一名、米人一名、佛人一名なりしが、尙他に四五

日本教習の勢力

英米教習の増聘

名位ありしやうに記憶せり、北京廷の方針、一び西洋文物直輸入主義に傾き、留學生の登用上にも、日本留學生と、西洋留學生との間に、甚しき輕重を設くるに至り、其餘波、延いて四川にも及び、明治三十九年以後、俄に英米教習を増聘せしが、尋で又本邦教習の増聘を見るに至り、最初より今日まで、成都—四川—の教育は、依然として本邦人の手に存せり、

支那人は一般に、日本教習に頼るを迂なりとし、内心西洋人のみを聘せんと欲す、れど、招聘手續の面倒、旅費、俸給の多額、教授上言語の困難等の爲め、擅に其志を行ふ能はざるもの、如し、

省内地方の教育

小學堂は不十分ながら、各府縣大概設置せざるところなし、其教員は成都にての速成師範科出身多きを占む、然れども、稍や學堂の概を備へ、有資格(?)の教員に由りて教育さるゝものは、僅に城市所在の地に止り、寒村、僻邑に至れば、古廟内にて村夫子

小學堂

省内地方の教育

三字經位を授け居り、我國の寺小屋にも及ばざるところあり、しかし流石に體裁好きの支那人として、白塗の長板に漆書せる、堂堂たる初等小學堂の看板を掲げ、屋内には試験成績表杯を掲示せり、首府にて養生しつつある師範生が、村邑隈なく配布せらるゝは、尙ほ遼遠なる將來に在り、

中學堂

中學堂、師範學堂は、全省成都を除く、通じて數所に過ぎず、其始めて建設せられたるは、瀘州經緯學堂後の川南師範學堂にして、光緒二十八年二月開校せり、之に次ぐを永川縣達用中學堂とす、其年六月に開校せり、これ等の諸校を通じ、大底本邦教習を聘し居れど、支那第一の大省に、七人や八人列べたりとて、たゞに晨星のみならず、省内中等教育の普及は、果して何れの時に在るか、遼遠遼遠、逆めトす可らず、余は地方教育に就き、更に記したけれども、他に特筆すべき題目を發見すること能はず、又四川の女子教育は、僅に二個の高等小學程度の女學校に由りて代表せらる、一を成都の淑行女塾とし、一を瀘州の瀘州女學堂となす、淑行女塾は成都有志者の共立に成り、生徒三十内外を有す、當初は高等學堂池永氏の妻、其教員たりしが、後ち故ありて辭職し、爾來久しく廢校となりしに、明治三十九年の春、東京より女教員加藤峯、今野八重の二氏を聘し、改めて學期を開けり、瀘州女學堂にも淑行と前後して、一名の女

女子教育

教師を聘したり、四川の女子教育は右の二校に由りて、微しく其萌芽を發せり、其能く生育して花實を着くるに至らば幸なり、

余は日本女子の清國教習に聘せらるゝにつき、意見あり他日言ふ所あらん、

四川の教務は、提學使之を掌ること各省と異ならず、余が在留中の提學使は、前夔府知府方旭にて、學務總辦としては、自らも任じ、人も許し居たる人物なり、教育機關雜誌には、四川學報あること、亦各省の如し、四川學報は光緒三十一年の創刊に係り、毎月一回提學使司より發行す、掲載主目、諭旨、奏議、公牘、章程、講義、譯編、論說、選報、圖表、及び附編の十項に分たる、其性質、全省の學報たれども、實際の記事は、概ね成都一城の消息に過ぎず、又別に全川學務研究所なるもの、成都に設立せらる、即ち四川の教育會なり、名は全省といふも、其議する所、多くは成都各學堂の問題に出でず、蓋し未だ地方に及ぶに遑あらざるなり、要するに四川教育は、西清に在りてこそ、比較的完全なれ、遠く之を希望の上より見るときは、尙ほ未だ混沌時代を脱せず、

蜀人の氣質

同じく支那人なれば、蜀人なりとて、其通有性の外に在る能はざるは勿論なり、然れども、地勢の中原と阻隔し、自ら別天地を畫せる山國にして、豐富なる天惠に浴せる

四川學報

全川學務研究所